

厚生労働省

表 13-4 厚生労働省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表 13-4-① 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

政策の名称	周産期医療体制の基盤整備・強化	
政策評価の結果の概要	<p>(事業の概要) 周産期にある妊産婦のうち、特に危険度の高い者を対象とし、出産前後の母体及び胎児・新生児の一貫した管理を行う施設（総合周産期母子医療センター）に対し、その運営費を補助する。また、妊婦搬送の受入れの促進を図るため、近隣の開業医等が夜間・休日等に応援診療を行う場合、その医師等への謝金に対する補助を行う。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無（有） 周産期医療を含む地域医療の確保については、地域差を生じることがないように、行政機関が主体的に取り組む必要がある。 ② 国で行う必要性の有無（有） 総合周産期母子医療センターの整備は重要な課題であり、全国どの地域においても国民すべてが一定水準の医療を享受できる体制の整備が必要となっており、国として支援を行う必要がある。 ③ 民営化や外部委託の可否（否） 民間の医療機関等の取組に係る費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。 ④ 他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無（無）</p> <p>(有効性の評価) 本事業が実施されることにより、周産期医療体制の充実が図られ、母体搬送受入困難事例等の減少が期待できる。</p> <p>(効率性の評価) 周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの充実・強化を図ることにより、特に危険度の高い者の救命を図るとともに、地域全体の周産期医療体制の充実を図るものである。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、必要な予算を計上した。 ・ 平成 22 年度予算額：1,613 百万円 [平成 21 年度予算額 887 百万円] (注) 行政刷新会議「事業仕分け第 2 WG」の評価結果(予算の縮減(半額))を受け、過去の執行状況、診療報酬改定の動向等を踏まえ、対策に支障が生じることのないよう必要な額を計上。</p> <p>○ 定員 評価結果を踏まえ、救急・周産期医療等の強化・充実のため、平成 22 年度 4 月より、小児・周産期医療専門官(1 人)を新たに配置した。</p> <p>○ 税制改正要望 評価結果を踏まえ、周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する周産期医療の用に供する不動産に係る不動産取得税の特別措置について、適用期限を 6 年延長の上、廃止することとした。</p>	
概算要求への反映		○
機構・定員要求への反映		○

政策の名称	労働契約法等活用支援事業	
政策評価の結果の概要	<p>(事業の概要) 平成 20 年 3 月 1 日から施行された労働契約法について、その定着を図るため、専門家の活用等により、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。 具体的には、以下の事業を実施する。 (1) 専用サイトによる情報提供・相談対応 ① 1 問 1 答形式の活用など身近でわかりやすい情報提供 ② 項目毎に裁判例の収集・整理を行い、労働契約法に明文がない民事的ルー</p>	

	<p>ルの紹介</p> <p>③ 専門家によるメールでの相談対応等</p> <p>(2) 裁判例を踏まえた相談時の紛争解決マニュアルの開発</p> <p>(3) 働く人のためのルールに関する教育</p> <p>① 労働者向けセミナー・学校への出前講座用の研修テキスト作成</p> <p>② 労働者向けセミナー・学校への出前講座の実施</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無 (有)</p> <p>平成20年3月に施行された労働契約法について、個々の労使の間で活用が図られるようにするには、市場に委ねるだけでは不十分であり、行政の関与をもってその更なる周知・普及を図る必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無 (有)</p> <p>本事業は、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施するものであり、労働契約法を所管する国の責任において実施する必要がある。</p> <p>③ 民営化や外部委託の可否 (可)</p> <p>民間団体に事業の実施を委託することとしている。</p> <p>④ 他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (無)</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>本事業は、労使双方が労働契約法を積極的に活用できるよう働きかけるものであり、個別労使関係紛争の防止に資するため、有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>個別労使関係紛争防止の手段として、労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールを明確化する労働契約法について、教育、情報提供等の実施を行っていくことが効率的かつ効果的である。</p> <p>本事業は、労働現場等における法令等の活用につきノウハウを持つ既存の民間組織を活用しつつ、最も低廉な方法により実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。</p>				
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>事業内容を見直し、以下の項目に絞って重点的に実施することとし、所用の額を平成22年度予算に計上した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 働く人のためのルールに関する教育 <ul style="list-style-type: none"> ① 労働者向けセミナー用の研修テキスト作成 ② 労働者向けセミナーの実施 <p>(平成22年度予算額：19百万円)</p> <table border="1" data-bbox="400 1220 1449 1299"> <tr> <td>概算要求への反映</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機構・定員要求への反映</td> <td>—</td> </tr> </table>	概算要求への反映	○	機構・定員要求への反映	—
概算要求への反映	○				
機構・定員要求への反映	—				

<p>政策の名称</p>	<p>治療と職業生活の両立等の支援のためのモデル事業 (新規)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(事業の概要)</p> <p>1. 被災労働者等における治療と職業生活の両立等を目的としたモデル事業を(1)～(3)のとおり実施する。</p> <p>(1) 被災労働者等の治療を担う医療機関において、医師・看護師・MSW (医療ソーシャルワーカー) 等の担当チームが、被災労働者の疾病の種類・症状や職務内容等を踏まえつつ、治療方針・リハビリ方針等を検討するとともに、労務管理上の留意事項等の整理を行う。</p> <p>(2) 治療方針等や労務管理上の留意事項等について、看護師・MSW等が企業(事業主・産業医等)に伝達し、就業時間・職務内容の見直しや病気休暇・有給休暇の活用など労務管理面での対応について調整を行う。</p> <p>(3) 治療・リハビリが完了するまでの間の治療方針等や労務管理上の配慮等を整理した「治療と職業生活の両立プラン(仮)」を策定し、①医療機関 (担当チーム)、②被災労働者・家族、③企業等の関係者間で共有する。(看護師・MSW等が「プラン」の進捗を管理、必要に応じ修正等の検討を行い、関係者間で再調整を行う。)</p> <p>2. モデル事業により支援を行った症例等を基に、対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理し、課題解決に向けた支援のノウハウについて報告書を取りまとめる。</p> <p>○ 対象疾病：職業生活に重大な影響を及ぼしうる労災疾病等 (脳・心臓疾患、精神疾患、せき髄疾患、腰痛、がん、重篤な負傷等^(※))</p> <p>※ 本事業は、企画競争により実施主体を選定する予定であり、本事業における対象疾</p>

	<p>病についても企画競争における企画提案の内容を踏まえ、6分野程度を決定する予定。 (必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無 (有) 現在、医師・看護師・MSW等が被災労働者等に職場復帰のための取組を行ったとしても、一般的に病院側に収入が発生しないことから、病院において治療と職業生活の両立等を実現できる方策の検討・実施は十分に行われておらず、また、医療機関における医師等の人手不足等により医療機関による自主的な取組が期待しにくいことから、行政がその取組に関与するとともに支援を行うことが必要である。</p> <p>② 国で行う必要性の有無 (有) 対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理をし、全国的な普及を図ることは、各地方でそれぞれ行うよりも国が一元的に取りまとめをした方が効率的である。</p> <p>③ 民営化や外部委託の可否 (可) (企画競争により、委託を行う)</p> <p>④ 他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (無) (有効性の評価) 対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理を行うとともに、課題解決に向けた支援のノウハウを得る。 また、このようなノウハウを全国の労災指定医療機関等に普及することにより、被災労働者等の治療と職業生活の両立等が図られることが期待され、より効果的なノウハウを多数得るためには、医療現場において本モデル事業を実施することは有効である。 (効率性の評価) 本事業により、今まで取り組まれなかった医療機関(チーム)を活用した職場復帰へのノウハウを効率的に収集できる。</p>
--	---

政策評価の結果 の政策への反映 状況	評価結果を踏まえ、平成22年度予算に計上した。(平成22年度予算額:100百万円)	
	概算要求への反映	○
	機構・定員要求への反映	—

政策の名称	未就職卒業者正規雇用化特別奨励金(仮称)の創設
政策評価の結果 の概要	<p>(事業の概要) 新規学卒者の募集において既卒者が応募可能な条件を設定した上で、ハローワークの紹介により、未就職卒業者(25歳未満)を正規雇用した事業主に対して奨励金を支給(中小企業50万円、大企業25万円)する。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。しかしながら、我が国の雇用慣行として新卒一括採用が定着しており、既卒者の応募機会が限られていることから、市場に任せているだけでは十分ではなく、既卒者にも門戸が開かれるよう、本事業を国が実施する必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介などと一体的に行うことが効果的である。</p> <p>③ 民営化や外部委託の可否(否) 事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介などと一体的に行うことが効果的であるため、国が主体となって実施する必要がある。</p> <p>④ 他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無(無) (有効性の評価) 本奨励金は、事業主が既卒者に対する応募機会の拡大を促進するとともに、未就職卒業者の正規雇用を推進することにより支給されるものであり、未就職卒業者の早期</p>

	<p>就職を促進し、学校卒業時に正社員になれなかった者がその後フリーターとして長くとどまることを防止する上で有効である。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>若年者の応募機会の拡大等については、ハローワークによる企業訪問等による働きかけや事業主団体等を通じたモデル企業による取組の普及等を行ってきたところであるが、これらの取組とあわせ、本奨励金の支給は、事業主に対して一定のインセンティブを付与するため、既卒者の応募機会の拡大、未就職卒業者の正規雇用を促進する上で効率的な手段であるといえる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、8月の政策評価書作成時は予算要求予定であったが、概算要求見直しに伴い、中止することとした。</p>	
	概算要求への反映	○
	機構・定員要求への反映	—

政策の名称	<p>中小企業における最低賃金の引上げの円滑な実施のための環境整備事業</p> <p>(事業の概要)</p> <p>1 中央検討委員会の開催等 関係省庁担当者、中小企業の賃金制度・経営改善の専門家等からなる検討委員会を設置し、標準調査票の作成、調査結果の地域・業界のクロス分析、具体的な支援策の検討等を行うとともに、下記2の地域・業界団体からの報告書を踏まえ、報告書(全体版)を作成する。</p> <p>2 地域・業界団体に応じた課題の検討等 最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける地域や業界団体について、県商工等担当部局、関係省庁担当者、中小企業の賃金制度・経営改善の専門家等からなる調査委員会を設置し、各地域・業界用の調査票の作成、実態調査の実施、調査結果を踏まえた課題の検討等を行い、地域・業界団体ごとの報告書を作成する。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有) 最低賃金制度は法律において行政機関(国)が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する行政機関(国)が関与する必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有) 最低賃金制度は法律において国が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する国において行う必要がある。</p> <p>③ 民営化や外部委託の可否(可) 外部有識者を含めた検討委員会・調査委員会を設置し、賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討について、専門的な見地から行う必要があるため、シンクタンク、地域・業界団体等に外部委託することを予定している。</p> <p>④ 他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無(無) (有効性の評価) 地域・業界団体を通じた賃金実態の把握及び、最低賃金引上げのための課題・価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行い、その結果等を踏まえることで、最低賃金引上げに向けた中小企業に対する支援策をより実効あるものとするところから、本事業は有効な手段である。</p> <p>(効率性の評価) 賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行う必要があるところ、これらの調査項目等に関して知見を有するシンクタンクや、賃金水準の低い事業場を多く傘下に抱える地域・業界団体等を実施主体とし、検討委員会・調査委員会を設置して行う方法で実施することは効率的である。</p>	
政策評価の結果の概要	<p>評価結果を踏まえ、平成22年度予算に計上した。(平成22年度予算額:100百万円)</p>	
	概算要求への反映	○
	機構・定員要求への反映	—

表 13-4-② 個別公共事業を対象として事前評価した政策

政策の名称	① 簡易水道等施設整備事業（16（1）地区） ② 水道水源開発等施設整備事業（68（8）地区）
政策評価の結果の概要	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価するとともに、費用対効果分析を行った。評価の対象としたすべての事業において、必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、水道法及び事業実施要綱等で定められている事業採択の実施条件を満たしている。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 簡易水道等施設整備事業 ・ 評価結果を踏まえ、16（1）地区を採択する。 ② 水道水源開発等施設整備事業 ・ 評価結果を踏まえ、68（8）地区を採択する。

（注）1 本表の地区数のうち、（ ）内は、平成 20 年度予算に係る新規採択時評価の対象地区数であり内数。

2 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 13-4-a 及び表 13-4-b 参照。

表13-4-③ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	事業名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業 (27事業)	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。 評価の対象としたすべての事業において、必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、「平成22年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」(平成21年6月19日総合科学技術会議決定)等で示されている評価の観点を満たしている。	評価結果を踏まえ、27事業につき、平成22年度予算概算要求を行った。
2	基礎研究推進事業費 (1事業)		評価結果を踏まえ、1事業につき、平成22年度予算概算要求を行った。
			計28事業につき、平成22年度予算概算要求を行った。

(注) 個別の評価結果は、次表のとおり。

No.	事業名	政策評価の結果の概要
厚生労働科学研究費補助金		
1	政策科学総合研究	社会保障に関する国民の関心が益々高まる中、多くの研究が喫緊の行政ニーズを反映しており、それらの成果が、少子化、医療、年金、介護、社会福祉等、各局横断的に社会保障全般に係る厚生労働行政に活用されている。また、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行う上で必要な基礎的な理論、データを蓄積する研究を行っている。今後とも、厚生労働行政の企画立案、効果的運営のため、本事業の推進が必要である。
2	地球規模保健課題推進研究	日本が蓄積してきた知見・経験を活かし、また我が国の先端的な科学技術や国際保健分野の人材を活用すること等により、保健分野において国際的に貢献し、日本のプレゼンスを高め、最終的には、国民の健康と安全を守るための研究である。
3	国際医学協力研究	本研究事業は、アジア地域にまん延する疾病の予防・治療方法の開発につながるものであり、アジア地域の人々の健康維持・増進に寄与することが期待される成果もあり、国際協力・貢献の観点からも意義あるものと評価できる。今後もアジア地域の研究者の参加を得て、感染症の予防及び治療に向けた基礎的な研究及び疫学調査等を推進する必要がある。
4	厚生労働科学特別研究	厚生労働科学特別研究は、緊急性の高い課題について、効果的に事業が実施されている。今後とも、新規に出現してくる国民の健康・安全に係る緊急課題や社会的ニーズの高い課題について迅速に対応していく必要がある。 また、研究成果に基づいた施策立案や制度改正等に向けて、PDCAサイクルを意識した研究課題の設定、研究の評価、フォローアップ等に留意する必要もある。なお、「厚生労働行政の在り方に関する懇談会最終報告(平成21年3月30日)」においては、施策が多く国民の理解と納得を得られるよう、企画立案の裏付けとなるような研究を推進することが必要と指摘されているが、本研究事業は、この指摘に対応し得る研究事業であり適切に推進する必要がある。
5	創薬基盤推進研究経費	厚生労働省においては、革新的創薬等のための官民対話に基づく「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を策定し、関係府省や産業界とも連携しながら、医薬品・医療機器の研究開発の推進に向けた施策を実施しており、創薬基盤推進研究による優れた医療を国民に迅速に提供するための研究開発支援は非常に重要であることから、当該事業は積極的に推進していくべきである。
6	再生医療実用化研究	再生医療は生物の発生・分化に関する知見に基づいた革新的医療技術として、これまで完治が困難とされている疾患への応用が期待されている。 本事業でもこれまでに、間葉系幹細胞の体外培養過程における品質、安全性を評価する機構の構築などの成果が得られており、評価できる。
7	医療機器開発推進研究	医療機器総合研究

		<p>本事業は、ナノテクノロジーの医学への応用による効果的で侵襲性の低い医療機器等の研究・開発を官民共同で推進することにより、患者にとってより安全・安心な医療技術の提供の実現を図ることを目的としている。その目的を達成するために、事業の一部においてNEDOとのマッチングファンドを実施している。また、これらナノテクノロジーをはじめとした技術の進歩を基礎として、生体機能を立体的・総合的に捉え、個別の要素技術を効率的にシステム化する研究、いわゆるフィジオームを利用し、ニーズから見たシーズの選択・組み合わせを行い、新しい発想による医療機器開発についても推進している。これまでに、生体内で1分子の挙動を高精度計測することに成功したことや、視覚刺激による脳波信号を利用した環境制御システムの開発などの成果が得られており、評価できる。</p> <p><u>医工連携研究推進基盤研究</u></p> <p>本事業は、工学者を医療機関等の医学研究機関でトレーニングする等、レジデント雇用を促進して医学と工学とを緊密に融合するとともに、分野ごとの教育モジュール、教育機器の開発及び人材養成に関する研究を実施しており、これまでに、循環器系シミュレータ技術を用いた外科訓練センターの創設による人材育成などの成果が得られており、評価できる。</p>
8	医療技術実用化総合研究	<p>優れた医療を国民に提供する上で、治験を含む臨床研究は極めて重要な役割を担っており、第3期科学技術基本計画や総合科学技術会議における臨床研究の総合的推進に係る提言等においても言及されている。厚生労働省においても、「新たな治験活性化5カ年計画」や官民対話に基づく「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を策定し、関係府省や産業界とも連携しながら、臨床研究の推進を含む医薬品・医療機器の研究開発の推進に向けた施策を実施することとされている。</p> <p>そのような状況にあって、医療技術実用化総合研究において、「臨床研究基盤整備推進研究」、「臨床疫学基盤整備研究」及び「臨床研究支援複合体研究」により臨床研究を実施する体制等インフラの整備を進めつつ、「治験推進研究」及び「臨床研究推進研究」により特色に応じた研究開発の支援をすることで、効率性の高い総合的な取組となり、その成果の国民への迅速な還元が期待できるため、各事業を積極的に推進していくべきである。</p>
9	成育疾患克服等次世代育成基盤研究（仮称）	<p>子どもを取り巻く社会、家庭環境の変化により、取り組むべき課題も急激に変化し、多様化している中、子ども家庭総合研究事業においては、「子ども・子育て応援プラン」や「健やか親子21」などに基づく次世代育成支援の推進をはじめとして、今日の行政課題の解決及び新規施策の企画・推進に資する計画的な課題設定が行われてきている。</p> <p>具体的には、周産期医療体制の充実、子どもの先天性疾患・難治性疾患の克服、子どもの心の診療体制の充実、児童虐待への対応、多様な子育て支援の推進など、多様な社会的課題や新たなニーズに対応する研究を行い、母子保健行政の推進に大きく貢献しており、子ども家庭総合研究事業で得られた研究成果は行政施策の充実のために不可欠なものとなっている。子ども家庭総合研究を発展させる本研究事業は、「子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会」の実現のための重要な基盤研究であり、今後も事業の強化・充実を図っていく必要がある。</p>
10	第3次対がん総合戦略研究	<p>我が国において、がんは死因の第1位であり、国民の健康に対する大いなる脅威となっており、がんに関する研究は「標的治療等の革新的がん医療技術」として、第3期科学技術基本計画における「戦略重点科学技術」として定められており、がんの罹患率や死亡率を減らすために、これに資する研究を強力に推進する必要があるとされている。</p> <p>また、がん対策のより一層の充実を図り、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「がん対策基本法」が成立し、その基本的施策として、「国および地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、ならびにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする」と記されている。さらに、がん対策基本法に基づき平成19年6月に策定された「がん対策推進基本計画」においては、がん対策に資する研究をより一層推進していくことが、目標として定められたところである。</p>
11	がん臨床研究	

		<p>がん医療を飛躍的に発展させ、更なるがん対策を推進していく原動力となるのは、がんに関する新たな知見や、革新的ながん医療技術の開発であり、がん医療水準の向上に資する研究である。がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっていること等、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、今後より一層、がんに関する研究を推進していく必要がある。がんの臨床現場の問題から出発した基礎研究の多彩な成果のなかから臨床試験等に発展させることを推進するため、がんの本態解明の研究やその成果を幅広く応用するトランスレーショナル・リサーチ、革新的な予防、診断、治療法の開発、多施設共同臨床研究による根拠に基づく効果的な治療法の開発、全国的に質の高いがん医療水準の均てん化の推進に資する研究等を推進していく「第3次対がん総合戦略研究事業」は極めて重要な研究事業といえる。</p>
12	循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業	<p>循環器疾患等のがんを除いた生活習慣病は、我が国の死因の約27%を占めており、平成20年度より施行された医療制度改革においては、生活習慣病の予防を重視した健康づくりとして、個人の特徴に応じた予防・治療を推進し、生活習慣病有病者・予備群を25%減少することとしている。本事業においては、日本におけるデータに基づき、循環器疾患等の生活習慣病について、その予防、診断、治療に関する施策や医療現場での活用が可能なエビデンスを構築し、広く国民の健康づくりに係わる厚生労働施策の基盤となる成果を上げている。</p>
13	免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業	<p>これまでの研究成果により、免疫アレルギー疾患の患者のQOLを大きく改善する効果が得られており、国民への還元にも寄与している。例えば、アレルギー性疾患の診療ガイドラインの作成と普及等により、最近10年間で喘息の死亡患者数が半減するなど、医療の質の向上と国民の健康指標の向上にもつながっている。今後も予防法と根治的な治療法の確立に向けた研究を推進し、一層の成果を上げることが期待される。</p> <p>移植医療においては、免疫学的な知見を活用し、移植片や宿主の免疫応答を改善することで移植成績の向上を目指すとともに、ドナー及びレシピエントの安全性確保とQOL向上に資する社会的基盤の構築に関する研究を引き続き実施し成果を上げることが期待される。</p>
14	難治性疾患克服研究事業	<p>難病は予後不良で極めて長期にわたり患者のみならず家族の生活を大きく損ない、QOLを損失するものである。難治性疾患克服研究事業において、各疾患についての診断基準の確立、治療指針の標準化、原因の究明、治療法の開発や疾患横断的な疫学・社会医学的研究等についても取り組んでいる。研究の実施にあたっては、臨床への応用を重視するとともに標準的な治療の普及を進めており、我が国の難病研究の中核として、今後より一層臨床に応用できる成果を上げることが期待される。</p>
15	腎疾患対策研究事業	<p>「今後の腎疾患対策のあり方」報告書（腎疾患対策検討会 平成20年3月）では、CKD診療を効果的かつ効率的に行うため、診療システムの構築と検証、リスク因子の同定等を進めるとともに、今後わが国での増加が予測される疾患の病態解明や治療法開発に関する研究などを推進すべきであるとされており、本研究事業は、その方向性に沿ったものである。平成19年度から開始された戦略研究と連携し、より一層の成果を上げることが期待される。</p>
16	長寿科学総合研究事業	<p>当該研究事業は、有病率・罹患率の高い運動器疾患や認知症において早期診断技術の開発や適切な治療・ケアの確立が可能となることを目指している。これにより、現在、高齢者の7人に1人である要介護者を、10年後までに高齢者の10人に1人にまで減少させることができ、ひいては、介護や医療に係る負担の適正化にもつながり、医療や介護を始めとする社会保障制度の持続可能性の確保にも大きく資することとなる。</p>
17	認知症対策総合研究事業	<p>こうしたことから当該研究事業は非常に重要かつ有効であり、今後も研究事業を推進させていく必要がある。</p>
18	障害者自立支援総合研究事業（仮称）	<p>障害者自立支援総合研究事業は、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障害者の保健福祉施策の総合的な推進のための基礎的な知見を得ることを目的としている。</p> <p>障害者自立支援の拠り所となる、障害者のニーズ調査、施策の企画・施行・検証に関する調査、障害を予防・軽減・除去する技術、障害のある機能を代替する機器の開発等、本研究事業の成果により基礎的な知見や資料の収集、科学的で普遍的な支援手法の開発等が進みつつあり、これまでの</p>

		<p>研究成果は、随時、臨床現場や行政施策に反映され、障害者施策の充実に貢献してきている。</p> <p>障害関連研究は広い範囲を対象とするものであるから、施策に有効に還元できる課題を適切に選定して効率的に推進することが重要である。現在でも、行政的ニーズに学術的観点を加えて、指定・公募課題の決定、応募された課題の事前評価と採択、中間・事後評価等を実施しているが、これらの評価システムをより有効に運営することが求められている。</p> <p>平成22年度からは、障害保健福祉総合研究、感覚器障害研究、こころの健康科学研究の3事業を統合して一つの事業として実施する予定とされているが、研究企画・進行管理を一元化することにより、一層の効率化が期待できる。</p>
19	新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究	<p>殆どの者が免疫を持たない新型インフルエンザについては、特に、ワクチンの基礎的研究のみならず実用化のための治験支援を含めた開発、H5N1インフルエンザウイルス等を想定したパンデミックの準備として検討を行ってきた様々な政策（検疫、サーベイランスなど）の有効性を評価する研究を実施することで、我が国の今後の新型インフルエンザに関する施策に大きく資するものと考えられる。また、定期的予防接種対象及び対象となっていない予防接種についての安全性・有効性に関する研究、アジア諸国を中心としたデング熱やウエストナイル等感染症の状況の把握や迅速な対応の基盤となるサーベイランスの改良等が必要とされており、これらの研究を推進することで、感染症対策の充実が図られ、国民に貢献すると期待される。</p>
20	エイズ対策研究	<p>エイズ対策は、保健分野だけの問題ではなく、社会・政治・文化・経済・人権全ての分野に関わる重要課題であり、全世界で一丸となって対応すべき問題とされている。エイズに関する研究を推進することは、国内のみならず、我が国よりも更に深刻な状況に直面している開発途上国に対する支援にも結びつくものであり、他の先進諸国とも共同しながら、当該事業を積極的に推進する必要がある。</p>
21	肝炎等克服緊急対策研究	<p>肝硬変を含めた治療のガイドラインが作成され、ペプチドワクチンを用いた新たな治療法が開発され、培養細胞におけるC型肝炎ウイルスの増殖系が開発され、また、ヒト肝細胞キメラマウスを用いた感染病態の把握がなされつつあり、感染機構の解明に向けた十分な成果が得られている。さらに、インターフェロン治療導入の妨げとなっている要因探求に取り組んでおり、その要因に対する対策を推進することで、治療促進が期待される。今後も「肝炎研究7カ年戦略」（平成20年6月）を踏まえ、一層の研究推進が必要である。</p>
22	地域医療基盤開発推進研究	<p>地域医療基盤開発推進研究事業の成果は、今後の制度設計に資する基礎資料の収集・分析（医療安全、救急医療）、良質な医療提供を推進する具体的なマニュアルや基準の作成（EBM、医療安全、医療情報技術、看護技術）などを通じて、着実に医療政策に反映されている。良質な医療提供体制の整備については、既存の医療体制の評価研究や新たな課題（医療安全等）の解決を図る研究などを推進する本研究の充実は不可欠である。今後は特に、妊婦の救急受入困難事案や医師不足問題など、国民の意識・関心の高い分野に関して、第3期科学技術基本計画に基づいて政策課題対応型の研究を重点的に推進する必要がある。</p>
23	労働安全衛生総合研究	<p>労働災害の被災者数は未だに年間55万人におよび、1,200人以上が亡くなっている状況にあり、労働者の安全と健康の確保は国民的課題の一つになっている。こうした中で、労働安全衛生行政は、常に最新の科学的知見に基づき、必要かつ有効な規制を設けることで全国6千万人を超える労働者の安全と健康を確保しており、本研究事業は、行政が必要とする科学的知見の提供、具体的手法の開発等を担うなど、その推進に重要な成果をあげており、引き続き一層の推進が必要である。</p>
24	食品の安心・安全確保推進研究	<p>食品の安心・安全確保については、第3期科学技術基本計画にも位置づけられているほか、偽装表示や輸入食品など、国民の関心の極めて高い分野であるが、本事業を推進することで、行政が種々の施策を実施してゆく上での根拠となるデータを作成・収集することが可能となり、ひいては国民の食生活の安心・安全に繋がっていくものである。</p>
25	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス	<p>本研究事業は、医薬品・医療機器等の安全性、有効性及び品質の評価、血液・ワクチンの安全性・品質向上対策、乱用薬物への対策等を政策的に</p>

	総合研究	<p>実行するために必要な規制に対し、科学的合理性と社会的正当性を付与するための研究である。</p> <p>成果目標として掲げた事項として、自己・同種細胞・組織加工製品を対象とした安全性評価基準等に係る研究、ファーマコゲノミクスに基づく評価手法の確立と、乱用物質の毒性・依存性評価技術の確立に向けた取組が行われており、目標達成に向けて順調に研究が進められていると考えられる。</p> <p>今後は国際的動向も踏まえつつ、再生医療に係る研究や医薬品安全対策につながる研究等を中心に新たな研究分野に取り組んでいく予定としており、民間では実施しにくい研究分野を取り扱う必要不可欠な研究事業として、今後更に推進する必要がある。</p> <p>また、本事業は、新たな技術を用いた医薬品、医療機器等の評価手法についての研究開発や、こうした新技術に対応した製品の承認審査基準の策定のための科学的下支えといった位置づけもあり、その一部が社会還元加速プロジェクトや革新的技術戦略にも位置づけられているとおり、政府が取り組んでいる医薬分野でのイノベーションの創造にもつながるものとして極めて重要な研究であるといえる。</p> <p>さらに、第3期科学技術基本計画分野別推進戦略に取り上げられている乱用薬物対策や、血液製剤・ワクチンの安全性・品質向上対策等、行政施策に直結する研究を行っていることから、本研究の実施を通じた医薬行政全般の推進を通じて、保健衛生の側面から国民生活の質の向上に資することが必要である。</p>
26	化学物質リスク研究	<p>化学物質リスク研究事業は、化学物質の安全確保のための行政施策の科学的基盤として有害性評価手法の開発等の研究を実施しており、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠な事業である。</p> <p>2020年までに化学物質の毒性を網羅的に把握することは、化学物質管理における国際的な政策課題であり、当該事業では、この課題の解決に向け、最新の科学的知見を活用した評価手法の開発研究、実用化研究、網羅的な安全点検スキームの構築研究等を推進している。また、国際的に化学物質から子どもや胎児などを守る取組が求められているが、これに対して、評価法開発のみならず、子どもの成長発達の生物学的特性を踏まえた影響のメカニズム解明を推進している。</p> <p>さらに、ナノマテリアルの社会的な受容に根ざした開発を推進するために、毒性発現のメカニズムの解明と並行した安全性試験手法の開発を推進しており、社会的な必要性が高い。</p> <p>個別の課題については、必要性、緊急性に基づく採択と計画的な実施がなされており、着実な成果達成が期待される。開発された手法は行政施策として化学物質の安全点検スキームに取り入れることによって、早急な安全性情報の取得、発信、利用等が可能となり、また、経済的にも毒性試験実施にかかる費用と時間の大きな削減が期待される。</p> <p>国民生活の安全確保のためには、日常の生活環境中に無数に存在する化学物質の管理が必須であり、国際協調に留意しつつ、当該研究事業を推進する必要がある。</p>
27	健康安全・危機管理対策 総合研究	<p>今後起こりうる健康危機はますます多様化、複雑化することが予想されている。これらの中で国民の安全・安心と健康を確保することは国家の責務である。本研究における個々の結果は、健康危機管理の対策として、体制の整備、関係者の情報共有等に活用されるとともにガイドライン策定や基準値等の改正の際には、科学的根拠として活用されており、研究事業として有用であると考えられる。今後起こりうる健康危機に迅速かつ適切に対応し、国民の安全・安心と健康を確保するために、引き続き研究の推進を図ることが必要である。</p>
基礎研究推進事業費（独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金）		
28	保健医療分野における 基礎研究推進事業	<p>画期的な医薬品・医療機器等の開発は、疾病の克服に必要不可欠であり、新規の作用機序やメカニズムによる医薬品・医療機器等の開発に資する医薬品候補化合物の発見、疾病構造の解明、遺伝子治療技術の開発等の基礎研究の重要性は益々高まっている。本事業では、画期的な医薬品・医療機器等の開発に結びつく可能性の高い研究課題を選定して研究委託を行い、また、研究実施期間は毎年度、評価を行い、その結果に基づき研究費の配分額の決定や、研究計画の修正、中止等を求めるなど、適正な事業の運営</p>

		<p>に努めていると考えられる。 知的財産の形成や、研究成果の実用化も認められるなど、その有用性も高く評価でき、今後とも推進すべき研究事業であると考えられる。</p>
--	--	---

表 13-4-④ 規制を対象として事前評価した政策

政策の名称	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>薬事法第 67 条第 1 項において、特殊疾病に使用される医薬品であって、医師又は歯科医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、当該医薬品を指定し、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができると規定されている。また、薬事法施行令第 64 条第 1 項において、特殊疾病は「がん、肉腫及び白血病」であることが規定されている。</p> <p>今般、薬事法第 14 条第 1 項の規定に基づき製造販売承認が検討されている乳癌治療薬である「ラパチニブ」については「HER2 過剰発現が確認された手術不能又は再発乳癌」を対象疾病とする医薬品であって、また、国内で行われた臨床試験の結果から、医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものであることが明らかである。</p> <p>そこで、重篤な有害事象が生じる可能性があるラパチニブの適正な使用をはかること、及び適切な医療の機会を確保することを目的として、ラパチニブの広告の制限を行うこととする。</p> <p>(備考) 対象となる医薬品は、以下の通り。 ラパチニブ、その塩類及びそれらの製剤</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 67 条第 1 項	薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 64 条第 1 項
想定される代替案	新規承認医薬品の適正使用をはかるために、当該医薬品の流通を規制対象とし、当該医薬品を販売及び使用する際には、厚生労働大臣に事前に申請をしなければならないこととする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人に広告により当該医薬品の需要を喚起することができず、販売高が減少する。しかし、医薬関係者への広告はなされるため、当該医薬品を必要とする患者に対しては十分に供給されている。	当該医薬品の販売及び使用につき申請を行う作業が発生する。また、その申請手続きにかかる時間のために、当該医薬品の使用が必要にも関わらず、速やかに使用できずに、適切な医療の機会を逸する患者が現れる。
(行政費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、医薬関係者以外の一般人を対象とした広告が行われていないか監視する費用が新たに発生する。	当該医薬品の販売及び使用につき申請を管理する事務費用と、当該医薬品を申請せずに販売及び使用する者や虚偽の申請をする者がいないか監視するための費用が新たに発生する。
(その他の社会的費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人が当該医薬品及び対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限される。しかしながら、当該医薬品に係る報道や、医薬関係者に対する広告はなお行われるため、一般人が必要に応じて当該医薬品について情報収集することは十分可能である。	当該医薬品の使用につき申請制にした場合、医師が医薬品を承認された効能以外に用いる「適応外使用」は不適正使用として申請が却下されることとなるが、適応外使用は新しい治療法の探索等が目的であることがあり、その制限は医学の発展を妨げる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(国民への便益)	一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。	当該医薬品の使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。しかし、申請手続きに要する時間のために患者への使用が遅れ、病状が進行する分だけ便益は減少する。
(関連業界への便益)	一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはから	当該医薬品の販売について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、

		れ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。	事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。しかし、申請手続に要する時間のために使用が遅れ、患者が重篤化または死亡して、当該医薬品が使用されなくなる分販売高が減少する。
	(社会への便益)	一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用がはかられ、保健衛生の向上に寄与する。	当該医薬品の販売及び使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用がはかられ、保健衛生の向上に寄与する。しかし、申請手続に時間がかかるため、申請せずに当該医薬品を使用するための非正規の販路が生まれ、当該医薬品の不適正な使用を招く恐れがある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>まず両規制の便益を比較する。本規制により、当該医薬品の適正な使用がはかることができ、国民、関連業界、社会に対する便益は増加する。一方、代替案においては、当該医薬品の適切な使用は概ね行われるようになるものの、手続にかかる時間により、患者の病状が進行する、当該医薬品の販売高が減少する、違法な流通経路の発生とその経路での不適正使用が生じるなどの事態が生じ、本規制よりも得られる便益は小さい。</p> <p>次に両規制の費用を比較する。本規制により、販売会社は不適正使用により得られる販売高が減少するが、これは望ましいことである。また、違法な広告がされていないか監視するのは、そもそも広告は人の目に付く形で行われるものなので、当該医薬品の個々の流通に違法性がないか監視することよりもはるかに容易である。さらに、一般人への広告制限は、国民が報道機関や医薬関係者から知識、情報を得ることを妨げるものではない。とすると、本規制の費用は大きなものではない。これに対して、代替案においては、流通または使用されるたびに申請が必要なため、患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることとなる。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国民の健康が損なわれる。よって、代替案においては本規制よりもかかる費用は大きい。</p> <p>以上から、便益、費用の両方の観点から、本規制は代替案よりも優れていることがわかる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。		

政策の名称	3歳未満の子を持つ労働者に対して勤務時間の短縮措置の義務付け等	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(内容)</p> <p>① 子育て中の働き方の見直し</p> <p>ア) 事業主は、その雇用する労働者のうち3歳に満たない子を養育する労働者に対する短時間勤務の制度を設けなければならない。</p> <p>イ) 事業主は、3歳に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合には、所定外労働をさせてはならない。</p> <p>ウ) 上記ア)イ)に関する労働者の請求に対する不利益な取扱いの禁止規定を設ける。</p> <p>② 父親も子育てができる働き方の実現</p> <p>ア) 父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長する。</p> <p>イ) 配偶者の産後休業中に育児休業を取得した場合、再度の休業を可能とする。</p> <p>ウ) 配偶者が専業主婦(夫)の場合にも育児休業の取得を可能とする。</p> <p>③ 子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備</p> <p>ア) 子の看護休暇を拡充する。</p> <p>イ) 介護休暇制度を創設する。</p> <p>④ 実効性の確保</p> <p>ア) 都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。</p> <p>イ) 事業主が勧告に従わない場合に対する公表制度や、虚偽報告等に対する過料制度を創設する。</p> <p>(目的)</p> <p>少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を図ること。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 第9条、第16条の2、第23条</p>	
想定される代替案	<p>①及び③について、勤務時間短縮の措置の義務付け、所定外労働を免除する請求権の創設、子の看護休暇の拡充、介護休暇の創設を行うのではなく、育児休業期間を現行の子が1歳に到達する日までから3歳に到達する日までに延長し、併せて介護休業期間を1年間に延長する。</p> <p>②について、新設する規制案を行うのではなく、父親も子育てができる働き方をより実現するため、男性の育児休業取得期間として1～3ヶ月未満が最も多い現状を踏まえ2か月間の育児休業取得を男性に対して義務づけるものとする。</p> <p>④について、実効性の確保として法違反に対する罰金を設ける。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	事業主は、勤務時間短縮措置又は育児休業を利用した労働者の代替要員を確保する必要が生じるなど、事業所内部における人事労務管理に関する費用が生じる。	事業主の人事労務管理に関する費用の増大。
(行政費用)	国が、労働者、事業主に対して周知・指導するための費用が発生する。	新設する規制案と同様、国が、労働者、事業主に対して周知・指導するための費用が生じる。これに加え、法違反に対する罰金を設けるため捜査機関等、他の行政機関に係る費用が発生する。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	男性の育児休業の義務化について社会的コンセンサスが得られていないなかで、それを強制すると社会的摩擦が生じる可能性があるため、そういった摩擦を生じさせないために労働者及び使用者双方の理解を得るなど社会的費用が発生する。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(労働者への便益)	男女ともに子育てをしながら働き続けることができる環境の整備を図ることが可能となり、労働者の希望の実現に資する。	①～④のいずれも、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる環境の整備を図ることが可能となる。
(事業主への便益)	男女ともに子育てをしながら働き	男女ともに子育てをしながら働き続

	益)	続けることができる環境の整備を図ることが可能となり、従業員の定着率の向上等のメリットが生ずる。	けることができる環境の整備を図ることが可能となり、従業員の定着率の向上等のメリットが生ずる。
	(社会的便益)	男女ともに子育てをしながら働き続けることができる環境の整備を図ることが可能となり、少子化対策や女性労働力の確保に資する。	男女ともに子育てをしながら働き続けることができる環境の整備を図ることが可能となり、少子化対策や女性労働力の確保に資する。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)		<p>新設する規制も代替案も、男女がともに子育て等をしながら働き続けることができる環境の整備に資すると考えられるが、代替案では、法違反に対する罰則を設けることにより捜査機関等、他の行政機関に係る費用が発生するほか、男性の育児休業を強制化するための費用が発生する。</p> <p>一方、新設する規制案については、女性が子育て等をしやすい勤務形態を選択できるほか、男性の子育てや家事への参加を促し女性の負担を軽減できるものと期待され、代替案に比べ両立支援及び少子化対策への効果がより期待できる。</p> <p>以上の観点から、新設する規制の方が望ましいものと考えられる。</p>	
政策評価の結果の政 策への反映状況		評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法が成立した。	

政策の名称	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>薬事法第 67 条第 1 項において、特殊疾病に使用される医薬品であつて、医師又は歯科医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、当該医薬品を指定し、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができると規定されている。また、薬事法施行令第 64 条第 1 項において、特殊疾病は「がん、肉腫及び白血病」であることが規定されている。</p> <p>今般、薬事法第 14 条第 1 項の規定に基づき製造販売承認が検討されている肝細胞癌治療薬である「ミリプラチン」については「肝細胞癌におけるリピオドリゼーション」を効能効果、「肝細胞癌（肝切除術等の他の根治的治療ができない場合）」を対象疾病とする医薬品であつて、また、国内で行われた臨床試験の結果から、医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものであることが明らかである。</p> <p>そこで、重篤な有害事象が生じる可能性があるミリプラチンの適正な使用を図ること、及び適切な医療の機会を確保することを目的として、ミリプラチンの広告の制限を行うこととする。</p> <p>(備考) 対象となる医薬品は、以下のとおり。 ミリプラチン及びその製剤</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 67 条第 1 項 薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 64 条第 1 項</p>	
想定される代替案	新規承認医薬品の適正使用を図るために、当該医薬品の流通を規制対象とし、当該医薬品を販売及び使用する際には、厚生労働大臣に事前に申請をしなければならないこととする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人に広告により当該医薬品の需要を喚起することができず、販売高が減少する。しかし、医薬関係者への広告はなされるため、当該医薬品を必要とする患者に対しては十分に供給されている。	当該医薬品の販売及び使用につき申請を行う作業が発生する。また、その申請手続きにかかる時間のために、当該医薬品の使用が必要にもかかわらず、速やかに使用できずに、適切な医療の機会を逸する患者が現れる。
(行政費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、医薬関係者以外の一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用が新たに発生する。	当該医薬品の販売及び使用につき申請を管理する事務費用と、当該医薬品を申請せずに販売及び使用する者や虚偽の申請をする者がいないか監視するための費用が新たに発生する。
(その他の社会的費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人が当該医薬品及び対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限される。しかしながら、当該医薬品に係る報道や、医薬関係者に対する広告はなお行われるため、一般人が必要に応じて当該医薬品について情報収集することは十分可能である。	当該医薬品の使用につき申請制にした場合、医師が医薬品を承認された効能以外に用いる「適応外使用」は不適正使用として申請が却下されることとなるが、適応外使用は新しい治療法の探索等が目的であることがあり、その制限は医学の発展を妨げる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(国民への便益)	一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。	当該医薬品の使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。しかし、申請手続きに要する時間のために患者への使用が遅れ、病状が進行する分だけ便益は減少する。
(関係業界への便益)	一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されて	当該医薬品の販売について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されて

		いる当該医薬品の適正使用が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。	いる当該医薬品の適正使用が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。しかし、申請手続に要する時間のために使用が遅れ、患者が重篤化又は死亡して、当該医薬品が使用されなくなる分販売高が減少する。
	(社会への便益)	一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用が図られ、保健衛生の向上に寄与する。	当該医薬品の販売及び使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用が図られ、保健衛生の向上に寄与する。しかし、申請手続に時間がかかるため、申請せずに当該医薬品を使用するための非正規の販路が生まれ、当該医薬品の不適正な使用を招くおそれがある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)		<p>まず両規制の便益を比較する。本規制により、当該医薬品の適正な使用を図ることができて、国民、関連業界、社会に対する便益は増加する。一方、代替案においては、当該医薬品の適切な使用は概ね行われるようになるものの、手続にかかる時間により、患者の病状が進行する、当該医薬品の販売高が減少する、違法な流通経路の発生とその経路での不適正使用が生じるなどの事態が生じ、本規制よりも得られる便益は小さい。</p> <p>次に両規制の費用を比較する。本規制により、販売会社は不適正使用により得られる販売高が減少するが、これは望ましいことである。また、違法な広告がされていないか監視するのは、そもそも広告は人の目に付く形で行われるものなので、当該医薬品の個々の流通に違法性がないか監視することよりもはるかに容易である。さらに、一般人への広告制限は、国民が報道機関や医薬関係者から知識、情報を得ることを妨げるものではない。とすると、本規制の費用は大きなものではない。これに対して、代替案においては、流通又は使用されるたびに申請が必要のため、患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることになる。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国民の健康が損なわれる。よって、代替案においては本規制よりもかかる費用は大きい。</p> <p>以上から、便益、費用の両方の観点から、本規制は代替案よりも優れていることがわかる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況		評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。	

政策の名称	特例承認の対象となる医薬品の指定	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>薬事法第 14 条の 3 において、承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品等として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目の製造販売に係る承認を与えることができるとされている。</p> <p>① 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品等であり、かつ、当該医薬品等の使用以外に適当な方法がないこと。</p> <p>② その用途に関し、外国において、販売し、授与し、並びに販売又は授与の目的で貯蔵し、及び陳列することが認められている医薬品等であること。</p> <p>今般、当該規定に基づき、具体的に、特例承認の対象となる条件を満たした医薬品を政令で規定するものである。</p> <p>(備考) 対象となる医薬品は、以下の通り。 ○ 新型インフルエンザワクチン (A/H1N1)</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	薬事法 (昭和 35 年法律第 145 号) 第 14 条の 3
想定される代替案	<p>新型インフルエンザワクチンの更なる流行の前に十分な量を確保するため、優先審査^(※)品目として認め、承認手続を行うこと。</p> <p>※ 優先審査とは、重篤な疾病等を対象とする医薬品であって、医療の質の向上に明らかに寄与すると認められるものについて、優先的に審査すること。適用の可否は、</p> <p>① 適応疾病の重篤性及び ② 医療上の有用性</p> <p>を総合的に評価して決定される。</p> <p>機構の中期計画においては「厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までには、医薬品については、審査事務処理期間 6 ヶ月を 50% について・・・達成する」こととされている。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	新型インフルエンザワクチンが特例承認の対象として指定されることにより、時宜を得たワクチン供給の機会を確保でき、在庫コスト等が減少すると考えられる。	新型インフルエンザワクチンが優先審査品目になることで、通常に比べ審査期間が短くなる。しかしながら、承認手続自体が緩和されるわけではないので、開発コスト等は変わらない。
(行政費用)	新型インフルエンザワクチンが特例承認の対象として指定されることにより、当該ワクチンについては承認審査手続の迅速化・集中化が図られるが、審査事務量自体は変化しないため、行政コストは変わらない。	新型インフルエンザを優先審査品目とし、優先的に審査することになるが、審査事務量は変化しないため、審査事務等に係る行政コストは変わらない。
(その他の社会的費用)	<p>外国において承認されている医薬品であるとはいえ、国内での使用経験・実績がないなど未知のリスクがあるが、社会的費用にかかる定量的な評価は困難。</p> <p>(なお、今後もデータの収集、分析を行うなど、十分に安全性や有効性の確保に努めるとともに、その安全性や有効性について、医療関係者、国民等に幅広く情報提供することとしている。)</p>	当該承認審査を優先することにより、他の医薬品の承認審査が遅滞する。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(国民への便益)	新型インフルエンザワクチンを特例承認の対象とすることで、新型インフルエンザの更なる流行の前に十分な量を確保することができる。その結果、新型インフルエンザに対する免疫を高	優先審査品目として認めることで、通常審査に比べ審査期間が短くなり、通常より速やかに新型インフルエンザワクチンの接種を行うことができる。しかしながら、この手法では、この秋

	<p>めることにより、重症化を予防し、死亡数を減少しつつ、疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止することができる。</p> <p>(また、その結果、医療費の縮減につながると考え得るが、その定量的な評価は困難。)</p>	<p>冬に予想される新型インフルエンザの更なる流行の前に十分な量を確保することは困難と想定され、疾病のまん延その他の健康被害の拡大を十分に防止することはできないと考えられる。</p>
(関係業界への 便益)	<p>新型インフルエンザワクチンが特例承認の対象として指定されることにより、時宜を得たワクチン供給の機会を確保できる。</p>	<p>新型インフルエンザワクチンが優先審査品目になることで、通常に比べ審査期間が短くなる。しかしながら、この秋冬に予想される新型インフルエンザの更なる流行の前に製品を供給することができないと考えられる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	<p>特例承認、優先審査いずれの手法によっても、通常に比べ速やかに新型インフルエンザワクチンの供給を開始することができる。しかしながら、優先審査の手法によっては、新型インフルエンザの更なる流行の前に十分な量を確保することは期待できず、疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するという最大の目標を十分に達成することはできない。</p> <p>よって、優先審査よりも、特例承認の手法によることが国民への便益において明らかに優位である。費用面については、両案共に定量化が困難な点があり一概に比較できず、どちらか一方が確実に優位にあるということはない。</p> <p>以上を踏まえ、特例承認が一番の手法であるという結論に至った。</p>	
政策評価の結果の政 策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を制定することとした。</p>	

政策の名称	石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>石綿を含有する製品のうち一部については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号）附則第 3 条により、例外として当分の間製造等の禁止の規定の適用が猶予されている。今般、これら製品の一部^(※)について、当該条文から削除することにより、製造等の禁止の規定の適用の猶予を撤廃するものである。</p> <p>また、併せて、所要の経過措置（本規制案の施行日において現に使用されているものについては、同日以降引き続き使用されている間は、当該規制を適用しない等）を設けることとしている。</p> <p>※ 製造等の禁止の規定の猶予を撤廃する製品</p> <p>(1) 石綿ジョイントシートガスケッチングから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。(2)において同じ。)を含有するガスケットであって、平成 18 年改正令の施行の際現に存する国内の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分(200 度以上 300 度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。)に使用されるもの</p> <p>(2) 石綿を含有する断熱材（国内において製造されるミサイルに使用されるものに限る。）</p>	
想定される代替案	労働安全衛生法第 22 条では、事業者がその使用する労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならないとされており、同条に基づく規定として、労働者を使用する事業者による石綿含有製品の製造等の禁止に係る規定を省令に追加する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	代替化に伴い、製品のコストの増大等事業主に費用負担の増加が生じると考えられる。	代替化に伴い、製品のコストの増大等事業主に費用負担の増加が生じると考えられる。
(行政費用)	<p>国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。</p> <p>※ 現規制においても製造等禁止の周知を行っており、本規制に伴う周知についても現行の周知を引き続き実施する中で行うこととしており、周知費用としては、現状維持と同様と見込まれる。</p>	<p>国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。</p> <p>※ 現規制においても製造等禁止の周知を行っており、本規制に伴う周知についても現行の周知を引き続き実施する中で行うこととしており、周知費用としては、現状維持と同様と見込まれる。</p>
(その他の社会的費用)	想定されない。	想定されない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(労働者への便益)	石綿含有製品の一部について、製造等が禁止され、石綿粉じんにはばく露する機会が減少することにより、労働者の健康の確保につながる。	石綿含有製品の製造等が禁止され、石綿粉じんにはばく露する機会が減少することにより、労働者の健康の確保につながる。
(事業主への便益)	石綿含有製品の取扱い作業が減少することから、有害業務に従事する労働者の管理等に係る事業者の負担が軽減されることが予想される。また、石綿による職業性のがん等の発症が防止されることから、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられ、事業主の保険料負担の軽減につながる。	石綿含有製品の取扱い作業が減少することから、有害業務に従事する労働者の管理等に係る事業者の負担が軽減されることが予想される。また、石綿による職業性のがん等の発症が防止されることから、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられ、事業主の保険料負担の軽減につながる。
(国民全体への便益)	本規制案では、対象を労働者を使用する事業者に限らず、日本国内のあらゆる者による石綿含有製品の製造等	労働者を使用する事業者以外の者については本規定が適用されず、国民が石綿粉じんにはばく露するリスクが残るこ

		が禁止され、労働者以外の国民の健康障害も防止される。	ととなる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)		事業場における製造及び使用が禁止される点では同様であるが、本規制案では、対象を労働者を使用する事業者に限らず、日本国内のあらゆる者による石綿含有製品の製造等を禁止することになるのに対して、代替案では、労働者を使用する事業者以外の者については規定が適用されず、石綿含有製品の製造等を完全に制限できるものではないことから、当該製品が処分されるまでの一連の作業において、国民が石綿粉じんにはく露するリスクが残ることから、本規制案の方が望ましい。	
政策評価の結果の政 策への反映状況		評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正した。	

政策の名称	医薬品に関する広告制限の対象の追加（腎細胞がん治療薬「エベロリムス」及びその製剤について）	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>薬事法第 67 条第 1 項において、特殊疾病に使用される医薬品であって、医師又は歯科医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、当該医薬品を指定し、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができると規定されている。また、薬事法施行令第 64 条第 1 項において、特殊疾病は「がん、肉腫及び白血病」であることが規定されている。</p> <p>今般、医薬品「エベロリムス」について、薬事法第 14 条第 1 項の規定に基づき、「根治切除不能又は転移性の腎細胞癌」を効能効果、「腎細胞癌」を対象疾病とする旨の製造販売承認が検討されているが、このエベロリムスについては、国内及び海外で行われた臨床試験の結果から、医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものであることが明らかである。</p> <p>そこで、重篤な有害事象が生じる可能性があるエベロリムスの適正な使用を図ること、及び適切な医療の機会を確保することを目的として、エベロリムスの「がん」に係る効能について広告の制限を行うこととする。</p> <p>（備考）</p> <p>「エベロリムス」は「心移植における拒絶反応の抑制」を効能・効果とする医薬品として平成 19 年 1 月に製造販売承認を得ているが、この承認に際しては広告の制限はされていない。今般、「根治切除不能又は転移性の腎細胞癌」を効能・効果とする新たな製剤としての製造販売にあたり、特殊疾病に使用されることや副作用が強いこと等から、本規制を検討するもの。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 67 条第 1 項 薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 64 条第 1 項
想定される代替案	当該医薬品の適正使用を図るために、当該医薬品の流通を規制対象とし、当該医薬品を販売及び使用する際には、厚生労働大臣に事前に申請をしなければならないこととする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人に広告により当該医薬品の需要を喚起することができず、販売高が減少する。しかし、医薬関係者への広告はなされるため、当該医薬品を必要とする患者に対しては十分に供給されている。	当該医薬品の販売及び使用につき申請を行う作業が発生する。また、その申請手続きにかかる時間のために、当該医薬品の使用が必要にもかかわらず、速やかに使用できずに、適切な医療の機会を逸する患者が現れる。
(行政費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、医薬関係者以外の一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用が新たに発生する。	当該医薬品の販売及び使用につき申請を管理する事務費用と、当該医薬品を申請せずに販売及び使用する者や虚偽の申請をする者がいないか監視するための費用が新たに発生する。
(その他の社会的費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人が当該医薬品及び対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限される。しかしながら、当該医薬品に係る報道や、医薬関係者に対する広告はなお行われるため、一般人が必要に応じて当該医薬品について情報収集することは十分可能である。	当該医薬品の使用につき申請制にした場合、医師が医薬品を承認された効能以外に用いる「適応外使用」は不適正使用として申請が却下されることとなるが、適応外使用は新しい治療法の探索等が目的であることがあり、その制限は医学の発展を妨げる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(国民への便益)	一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。	当該医薬品の使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。しかし、申請手続きに要する時間のために患者への使用が遅れ、病状が進行する分だけ便益は減少する。

	<p>(関係業界への 便益)</p>	<p>一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。</p>	<p>当該医薬品の販売について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。しかし、申請手続に要する時間のために使用が遅れ、患者が重篤化又は死亡して、当該医薬品が使用されなくなる分販売高が減少する。</p>
	<p>(社会への便 益)</p>	<p>一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用が図られ、保健衛生の向上に寄与する。</p>	<p>当該医薬品の販売及び使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用が図られ、保健衛生の向上に寄与する。しかし、申請手続に時間がかかるため、申請せずに当該医薬品を使用するための非正規の販路が生まれ、当該医薬品の不適正な使用を招くおそれがある。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)</p>	<p>まず両規制の便益を比較する。本規制により、当該医薬品の適正な使用を図ることができて、国民、関連業界、社会に対する便益は増加する。一方、代替案においては、当該医薬品の適切な使用は概ね行われるようになるものの、手続にかかる時間により、患者の病状が進行する、当該医薬品の販売高が減少する、違法な流通経路の発生とその経路での不適正使用が生じるなどの事態が生じ、本規制よりも得られる便益は小さい。</p> <p>次に両規制の費用を比較する。本規制により、販売会社は不適正使用により得られる販売高が減少するが、これは望ましいことである。また、違法な広告がされていないか監視するのは、そもそも広告は人の目に付く形で行われるものなので、当該医薬品の個々の流通に違法性がないか監視することよりもはるかに容易である。さらに、一般人への広告制限は、国民が報道機関や医薬関係者から知識、情報を得ることを妨げるものではない。とすると、本規制の費用は大きなものではない。これに対して、代替案においては、流通又は使用されるたびに申請が必要のため、患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることになる。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国民の健康が損なわれる。よって、代替案においては本規制よりもかかる費用は大きい。</p> <p>以上から、便益、費用の両方の観点から、本規制は代替案よりも優れていることがわかる。</p>		
<p>政策評価の結果の政 策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。</p>		

政策の名称	子ども手当の受給資格の認定の適正性を確保するための調査等	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>I 受給資格の認定を適正かつ効率的に実施するため、以下の規制を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども手当をもらうため、また、子ども手当の額を増額するためには申請手続きが必要であることとする。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども手当の支給を受けようとする者は、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。ただし、公務員の場合は所属する行政組織の長とする。以下単に「市町村長」と表記する。）に対し、受給資格及び支給されるべき子ども手当の額について、認定の申請をしなければならないこととする。他の市町村へ転出した場合は改めて、転出先の市町村に対し、認定の申請をしなければならないこととする。 ・ 子ども手当の額を増額を求める場合も、子ども手当の受給者が市町村長に対し、認定の申請をしなければならないこととする。 ・ また、法には規定しないが、今後整備する厚生労働省令において、上記申請内容を確認できる資料の提出を求めることとする予定である。 <p>II 子ども手当の受給資格等に係る現況を効率的に把握し、制度の適正な運営を図るため、以下の規制を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子ども手当の受給者は平成 22 年 6 月 1 日において雇用されているかどうかについて市町村長に届け出なければならず、また、受給資格がなくなった等の場合には、市町村長に届け出なければならないこととする。 正当な理由なくこれらの届出を行わなかった場合には、子ども手当の支払いを一時差し止めることができるものとする。 ② 市町村長が必要があると認めるときは、受給資格者に、受給資格の有無等について、書類の提出を命じたり、質問することがあり得、また、これに応じなかった場合には、子ども手当の全部又は一部が支給されないことがあり得ることとする。正当な理由なくこの命令に従わず、又は質問に応じなかった場合は、子ども手当の全部又は一部を支給しないことができることとする。 ③ 市町村長が必要があると認めるときは、受給資格者を雇用する者その他関係者に対して、市町村長は、子ども手当の支給に関係して必要な事項の報告を求めることができることとする。 <p>III 子ども手当を不正に受給することを防止するために、以下の規制を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 偽りその他不正の手段により子ども手当を受給した者には、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金を科すこととする。 ○ 市町村長は、偽りその他不正の手段により子ども手当を受給した者から、受給額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる旨の規定を設けることとするが、これは不正利得の徴収であることから、規制には当たらない。 	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>新設する「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律」（以下「法」という。）において、以下のとおり規定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> I 法第 6 条、法第 8 条 II ①法第 10 条、法第 27 条②法第 9 条、法第 28 条③法第 29 条 III 法第 13 条、法第 33 条
想定される代替案	<p>I について 申請に当たっては、子どもと同居していること又は監護及び生計を同じくしていることを明らかにする書類の提出は求めないこととする。</p> <p>II について ① について、子ども手当の受給者が正当な理由なく、届出をせず、又は書類を提出しないときに、市町村長は、子ども手当の支払を一時差し止めることはできないこととする。 ② について、市町村長は、その職員に子ども手当の支給申請者又は受給者に対して質問させることはできないこととする。 ③ について、市町村長は、子ども手当の支給申請者や受給者の雇用主その他の関係者に対しては報告を求めることはできないこととする。</p> <p>III について</p>	

	偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者に対して、刑罰は科さないこととする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>I、II①②③について</p> <p>子ども手当の支給を受けようとする者には、受給資格及び子ども手当の額の認定請求（子ども手当の増額の場合は増額の認定請求）の手続を行う費用、届出を行う費用、必要に応じ市町村長から求められた書類を提出する費用や質問に答える費用が生じ、かつ、正当な理由なくこれらに応じなかった場合には、子ども手当の支給の全部又は一部を支給しないこともあり得ることとなる。</p> <p>また、これらの者の雇用主等関係者も、市町村長から何らかの報告を求められることがあり、これに従った場合には対応に要する費用が生じる。</p> <p>IIIについて</p> <p>不正に子ども手当を受給した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されるという費用が生じる。</p>	<p>子ども手当の支給を受けようとする者には申請手続きを行う費用が生じる。子ども手当の受給者には増額を求める際に手続きを行う費用、必要に応じ市町村長から求められた書類を提出する費用、届出を行う費用が生じる。</p> <p>また、下記「行政費用」とおり市町村における事務の遅滞、停滞により、支給の遅延も想定される。</p>
(行政費用)	<p>市町村において、必要に応じて、受給資格者等からの書類の徴収、その確認及び調査等の業務が発生する。</p>	<p>子ども手当の支給申請者及び受給者からの申請内容について、市町村において、情報を収集し確認を行う必要が生じるが、特に、父母でない者についての監護や生計維持関係の調査には膨大な手間を要し、また、認定の適正性が確保されない場合が増加するものと見込まれる。また、受給資格等に関し疑義がある場合でも、申請者への質問ができず、その雇用主等関係者からの報告を求めることができないなど、必要な調査が行えないおそれがある。これらのことから、受給資格の認定や支給に係る事務の遅滞、停滞が生じ、行政費用が増大することが想定される。</p>
(その他の社会的費用)	<p>その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>	<p>不正受給に対して罰則を科さず、市町村長による徴収のみで担保することとなるため、不正受給を防止する効果が十分でないと考えられ、不要な支出が生じ社会的費用を増大させることが想定される。</p>
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(市町村への便益) ※市町村：市町村等制度を運用する者をいう。以下同じ。	<p>子ども手当の支給開始及び継続のために必要な情報を、受給資格者、受給資格者の雇用主及びその他関係者から入手することから、子ども手当の支給要件に係る受給資格の認定等の事務を公正に執行することができ、子ども手当の支給事務の適正性及び迅速性を効率的に担保することができ、認定や支給に係る費用が低減できる。</p> <p>また、不正受給の場合の罰則を設けることで、不正な請求を防止することができることから、不要な徴収費用を避けることができる。</p>	<p>子ども手当の支給に必要な情報の一部を受給資格者から入手することから、子ども手当の支給に係る事務を迅速に行うことができ、認定や支給に係る費用が一定程度低減される。</p>

	以上のとおり、これらの規制により制度の運用費用が低減できる。	
(国民全体への 便益)	上記のとおり、支給事務の効率化、不正受給の防止により、制度の運用費用が低減でき、限られた財源を有効に活用することができる。	制度の運用費用を一定程度低減することができ、限られた財源を一定程度有効に活用することができる。
政策評価の結果 (費用と便益の 関係の 分析等)	<p>I について</p> <p>代替案では、子ども手当の支給申請者や受給者が認定を受けるための提出物は申請書のみとなり、この点において、費用は減少する。</p> <p>しかし、代替案では、支給要件を満たしているかどうか、申請書類のみでは確認ができないこととなり、これを確認するためには、新設する規制案で提出を求めることを予定しているものと同程度の情報について、職員が後日、何らかの形で入手する必要性が生じ、受給資格の認定事務に膨大な時間と手間が生ずる。</p> <p>一方、新設する規制案は、申請と同時に支給要件を満たすかどうか確認するための書類を提出するのみであることから、代替案と比べて子ども手当に過度の負担をかけるものではない。以上から、新設する規制案の方が適切である。</p> <p>II について</p> <p>各種の届出は、子ども手当の受給者の現況を把握し、制度の適正な運営を図るために求めるものであるが、代替案では、届け出を怠った場合にも支給の差し止めが行われなため、正当な理由がないのに届出を行わない受給者が相当数出ること考えられ、受給資格に関する確認ができない場合にも支給を差し止めることができず受給資格をすでに喪失している者へ支給してしまうなど、制度運営に重大な支障が生じるおそれがある。</p> <p>また、受給資格者らは市町村の職員の質問に応ずる必要がなく、雇用主等関係者においては報告を求められることがないことから、これらの点において、費用は減少するが、新設する規制案よりも市町村の職員による調査が制限され虚偽の申請や報告をしている可能性がある場合に、これを確かめる手段に乏しく、制度の適正性が担保されない。以上から、より確実な届出が担保される、新設する規制案の方が適切である。</p> <p>III について</p> <p>代替案では不正受給者に対して罰則を科さないため、不正受給を防止する効果が新設する規制案よりも著しく弱いと考えられ、不要な支出が生じる可能性が高まる。その結果、不正利得の徴収費用が生じるのみならず、制度の信頼性が損われ、費用負担者である国民の納得が得られないものとなることが懸念される。以上から、新設する規制案の方が適切である。</p>	
政策評価の結果の政 策への反映状況	評価結果を踏まえ、本規制を導入するための法律が成立した。	

政策の名称	派遣先の事業場に対する立入検査等	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>行政庁は、派遣先又は船員派遣の役務の提供を受ける者（以下「派遣先等」という。）に対して労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるとともに、当該職員に、労災保険法の施行のために必要な限度において、派遣先の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場（以下「派遣先の事業場等」という。）に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとし、報告等を行わない場合又は立入検査に応じない場合は、派遣先に対して罰則を科すこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>今回の改正法で以下の規定を改正する予定。 労災保険法第 46 条、第 48 条、第 51 条</p>
想定される代替案	<p>行政庁は、派遣先等に対して労災保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるとともに、当該職員に、労災保険法の施行のために必要な限度において、派遣先の事業場等に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとし、報告等命令や立入検査に応じない場合について罰則を科さないこととする。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>派遣労働者について労働災害が発生した場合、報告等を命じられたり、立入検査が行われるため、派遣先の費用は増加する。また、これらに応じない場合、罰則が科せられることとなる。ただし、労働災害が発生しない限り、特に負担増とはならない。</p>	<p>派遣労働者について労働災害が発生した場合、報告等を命じられたり、立入検査が行われることとなるため、派遣先の費用は増加するものの、罰則が科せられることはない。また、労働災害が発生しない限り、特に負担増とはならない。</p>
(行政費用)	<p>行政庁において、報告徴収・立入検査等の業務が増加するが、若干の費用の増加にとどまると考えられる。</p>	<p>行政庁において、報告徴収・立入検査等の業務が増加するとともに、派遣先の事業場がこれに応じない場合は、応じるよう説得する等の業務負担が想定されるため、費用は増加する。</p>
(その他の社会的費用)	<p>その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>	<p>その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(被災労働者への便益)	<p>労災保険法の施行のために必要な限度において、行政庁が派遣先の事業場に立入検査を実施すること等により、より適正な保険給付の実施につながる。</p>	<p>労災保険法の施行のために必要な限度において、行政庁が派遣先の事業場に立入検査を実施すること等により、より適正な保険給付の実施につながる事が期待されるが、当該立入検査等について罰則による担保が無いことから、実効性が低下するおそれがある。</p>
(事業主への便益)	<p>派遣先の事業場への立入検査等により、適切な保険給付が行われることを通じて、労災保険財政が適切に運用される。</p>	<p>派遣先の事業場への立入検査等により、労災保険事業の健全な運営が図られるが、報告等命令・立入検査について罰則による担保が無いことから、実効性が低下するおそれがある。</p>
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	<p>派遣労働者の労働災害の多くが派遣先の事業場において生じていることを考えると、立入検査等について罰則がない代替案では、被災した派遣労働者に対する保険給付の適正化が十分に図られないおそれがあり、不十分であると考えられる。また、代替案は、報告等に応じない場合でも罰則が科されないため、新設する本規制と比較して、派遣先の費用は減少するものの、行政庁において報告等に応じるよう説得する等の業務が増加するため、行政費用は増加すると考えられる。</p> <p>このため、より適正な保険給付を行うという政策目的を達成する手段として、代替案ではなく、新設する本規制の採用が適切であるとの結論に達した。</p>	

政策評価の結果の政
策への反映状況

評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会に提出した。

政策の名称	労働者派遣事業における違法派遣に対する迅速・的確な対処措置の整備等	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>適用除外業務への派遣受入れ等の違法派遣において、その是正が派遣労働者の不利益とならないよう、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなすものとする（以下「申し込みみなし」という。）措置を講ずる。併せて、規定の履行確保のため、みなされた労働契約の申込みを派遣労働者が受諾したにもかかわらず、当該派遣労働者を就労させない派遣先に対する行政の勧告制度を設ける。</p> <p>また、派遣先に対する現行の法違反の是正等に係る勧告については、指導・助言の前置を要するため、例えば派遣先が法違反を繰り返したとしても、迅速に行政措置を加えることができない等の問題がある。</p> <p>このため、当該勧告の規定について、指導・助言の前置を要しないこととし、これにより派遣先の法令遵守担保措置の強化を図ることとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>今回の改正法で以下のとおり規定する予定。</p> <p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第40条の6、第40条の7、第40条の8、第49条の2</p>
想定される代替案	派遣先が違法派遣を行った場合には、派遣先と派遣労働者の間に労働契約が成立したとみなす制度を設ける。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	法違反等がなければ、勧告の対象とはならない。申し込みみなしにより、派遣労働者を直接雇用することとなった場合は、派遣先に当該雇い入れのための費用が必要となる。	違法派遣を行った派遣先に派遣されていた派遣労働者が、当該派遣先に直接雇用されることを望まない場合であっても、当該派遣労働者の意思に関係なく強制的に労働契約が成立する。また、複数の違法があった場合に、複数の労働契約が成立する。
(行政費用)	申し込みみなしの実効性を担保するための派遣先に対する勧告については行政に費用が発生するが、申し込みみなしそのものについては、行政の費用は発生しない。	派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発生する。
(その他の社会的費用)	違法派遣を行ったとされる派遣先が、法違反について認めない等、当該事由について争う場合は、裁判費用等が発生する。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(派遣労働者の便益)	派遣先の法違反等に対して迅速・的確な対処が可能となり、申し込みみなしにより、派遣労働者の実質的な雇用を確保しつつ違法派遣を是正することとなることから、労働者保護に資する。	違法派遣を行った派遣先に対する規制が強化されることで、派遣先の法令遵守が図られることから、派遣労働者の保護が期待される。
(社会的な便益)	違法派遣を行った派遣先に対して派遣労働者の保護にも資する形で一定のペナルティを科すことにより、派遣先による違法派遣の防止の実効性が確保できる。また、派遣先の法違反に対する勧告については、指導・助言の前置を要しないため、迅速・的確な対処が可能となり、労働者派遣事業の適正な運営の確保に資する。	
政策評価の結果	新設する規制も代替案も、派遣先に対する法違反の抑止につながるが、代替案	

(費用と便益の関係の分析等)	では、法違反の是正が派遣労働者の意思に沿わない結果となるおそれがあること等から、新設する規制の方が望ましいものと考えられる。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会に提出した。

政策の名称	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等の情報提供義務の創設等	
規制の目的、内容及び必要性等	派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を選択できるようにするため、派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等について関係者に対する情報提供を義務付けること等とする。また、派遣元事業主は、派遣労働者の雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示しなければならないこととする。	
	法令の名称・関連条項とその内容	今回の改正法で、以下のとおり規定することを予定。 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項、第34条の2
想定される代替案	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合について上限規制を設ける。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	派遣元事業主は、 ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等に関する情報を提供するための費用 ・ 派遣労働者の雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示するための費用が発生する。	派遣元事業主にとって、収入である派遣料金と、費用である派遣労働者の賃金との差額の派遣料金に占める割合が規制されることとなり、事業活動に制約が生じる。
(行政費用)	派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発生する。	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合が一定の割合であることを把握する必要が生じる。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	割合規制を遵守するために、福利厚生費や教育訓練費などの賃金以外の労働者のための費用や、適正な雇用管理を行うために必要な費用を削る派遣元事業主が増加するおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(派遣労働者の便益)	派遣労働者が安心・納得して働くことができるようになる。	派遣料金の一定割合の額以外は派遣労働者の賃金になる。ただし、当該規制により必ずしも派遣労働者の賃金が上昇するとは限らず、また、福利厚生費や教育訓練費が削られることにつながりかねない。
(社会的な便益)	派遣元事業主の間の適切な競争が促され、労働者派遣事業の運営の適正化が期待できる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	代替案では、必ずしも派遣労働者の賃金が上昇するとは限らず、また、福利厚生費や教育訓練費が削られることにつながりかねないことや、派遣料金のうち、適正な雇用管理を行うために必要な費用を負担せずに、当該規制の割合を遵守する派遣元事業主が増加するおそれがあること等から、新設する規制の方が望ましいものと考えられる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会に提出した。	

政策の名称	常時雇用する労働者以外の労働者派遣の原則禁止等の労働者派遣事業の規制の強化	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>① 常時雇用する労働者以外の労働者派遣の原則禁止 専門26業務等を除き、常時雇用する労働者でない者の労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣先が常時雇用する労働者でない者の労働者派遣の提供を受けることも併せて禁止する。</p> <p>② 製造業務への労働者派遣の原則禁止 常時雇用する労働者を除き、製造業務への労働者派遣を禁止する。</p> <p>③ 日雇派遣の原則禁止 日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者について労働者派遣を行うことを、原則として禁止する。</p> <p>④ グループ企業内派遣の8割規制等 派遣元事業主がグループ企業に対して行う労働者派遣の割合を、当該派遣元が行う派遣全体の8割以下に制限すること、及びその割合の報告を義務付けるとともに、割合制限違反や報告義務違反について指導等を行い、これに従わない場合には行政処分を行うことができることとする等の措置を講ずる。 なお、①②は施行日を改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日とし、準備期間を確保する。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	今回の改正法において、以下のとおり規定する予定。 ① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第35条の3、第40条の9 ② 法第4条第1項第3号 ③ 法第35条の4 ④ 法第23条の2
想定される代替案	労働者派遣を禁止する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	派遣元事業主は、原則として常時雇用する労働者を除き労働者派遣を行うことができなくなることから、派遣先が確保できない場合であっても、派遣労働者の雇用を維持するために休業手当等の費用が発生することになる。	現在約8兆円の業界規模である労働者派遣事業が禁止されることになるため、派遣元事業主、派遣先、及び派遣労働者にとって、大きな調整費用が生じる。
(行政費用)	派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発生する。	従来は、労働者派遣制度により、企業と労働者の双方が有する多様な働き方のニーズについて、労働力の需給の適正な調整を図っていたところであるが、労働者派遣制度を禁止することで、これらのニーズに対応するための新たな制度の構築等が必要となる。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(派遣労働者・事業主への便益)	<p>①② 雇用が不安定な形態及び業務での常時雇用する労働者以外の労働者派遣が禁止されることにより、労働者の雇用の安定が図られる。</p> <p>③ 必要な雇用者責任が果たされない形態の労働者派遣が禁止されることにより、労働者保護が図られること等が期待できる。</p> <p>④ 需給調整機能の適正化が図られること等が期待できる。</p>	例外なく労働者派遣が禁止されることとなり、労働者派遣により生ずる問題がなくなる。ただし、多様な働き方に対するニーズが満たされなくなる。

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)</p>	<p>代替案では、雇用の安定等の観点から問題が少ない常時雇用する労働者の労働者派遣や、多様な働き方のニーズに対応し、特段の問題が認められない労働者派遣も禁止してしまうこと、また、現在約8兆円の業界規模である労働者派遣事業が禁止されることに伴い、大きな調整費用が生じてしまうこととなるため、新設する規制の方がより適当である。</p>
<p>政策評価の結果の政 策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会に提出した。</p>

表 13-4-⑤ 実績評価方式により事後評価した政策

※ 反映状況分類欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下のとおり。

<p>〔反映状況分類〕</p> <p>評価結果の平成 22 年度予算概算要求等への反映状況を以下のとおり分類した。</p> <p>① 施策目標の終了・廃止を検討</p> <p>② 施策目標を継続（施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討）</p> <p>③ 施策目標を継続（見直しを行わず引き続き実施）</p> <p>④ 施策目標を継続（施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討）</p> <p>〔機構・定員要求への反映〕</p> <p>評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「-」を付した。</p>
--

<p>施策名</p>	<p>日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民の医療に対する安心と信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域全体で、発症から急性期、回復期を経て在宅等生活の場に復帰するまで切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（現状分析（施策の必要性））</p> <p>人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が増加している。このような状況下で、生活の質の向上を実現するため、特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病に対応した医療連携体制を早急に構築する必要がある。また、地域医療については、産科・小児科、へき地等における医師不足等多数の問題が指摘されており、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の五事業に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。</p> <p>さらに、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするため、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて立入検査を実施する必要がある。</p> <p>（有効性）</p> <p>各種国庫補助等により、救命救急センターやへき地医療拠点病院等が整備されるなど、医療提供体制の整備が進み、これに伴い心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率の上昇や周産期死亡率の低下などが見られるところであり、施策目標の達成に向けた有効な取組が進められているものと評価できる。今後、各都道府県の定める医療計画を通じた医療機能の分化・連携がさらに推進されることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるものと考えられる。</p> <p>（効率性）</p> <p>医療計画制度に基づき、都道府県が四疾病五事業に係る医療連携体制の構築を進めることにより、地域の実情に応じて医療機能の分化・連携を推進することとしているが、国が各種国庫補助等により当該地域の実情に応じた都道府県の取組を支援することから、効率的に医療連携体制の構築が進み、施策目標の達成が図られるものと考えられる。</p> <p>（総合的な評価）</p> <p>都道府県が医療計画において四疾病五事業に係る医療連携体制を定め、国が各種国庫補助等により医療計画に基づく都道府県の取組を支援することにより、地域の実情に応じた医療連携体制の構築が進んでいるものと考えられる。また、各種国庫補助等により、救命救急センターやへき地医療拠点病院等の数が増加しているところであり、これに伴い心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率が上昇し、周産期死亡率が低下していること等を踏まえると、地域の医療提供体制の整備が着実に進んでいるものと考えられる。さらに、毎年の立入検査結果の活用等により医療法に基づく立入検査の徹底も図られているところであり、日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制の整備が図られているものと評価できる。</p> <p>しかし、平成 20 年 10 月に東京都において妊婦死亡事案が発生したほか、妊産婦や小児などの救急患者が救急医療機関や周産期医療機関に円滑に受け入れられない事案が発生しているところであり、引き続き、救急医療体制の充実・強化、周産期医療体制の充実・強化、医療機関の連携強化等に取り組んでいく必要がある。</p> <p>（評価結果の分類）</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>（理由）</p> <p>各種国庫補助等により、平成 19 年度までの各種指標は改善が見られるところであり、地域の医療</p>

提供体制の整備が進んでいるものと評価できる。しかし、平成20年10月に東京都において妊婦死亡事案が発生したほか、妊産婦や小児などの救急患者が救急医療機関や周産期医療機関に円滑に受け入れられない事案が発生しているところであり、引き続き、救急医療体制の充実・強化、周産期医療体制の充実・強化、医療機関の連携強化等に取り組んでいく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20
1	各都道府県の医療計画において定められた四疾病五事業に係る医療連携体制の構築率 (%) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	—	97.8 【—】
2	心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率 (%) (上段:生存率、下段:社会復帰率) (前年度以上/毎年度)	—	7.2 【—】	8.4 【116.7%】	10.2 【121.4%】	集計中
		—	3.3 【—】	4.1 【124.2%】	6.1 【148.8%】	集計中
3	周産期死亡率 (%) (前年度以下/毎年度)	5.0 【—】	4.8 【96.0%】	4.7 【97.9%】	4.5 【95.7%】	集計中
4	無医地区の数 (箇所) (前年度以下/毎年度)	786 【—】	—	—	—	— (5年に一度の調査。次回調査は21年度)
5	病院への立入検査における指摘に対する遵守率 (%) (前年度以上/毎年度)	96.7 【—】	97.0 【100.3%】	97.2 【100.2%】	96.4 【99.2%】	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1については、医政局指導課調べによる。四疾病五事業に係る医療連携体制を定める医療計画は平成20年度から施行されており、平成19年度以前の数値はない。 ・指標2については、「心肺機能停止傷病者の救命率等の状況」(総務省消防庁)による。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年度中に公表予定である。 ・指標3については、「人口動態調査」(大臣官房統計情報部)による(出産1000対)。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年9月に公表予定である。 ・指標4については、「無医地区等調査」(医政局指導課)による。5年ごとの調査であり、次回調査は平成21年度である。なお、無医地区数について、平成6年は997地区、平成11年は914地区であった。 ・指標5については、毎年度終了後に各都道府県等が厚生労働省に報告し、厚生労働省において、各都道府県等からの報告内容に不備がないか確認してから公表している。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年度中に公表予定である。						

- 予算要求
 評価結果を踏まえ、医療提供体制を整備するため、必要な予算を計上した。
 (新規)
 ・ 小児救命救急運営事業
 (平成22年度予算額: 296百万円)
 (継続)
 ・ 総合周産期母子医療センター運営事業
 (平成22年度予算額: 1,613百万円 [平成21年度予算額: 887百万円])
 ・ 地域周産期母子医療センター運営事業
 (平成22年度予算額: 4,099百万円 [平成21年度予算額: 142百万円])
 ・ 医療施設近代化施設整備事業
 (平成22年度予算額 (医療提供体制施設整備交付金): 8,874百万円の内数 [平成21年度予算額 (医療提供体制施設整備交付金): 9,860百万円の内数])
 ・ へき地医療支援機構運営事業
 (平成22年度予算額: 326百万円 [平成21年度予算額: 314百万円])
 ・ へき地医療拠点病院及びへき地診療所等運営事業
 (平成22年度予算額: 1,421百万円 [平成21年度予算額: 1,421百万円])
 ・ 医療連携体制推進事業
 (平成22年度予算額 (医療提供体制推進事業費補助金): 30,603百万円の内数 [平成21年度予算額 (医療提供体制推進事業費補助金): 35,785百万円の内数])

政策評価の結果の政策への反映状況

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救命救急センター運営事業 （平成 22 年度予算額（医療提供体制推進事業費補助金）：30,603 百万円の内数〔平成 21 年度予算額（医療提供体制推進事業費補助金）：35,785 百万円の内数〕） ・ 小児救急医療拠点事業 （平成 22 年度予算額（医療提供体制推進事業費補助金）：30,603 百万円の内数〔平成 22 年度予算額（医療提供体制推進事業費補助金）：35,785 百万円の内数〕） ・ 小児救急医療拠点病院実施事業 （平成 22 年度予算額（医療提供体制推進事業費補助金）：30,603 百万円の内数〔平成 21 年度予算額（医療提供体制推進事業費補助金）：35,785 百万円の内数〕） ・ ドクターヘリ導入促進事業 （平成 22 年度予算額（医療提供体制推進事業費補助金）：30,603 百万円の内数〔平成 21 年度予算額（医療提供体制推進事業費補助金）：35,785 百万円の内数〕） <p>（注）行政刷新会議「事業仕分け第 2 WG」の評価結果（予算の縮減（半額））を受け、過去の執行状況、診療報酬改定の動向等を踏まえ、対策に支障が生じることのないよう必要な額を計上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定員 評価結果を踏まえ、救急・周産期医療等の強化・充実のため、平成 22 年 4 月より、小児・周産期医療専門官（1 人）を新たに配置した。 ○ 税制改正要望 評価結果を踏まえ、周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する周産期医療の用に供する不動産に係る不動産取得税の特別措置について、適用期限を 6 年延長の上、廃止することとした。 				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">反映状況分類</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④</td> <td style="width: 30%;">機構・定員要求への反映</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	反映状況分類	④	機構・定員要求への反映	○
反映状況分類	④	機構・定員要求への反映	○		

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	「ドクターヘリを含む救急医療体制の一層の整備を行う。」 「今後は、在宅医療等地域で支える医療の推進、医療者と患者・家族の協働の推進など、国民皆で支える医療を目指して、改革を進める。」
	社会保障国民会議最終報告	平成 20 年 11 月 4 日	「「選択と集中」の考え方に基づいて、病床機能の効率化・高度化、地域における医療機能のネットワーク化、医療・介護を通じた専門職種間の機能・役割分担の見直しと協働体制の構築、人的資源の計画的養成・確保など、効率化すべきものは思い切って効率化し、他方で資源を集中投入すべきものには思い切った投入を行うことが必要であり、そのために必要な人的・物的資源の計画的整備を行うことが必要である。」
	第 171 回国会麻生内閣総理大臣施策方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	「救急医療も、消防と医療の連携などにより、患者を確実に受け入れられるようにします。」
	経済危機対策	平成 21 年 4 月 10 日	「医療機関間の連携強化、地域における医師の確保により地域医療の強化を図る。」

施策名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること																																							
施策の概要	国民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、短時間正規雇用の導入の促進事業を行うとともに、女性医師、看護師等の離職防止、復職支援等を行うことで、医療従事者の確保を行う。																																							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>医療の現場を見ると、高齢化の進展、医療の高度化、医療を巡る紛争の増加、女性医師の増加などを背景に、医療需要が増大するとともに、産科・小児科などの診療科やへき地等で医師不足問題が深刻となっており、地域で必要な医師の確保に効果的な施策を講じ、国民の医療に対する安心・安全を確保することが喫緊の課題である。</p> <p>そこで、大学医学部の入学定員を増やすとともに、短時間正規雇用制度等を導入する病院への支援、女性医師バンクの充実など女性医師・看護師等の離職防止・復職支援を図る施策、医師不足地域への医師派遣に関する支援のほか、勤務環境が過酷な救急・産科を担う医師等の処遇を改善するための手当に対する財政支援を平成21年度予算において計上している。</p> <p>また、「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月18日取りまとめ)に盛り込まれた各種施策を具体化するために開催された「安心と希望の医療ビジョン具体化に関する検討会」の中間とりまとめ(平成21年9月)を踏まえ、平成21年度及び22年度の2カ年で医師の将来推計に係る研究(公募)を実施しているところである。</p> <p>(有効性)</p> <p>医療従事者の確保を図るために、離職防止の観点から、医師の過酷勤務の解消を進めるとともに、離職した医療従事者の再就業を促す施策が実施され、医療従事者の確保が推進されていることから、施策目標の達成に向けて有効性が高いものと評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>医療従事者の確保を図るため、必要な養成機関を経て養成するよりも、すでに免許を有しているが就業していない医師、看護師の復職及び再就業の支援を行うことは、施策目標の達成に関して効率的な取り組みであると評価できる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>平成20年度の指標の達成状況は集計中であるが、医師・看護師等の勤務環境を改善し、医師・看護師等の復職・再就業の支援を行うことは、施策目標の達成に関して評価できる施策と考えられ、就業医師数等は毎年確実に増加している。また、例えば、産婦人科医については、産婦人科学会への新入会医師数は、増加傾向に転換(18年度329名、19年度335名、20年度402名)しつつあり、政策の効果が一部に出てきていると評価できる。</p> <p>また、医師不足地域に医師を派遣する病院等に対する財政支援を行っており、都道府県が中心となっていく医師派遣人数が増加している(18年度385名、19年度546名)。</p> <p>しかし、依然として産婦人科・小児科などの診療科を中心に多くの地域で医師不足問題が深刻であり、地域で必要な医療が適正に提供できるよう、地域の医療従事者を確保するための施策を着実に実施する必要があると考えられる。</p> <p>なお、救急・産科といった勤務環境が過酷な診療科においては、処遇を改善するための新たな手当を平成21年度予算において計上している。現在の実施見込数は、産科医等に支給される分娩手当に対する財政支援である産科医等確保支援事業は38都道府県、休日・夜間において勤務する救急医に対して支給される救急勤務医手当に対する財政支援である救急勤務医支援事業は36都道府県である。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討(理由)</p> <p>女性医師バンクセンターでの再就職支援については着実に実施されている一方、中央ナースセンターの再就職支援などについては一層の強化が必要である。</p> <p>今後は、医師、看護師等の不足した状況に対応するため、さらなる医師確保や女性医師、看護師等の離職防止、復職支援の強化を進めていく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="416 1771 1418 2123"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標</th> </tr> <tr> <th colspan="6">(達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>就業医師数(前回調査時以上/調査時)</td> <td>256,668</td> <td>—</td> <td>263,540 【102,7%】</td> <td>—</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>病院勤務医数(前回調査時以上/調査時)</td> <td>163,683</td> <td>—</td> <td>168,327 【102,8%】</td> <td>—</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table>	施策目標に係る指標						(達成水準/達成時期)						※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)								H16	H17	H18	H19	H20	1	就業医師数(前回調査時以上/調査時)	256,668	—	263,540 【102,7%】	—	集計中	2	病院勤務医数(前回調査時以上/調査時)	163,683	—	168,327 【102,8%】	—	集計中
施策目標に係る指標																																								
(達成水準/達成時期)																																								
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																								
		H16	H17	H18	H19	H20																																		
1	就業医師数(前回調査時以上/調査時)	256,668	—	263,540 【102,7%】	—	集計中																																		
2	病院勤務医数(前回調査時以上/調査時)	163,683	—	168,327 【102,8%】	—	集計中																																		

3	就業女性医師数（前回調査時以上／調査時）	42,040	—	45,222 【107.6%】	—	集計中
4	就業看護職員数（前年度以上／調査時）	797,233	822,913 【103.2%】	848,185 【103.1%】	882,819 【104.1%】	集計中
<p>（調査名・資料出所、備考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1、2及び3は、「医師、歯科医師、薬剤師調査」（大臣官房統計情報部調べ）による。また、平成20年度の数値は、現在集計中であり、平成21年12月頃公表予定である。なお、「医師、歯科医師、薬剤師調査」は隔年度の実施のため、平成17年度及び平成19年度の数値については記載していない。 ・指標4は、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。 						

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、今後も医療需要に見合った医療従事者の確保を図るため、継続して予算を計上した。
（継続）
平成22年度予算額：1,592百万円〔平成21年度予算額：2,648百万円〕
- ・ 短時間正規雇用支援事業：行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ、予算概算要求額を見直した。
（平成22年度予算額：0円〔平成21年度予算額：1,523百万円〕）
 - ・ 医師事務作業補助者設置支援事業：行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ、予算概算要求額を見直した。
（平成22年度予算額：0円〔平成21年度予算額：815百万円〕）
 - ・ 女性医師支援センター事業 事業内容を見直し、予算概算要求額を2割削減した。
（平成22年度予算額：156百万円〔平成21年度予算額：168百万円〕）
 - ・ 中央ナースセンター事業：事業内容を見直し、予算概算要求額を2割削減した。
（平成22年度予算額：114百万円〔平成21年度予算額：143百万円〕）

反映状況分類 ④ 機構・定員要求への反映 —

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第170回国会麻生内閣総理大臣所信表明演説	平成20年9月	「救急医療のたらい回し、産科や小児科の医師不足（中略）。いつ自分を襲うやもしれぬ問題があります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂鬱なことはありません。わたしは、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。」
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「産科・小児科をはじめとする医師不足の解消や病院勤務医の就労環境の改善のため、女性医師の就労支援（中略）等を進める」

施策名	医療情報化インフラの普及を推進すること														
施策の概要	医療のIT化を推進するため、「IT新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組等を実施する。														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 医療を取り巻く環境が、少子高齢化の進展や医療技術の高度化等により大きく変化している中で、医療サービスの質を向上させ、一定の医療資源の中で質の高いサービスを充実させるため、業務の効率化、患者の利便性向上や医療の質の向上が期待される医療情報システムの導入に対して医療機関の関心は高いが、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題があることから、これらの課題に対応した事業を行う必要がある。</p> <p>(有効性) オーダリングシステムなどの医療情報システムを導入することで、患者情報の共有、受付業務の簡略化、カルテ搬送の軽減など業務の効率化、待ち時間の短縮、診療情報の共有化などによる患者の利便性向上や蓄積されたデータの活用や医療安全など医療の質の向上が期待されることから施策の推進に有効性が高いものと評価できる。</p> <p>(効率性) 医療情報システムの導入に当たっては、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題が挙げられており、地域における中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関が医療情報ネットワークを構築し、チーム医療・グループ診療の実践を可能とする地域医療連携体制を構築するための補助事業である地域診療情報連携推進事業による医療機関のシステム導入にかかる費用負担軽減や、医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業によるシステム間の互換性確保などの施策は、それらの課題解決に資するため効率性が高いものと評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 医療分野のIT化は、医療機関の機能等を考慮した情報化が肝要である。そのため、厚生労働省においては、2007年度に各医療機関がその医療機能等を考慮し、当該医療機能の目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価することにより、望ましい情報化の推進を可能とする評価系(医療機関自らが評価の際に用いる指標)を開発したところであり、その普及に努めているところである。これにより、医療情報システム導入によるメリット等の把握、自機関の目的に合致した且つ最適な情報システムの選択を可能にするなど、各医療機関において適切な情報化が可能となり、医療分野の情報化が推進される。</p> <p>医療の情報化については、「IT新改革戦略」等に基づき、各種標準化等の取組が進められているが、その効果が見えにくい状況にあることから、今後はさらに多くの医療機関等が医療の情報化のメリットを享受できるよう、評価対象事務事業のほか、医療用語及び用語間の関連性コードの標準化等、各種標準化等の施策によって、より充実した取組を進めることとしている。</p> <p>(評価結果の分類) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 (理由) 施策目標に係る指標自体については、現下数値を取ることができないものの、参考指標としているオーダリングシステムの普及率(一般病院400床以上)では、平成17年10月時点で72.9%(平成14年10月時点では56.9%)と普及しているなど、施策は着実に進捗しているものと思料される。</p> <p>医療分野のIT化は医療機関の機能等を考慮した情報化が肝要であり、今後はさらに多くの医療機関等が医療の情報化のメリットを享受できるよう、評価対象事務事業のほか、医療用語及び用語間の関連性コードの標準化等、各種標準化等の施策によって、より充実した取組を進めることとしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="408 1668 1409 2051"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>統合系医療情報システム(オーダリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p>	施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20	1	統合系医療情報システム(オーダリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)	-	-	-	-	-
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20									
1	統合系医療情報システム(オーダリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)	-	-	-	-	-									

	<p>(調査名・資料出所、備考) 指標に係る実績値(普及率)については、平成20年度医療施設調査の集計結果に基づき算出するため現下示すことができない。(平成21年10月下旬公表予定)そのため、平成17年度のオーダリングシステムの普及率を参考指標として個別目標欄に掲載している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参考統計</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 オーダリングシステムの普及率 (一般病院400床以上) (単位:%)</td> <td>-</td> <td>729</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>2 地域診療情報連携推進費補助実績数 (単位:件数)</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・参考統計1は、医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課調べ)による。次回調査については、平成20年度の数値を現下集計中であり、平成21年10月下旬に公表予定。 ・参考統計2は、厚生労働省医政局政策医療課医療技術情報推進室調べによる。</p>				参考統計	H16	H17	H18	H19	H20	1 オーダリングシステムの普及率 (一般病院400床以上) (単位:%)	-	729	-	-	集計中	2 地域診療情報連携推進費補助実績数 (単位:件数)	2	6	6	9	14
参考統計	H16	H17	H18	H19	H20																	
1 オーダリングシステムの普及率 (一般病院400床以上) (単位:%)	-	729	-	-	集計中																	
2 地域診療情報連携推進費補助実績数 (単位:件数)	2	6	6	9	14																	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求 評価を踏まえ、医療情報化インフラの普及を推進するため継続して予算を計上した。 (継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域診療情報連携推進事業 (平成22年度予算額:592百万円[平成21年度予算額:134百万円]) 医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業 (平成22年度予算額:108百万円[平成21年度予算額:141百万円]) 																					
	反映状況分類	④	機構・定員要求への反映	—																		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																			
	IT新改革戦略(IT戦略本部)	平成18年1月	—																			
	重点計画2008(IT戦略本部)	平成20年8月	—																			
	デジタル新時代に向けた新たな戦略(IT戦略本部)	平成21年4月	—																			

施策名	感染症の発生・まん延の防止を図ること
施策の概要	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>世界保健機関(WHO)は、「我々は、今や地球規模で感染症による危機に瀕している。もはやどの国も安全ではない。」との警告を発しており、我が国においても、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築が求められている。</p> <p>このため、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策の強化、緊急時における国内での感染症対策の強化等、総合的な感染症予防対策の推進を図る必要がある。</p> <p>感染症対策の充実については、平成19年3月に結核予防法を廃止し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に統合したところであり、保健師などが服薬状況を確認する直接服薬確認療法事業の推進により、結核患者の早期発見、早期対応に加えて再発防止等の対応が可能となっている。</p> <p>新型インフルエンザについては、ほとんどの人が新型のウイルスに免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。</p> <p>そのため、発生時に迅速に対応し、被害を最小限に食い止めることができるよう、発生に備えた対策を推進する必要がある。</p> <p>また、肝炎については、本人の自覚がないまま、肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進行するおそれがあること等にかんがみ、従来から総合的な対策を行ってきたが、B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染者は合わせて300万人を超していると推定され、いまだ国民全体の健康課題となっているため、検査・治療・診療体制の整備、普及啓発、研究といった総合的な対策をより一層推進する必要がある。</p> <p>今年度に入ってから動向に言及すると、新型インフルエンザ(A/H1N1)に関しては、平成21年4月に発生が確認されて以降、世界各地に感染が広がっている。南半球をはじめとする諸外国での感染状況の推移を見ると、海外からの感染者の流入を止めることはできず、今後とも、患者発生が続くと考えられる。さらに、一部に感染源が特定できない散発事例が発生していることを見ると、秋冬に向けて、いつ全国的かつ大規模な患者の増加を見てもおかしくない状況であると考えられる。このため、現時点を、感染拡大防止措置により患者の増加を抑制しつつ、秋冬の事態に対応するための準備期間と位置付け、仮に患者が急増した場合でも、社会的な混乱が最小限となる体制を整えていくことが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで多剤耐性結核菌の発生を防ぐことは有効である。病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うことは、病原体等の管理体制を確立することになり、生物テロ等を未然に防止することとなり有効である。</p> <p>また、高い予防接種率を維持することは、これら感染症の罹患者を減少させることができ有効である。</p> <p>抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しておくことで、新型インフルエンザ発生時に患者等への迅速な投与が可能となり、有効である。</p> <p>肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査受診者数が増加することにより、肝炎患者の早期発見が可能となり、早期治療にも資するものと考えられる。</p> <p>(効率性)</p> <p>結核の直接服薬確認療法事業を実施することにより、早期治療につながり、効率的な手段である。病原体等の管理体制を確立することは、国が病原体等の所持の状況を一元的に把握することができ、効率的に管理することができる。</p> <p>また、予防接種率を向上させることは、該当感染症への罹患者を減少させることができ、国民の健康の確保に資することになる。</p> <p>新型インフルエンザの患者等に対し迅速に抗インフルエンザ薬の投与を行うことは、患者の重症化を防止する上で効率的である。</p> <p>保健所等における肝炎検査体制の整備は、肝炎患者の早期発見・早期治療に資するものであり、感染症の発生・まん延防止を図る上で効率的な手段といえる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>結核の罹患者率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなり、入院の勧告手続等について、人権を尊重しつつ、より適確に入院手続を実施することが可能になったほか、法第15条に基づく積極的疫学調査の実施等更なる対策の推進が可能となったことから、今後も罹患者を減少できるものと考えられることが評価できる。</p> <p>病原体等取扱施設については、感染症法の改正に伴い、情報提供や検査等による施設の適正な管理</p>

の確保、病原体等の適正な管理を法令に基づき遵守する義務が生じたところであり、今後も、感染症法第56条の30に基づく報告や感染症法第56条の31の立入検査の状況を見極めて適確な対応をしていくことにより、病原体等の適切な管理に関する施策が推進できると考える。

感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要であり、一定の感染症について、引き続き予防接種を受けられる機会の確保を図るとともに、平成19年度以降の指標は集計中であるものの、これまでの接種率は、高水準で維持されており、概ね適正に実施されていると考えられ評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。

新型インフルエンザ対策については、国・地方公共団体や医療機関等の体制整備、医薬品の備蓄や研究開発等の推進が重要である。発生時に患者等に投与することとなる抗インフルエンザウイルス薬については、平成17年より備蓄を開始し、平成20年には備蓄目標量を国民の23%分から45%分に引き上げ、目標に向け備蓄を進めているところであり、評価できる。今後とも、目標量の達成を目指し、備蓄を進めるとともに、適正な管理を行う必要がある。

今年度に入ってからの動向に言及すると、現在発生している新型インフルエンザ(A/H1N1)については、発生の宣言がなされた4月28日に、内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官及び厚生労働大臣を副本部長とする「新型インフルエンザ対策本部」が設置され、学識経験者等から構成される「新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会」の意見も聴きつつ、「新型インフルエンザ対策行動計画」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議。平成21年2月改定。)、 「基本的対処方針」(新型インフルエンザ対策本部決定。平成21年4月28日決定、同年5月1日及び22日に改定。)等に基づき、政府一体となって、

- ① 的確な情報提供
- ② 検疫を中心とした水際対策
- ③ 発熱外来などの医療体制の整備
- ④ 学校の臨時休校等の感染拡大防止策

等の措置を講じてきた。これらの対策により、適切な医療が提供されるとともに、感染の急激な拡大の防止等にも一定の効果はあったと考えられている。

ウイルスの病原性^(※1)や南半球をはじめとする諸外国での感染状況^(※2)を考慮し、今後は、本年6月19日に改定された、厚生労働大臣が定める「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定版)」に基づき、

- ① 患者数の急激で大規模な増加をできるだけ抑制・緩和し、社会活動の停滞や医療供給への影響を低減させる
- ② 患者は原則自宅療養とし、重症化するおそれのある者及び重症患者に対する適切な医療を提供する
- ③ 患者の把握については、個々の発生例ではなく、集団発生を探知し、対策につなげる
- ④ 現時点を準備期間と位置付け、秋冬の社会的混乱が最小限となるよう体制整備を行う

ことに重点を置いた対策を講じることとしている。

また、新型インフルエンザを含め、国内に常在しない感染症が国内に侵入することを可能な限り防止するため、検疫所においては、検疫官の確保、検査機器の整備等による検疫体制の強化に取り組んできたところであり、今後とも、水際対策に必要な検疫体制を確保する必要がある。

肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発見・早期治療が極めて重要であり、早期発見のためには受診者の利便性に配慮した検査体制の整備が必要である。

平成19年度からは、保健所での肝炎ウイルス検査について都道府県等が医療機関に委託できるよう措置を行った。さらに平成20年1月からは、保健所での検査に加えて、委託医療機関における検査についても無料で受診できるよう措置を行っており、受診者がより利用しやすい検査体制の整備が推進されているものと評価できる。

(※1) 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)は、

- ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、
 - ② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効である
- など、季節性インフルエンザと類似する点が多い。

他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患(糖尿病、ぜん息等)を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。

(※2) 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)については、現在においても感染者数は増加しており、特にこれから冬を迎える南半球において増加が著しい。平成21年6月12日(日本時間)、世界保健機関(WHO)は感染状況について異なる複数の地域(大陸)の国において地域(コミュニティ)での持続的な感染が認められるとして、2009年改訂ガイドラインに基づくWHOフェーズ分類を6とし、世界的なまん延状況にあると宣言した。その上で、WHOは加盟国に対し、引き続き警戒を求めるとともに、社会経済的混乱を招かないよう各国の状況に応じて柔軟に対応することを求めている。

(評価結果の分類)

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討(理由)

新型インフルエンザ対策については、平成21年4月にメキシコで発生した新型インフルエンザA(H1N1)の感染拡大防止対策及び、鳥インフルエンザ(H5N1)に由来する新型インフルエン

ザの発生に備えるため、新規予算や拡充等の見直しが必要である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20	
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							
1	結核患者罹患率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/平成22年度)	23.3	22.2	20.6	19.8	19.4	
2	病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(単位:%) (90%以上/毎年度)	-	-	-	100.0 【111.1%】	100.0 【111.1%】	
3	予防接種の接種率(ポリオ・麻疹・風疹)(単位:%) (おおむね95%/毎年度)	ポリオ	94.6	95.4	95.8	集計中	集計中
		麻しん	93.7	97.8	87.0	集計中	集計中
		風しん	98.1	143.6	89.3	集計中	集計中
4	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(単位:万人分)(国民の45%相当量/平成23年度末、かつ、前年度以上/平成20年度)	-	750	1,410	1,485	2,118 【142.6%】	
5	保健所等における肝炎検査受診者数(単位:人)(前年度以上/毎年度)	11,773 【238.3%】	7,041 【59.8%】	36,480 【518.1%】	361,142 【990.0%】	集計中 【 %】	

(調査名・資料出所、備考)

指標1は、「結核登録者情報調査年報集計結果」によるものである。

指標2は、結核感染症課調べである。なお、平成19年6月から実施されたものであることから、平成18年度以前の数値は集計不可。

指標3は、健康局結核感染症課調べである。平成19年度の数値を現在集計中であり、平成21年9月に公表予定。

※ 予防接種の接種率が100%を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となるその年に実施する者が多いことから、対象年齢に新たになる年の対象者数を分母にして計算しているためである。

麻しん、風しんについては、平成18年度より従来の接種(1期(生後12月から生後24月))に加えて、2期(5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間)を追加

指標4は結核感染症課調べである。

指標5は健康局疾病対策課肝炎対策推進室及び結核感染症課調べであり、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスの検査数を合計した延べ人数である。平成20年度の数値は現在集計中である。なお、平成19年度及び20年度は都道府県等(都道府県、保健所設置市、特別区)が委託した医療機関における検査の受診者数を含む。

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、更なる感染症対策の充実や予防接種の推進等により、感染症の発生の予防・まん延の防止を図るため、必要な予算を計上した。

(継続)

- ・ 新型インフルエンザ対策事業
(平成22年度予算額:37百万円 [平成21年度予算額:39百万円])
- ・ 結核対策特別促進事業
(平成22年度予算額:403百万円 [平成21年度予算額:403百万円])
- ・ 予防接種健康被害者保健福祉相談事業
(平成22年度予算額:40百万円 [平成21年度予算額:75百万円])
- ・ 特定感染症検査等事業費
(平成22年度予算額:2,104百万円 [平成21年度予算額:2,107百万円])

- 機構・定員要求

新型インフルエンザへの対応強化のため、定員要求した。(定員増 2名)

反映状況分類 ④ 機構・定員要求への反映 ○

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主な)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	「(難病対策や)肝炎対策の充実に取り組む。」

もの)	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none">・ 「(難病対策や) 肝炎対策を一層推進する。」・ 「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」
-----	------------------	------------------	---

施策名	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること
施策の概要	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供することが、国民の保健衛生の向上に極めて重要であることから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が必要な審査業務を迅速に行い、厚生労働大臣が承認を行う。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（現状分析（施策の必要性））</p> <p>医療技術・科学技術等が日進月歩の進歩を遂げている中、海外の医療現場で利用されている医薬品・医療機器が国内では利用できないといった声もあり、有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に国民へ提供していくことが求められている。（いわゆる「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」の問題）</p> <p>こうした中、「ドラッグ・ラグ」及び「デバイス・ラグ」の解消に向け、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月策定、平成20年5月・平成21年2月改定内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づき、承認審査の迅速化・質の向上に関する取組を進めているところである。</p> <p>※ 「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」とは、欧米で承認されている医薬品又は医療機器が我が国では未承認であって国民に提供されない状態をいう。現在、厚生労働省としては、新医薬品については上市までの期間を2.5年短縮すること、新医療機器については開発から承認までの期間を19ヶ月短縮することを目標としている。</p> <p>（有効性）</p> <p>機構においては、中期計画で施策目標である「審査事務処理期間の目標」を定め、その達成のため、審査業務の質の向上を図ることとし、平成16年4月の発足以来、研修の実施による審査員の技能の向上、情報支援システムの構築等を行ってきた。これに加え、内閣府に設置されている総合科学技術会議の意見具申等を踏まえ、医薬品及び医療機器のそれぞれについて、計画的に審査人員の増員を図っているところである。具体的には、医薬品については平成19年度から3年間で機構における新薬審査の審査人員を倍増（236名増員）すること、医療機器については平成21年度から5年間で104名に増員することとしている。</p> <p>また、平成20年度においては、審査事務処理期間内に処理した割合は、新医薬品については70.1%、新医療機器については75.0%であり、それぞれの目標である80%、90%を達成できなかったが、これは、①機構発足当初の申請分等を重点的に処理したこと、②未承認医療機器の早期導入を目的とした「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」の検討を受けて優先審査品目が増加したことなど国民の医療ニーズに対応したからである。</p> <p>さらに、新医薬品承認審査の処理件数は平成17年度から平成20年度まで着実に増加している。新医療機器の承認審査の処理件数については平成20年度に減少しているが、平成20年12月に策定した「医療機器の審査迅速化アクションプログラム（平成20年12月厚生労働省）」により、一層の迅速化を進めることとしている。</p> <p>（効率性）</p> <p>新医薬品・医療機器とも、承認審査前に通常行われる企業と機構との間での相談（治験相談等）の拡充に努めており、審査過程において科学的に議論のポイントとなる点を事前に洗い出すなど、治験相談等を通じた承認審査の効率化を図っているところであり、治験相談申込件数及び治験相談実施件数とも着実に増加している。</p> <p>また、審査担当職員の研修プログラムの充実・強化、各種ガイドラインの作成、審査基準の明確化などを通じて、承認審査の効率化に努めている。</p> <p>（総合的な評価）</p> <p>以上のことから、有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供するための施策を、効果的かつ効率的に実施していると評価できる。</p> <p>一方、「ドラッグ・ラグ」の解消にあっては平成19年度からの5年間、「デバイス・ラグ」の解消にあっては平成21年度からの5年間で目標を達成することとされており、評価結果を踏まえ、更なる審査の迅速化を図るため、今後も引き続き審査人員の増員を進めるとともに、新しい審査方式の導入、審査事務処理期間については「優先審査品目」と「通常品目」に細分化して進捗状況管理等に取り組みものとする。</p> <p>（評価結果の分類）</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 機構・定員要求を検討 （理由）</p> <p>承認審査の迅速化に向けた新規事業を要求するほか、機構・定員要求に関しては、新医薬品の開発から承認までの期間を平成23年度までに2.5年短縮することを目的とし、機構の審査人員を平成19年度から平成21年度の3年間で236名増員することとしていることから、引き続き、増員を実施するとともに、医療機器の承認審査については、新医療機器の開発から承認までの期間を平成25年度までに19ヶ月短縮することを目的とし、機構の審査人員を平成21年度から平成25年度までの5年間で104名に増員することとしている。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月)内に処理した割合(単位:%) (80%以上/平成20年度)	65.3 (49件中32件) —	83.3 (24件中20件) 【119.0%】	59.2 (49件中29件) 【84.6%】	60.3 (73件中44件) 【86.1%】	70.1 (77件中54件) 【87.6%】
2 新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月)内に処理した割合(単位:%) (90%以上/平成20年度まで毎年度)	50.0 (8件中4件) —	100.0 (5件中5件) 【125.0%】	100.0 (15件中15件) 【125.0%】	82.6 (23件中19件) 【91.8%】	75.0 (16件中12件) 【83.3%】
3 ドラッグ・ラグの解消 (2.5年短縮/平成23年度)	—	—	—	—	—
4 デバイス・ラグの解消 (19ヶ月短縮/平成25年度)	—	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、機構調べによる。なお、平成16年度分については、機構の中期計画(※)の目標の対象外である平成16年3月以前の申請分も含んだ数値である。 ・ドラッグ・ラグの解消(指標3)にあつては平成19年度からの5年間、デバイス・ラグの解消(指標4)にあつては平成21年度からの5年間で目標を達成することとされており、その評価方法は当該期間終了後に検討予定。 ※ 機構中期計画(抜粋) 平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、次のとおりとする。 ○ 新医薬品については、中期目標期間(平成16~20年度)中を通して、審査事務処理期間12ヶ月を70%について達成することを確保するとともに、中期目標期間終了時には80%について達成する。 ○ 新医療機器については、審査事務処理期間12ヶ月を平成16年度においては70%について達成するとともに、平成17年度及び18年度においては80%、平成19年度及び20年度においては90%について達成する。 【参考】機構ホームページ(平成20事業年度業務報告、 http://www.pmda.go.jp/guide/outline/report/report_20.html)					

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、引き続き、有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を迅速に提供できるよう必要な施策を実施するため、継続して予算を計上した。
(継続)
 - ・ 日本薬局方調査費
(平成22年度予算額:13百万円 [平成21年度予算額:12百万円])
 - ・ 日米欧三極治験相談推進事業費
(平成22年度予算額:10百万円 [平成21年度予算額:12百万円])
 - ・ 医療機器国際共同開発・承認促進事業費
(平成22年度予算額:11百万円 [平成21年度予算額:4百万円])
 - ・ 第三者認証機関整備費
(平成22年度予算額:1百万円 [平成21年度予算額:1百万円])
- 機構・定員要求
評価結果を踏まえ、定員要求を行った。(定員増:2名)
この他、新医薬品の開発から承認までの期間を平成23年度までに2.5年短縮することを目標とし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査人員を平成19年度から平成21年度の3年間で236名増員することとしている。また、医療機器の承認審査についても一層の迅速化が求められており、新医療機器の開発から承認までの期間を平成25年度までに19ヶ月短縮することを目標とし、機構の審査人員を平成21年度から平成25年度までの5年間で104名に増員することとしている。

反映状況分類 ④ 機構・定員要求への反映 ○

関係する施政方

施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋)

針演説等内閣の
重要政策（主な
もの）

<p>科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について</p>	<p>平成18年12月25日</p>	<p>「このような機構の治験相談や承認審査の遅延を解消するためには、審査手続の透明性・効率性の向上とともに質の高い人員を増やす必要があると考えられる。そのために、機構は人員の拡大（審査人員をおおむね3年間で倍増）、治験着手から新薬承認までの期間短縮や、人材の育成を図るための工程表を示すべきである。その際には、製薬企業からの審査費用の増額により民間活力の活用を含む審査体制の拡充を図るべきである。」</p>
<p>革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略</p>	<p>平成19年4月26日策定 平成20年5月23日・平成21年2月12日一部改定</p>	<p>「審査人員の拡充・質の向上」</p>
<p>経済財政改革の基本方針2008</p>	<p>平成20年6月27日</p>	<p>「医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省及び産官学等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成20年秋中に策定する」 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日）に基づき、研究資金の集中投入、ベンチャー企業の育成、臨床研究・治験研究の整備、アジアとの連携、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価、官民の推進体制の整備などを行う」</p>

<p>施策名</p>	<p>希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>狂犬病などの感染症は、発生の予測ができず、ワクチンについては、製造に長期間を要する反面、有効期間の短いものが多い等の実情にあることから、狂犬病ワクチン等を国が買い上げ、一定量備蓄している。</p> <p>インフルエンザワクチンについては、インフルエンザワクチン需要検討会^(※1)による需要予測により、国内需給の安定化を図っている。</p> <p>プレパンデミックワクチン^(※2)については、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、医療従事者や社会機能維持者への緊急的な接種が可能となるよう、ワクチン原液の備蓄を行っている。</p> <p>※1 季節性インフルエンザワクチンの需要予測や安定供給に関する事項について学識経験者、医療関係者、ワクチン製造業者等の専門家による検討する場であり、医薬食品局長の諮問機関である。</p> <p>※2 トリーヒト感染を起こしたウイルス株を用いて製造したワクチン。ウイルス変異に対応するため、専門家の意見を踏まえ最適なウイルス株を選定し製造している。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析（施策の必要性）)</p> <p>ワクチン・抗毒素は、感染症の予防や治療に用いられる医薬品であるが、病原微生物等を原料とすることから、その製造に当たっては、高度な製造技術と設備を必要とし、製品ができるまで長期間を要する。また、比較的有効期間が短く、しかも感染症の発生・流行は極めて予測しがたいことから、需給調整も極めて困難である。</p> <p>そこで、緊急治療用として乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、乾燥ガスエソウマ抗毒素及び乾燥ジフテリア抗毒素等について国家買上げを行い、一定量の備蓄を行うことにより、緊急時の供給要請に対応し、安定した供給を確保している。</p> <p>インフルエンザワクチン需要検討会においては、インフルエンザワクチンの需要予測を行い、需要に見合う量のワクチンを確保するようワクチン製造業者に要請してきた。また、国として流通状況の情報を把握し、都道府県及び関係団体への情報提供体制を整備することにより、円滑な流通を確保している。</p> <p>新型インフルエンザワクチンについては、新型インフルエンザが発生した段階で、出現したウイルスを基にパンデミックワクチンを製造することとしているが、パンデミックワクチンの製造には一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者^(※1)及び社会機能維持者^(※2)に対し、感染症対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を行うこととし、その原液の製造を進めることとしている。</p> <p>また、パンデミックワクチンの早期確保を図るため、細胞培養法の研究開発を進めるとともに、鶏卵培養法による供給体制強化等を推進することとしている。</p> <p>※1 機能低下を来した場合、国民の生命の維持に支障を来す者。(医療従事者、救急隊員、医薬品製造販売業者等)</p> <p>※2 次の職員のうち、業務を継続するために最低限必要な職員をいう。</p> <p>① 治安を維持する者(消防士、警察官等)</p> <p>② ライフラインを維持する者(電気事業者、水道事業者等)</p> <p>③ 国又は地方公共団体の危機管理に携わる者</p> <p>④ 国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者(重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等)</p> <p>⑤ ライフラインを維持するために必要な物資を搬送する者(道路旅客・貨物運送業者、航空運輸業者等)</p> <p>(有効性)</p> <p>プレパンデミックワクチンについては、18年度から毎年度異なるウイルス株ごとにワクチン原液約1000万人分をそれぞれ備蓄しているところであり、医療従事者等に対する接種に必要なワクチンが確保されていると評価できる。</p> <p>季節性インフルエンザワクチンについては、需要予測及び流通調査等により需給対策を図っているところであるが、毎年度需要量を満たす供給可能量を確保できていることから、安定供給が確保されていると評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>プレパンデミックワクチンについては、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき毎年度国家買上げを計画的に行い、一定量を備蓄していることから、効率的であると評価できる。</p> <p>季節性インフルエンザワクチンについては、需要量の増加を、需給予測に基づく供給量の増加により対応できており、施策目標は達成されていることから、需給調査及び需給予測は効率的であると評価できる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>「希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行う」とともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図る」という施策目標は達成されており、現在の取組を続けるべきである。</p> <p>今後の課題としては、特に新型インフルエンザ発生時において、パンデミックワクチンの早期確保が課題としてあげられる。現在の鶏卵培養法^(※1)では全国民分のインフルエンザワクチンを生産するには約1年半～2年を要する。このため、細胞培養法^(※2)確立のための研究開発を進め、全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮することを目標とするとともに、製造設備の拡充等鶏卵培養法による供給体制の強化等の推進を図ることによりパンデミックワクチンを早期に確保することが重要</p>

である。

※1 鶏卵内にウイルスを増殖させる生産方法

※2 細胞バンクでウイルス細胞を培養し、ウイルスを増殖させる生産方法

(評価結果の分類)

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

(理由)

現在の鶏卵培養法では全国民分のインフルエンザワクチンを生産するには約1年半～2年を要する。このため、細胞培養法確立のための研究開発を進め、全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮することを目標とするとともに、製造設備の拡充等鶏卵培養法による供給体制の強化等の推進を図ることによりパンデミックワクチンを早期に確保することが重要である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 医療従事者に対する接種に用いるプレパンデミックワクチン原液 約1千万人分に対する備蓄率 (単位:%) (100%/毎年度)	- 【 %】	- 【 %】	100% 【100%】	100% 【100%】	100% 【100%】
2 インフルエンザワクチンの需要量に占める供給量の割合 (単位:%) (100%/毎年度)	101.2% 【101.2%】	126.2% 【126.2%】	134.1% 【134.1%】	113.0% 【113.0%】	110.0% 【110.0%】

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1は、各製造業者からの実績による。
 ・指標2は、医薬品メーカーからの報告に基づく実績(医薬食品局血液対策課調べ)による。

政策評価の結果の政策への反映状況

○ 予算要求

評価結果を踏まえ、引き続き、保健衛生上必要不可欠なワクチン等の確保のために必要な施策を実施するため、継続して予算を計上した。

(継続)

- 重要医薬品供給確保事業

(平成22年度予算額:2,033百万円 [平成21年度予算額:7,413百万円])

ただし、一部の事業内容を変更し、プレパンデミックワクチン原液の買上から、新型インフルエンザワクチンの買上経費とし、インフルエンザA(H1N1)の発生状況や、鳥インフルエンザ(H5N1)等の発生状況を勘案し、これらの新型インフルエンザに対応したワクチンを製造し、買い上げることにした。

- ワクチン等国内需給安定化調査事業

(平成22年度予算額:10百万円 [平成21年度予算額:10百万円])

現在の鶏卵培養法では、全国民分のインフルエンザワクチンを生産するには約1年半～2年を要するため、細胞培養法確立のための研究開発を進め、全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮することを目標とするとともに、製造設備の拡充等鶏卵培養法による供給体制の強化等の推進を図ることにより、パンデミックワクチンを早期に確保することが重要であるため、平成21年度補正予算で、127,864百万円を措置した。

反映状況分類	④	機構・定員要求への反映	—
--------	---	-------------	---

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」

施策名	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策の概要	<p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ることにより、世界最高水準の医薬品・医療機器を迅速に国民に提供することを目的としている。</p> <p>この目的を達成するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 画期的な医薬品、医療機器等に係る研究開発の促進、治験環境の整備等による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図る観点から、医薬品、医療機器等の開発を促進し、基礎研究推進事業等による研究開発費の確保や、医薬品、医療機器の開発に必要な治験を実施する環境を充実させるための治験拠点病院活性化事業、助成事業、研究事業等を実施している。 ② 後発医薬品の使用を促進し、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するという観点から、「平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にする」ことを目標に、広く後発医薬品の普及、啓発等を行うため後発医薬品使用促進事業を実施している。 ③ 取引慣行の改善による公正な競争を実現するとともに流通の効率化等を推進する観点から、医薬品については、取引価格の妥結率の向上等の近代化事業、医療機器についてはバーコード貼付率向上等のコード表示情報化促進事業を実施している。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>我が国の医薬品・医療機器市場において、外国オリジン(外国で開発された医薬品・医療機器)のシェアが伸び、一方で欧米主要国で既に販売されている医薬品・医療機器の日本への上市(研究開発の段階を完了した薬剤が製品として市場に出回ること)が遅れるという「ドラッグ・ラグ(医薬品発売時間差)」、「デバイス・ラグ(医療機器発売時間差)」の問題が明らかになっている。このような問題を解消し、医療ニーズに対応した安全で質の高い医薬品・医療機器が国民にできるだけ早く合理的な価格で提供されることができるよう、臨床研究・治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上等を図り、我が国の市場を国際的に魅力あるものにしていくことが不可欠である。また、後発医薬品については、先発医薬品と同等であるとして厚生労働大臣が承認したものである。しかしながら、現場の医療関係者等から、その品質、供給体制、情報提供体制等に関する問題点が指摘されるなど、後発医薬品に対する医療関係者等の信頼は必ずしも高いとはいえない状況にある。患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう品質確保や安定供給等に関し、国及び関係者が必要な取組を行う必要がある。</p> <p>さらに、医薬品・医療機器の流通については、販売における不公正な競争の事案(不当な景品類の提供)や長期にわたる未妥結・仮納入や総価取引等の改善すべき取引慣行は一定の改善は見られるものの、引き続き、流通改善策の着実な実施が求められている。</p> <p>(有効性)</p> <p>新医薬品・医療機器に係る研究開発の促進及び医薬品産業等の振興のためには、臨床研究・治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上、後発医薬品の使用促進、医薬品・医療機器の流通改善等の施策を実施することが有効である。また、各指標において、概ね前年度を上回っていることから有効な施策であると評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>医薬品・医療機器産業に関するビジョンの策定、モデル事業や治験管理室・専門外来の設置等による治験の推進、研究開発に対する支援等の施策を実施するなど、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発の推進等の施策が新医薬品・医療機器の開発促進及び医薬品産業等の振興を図るための総合的な施策である。これらの施策を効率的に実施するためアクションプラン等を策定し進捗状況を適宜確認し、着実な施策の実施を図っていることから効率的な施策であると評価できる。また、公正な競争の確保のため業界の自主団体である公正取引協議会と連携した取組、コード標準化に向けた業界の代表者を含めた検討会の開催などの取組も進められている。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>平成14年8月に医薬品産業ビジョン、平成19年8月に新医薬品産業ビジョン、平成15年3月に医療機器産業ビジョン、平成20年9月に新医療機器・医療技術産業ビジョン、平成19年3月に新たな治験活性化5カ年計画、平成19年4月に革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年戦略を策定し、毎年それぞれの進捗状況を確認しつつ、着実に治験環境の整備及び医薬品・医療機器の産業振興策を進めた。</p> <p>また、後発医薬品の使用促進については、本格的に施策を開始してから2年程度しか経過していないため、効果が数値に表れていない。平成19年10月に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、後発医薬品の安定供給、品質確保、情報提供体制の強化等に関し、国及び後発医薬品企業が行うべき取組を取りまとめたところであり、今後、これらの取組の効果や後発医薬品のシェアの動向を十分踏まえつつ、施策目標の達成に向け、薬局の後発医薬品取扱いリストの作成や都道府県の後発医薬品安心使用促進協議会の拡充等の取組を進めていく。</p> <p>医薬品・医療機器の流通改善については、不公正な競争の事案の洗い出しを開始したところであるため、事案数の増減により施策の有効性を判断することはできないもの、厚生労働省が流通改善のための指導等を行うことにより、事業者や団体等における遵法意識が向上し、公正な競争が行われるようになると想定される。妥結率については、大幅な改善が見られたが、薬価調査の信頼性確保のためには、さらに早期妥結を進める必要があり、引き続き改善状況を注視することとしている。流通の効率化のためのバーコードの貼付率(医療機器)については、例年上昇しており、標準コード付与とバーコード表示を進める等の取組の効果があつたものと判断できる。さらに、平成20年度</p>

より医薬品についても予算化されたことにより、貼付率の調査を実施することとした。

(評価結果の分類)

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

(理由)

後発医薬品の使用促進については、本格的に施策を開始してから2年程度しか経過していないため、効果が数値に表れていない。平成19年10月に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、後発医薬品の安定供給、品質確保、情報提供体制の強化等に関し、国及び後発医薬品企業が行うべき取組を取りまとめたところである。今後、これらの取組の効果や後発医薬品のシェアの動向を十分踏まえつつ、都道府県の後発医薬品安心使用促進協議会において、薬局の後発医薬品取扱いリストの作成等を行うための予算の新規要求や、既存事業のための予算の拡充要求等を検討する予定。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 新医薬品・医療機器の承認取得数 (単位:件)					
医薬品	16 【100%】	21 【131.3%】	25 【119.0%】	36 【144.0%】	32 【88.9%】
医療機器	2 【18.2%】	17 【850.0%】	23 【135.3%】	24 【104.3%】	16 【66.7%】
(前年度以上/毎年度)					
2 医薬品産業実態調査の回答率 (単位:%)	71.0 【100%】	72.6 【102.3%】	88.9 【122.5%】	81.4 【91.6%】	集計中
(前年度以上/毎年度)					
3 医療機器産業実態調査の回答率 (単位:%)	67.9 【100%】	68.2 【100.4%】	79.2 【116.1%】	77.1 【97.3%】	集計中
(前年度以上/毎年度)					
4 後発医薬品の市場規模(数量全体に占める割合(率)・金額全体に占める割合(率))(単位:%)					
数量ベース	16.8 【100%】	17.1 【101.8%】	16.9 【98.8%】	18.7 【110.7%】	集計中
金額ベース	5.2 【100%】	5.1 【98.1%】	5.7 【111.8%】	6.6 【115.8%】	集計中
(前年度以上/毎年度)					
5 医療用医薬品に係る取引価格の妥結率(単位:%)					
(該当年・月/薬価改定年・月)					
(前年度以上/毎年度)					
			(医療機関) 7月 46.8 【100%】	(医療機関) 7月 70.5 【150.6%】	(医療機関) 6月 45.9 【100%】
			10月 55.4 【100%】	10月 73.2 【132.1%】	9月 66.1 【100%】
			1月 61.4 【100%】	1月調査なし 【 - %】	12月 76.3 【100%】
			(薬局) 7月 39.3 【100%】	(薬局) 7月 80.2 【204.1%】	3月 96.6 【100%】
			10月 52.9 【100%】	10月 86.4 【163.3%】	(薬局) 6月 37.0 【100%】
			1月 60.8 【100%】	1月調査なし 【 - %】	9月 76.1 【100%】
					12月 87.4 【100%】
					3月 99.3 【100%】
6 バーコード貼付率(単位:%)					
(前年度以上/毎年度)					
	(医薬品) — 【 - %】	(医薬品) — 【 - %】	(医薬品) — 【 - %】	(医薬品) — 【 - %】	(医薬品) 70.7 【 - %】
	(医療機器) 50.4 【131.6%】	(医療機器) 70.8 【140.5%】	(医療機器) 70.2 【99.2%】	(医療機器) 79.8 【113.6%】	(医療機器) 81.1 【101.6%】

(調査名・資料出所、備考)

指標1: 医薬食品局審査管理課調べによる。(医薬品については、承認を取得した医療用医薬品の有効成分数を記載)

指標2: 医薬品産業実態調査による。

指標3: 医療機器産業実態調査による。

指標4: 平成16~18年度は日本ジェネリック製薬協会調べによる。平成19年度は医政局経済課調べによる。

指標5: ①医政局経済課調べによる。なお、指標の集計は平成18年度からである。

②妥結率とは、販売総額(品目別販売本数×薬価)に対する価格が妥結したものの販売額(品目別販売本数×薬価)の割合

③2年に一度薬価改定を行っている。平成18、20年度は薬価改定の年度である。このため、平成18年度と平成19年度は薬価が同価であるため、妥結率は比較することが可能であるが、平成19年度と平成20年度は薬価が異なるため比較対象とはならない。平成20年度と平成21年度は薬価が同価であるため、比較することが可能になる。

④医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の緊急提言(平成19.9)において、長期にわたる未妥結・仮納入とは、原則として6ヶ月を超す場合を指し、価格の妥結期間としては、金融商品取引法より上場企業に義務付けられる四半期報告に対応した時期での妥結が望ましいとされていることから、平成20年度からは、6、9、12、3月に調査を行うこととした。

指標6: 医政局経済課調べによる。

医薬品のバーコード貼付率の調査については平成20年度から予算化されている。

・指標2、3について、平成20年度の数値は現在集計中であり、平成21年度中に公表予定。

・指標4について、平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年度中に公表予定

政策評価の結果 の政策への反映 状況	○ 予算要求 評価結果を踏まえ、後発医薬品使用促進についての体制整備を進めるため、既存事業を見直した 上で継続するとともに、新規事業の予算を計上した。		
	(新規) ・ ジェネリック医薬品使用促進の先進事例に関する調査研究事業 (平成 22 年度予算額：10 百万円) ・ ジェネリック医薬品採用ノウハウの普及のための事業 (平成 22 年度予算額：25 百万円) (継続) ・ 後発医薬品使用促進推進費 (平成 22 年度予算額：138 百万円 [平成 21 年度予算額：115 百万円])		
	反映状況分類	④	機構・定員要求への反映
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策（主な もの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	医薬品・医療機器産業の革新について、「革 新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」 に基づく臨床研究・治験環境の整備などの実施 に関する記載がある。 また、後発医薬品の使用促進についても、「医 療介護・サービスの質向上・効率化プログラム」 に沿って後発医薬品の使用促進等に関する記載 がある。

施策名	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
施策の概要	国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとする。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>我が国は、国民皆保険のもと、すべての国民が公的医療保険制度に加入し、一定の自己負担で、適切な医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきたところである。</p> <p>一方、急速な少子高齢化の進展等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、医療費の増大が避けられない状況の下、医療保険財政は厳しい状況が続いており、人口構造の変化に対応した持続可能なシステムを構築し、国民皆保険制度を堅持していくために、各制度や施策の円滑な運営に努めつつ、医療保険財政の安定化のための取組を進めていく必要がある。</p> <p>こうした中、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとするため、平成15年3月に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」に基づいて医療保険制度改革を行うこととし、これを踏まえ、平成17年12月に政府・与党医療改革協議会において「医療制度改革大綱」が決定された。本大綱の内容に沿った改革を実現するため、平成18年には、通常国会において「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)」が成立し、平成20年度において、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)や医療費適正化計画の策定が開始するなど、本格的に施行されたところである。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合の平成19年度決算見込みの経常収支状況を見ると、健康保険組合の財政状況は厳しくなりつつあるものの、全体としては、依然として収支は599億円の黒字で積立金も増加していること、一人当たりの総報酬が平成18年度の約36万9千円から約37万円に増加していること及び保険料率が75%未満の組合が半数以上であることから、安定的に運営されていると評価できる。しかし、平成20、21年度の健保組合全体の予算を見れば、健康保険組合の財政状況は医療費の増加等によりさらに厳しくなると見込まれており、引き続き注視していく必要がある。 政府管掌健康保険については、国が自ら運営し、全国一本の保険料率が適用されてきたため、地域の実情に応じた保健事業を実施するなどの保険者機能の発揮が十分ではないことや、地域の取組や努力によって医療費が下がっても保険料率に反映されないことなどの問題が指摘されてきたところである。 <p>このため、2008年10月に国とは切り離れた公法人である全国健康保険協会(協会けんぽ)が保険者として設立された。協会けんぽにおいては、都道府県ごとに協会の支部を設置し、地域の医療費を反映した都道府県単位の保険料率を設定するなど、都道府県の財政運営を基本とすることとした。これにより、各都道府県支部が地域の実情に応じた保健事業などの保険者機能を発揮しやすくなり、財政運営の安定化にも寄与するものとなったと評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険は、中高年や無職者が多いといった構造的な課題を抱えており、近年赤字保険者の割合も19年度でみると7割に達している。このため、他の保険者と比較して高い国庫負担、高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業などの財政基盤強化策を講じることにより、財政運営の安定化を図っているところである。 2008年4月から施行された長寿医療制度は、老人保健制度と同様に75歳以上の方等を対象とする一方で、現役世代と高齢者の負担のルール(給付費の約5割を公費、約4割を現役世代からの支援金、約1割を高齢者の保険料)を明確化するとともに、都道府県単位の広域連合を運営主体とすることにより、運営責任の明確化及び財政運営の安定化を図る仕組みとしたところである。本制度は、平成20年4月に施行されたところであり、20年度の財政状況は現在集計中である。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が効率的に実施されていると評価できる。国民健康保険の保険料収納率については、平成17年度以降上昇傾向にあるが、これは平成17年2月に厚生労働省が「収納対策緊急プラン」の策定による収納努力を喚起したことを契機に、各保険者等が収納率向上に向けた取組を行っている効果等が現れているものと考えられ、効率的な事業の実施がなされたものと評価できる。 また、医療事務全体の効率化を図るため、平成18年度からレセプトオンライン化を進めており、平成20年度において、レセプトのオンライン化率が、38.4%と着実に導入が進んでいる。 <p>(総合的な評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速な高齢化等による医療費の増加や所得が伸びない状況等により医療保険財政を取り巻く環境は今後とも厳しいものになるものと考えられる。 <p>このような中で、国民皆保険を堅持しつつ、持続可能で安定的な医療保険制度を構築していくため、平成18年の医療保険制度改革において、都道府県での保険者の再編・統合、新たな高齢者医療制度の創設、医療費適正化にむけた総合的な取り組みの推進等の改革を実施したところである。</p> <p>保険者の都道府県単位での再編・統合は、医療保険財政の安定や地域の実情に応じた保健事業の実施など保険者機能の発揮に資するものであり、引き続き推進していく必要がある。</p> <p>また、医療費の適正化に向けた取組として、平成20年度からの5ヵ年計画である医療費適正化計画に基づき、保険者を中心とした生活習慣病対策や平均在院日数短縮に向けた取組などを推進していくこととしているが、医療費が増大し続ける中で、医療保険制度を持続可能なものとするためには、中長期的に医療費の伸びを適正なものとしていくこうした取組はとりわけ重要であると考え</p>

ている。

- ・ 長寿医療制度については、平成 20 年 4 月に施行されたところであるが、これまで低所得者への保険料の軽減措置、保険料の口座振替の拡大など様々な改善策を講じてきたところであり、最近の世論調査をみても制度に対する理解が進んできていると評価できる。

今後さらに高齢者の方々に納得していただけるような制度とするため、高齢者の方々の心情にも配慮しつつ、法律に規定する 5 年後の見直しを前倒しし、よりよい制度への改善を図ることとしており、引き続き、関係者間において幅広い議論を進め、必要な見直しを行っていく必要がある。

(評価結果の分類)

見直しを行わず引き続き実施

(理由)

安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進するためには、引き続き現在の施策目標である「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」が不可欠であると考えられるため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(単位:%) (前年度以下/毎年度)					
健康保険組合(経常収支)	31.9 【-%】	30.1 【105.6%】	32.6 【91.7%】	44.8 ※決算見込値 【62.6%】	集計中
市町村国保・国保組合	59.1 【-%】	63.7 【92.2%】	52.3 【117.9%】	71.1 【64.1%】	集計中
後期高齢者広域連合	-	-	-	-	集計中
(調査名・資料出所、備考)					
健康保険組合については経常収支による。					
健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成 19 年度の数値は決算見込値であり、平成 21 年 9 月頃確定値を公表予定である。また、平成 20 年度の数値は現在集計中であり、平成 21 年 9 月頃公表予定である。					
【参考】健康保険組合連合会ホームページ http://www.kenporen.com/press/pdf/20090410174226-0.pdf					
市町村国保・国保組合については、保険局国民健康保険課調べによるが、平成 19 年度の数値については平成 21 年 1 月時点での速報値であり、平成 21 年 9 月頃確定値等を公表予定である。平成 20 年度の数値については、平成 22 年 1 月頃に速報値、平成 22 年 9 月頃に確定値を公表予定である。					
【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/01/h0116-1.html					
後期高齢者広域連合については、平成 20 年度の数値を現在集計中であり、平成 21 年 9 月頃に保険局高齢者医療課にて公表予定である。					

政策評価の結果の政策への反映状況

○ 予算要求

評価結果を踏まえ、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築するために必要な予算を継続して計上した。

(継続)

- ・ 老人医療保険給付諸費
(平成 22 年度予算額 : 3,774,671 百万円 [平成 21 年度予算額 : 3,664,013 百万円])
- ・ 国民健康保険助成費
(平成 22 年度予算額 : 3,649,258 百万円 [平成 21 年度予算額 : 3,467,251 百万円])
- ・ 全国健康保険協会助成費
(平成 22 年度予算額 : 1,044,685 百万円 [平成 21 年度予算額 : 958,569 百万円])
- ・ 健康保険組合助成費
(平成 22 年度予算額 : 6,447 百万円 [平成 21 年度予算額 : 6,804 百万円])
- ・ 診療報酬情報提供サービス
(平成 22 年度予算額 : 43 百万円 [平成 21 年度予算額 : 45 百万円])

	<ul style="list-style-type: none"> 児童育成事業費及び国民健康保険出産育児一時金補助金 (平成22年度予算額: 7,256百万円 [平成21年度予算額 4,372百万円]) 		
	反映状況分類	③	機構・定員要求への反映
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度について、サービスの質の維持・向上を図りつつ、効率化に徹底して取り組む。具体的には、昨年策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に沿って、供給コストを最大限低減する努力を行うこととし、後発医薬品の使用促進、検査等の適正化、不正・不適切な保険請求の是正、医療のIT化(レセプト・オンライン化等)の推進、社会保障カード(仮称)の導入、公立病院改革等を行う。 長寿医療制度について、その創設の趣旨を踏まえつつ、低所得者の負担軽減など政府・与党協議会の決定に沿って、対策を講ずる。
	安心実現のための緊急総合対策	平成20年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者医療の円滑な運営のための対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> 市町村による小学校区ごとのきめ細やかな相談や説明会の実施 長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減 70～74歳の医療費自己負担見直し(2割に引上げ)の凍結の継続 長寿医療制度被保険者(被扶養者であった方)の保険料負担軽減(9割軽減)の継続
	生活対策	平成20年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出産・子育て支援の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 安心・安全な出産の確保 妊婦健診の無料化等に向けた取組の推進
	経済危機対策	平成21年4月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療IT化推進(レセプトオンライン化の推進、社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備、遠隔医療の推進等) ○ 高齢者医療の安定的な運営の確保等(長寿医療制度の均等割保険料8.5割軽減の平成21年度における継続、健保組合のIT化推進のための財政支援、失業者に係る国保・長寿医療制度の保険料減免の措置)

<p>施策名</p>	<p>生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意志決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。</p> <p>また、がんによる死亡者の減少を図るため、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）及び同法に基づく「がん対策推進基本計画」（平成 19 年 6 月 15 日閣議決定）等により、がん対策を総合的かつ計画的に推進するものである。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（現状分析（施策の必要性））</p> <p>我が国では、近年、急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しており、これら生活習慣病に係る医療費は、国民医療費の約 3 割となっていることから、疾病の一次予防に重点を置いた施策により、地域の住民の健康づくりを効果的に推進することが重要である。</p> <p>特に、がんは、我が国において昭和 56 年から死因の第 1 位であり、がん対策基本法及び同法に基づくがん対策推進基本計画により、「がんによる死亡者数の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」を目指し、専門医等の育成を含めた放射線療法及び化学療法法の推進などに取り組むことが重要である。</p> <p>（有効性）</p> <p>平成 19 年 4 月に公表された「健康日本 21 中間評価報告書」（厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会）によると、健康づくりに関する各種の指標について数値目標を設定し、国民が一体となった健康づくり運動を推進する手法を導入したことや、都道府県や市町村において健康増進計画の策定が進んできたことにより、脂肪エネルギー比率や女性の肥満者の割合の増加に歯止めがかかっている一方で、男性の肥満者の割合や日常生活における歩数のように、健康日本 21 策定時の値より改善していない項目や、悪化している項目が見られるなど、これまでの取組状況が全体として必ずしも十分ではない点が見られると評価できる。</p> <p>また、がんの年齢調整死亡率については、年々減少しているところである。</p> <p>（効率性）</p> <p>生活習慣病対策を効率的に実施する上で重要なことは、地域の実情に応じた対策を講じることと、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせることで実施することである。そのため、「食事バランスガイド」「エクササイズガイド」「禁煙支援マニュアル」といった最新の科学的知見に基づき作成したツールを各都道府県等に提供し、各都道府県等が事業を立案する上での参考にしてもらうとともに、メタボリックシンドローム予防戦略事業やたばこ対策促進事業により各自自治体の取組を支援するなど、地域の実情に応じた対策が実施できる体制を整備している。また、平成 20 年度から、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせた生活習慣病対策を実施している。</p> <p>さらに、がん対策を効率的に推進するためには、その先導役としてがん診療連携拠点病院における昨日の一層の強化や、都道府県において「都道府県がん対策推進計画」に基づき、地域の特性等に応じた施策を実施する必要がある。そのため、がん診療連携拠点病院機能強化事業により、拠点病院においてがん医療従事者への研修、がん患者等への相談支援等を実施するとともに、がん対策推進特別事業（平成 20 年度で終了）により、地域の特性に応じた事業への支援などの対策を推進している。</p> <p>（総合的な評価）</p> <p>生活習慣病対策を一層推進するため、平成 20 年度から、健やか生活習慣国民運動や特定健康診査・特定保健指導などの新たな取組を開始したところである。これらの取組は、まだ緒に就いたばかりであり、引き続き推進していくとともに、既存の事業についても実施状況を踏まえ、適宜見直しを行いながら実施していく。</p> <p>（評価結果の分類）</p> <p>見直しを行わず引き続き実施 （理由）</p> <p>生活習慣病対策を一層推進するため、平成 20 年度から、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開しているところである。これらの取組は、まだ緒に就いたばかりであり、また、既存の事業についても、実施箇所数が拡大傾向にあるなど、これまでの取組が実を結びつつあるため、引き続き実施していく。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の減少率(40~74歳)(単位:%)					
1 男性 (10%以上/2012年)かつ (前年度以上/平成20年度)	-	-	-	-	集計中
2 女性 (10%以上/2012年)かつ (前年度以上/平成20年度)	-	-	-	-	集計中
3 糖尿病有病者数(単位:万人) (1000万人/2010年)かつ (前年度以下/平成20年度)	-	-	820	890	集計中
4 がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少(単位:人口10万対) (20%/平成28年度)かつ(前年度同程度/平成20年度)	94.9	92.4	90.0	88.5	集計中
(調査名・資料出所・備考) ・ 指標1及び2は、平成20年度から新たに実施された特定健康診査により把握が可能となる。 ・ 指標1及び2については、平成20年度の数値を集計中であり、平成21年11月頃に公表予定である。 ・ 指標3は、国民健康・栄養調査(健康局総務課生活習慣病対策室調べ)による推計値である。平成20年度の数値については現在集計中であり、公表時期は未定である。 ・ 指標4は、がん対策推進基本計画の全体目標との整合性を図り、高齢化の影響を取り除いた精度の高い指標とするため、「75歳未満」としている。 また、本指標は、厚生労働省の人口動態統計に基づき、がん対策情報センターにおいて算出したもの。平成20年の数値は現在集計中であり、平成21年度中を目途に公表予定である。 【参考】国立がんセンターがん対策情報センター ホームページ (http://ganjoho.jp/public/statistics/pub/todofuken02.html)					
参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の状況(40~74歳)(単位:万人)					
1 男性	1,400	1,350	1,385	集計中	集計中
2 女性	560	550	560	集計中	集計中
(調査名・資料出所・備考) ・ 指標1及び2は、国民健康・栄養調査(健康局総務課生活習慣病対策室調べ)による推計値である。平成19年の数値については現在集計中であり、平成21年8月頃に公表予定である。また、平成20年数値についても現在集計中であるが、公表時期は未定である。					

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、平成22年度予算に計上した。
(継続)
- ・ 健康的な生活習慣づくり重点化事業(メタボリックシンドローム予防戦略事業)
(平成22年度予算額:37百万円[平成21年度予算額:95百万円])
 - ・ 生活習慣病予防対策推進費(健やか生活習慣国民運動推進事業費)
(平成22年度予算額:51百万円[平成21年度予算額:90百万円])
 - ・ 健康的な生活習慣づくり重点化事業(たばこ対策促進事業)
(平成22年度予算額:51百万円[平成21年度予算額:54百万円])
 - ・ がん診療連携拠点病院機能強化事業費
(平成22年度予算額:3,431百万円[平成21年度予算額:5,406百万円])

反映状況分類 ③ 機構・定員要求への反映 -

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成21年1月18日	「やさしく、しかも効率的な医療・介護サービスを実現する「健康長寿」。」
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日閣議決定	「がん対策推進基本計画」に基づき、がんの総合的な対策を講ずる。

施策名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
施策の概要	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我が国の食生活を取り巻く昨今の環境は大きく変化し、国民の食品に対する関心も日増しに高まっている。</p> <p>また、BSE問題や残留農薬問題、平成20年においては、中国産冷凍餃子による薬物中毒事案や中国産の乳及び乳製品等へのメラミン混入事案などが発生するなど、食品の安全性を確保するという要請がますます強くなっているところである。</p> <p>こうした現状の中で、平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関としての内閣府食品安全委員会が設置されるとともに、厚生労働省は規格基準の策定やそれに基づく監視指導の業務などを担うリスク管理機関として位置付けられたことを踏まえ、引き続き関係省庁及び地方公共団体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っているところである。</p> <p>さらに、平成21年4月には、先般の中国産冷凍餃子による薬物中毒事案等を踏まえ、食中毒などの食品による健康被害の早期探知と関係機関の情報共有を図るため、医薬食品局食品安全部監視安全課に食中毒被害情報管理室を設置した。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成20年も、大規模食中毒の件数及び許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が減少していることから、都道府県等の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、国民の健康の保護を図るために必要な施策が効果的に実施されているものと考えられる。</p> <p>なお、平成18年及び平成19年にノロウイルスによる食中毒が多く発生したことを踏まえ、平成20年6月に「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月衛食第85号生活衛生局長通知)別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正し、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策が更に効果的に実施されるよう努めている。</p> <p>ポジティブリスト制度導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等に関して、リスク評価機関である内閣府食品安全委員会に個々の農薬等の食品健康影響評価を依頼し、その評価結果を踏まえて必要な基準の見直しや試験法の開発・整備を行うことは、食品中に残留する農薬等に対し、最新の科学的知見に基づいた判断を踏まえた、より適切な規格基準の策定に資するものであることから、食品の安全性確保を図る上で有効な施策である。</p> <p>健康食品等に関する健康被害報告数については、過去5年間(平成16年から20年まで)の報告数の平均は30.2件であるが、平成20年には22件と目標を達成していることから推察できるように、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことは健康食品の安全対策を推進するに当たり有効であったと考えられる。</p> <p>平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するために、行政、消費者、事業者等の関係者間の意見交換会について、平成17年度以降は、年度当初に策定する事業運営計画に沿って、輸入食品の安全対策、残留農薬、健康食品、食品添加物等をテーマとして開催している。また、資料等は厚生労働省ホームページに掲載し、国民への情報提供を積極的に行っているところであり、目標の達成に対して有効な政策手段であると考えられる。</p> <p>(効率性)</p> <p>各都道府県等食品衛生監視員の人員数が限られている中、監視指導が効率的に実施され、食中毒が未然に防止されるよう、平成20年6月に「大規模食中毒対策等について」別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正するとともに、食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催等を実施した。また、大規模食中毒の件数及び許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が引き続き減少しており、国民の健康の保護を図るために必要な施策が効率的に実施されているものと考えられる。</p> <p>農薬等の残留基準の見直しについては、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、学識経験者等の専門家で構成される薬事・食品衛生審議会において審議の上、順次行っているところである。</p> <p>健康被害報告については、保健所が医師からの報告を受けて都道府県経由で厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、自治体との適切な役割分担を行うことにより迅速かつ効率的な報告が行われている。</p> <p>意見交換会については、参加者が地域によって偏らないように全国各地で開催するよう計画を立てている。また、国民への情報提供についてもホームページ等を活用して幅広く行っており、目標を達成するための手段は効率的であると考えられる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>大規模食中毒については、過去5年間(平成15年から19年まで)の平均件数は3.0件であるが、平成20年には1.0件であった。そのほか、平成18年以降、許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が減少していることを踏まえると、各都道府県等における監視指導が効果的・効率的に実施されているものと考えられる。また国からの補助を受け社団法人日本食品衛生協会が行っている、食品衛生指導員(平成20年度:55,021名)による営業施設に対する食品衛生の巡回指導、新規営業施設へ</p>

の現地指導及び許認可申請手続の相談等の活動により、食品等事業者における食品衛生の普及と資質の向上が図られていることも要因の一つと考えられる。引き続き、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を適切に講じていくことが必要である。

厚生労働省においては、先般の中国産冷凍餃子による薬物中毒事案を踏まえ、平成20年4月、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第73条を改正し、都道府県知事等が直ちに厚生労働大臣へ報告しなければならない食中毒事件の範囲を拡大するとともに、食品等事業者が衛生管理上講ずべき措置を都道府県が条例で定める際の指針となる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号）について、食品等事業者から保健所等へ速やかに報告する旨のルールを確立するよう改正した。また、平成18年及び19年にノロウイルスによる食中毒が多く発生したことを踏まえ、集団給食施設等における食中毒を防止するため、同年6月には「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月衛食第85号生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正し、最新の知見を踏まえた重要管理事項等を示すこととした。

さらに、食中毒などの食品による健康被害の早期探知と関係機関との情報共有を図るため、平成21年4月には、医薬食品局食品安全部監視安全課に食中毒被害情報管理室を設置するとともに、広く国民から飲食に起因する健康被害に関する情報を把握する観点から、厚生労働省ホームページに「食品健康被害情報メール窓口」を開設して食品による健康被害情報を逐次集約して解析するなど、食中毒対策の強化を図った。

平成14年度以降、検疫所における「モニタリング計画」に基づくモニタリング検査の達成率が100%を超えているほか、平成18年以降、輸入食品の規格基準等の違反件数が減少していることから、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査が強化されており、また輸出国における適切な衛生管理が行われていることで、食品の安全性を確保していると評価できる。

平成20年5月23日には、総務省から「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受けた。これを踏まえ、厚生労働省においては、市場動向の変化等を考慮の上、輸入実態に即した効果的な検査が可能となるよう、検疫所に周知するとともに、同年6月及び12月に直近の輸入実績を踏まえた検査件数の見直しを行い、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるようモニタリング計画の見直しを実施した。また、平成21年度輸入食品監視指導計画においても、検疫所に対し、輸入状況の変化等により、割り当てられた検査件数の実施が困難である場合には、速やかに本省あて連絡すること及び半年を目途に計画の見直しを行うことを求めた。

ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行され、平成20年度には、制度導入時に新たに残留基準を設定した農薬等のうち、16農薬等の基準値を見直したところであるが、中国産冷凍餃子による薬物中毒事案への対応等により、前年度に比べて基準策定数が減少したことから、効率的な基準策定のための体制の整備を進めているところである。

平成15年度から開始した意見交換会は、全国各地において、毎回、一定数の参加者を確保し、テーマも幅広く開催しているところであり、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は、内閣府食品安全等委員会が平成17年及び18年に実施した食品安全確保総合調査によると着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

中国産冷凍餃子による薬物中毒事案、中国製の乳及び乳製品等におけるメラミン混入事案など、食品における有毒・有害物質の混入事案が相次いで発生し、食品の安全に対する国民の関心はますます高まっている。輸入食品の安全対策については、平成20年8月に官邸に設置された「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」の最終報告（平成21年3月）においても、喫緊の課題として位置づけられており、輸入食品の問題発生を未然に防止するための対策が必要であると考えられる。今後はその対策として、輸入食品のモニタリング計画の見直しを行うとともに、輸出国における現地査察等輸出国検査の強化と輸入時の検査体制の連携強化を図ることにより、効率的な輸入食品検査体制の構築を行い、輸入食品の安全性の向上を目指していきたい。

（評価結果の分類）

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

機構・定員要求を検討

（理由）

食の安全・安心に関する国民の関心は非常に高く、食品の安全性を確保し国民の健康を保護するため、引き続き「食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する」施策を実施していく必要がある。

中国産冷凍餃子による薬物中毒事案、中国製の乳及び乳製品等におけるメラミン混入事案など、食品における有毒・有害物質の混入事案が相次いで発生し、食品の安全に対する国民の関心はますます高まっている。

輸入食品の安全対策については、平成20年8月に官邸に設置された「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」の最終報告（平成21年3月）においても、「輸入食品の安全性の確保は国民の重大な関心事であるのにもかかわらず、検疫所の検査体制は十分とは言えない。食の安全に関わる様々な問題が相次いで発生している中で、輸入食品の安全性確保に取り組むための体制強化が必要」とされ喫緊の課題を位置づけられている。

これらを踏まえ、問題発生を未然防止を図るため、輸出国における衛生対策に関する情報の収集や、食中毒等飲食に起因する健康被害情報を一元化するため、施策全体としての予算の新規要求・拡充要求等の見直しを検討する必要がある。

輸入食品のモニタリング計画についても、総務省行政評価局の評価や最新のデータに基づく見直しを行うとともに、輸出国における現地査察等輸出国検査の強化と輸入時の検査体制の連携強化を図る

ことにより、効率的な輸入食品検査体制の構築を目指し、予算の新規要求・拡充要求等の見直し及び定員要求を検討する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 大規模食中毒の発生件数(単位:件) (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)	0 【200.0%】	2 【116.7%】	6 【0.0%】	5 【43.8%】	1 【166.7%】
2 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数(単位:件) (前年度以下/毎年度)	695 【84.6%】	724 【95.8%】	845 【83.2%】	825 【102.8%】	集計中 【-%】
3 輸入食品モニタリング検査達成率(単位:%) (100%/毎年度)	103 【103.0%】	102 【102.0%】	102 【102.0%】	103 【103.0%】	105 【105.1%】
4 輸入食品の規格基準等の違反件数(単位:件) (前年(度)以下/毎年(度))	1143 【120.0%】	935 【118.2%】	1530 【36.3%】	1223 【120.0%】	1150 【106.0%】
5 ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(単位:品目数) (前年度以上/毎年度)	-	-	7	29 【414%】	16 【55%】
6 健康食品等に関する健康被害報告数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度)	45 【-%】	39 【-%】	15 【-%】	30 【39.4%】	22 【50.5%】
7 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(単位:%) (60%以上/平成22年度)	-	45.7	66.4	57.6	49.7
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。 ・指標2は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例(大臣官房統計情報部)によるが、平成20年度の数値は現在集計中であり、平成21年10月に公表予定である。 ・指標3は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。 ・指標4は、医薬食品局食品安全部企画情報課検査所業務管理室調べによるものであり、毎年(度)末(平成19年までは年次、平成20年は年度)現在の数値である。 ・指標5は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。 ・指標6は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。 ・指標7は、平成20年度版「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)による。 <p>・なお、指標1及び4は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。</p>					

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、平成22年度予算に計上した。
(継続)
 - ・ 安全性未承認GM食品監視対策費
(平成22年度予算額:9百万円 [平成21年度予算額:11百万円])
 - ・ 食品の販売・輸入禁止等対策費
(平成22年度予算額:8百万円 [平成21年度予算額:11百万円])
 - ・ 食中毒危機管理対策費
(平成22年度予算:13百万円 [平成21年度予算額:15百万円])
 - ・ 農薬等ポジティブリスト制度推進事業費
(平成22年度予算額:484百万円 [平成21年度予算額:537百万円])
 - ・ 食品添加物指定費
(平成22年度予算額:115百万円 [平成21年度予算額:110百万円])

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者等情報提供事業費 (平成 22 年度予算額 : 13 百万円 [平成 21 年度予算額 : 15 百万円]) ・ 食品危害情報対策費 (平成 22 年度予算額 : 56 百万円 [平成 21 年度予算額 : 18 百万円]) ・ 輸出国食品安全対策調査評価推進費 (平成 22 年度予算額 : 10 百万円 [平成 21 年度予算額 : 7 百万円]) <p>○ 定員要求 評価結果を踏まえ、検疫所における食品衛生監視員を増員した。 (定員増 : 15 名)</p>		
	反映状況分類	④	機構・定員要求への反映 ○
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年 6 月 27 日	適正な食品表示の徹底や輸入食品の監視強化、生産現場での工程管理手法の導入促進など、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る
	成長力強化への早期実施策	平成20年 4 月 4 日	輸入食品のモニタリング検査の充実、加工食品についての残留農薬の検査対象の拡大、輸入業者向けのガイドライン（5月を目途に策定）による輸出段階での自主管理の指導を通じ、輸入食品の監視体制の強化を行う。
	生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的施策	平成19年12月17日	輸入食品については、モニタリング検査の件数の増加・検査項目の充実を図るとともに、検疫所の検査センターを中心とした検査体制の強化のため、食品衛生監視員（現状334名）を増加させ、検疫所における体制を強化する。 (20年度)

施策名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること
施策の概要	<p>麻薬・覚せい剤等（以下「薬物」という。）の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬の適正使用を推進する。また、薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。さらに、乱用薬物の使用のきっかけとなる危険性のある違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に基づく指定薬物（以下「指定薬物」という。）として指定し、その取締りを徹底する。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（現状分析（施策の必要性））</p> <p>我が国の薬物情勢は、検挙人数の大多数を占める覚せい剤事犯については、検挙人数は減少したものの、押収量は増加しており、依然として高水準にある。また、大麻事犯については、平成20年において検挙人数が過去最高を記録し、特に20歳代を中心とした若年層における乱用の拡大が顕著であり、依然として深刻な予断を許さない状況にある。関係機関が緊密な連携を取り、取締体制の充実強化が図られているが、一層の強化が求められている。</p> <p>薬物乱用防止啓発活動についても、引き続き国民全般（特に青少年）を対象として実施していく必要がある。</p> <p>違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）については、乱用者自身の健康被害のみならず、麻薬等の乱用につながるなどの保健衛生上の危害のおそれら危惧されるため、指定薬物として指定することにより、製造、販売、輸入等を禁止するなど実効ある取締りを行う必要がある。</p> <p>（有効性）</p> <p>薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」や犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の下、青少年等の薬物乱用の根絶のための各種啓発活動、国際的密輸入事犯や組織的密売事犯への対応をはじめ、関係省庁、関係機関との連携を密にした協力体制を確立することにより、総合的な取締対策を推進している。</p> <p>乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止の推進に係る施策においては、徹底した取締りや各種媒体を利用した全国的な啓発等の結果、薬物事犯の検挙人数については各年において数値にバラツキはみられるものの、大麻事犯の検挙人数は過去最高を記録した。主な薬物の押収量については、近年増減を繰り返しており、平成20年における覚せい剤の押収量は増加した。これは、乱用薬物にかかる供給遮断・需要削減のための取締りを実施した結果、水際での大量押収や末端乱用者の検挙に至ったものであり、一定の成果を上げていると評価できる。</p> <p>（効率性）</p> <p>取締事業においては、覚せい剤事犯については、暴力団構成員による組織的密売事犯、イラン人密売組織等を多数検挙した。また大麻事犯については、インターネットを利用した大麻種子販売事犯の取締りを行う等、効率的な取締りが行われた。</p> <p>（総合的な評価）</p> <p>以上のように、各種施策の推進により、目標達成に向け一定の成果を上げていると評価できる。しかしながら、水際での大量押収事実などから、大量の薬物が日本に流入していることが推定されるほか、検挙人数からみても依然として薬物事犯が深刻な状況にあることから、今後とも、薬物対策関係省庁等との捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図ることにより、啓発活動や取締体制の充実強化を進めることが必要である。</p> <p>なお、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）については、指定薬物として指定し、製造、輸入、販売等を禁止する措置を講じるとともに、買上調査に基づく立入検査、インターネット上での販売広告の監視やパンフレットの配布等による啓発活動を行っており、不正流通及び乱用防止の推進を図っている。引き続き、監視・指導体制を充実させ、取締りを実施していくことが必要である。</p> <p>（評価結果の分類）</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 機構・定員要求を検討 （理由）</p> <p>薬物乱用防止にかかる広報啓発活動については、厚生労働省のみならず、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等について国民の理解を更に深めてもらうための効果的な広報の在り方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実にも努める必要がある。</p> <p>最近の薬物事犯の特徴は、従来の暴力団に加え、イラン人等外国人犯罪組織による組織的密売の増加や検挙者の国籍の多様化のほか、携帯電話やインターネットを用いた密売など、複雑かつ巧妙化している。これらに対応すべく捜査体制を強化するために麻薬取締官の増員が必要と考えられる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 薬物事犯の検挙人数(単位:人) (一) (大麻事犯の検挙人数)(単位: 人) (覚せい剤事犯の検挙人数)(単 位:人)	15,412 【-%】 2,312	16,231 【-%】 2,063	14,882 【-%】 2,423	15,175 【-%】 2,375	14,720 【-%】 2,867
2 主な薬物の押収量(単位:kg) (一) ・覚せい剤(単位:kg) ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) (単位:kg)	411.3 970.1 【-%】	122.8 886.2 【-%】	144.0 332.6 【-%】	359.0 560.4 【-%】	402.6 415.7 【-%】
3 小学生の保護者への普及啓発(単 位:万部) (全小学6年生の保護者に薬物乱 用防止啓発読本配布/毎年度)	130 【100 %】	132 【100 %】	123 【100 %】	118 【100 %】	118 【100 %】
4 中学生への普及啓発(単位:万部) (全中学1年生にMDMA、大麻、 違法ドラッグ乱用防止啓発読本配 布/毎年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	123 【100 %】	119 【100 %】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の統計資料による。 ・指標3及び4は、監視指導・麻薬対策課が配布した実績数である。 ・平成17年度は、大麻・MDMAに係るリーフレット700万部を配布(中1~高3) ・平成18年度は、違法ドラッグに係るリーフレット716万部を配布(中1~高3) 大麻・MDMAに係るリーフレット120万部を配布(中1)					

政策評価の結果
の政策への反映
状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、我が国の薬物情勢は依然として深刻な状況にあることから、取締の強化等を
図るべく、引き続き継続して予算を計上した。
(平成22年度予算額:1,340百万円)
(継続)
 - ・ 麻薬行政取締統括運営事業費
(平成22年度予算額:15百万円 [平成21年度予算額:15百万円])
 - ・ あへん供給確保事業費
(平成22年度予算額:1,097百万円 [平成21年度予算額:931百万円])
 - ・ 特定薬物乱用重点予防啓発事業
(平成22年度予算額:171百万円 [平成21年度予算額:196百万円])
 - ・ 再乱用防止対策事業費
(平成22年度予算額:5百万円 [平成21年度予算額:8百万円])
 - ・ 違法ドラッグ対策事業費
(平成22年度予算額:52百万円 [平成21年度予算額:63百万円])
- 機構・定員要求
評価結果を踏まえ、我が国の薬物情勢は依然として深刻な状況にあることから、取締の強化等を
図るべく、機構・定員を整備した。
(機構改定:特別捜査課、鑑定課、情報官の振替設置)
(定員増:6名)
※ 特定薬物乱用重点予防啓発事業については「事業仕分け(省内)」により、金額を削減。

反映状況分類 ④ 機構・定員要求への反映 ○

関係する施政方
針演説等内閣の
重要政策(主な
もの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第三次薬物乱用防止5か年 戦略	平成20年8月22日 薬物乱用対策推進 本部策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用 を拒絶する規範意識の向上 ・ 「薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対 する取締りの徹底。」との方針に基づき、麻 薬取締官を増員する等して暴力団、イラン人 等外国人犯罪組織の取締りを強化するととも

		<p>に、ますます巧妙化している密売方法に的確に対処し、また、末端乱用者の検挙の徹底を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進」との方針に基づき、密輸事犯の検挙を進めるとともに、国際会議への出席や職員の派遣等を通じて外国当局等との関係強化を図っている。
<p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008</p>	<p>平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議 決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物需要の削減を図るため、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、薬物乱用防止に係る予防啓発活動を推進するとともに、受刑者、少年院在院者及び保護観察対象者に対する処遇プログラムの実施等による再乱用を防止する。また、薬物依存者を抱える家族への相談体制の充実を検討するとともに、学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図るため、薬物乱用防止教室の開催、教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓発のためのシンポジウムや広報啓発活動等の実施を推進する。さらに、薬物の供給遮断を図るため、乱用薬物の麻薬等への新規指定等を適時適切に実施する。 ・ 「国民の治安に対する不安感を解消し、真の治安再生を実現する」との方針に基づき、薬物犯罪等から経済、社会を防護するため、暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の検挙、薬物密輸の水際での阻止等薬物事犯取締りの徹底等を図っている。

施策名	労働条件の確保・改善を図ること
施策の概要	労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 景気の急速な悪化を受け、雇用失業情勢が厳しさを増している中、全国の労働基準監督署には、賃金の不払、会社都合による解雇に関連し解雇予告がなされていないなど法定労働条件が守られないといった事態がまだまだ見られている。このような状況の中で、これらの問題の解消を重点として、積極的な行政運営に努めていく必要がある。</p> <p>(有効性) 労働基準監督機関による事業場への臨検監督の結果、労働基準関係法令違反が認められたものについては、それを是正するよう適切に指導を行っているところであり、労働者の法定労働条件の確保に対し有効な施策である。 また、最低賃金法の遵守の徹底のために、最低賃金制度及び最低賃金額等の情報を広く周知徹底することは必要かつ有効なものである。 また、個別労働紛争の早期解決のために、労働契約法の施行を踏まえ、就業規則の周知やメンテナンスを行うことの重要性を啓発することは必要かつ有効なものである。</p> <p>(効率性) 臨検監督を実施する対象事業場を選定する際には、労働者等から寄せられる情報等を活用し、労働基準関係法令違反が認められる可能性の高い事業場に対して臨検監督を実施するほか、労働条件等を巡る動向や各労働分野の特徴を踏まえた監督を実施するなど、効率的な運営を行っている。 最低賃金制度については、住民全戸に配布される市町村広報誌へ掲載する等、効率的に周知広報を行っている。 中小企業労働契約支援事業については、我が国の雇用・就業機会の約8割を占めている中小企業の事業主に対し、望ましい労働契約の在り方についてセミナー開催及び個別の相談事業を実施する等効率的な事業運営を実施している。</p> <p>(総合的な評価) 以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 引き続き、監督指導、最低賃金制度の周知啓発活動、望ましい労働契約の在り方についての中小企業事業主に対する周知等を実施していくこととする。 また、 ① 厳しい経済・雇用情勢であること ② 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであり、就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、セーフティネットとして一層適切に機能することが求められていること ③ 個別労働紛争が増加傾向にあること など、労働条件等を巡る動向を踏まえ、平成21年度においては、 (1) 労働基準法等で定める法定労働条件を遵守することはもとより、特に、解雇や雇止め、労働条件の切下げ等について、労働契約法や裁判例等に照らして、不適切な取扱いが行われることがないよう、啓発指導を行うこと (2) 広く国民に最低賃金の周知徹底を図るとともに、引き続き監督指導等を実施すること (3) 労働者が安心・納得して働くことができるようにするため、労働条件の決定、変更など労働契約に関する基本的なルールを定める労働契約法の趣旨・内容について、労使双方の理解を進めること 等について重点的に取り組んでおり、今後とも、行政需要に応じて機動的に対応していくことにより、効率的な行政運営に努めていくこととする。</p> <p>(評価結果の分類) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 (理由) 法定労働条件が守られていない事業場がまだまだ見られているところであり、今後も引き続き法定労働条件の確保・改善を図るため、適切な監督指導の実施や最低賃金制度の周知・徹底など積極的な行政運営に努めていく必要があるため。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 定期監督等の実施件数(件)(一)	122,793 【-】	122,734 【-】	118,872 【-】	126,499 【-】	集計中
2 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合(%) (80%以上/毎年)	85.8 【107.3%】	87.3 【109.1%】	82.1 【102.6%】	92.2 【115.3%】	83.0 【103.8%】
3 中小企業労働契約支援事業を活用した利用者数(人)(9400人以上/平成20年度)	-	-	-	-	14,563 【154.9%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、労働基準局監督課調べによる。平成20年は現在集計中であり、平成21年9月目途で確定予定。 ・指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である。 ・指標2は、全市町村の広報誌のうち最低賃金制度が掲載されたものの割合であり、労働基準局労働者生活課の調べによる。 ・指標3は、当該事業は労働契約法の成立に併せて平成19年度より行う予定であったが、法案の成立が遅れ、開始時期が平成20年度に変更となったため、平成19年度までについては未記入。					

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、労働条件の確保・改善を着実に図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求した。
(継続)
- ・ 労働基準監督指導等経費(厚生労働本省・都道府県労働局)
(平成22年度予算額:180百万円[平成21年度予算額:155百万円])
 - ・ 労働条件確保対策推進費(厚生労働本省・都道府県労働局)
(平成22年度予算額:335百万円[平成21年度予算額:470百万円])
 - ・ 司法事務効率化推進費(厚生労働本省・都道府県労働局)
(平成22年度予算額:16百万円[平成21年度予算額:14百万円])
 - ・ 最低賃金制度充実強化費(厚生労働本省・都道府県労働局)
(平成22年度予算額:639百万円[平成21年度予算額:490百万円])
- 但し、上記「労働条件確保対策推進費」のうち、平成20年度に実施した「中小企業労働契約支援事業」については、所要の目的を達成しているとの評価を踏まえ廃止することとし、新たに「労働契約法等活用支援事業」に係る経費を要求した。
※ 上記「労働条件確保対策推進費」のうち、「訪問介護労働者労働条件改善事業」は、「事業仕分け(省内)」により、金額を削減。

反映状況分類 ④ 機構・定員要求への反映 ー

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
成長力底上げ戦略	平成19年2月15日	「最低賃金の国民への広報の推進」
新雇用戦略	平成20年4月23日	「改正最低賃金法の適切な施行、各種広報媒体による労使をはじめ国民に対する最低賃金額の周知・徹底」

施策名	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
施策の概要	第11次の労働災害防止対策（平成20年3月19日厚生労働大臣策定）に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、これらの重篤な労働災害が多く発生している墜落・転落等の作業や機械設備等について、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図る。また、死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進する。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（現状分析（施策の必要性））</p> <p>労働災害の発生状況は、平成20年は死亡者数が1,268人、休業4日以上死傷者数が119,291人といずれについても、前年に比べ減少しているが、依然として、建設業、製造業等において重篤な災害が多発している。また派遣労働者の労働災害件数も高止まっている。</p> <p>労働者の健康面については、職場においてストレス等を感じている労働者の割合が高く、また、一般健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率も増加傾向にある。</p> <p>また、化学物質による疾病は増減を繰り返しながら長期的に減少がみられない。</p> <p>（有効性）</p> <p>労働災害の発生状況は、平成20年は死亡者数が1,268人、休業4日以上死傷者数が119,291人といずれについても、前年に比べ減少しており、施策は有効であった。</p> <p>（効率性）</p> <p>第11次労働災害防止計画の重点対象分野の労働災害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策、リスクアセスメントの普及促進など、施策対象を絞り事業者や業界団体等に対する指導・支援を行ってきており、効率的観点から十分な施策が実施された。</p> <p>（総合的な評価）</p> <p>定期監督等については、第11次労働災害防止計画の重点対策を踏まえ監督指導を実施しており、継続的な取組が行われている。労働災害による死亡者数及び死傷者数は、重点対象分野の労働災害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策、リスクアセスメントの普及促進など、事業者や業界団体等に対する指導・支援を効果的に実施することにより、長期的に減少傾向で推移していることから、各個別目標の取組が有効であり、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。よって引き続きこれらの取組を実施していくことが必要である。</p> <p>（評価結果の分類）</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 機構・定員要求を検討</p> <p>（理由）</p> <p>平成21年度については、特に派遣労働者の労働災害が高止まりであることを受けて、派遣労働者の安全衛生対策に重点対策として取り組む必要があるとともに、職場においてストレス等を感じている労働者の割合も高いことから、メンタルヘルス対策について取り組んでいく必要がある。</p> <p>そのほか、労働災害の発生状況は、死亡者数、休業4日以上死傷者数いずれについても、前年に比べ減少しているが、依然として、建設業、製造業等において重篤な災害が多発しており、機械災害防止対策等の推進を図る必要がある。そのほか、労働者の健康面については、一般健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率が増加傾向にあり、さらに、化学物質による疾病は増減を繰り返しながら長期的に減少がみられない等の状況であり、さらなる労働災害発生防止のために、労働災害発生状況に即し、第11次労働災害防止計画に基づく措置を実施する必要がある。</p> <p>また、ナノマテリアル等化学物質に対する対応や感染症対策を図っていく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 労働災害による死亡者数(人) (平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること/20年・21年)</td> <td>1,620 【-】</td> <td>1,514 【-】</td> <td>1,472 【-】</td> <td>1,357 【-】</td> <td>1,268 【93.4%】</td> </tr> <tr> <td>2 休業4日以上死傷者数(人) (平成19年と比して15%以上減少させること/平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること/20年・21年)</td> <td>122,804 【-】</td> <td>120,354 【-】</td> <td>121,378 【-】</td> <td>121,356 【-】</td> <td>119,291 【98.3%】</td> </tr> <tr> <td>3 定期健康診断における有所見率 (増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること/平成24年)</td> <td>47.6 【-】</td> <td>48.4 【-】</td> <td>49.1 【-】</td> <td>49.9 【-】</td> <td>51.3 【-】</td> </tr> </tbody> </table>	施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							H16	H17	H18	H19	H20	1 労働災害による死亡者数(人) (平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること/20年・21年)	1,620 【-】	1,514 【-】	1,472 【-】	1,357 【-】	1,268 【93.4%】	2 休業4日以上死傷者数(人) (平成19年と比して15%以上減少させること/平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること/20年・21年)	122,804 【-】	120,354 【-】	121,378 【-】	121,356 【-】	119,291 【98.3%】	3 定期健康診断における有所見率 (増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること/平成24年)	47.6 【-】	48.4 【-】	49.1 【-】	49.9 【-】
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																														
	H16	H17	H18	H19	H20																									
1 労働災害による死亡者数(人) (平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること/20年・21年)	1,620 【-】	1,514 【-】	1,472 【-】	1,357 【-】	1,268 【93.4%】																									
2 休業4日以上死傷者数(人) (平成19年と比して15%以上減少させること/平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること/20年・21年)	122,804 【-】	120,354 【-】	121,378 【-】	121,356 【-】	119,291 【98.3%】																									
3 定期健康診断における有所見率 (増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること/平成24年)	47.6 【-】	48.4 【-】	49.1 【-】	49.9 【-】	51.3 【-】																									

	<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1,2及び3は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 ・指標1及び2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。 ・指標3は、達成数値目標を定めていないため、達成率を算出していない。 <p>【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei11/rousai-hassei/index.html</p>			
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○ 予算要求 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して計上した。また、「働き方改革トータルプロジェクトの推進事業」については、労働時間に着目して働き方を見直す制度としては、平成20年度に創設された「職場意識改善助成金」と共通であり、予算事業の効率化、合理化のために廃止した。 (継続) (平成22年度予算額：23,656百万円 [平成21年度予算額：27,960百万円]) ※ 上記のうち、「最新の知見による職業性疾病等の予防対策普及促進等事業」は、「事業仕分け(省内)」により、廃止。</p> <p>○ 機構・定員要求 評価結果を踏まえ、平成22年度組織及び定員要求を行った。 (定員増：14名)</p>			
	<p>反映状況分類</p>	<p>④</p>	<p>機構・定員要求への反映</p>	<p>○</p>
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>	
	<p>第11次労働災害防止計画</p>	<p>平成20年3月19日</p>	<p>—</p>	

施策名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること																																																																																										
施策の概要	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことにより労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。																																																																																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 労災保険給付の新規受給者数は長期的には減少傾向にあるが、今なお年 60 万人以上に達する。特に、精神疾患や石綿関連疾患など複雑困難な事案は増加傾向にある。 こうした中、被災労働者やその遺族の保護を図るため、支給決定のための調査に相当の日数を要する障害(補償)年金や遺族(補償)年金をはじめ、迅速かつ適正な保険給付を行う必要がある。</p> <p>(有効性) 当該施策目標によって、障害(補償)年金及び遺族(補償)年金の請求を行った被災労働者とその遺族に対し、迅速かつ公正な保護を図ることができた。</p> <p>(効率性) 各事案ごとの支給事由に合わせた的確な調査計画を策定し、迅速かつ適正な給付決定を行うための調査を効率的に実施した。</p> <p>(総合的な評価) 労災保険給付の迅速かつ適正な実施のため、組織的な進行管理等に努めてきたところ、事実調査に多大な事務量を要する脳・心臓疾患、精神障害等事案や事実関係の把握が困難な石綿関連疾患事案の請求から支給決定までの所要期間は着実に減少しているが、障害(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数が 132.7 日、遺族(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数が 162.2 日と、共に前年度を上回った。 今後も、事案の性質に沿った的を絞った調査を行うとともに、管理者による進行管理の徹底に努め、所要日数の減少を図る必要がある。</p> <p>(評価結果の分類) 見直しを行わず引き続き実施 (理由) 被災労働者及びその遺族に対する迅速かつ公正な保護を図ることは労働者災害補償保険制度の目的であり、支給決定に多くの日程を要する障害(補償)年金及び遺族(補償)年金の所要日数を減少させることを目標に掲げつつ、21 年度以降も引き続き迅速かつ適正な労災保険給付に努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="443 1108 1295 2033"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 障害(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)</td> <td>147.5</td> <td>131.0</td> <td>117.9</td> <td>120.9</td> <td>132.7 【110%】 (前年度比 11.8日増)</td> </tr> <tr> <td>2 遺族(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)</td> <td>211.6</td> <td>162.0</td> <td>154.5</td> <td>154.9</td> <td>162.2 【105%】 (前年度比 7.3日増)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 1 及び 2 は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標 1 及び 2 は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。 ・指標 1 及び 2 の目標達成率は、(実績値/達成水準) × 100 (%) で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため 100 % 以下で目標達成となる。 </td> </tr> <tr> <th>参考統計</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> <tr> <td>1 脳・心臓疾患事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)</td> <td>255</td> <td>243</td> <td>243</td> <td>216</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>2 精神障害等事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)</td> <td>341</td> <td>326</td> <td>319</td> <td>289</td> <td>278</td> </tr> <tr> <td>3 石綿関連疾病事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 労災保険法に基づく請求事案</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>130</td> <td>177</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td> 石綿救済法に基づく請求事案</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>130</td> <td>177</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 1 ～ 3 は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標 1 ～ 3 は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。 </td> </tr> </tbody> </table>	施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							H16	H17	H18	H19	H20	1 障害(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)	147.5	131.0	117.9	120.9	132.7 【110%】 (前年度比 11.8日増)	2 遺族(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)	211.6	162.0	154.5	154.9	162.2 【105%】 (前年度比 7.3日増)	(調査名・資料出所、備考)						<ul style="list-style-type: none"> ・指標 1 及び 2 は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標 1 及び 2 は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。 ・指標 1 及び 2 の目標達成率は、(実績値/達成水準) × 100 (%) で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため 100 % 以下で目標達成となる。 						参考統計	H16	H17	H18	H19	H20	1 脳・心臓疾患事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)	255	243	243	216	210	2 精神障害等事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)	341	326	319	289	278	3 石綿関連疾病事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)						労災保険法に基づく請求事案	—	—	130	177	157	石綿救済法に基づく請求事案	—	—	130	177	147	(調査名・資料出所、備考)						<ul style="list-style-type: none"> ・指標 1 ～ 3 は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標 1 ～ 3 は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。 					
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																																																																											
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																																																																											
	H16	H17	H18	H19	H20																																																																																						
1 障害(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)	147.5	131.0	117.9	120.9	132.7 【110%】 (前年度比 11.8日増)																																																																																						
2 遺族(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)	211.6	162.0	154.5	154.9	162.2 【105%】 (前年度比 7.3日増)																																																																																						
(調査名・資料出所、備考)																																																																																											
<ul style="list-style-type: none"> ・指標 1 及び 2 は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標 1 及び 2 は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。 ・指標 1 及び 2 の目標達成率は、(実績値/達成水準) × 100 (%) で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため 100 % 以下で目標達成となる。 																																																																																											
参考統計	H16	H17	H18	H19	H20																																																																																						
1 脳・心臓疾患事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)	255	243	243	216	210																																																																																						
2 精神障害等事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)	341	326	319	289	278																																																																																						
3 石綿関連疾病事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)																																																																																											
労災保険法に基づく請求事案	—	—	130	177	157																																																																																						
石綿救済法に基づく請求事案	—	—	130	177	147																																																																																						
(調査名・資料出所、備考)																																																																																											
<ul style="list-style-type: none"> ・指標 1 ～ 3 は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標 1 ～ 3 は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。 																																																																																											

政策評価の結果 の政策への反映 状況	○ 予算要求 評価結果を踏まえ、被災労働者やその遺族に対し療養（補償）給付等の適正な給付を行うことにより保護を図っていく必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して計上した。 (継続) ・ 保険給付費 (平成 22 年度予算額 : 796,954 百万円 [平成 21 年度予算額 : 798,703 百万円])		
	反映状況分類	③	機構・定員要求への反映
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策（主な もの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	—	—	—

<p>施策名</p>	<p>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>平成 19 年 12 月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議にて決定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）においては仕事と生活の調和の実現した社会、すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労による経済的自立が可能な社会 ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 ③ 多様な働き方・生き方の選択できる社会 <p>を目指すとの観点から、国は、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに社会的基盤づくりを積極的に行うこととされている。</p> <p>上記②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会に向けて、国は労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など労働時間等の設定改善の取組支援等を行うこととされていることを踏まえ、厚生労働省において仕事と生活の調和実現に向けた労働時間の設定改善の促進等の取組を実施しているところである。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（現状分析（施策の必要性））</p> <p>平成 20 年における年間総実労働時間は、事業所規模 30 人以上で 1,836 時間となっており、長期的には減少傾向にあるものの、一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者をのぞいた労働者）については、年間総実労働時間は事業所規模 30 人以上で、2,017 時間となっており、長期的に見ると、ほぼ横ばいで推移している。また、週労働時間別の雇用者の分布をみると、35 時間未満の雇用者の全体に占める割合が増加する一方、60 時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するなど「労働時間分布の長短二極化」の状況にある。</p> <p>また、平成 19 年における年次有給休暇の平均取得率については 47.7%となっており、近年取得率は 5 割を下回る状態で推移しており、長時間労働の抑制さらには仕事と生活の調和の実現に向けては、年次有給休暇の取得促進についても一層の推進が求められているところである。</p> <p>一人ひとりの働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことは、個々人はもとより、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために不可欠な取組であり、また、前掲の憲章及び行動指針において、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標として、中長期的な数値目標も設定されたところであり、厚生労働省として仕事と生活の調和の実現に向けた取組を一層推進していく必要がある。</p> <p>（有効性）</p> <p>労働時間等の設定改善を通じた仕事と生活の調和対策を推進するに当たっては、（1）社会全体の気運醸成を図る（個別目標 2）とともに、（2）長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、個別企業の取組の促進を実施すること（個別目標 1）を併せて推進することが有効である。このため、社会全体に仕事と生活の調和の意義・効果等を広く訴求することと、中小企業を中心とする個別企業の取組をきめ細かくサポートすることを併せて推進すべく様々な施策を着実に実施しているところであり、各指標の目標も達成していることから、その有効性を確認することができる。</p> <p>（効率性）</p> <p>（1）社会全体の気運醸成を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的な気運醸成を図る取組として、我が国を代表する 10 社の仕事と生活の調和の取り組み状況や成果を社会全体に広く周知する「仕事と生活の調和推進プロジェクト」を展開し、さらに ○ 各地方の事情に応じた効果的な気運醸成を図るため、都道府県ごとに「仕事と生活の調和推進会議」を設置し、労使、学識経験者等の関係者相互の合意形成の促進を図るとともに、「仕事と生活の調和推進プロジェクト（地方版）」を実施しているところである。 <p>（2）個別企業の取組の促進に向けては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 憲章及び行動指針の趣旨を踏まえ、事業主及びその団体が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めた「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」の改正及びその周知を実施したほか、 ○ 事業主団体を通じた「労働時間等設定改善援助事業」の実施 ○ 中小企業団体に対する「労働時間等設定改善推進助成金」の支給 ○ 中小企業事業主に対する「職場意識改善助成金」の支給 ○ 都道府県労働局への「労働時間設定改善コンサルタント」の配置等を実施しているところである。 <p>以上のとおり、（1）社会全体の気運醸成に向けた取組においては、全国的規模の取組並びに各地方の実情に応じた取組を実施することで、社会的気運の醸成を様々な規模で効果的に実施しており、さらに（2）個別企業の取組の促進に向けた取組においても、事業主団体の取組促進から個別企業労使による自主的な取組支援に至るまで、施策対象に応じた取組を実施しているところであり、これらが一体となった政策パッケージとして有機的に機能することで、効果的・効率的な事業展開が図られているといえる。</p> <p>（総合的な評価）</p> <p>上記のように、施策対象に応じた効果的・効率的な取組が行われ、各指標の目標も達成していることから、我が国における仕事と生活の調和の実現に向けた取組として適切に運営されていると考えることができる。</p>

さらに、21年度においては、シンポジウムを廃止する一方、セミナーの回数を増やすなど既存事業の改廃を行うとともに、所定外労働の長い業種、年次有給休暇の取得率が低い業種など、業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定を支援する事業を新たに実施するなど、新たな政策手段の検討を進めているところである。

なお、第170回臨時国会において、特に長い時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正が行われ、平成22年4月1日から施行されることとなり、今後さらに労働時間等の設定改善が重要な課題となる中で、上記の助成・援助事業が一層効果的に作用することが期待される。

（評価結果の分類）

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

（理由）

憲章及び行動指針において設定された目標達成のため、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の一層の推進が求められているため。

我が国の労働時間をめぐる状況は、特に30歳代男性の長時間労働が常態化するなど、労働時間が長い者と短い者との「労働時間分布の長短二極化」の状態にある。また、現在の厳しい経済状況の下で、所定外労働を中心に長時間労働が一部緩和されている面も生じているが、今後の景気回復期も含め長時間労働を抑制するという観点が求められている。このため、憲章及び行動指針を踏まえ、中央・地方における取組を推進する社会的気運の醸成を図るとともに、景気回復期も含め長時間労働を抑制するという観点から「制度的」な取組を行う企業等に対する支援事業を実施し、仕事と生活の調和の実現を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合(単位:%) (前年以上/毎年)	-	-	38.6 【-】	41.5 【-】	46.2 【111.3%】
2 週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%) (前年以下/毎年)	12.2 【-】	11.7 【-】	10.8 【-】	10.3 【-】	10.0 【97.1%】
3 年次有給休暇取得率(単位:%) (前年以上/毎年)	46.6 【-】	47.1 【-】	46.6 【-】	47.7 【-】	- (集計中)

(調査名・資料出所、備考)

・上記指標1～3は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定)」に掲げられたものを踏襲。なお、同指針においては、指標1～3について、それぞれ以下のように中長期的な数値目標(各主体の取組が進んだ場合の社会全体の目標値)が掲げられている。
(いずれも、現状→5年後→10年後)

1: 41.5%→60%→全ての企業で実施
2: 10.8%→2割減→半減
3: 46.6%→60%→完全取得

なお、調査名は以下のとおり。
1: 厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」
2: 総務省「労働力調査」
3: 厚生労働省「就労条件総合調査(企業規模30人以上)」

・指標2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。

※指標3については、平成20年度の数値を現在集計中であり、21年10月頃公表予定。

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進するために必要な予算を継続して計上した。
(継続)
- ・ 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進
(平成22年度予算額: 1,657百万円 [平成21年度予算額: 2,057百万円])
※ 「仕事と生活の調和推進事業」([平成21年度予算額: 918百万円]) は、行政刷新会議「事業仕分け」の結果を踏まえ、平成22年度要求を見送った。

反映状況分類	④	機構・定員要求への反映	-
--------	---	-------------	---

関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
---------	---------	-----	----------

針演説等内閣の重要政策（主なもの）	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	「<前略>仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行う。」
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「国・地方・労使を始めとする社会全体の取組により、「憲章」及び「行動指針」に掲げられた数値目標の達成を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する。」 「子供と家族を応援する日本」重点戦略等に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現を車の両輪として、少子化対策を行う。」
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	「3. 未来を担う「子どもたち」を守り、育てる社会②仕事と生活の調和の実現」として項目立てがなされ、「子育て中の多様な働き方等を実現するために、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組を推進するとともに」
	新雇用戦略	平成20年4月23日	「安定した雇用・生活の実現」、「安心・納得して働くことのできる環境整備」として、「仕事と生活の調和の実現」が取り上げられている。

<p>施策名</p>	<p>個別労働紛争の解決の促進を図ること</p>																																																
<p>施策の概要</p>	<p>労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働紛争」という。）を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、以下の総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。</p> <p>① 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談等 ② 都道府県労働局長による助言・指導 ③ 紛争調整委員会によるあっせん</p>																																																
<p>策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（現状分析（施策の必要性）） 社会経済情勢の変化に伴う企業組織の再編、人事労務管理の個別化等を背景として、個々の労働者と事業主との間の紛争は、平成13年の制度発足以来増加を続けている。さらに、平成20年度の個別労働紛争解決制度の運用状況は、年度後半以降の急速な経済・雇用情勢の悪化を反映して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民事上の個別労働紛争相談件数 約24万件（前年度比19.8%増）、 ・ 助言・指導申出受付件数 約7,600件（前年度比14.1%増）、 ・ あっせん申請受理件数 約8,500件（前年度比18.3%増） <p>と、平成19年度の実績を大幅に上回っており、紛争の解決を援助する当制度へのニーズはますます高まっていると考えられる。</p> <p>（有効性） 制度の趣旨に沿った迅速かつ適正な処理が行われることで、多くの紛争当事者にとって有効な紛争解決手段として利用され、民事上の個別労働紛争相談件数、助言・指導申出受付件数、あっせん申請受理件数ともに大幅に増加していることから、個別労働紛争解決制度が簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能していると評価できる。</p> <p>（効率性） 個別労働紛争解決制度の利用件数が大幅に増加している中で、助言・指導事案、あっせん事案のほとんどについて迅速な処理が図られており、限られた予算、人員で、制度が効率的に運用されていると評価できる。</p> <p>（総合的な評価） 社会経済情勢の変化に伴う企業組織の再編、人事労務管理の個別化、さらに昨年度後半以降の急速な経済・雇用情勢の悪化等を背景として、個別労働紛争が増加を続ける中で、個別労働紛争解決制度が効率的に運用されることによって、紛争当事者にとって簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能していると評価できる。</p> <p>今後も本制度に対する行政需要はますます高まっていくものと予想されることから、増加を続ける個別労働紛争に対して、引き続き効率的な制度運用を行うことによって、紛争の迅速かつ適正な解決の促進を図っていく必要がある。</p> <p>（評価結果の分類） 見直しを行わず引き続き実施 機構・定員要求を検討 （理由） 助言・指導申出受付件数、あっせん申請受理件数は年々増加の一途を辿っており、助言・指導に係る事務処理や紛争調整委員会があっせんを実施するにあたっての事務処理等を行う労働紛争調整官、及び、都道府県労働局長より委任されたあっせんを実施する紛争調整委員会の紛争調整委員の増員を図るための組織要求について検討する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="432 1541 1275 1890"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標</th> </tr> <tr> <th colspan="6">（達成水準／達成時期）</th> </tr> <tr> <th colspan="6">※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合（単位：％）（90％以上／毎年）</td> <td>939</td> <td>956</td> <td>934</td> <td>955</td> <td>961 〔107%〕</td> </tr> <tr> <td>2 あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合（単位：％）（90％以上／毎年）</td> <td>929</td> <td>915</td> <td>942</td> <td>922</td> <td>922 〔102%〕</td> </tr> <tr> <td colspan="6">（調査名・資料出所、備考）</td> </tr> <tr> <td colspan="6">・ 大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。</td> </tr> </tbody> </table>	施策目標に係る指標						（達成水準／達成時期）						※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）							H16	H17	H18	H19	H20	1 助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合（単位：％）（90％以上／毎年）	939	956	934	955	961 〔107%〕	2 あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合（単位：％）（90％以上／毎年）	929	915	942	922	922 〔102%〕	（調査名・資料出所、備考）						・ 大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。					
施策目標に係る指標																																																	
（達成水準／達成時期）																																																	
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																																																	
	H16	H17	H18	H19	H20																																												
1 助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合（単位：％）（90％以上／毎年）	939	956	934	955	961 〔107%〕																																												
2 あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合（単位：％）（90％以上／毎年）	929	915	942	922	922 〔102%〕																																												
（調査名・資料出所、備考）																																																	
・ 大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。																																																	
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、紛争調整委員手当及び紛争事案実情調査員謝金について増額要求をすることとしたが、行政刷新会議による事業仕分けにより「『紛争調整委員会に要する経費』を特別会計に移管。なお、特に立場の弱い労働者（非正規雇用）への施策として広く一般財源を投入することが現段階では必要との意見あり。」という評価がなされたことを受けて、一般会計については、純粋に紛争調整委員会の運営にかかる経費のみとされた。 （継続）</p>																																																

	個別労働関係紛争対策 (平成 22 年度予算額 : 1,562 百万円 [平成 21 年度予算額 : 1,489 百万円]) ○ 機構・定員要求 評価結果を踏まえ、下記のとおりの要求をした。 (組織要求 : 紛争調整委員会委員 4 2 名、定員増 : 労働紛争調整官 4 名)		
	反映状況分類	③	機構・定員要求への反映
	○		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
	「新雇用戦略」(平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料)	平成20年4月23日	2. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備 「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備 (2) ワンストップ相談体制の整備 総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる分野の相談にワンストップで対応。

<p>施策名</p>	<p>公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1 求職者のニーズに応じた求人確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進 (1) 目的等 公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。</p> <p>2 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保 (1) 目的等 職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。 また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。</p> <p>3 官民の連携による労働力需給調整機能の強化 求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （現状分析（施策の必要性）） 平成20年度の雇用失業情勢は、世界的な金融危機の影響等により、平成21年3月には、有効求人倍率（季節調整値）が0.52倍（平成14年4月以来6年11か月ぶりの水準）、完全失業率（季節調整値）が4.8%（平成16年8月以来4年7か月ぶりの水準）、正社員の有効求人倍率が0.32倍になるなど、その厳しさが増しているところである。また、非正規労働者の雇止め数の状況が、平成20年10月から平成21年3月までにおいて約18万人となるなど、非正規労働者の雇止め等が大きな問題となったところである。 このため、公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するとともに、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等により、安定した職業に就くことが難しい非正規労働者等に対して、担当者制によるきめ細かな就職支援等も活用し、その労働力需給調整機能の強化を図ることが一段と重要となっている。 なお、平成20年12月末に雇止め等が大量に発生した状況を踏まえ、公共職業安定所において、非正規労働者就労支援センター等の特別の相談窓口や年末緊急職業相談窓口を開設し、非正規労働者等に対する職業相談・求人情報の提供・住宅確保にかかる相談を実施したところである。 また、官のみならず、以下のとおり事業所数が増加傾向にある職業紹介事業、労働者派遣事業等の適正な運営を確保し、産業構造の変化や働き方の多様化等に対応し、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合が図られるようにする必要性も高まっている。加えて、官民の連携による労働力需給調整機能の強化により、悪化する雇用失業情勢等に対応する必要もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般労働者派遣事業 27,572 事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約7.8%増加） ・ 特定労働者派遣事業 56,033 事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約26.0%増加） ・ 有料職業紹介事業 17,700 事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約14.5%増加） ・ 無料職業紹介事業^(※) 679 事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約5.0%増加） <p>（※）学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く</p> <p>さらに、労働者派遣制度については、日雇派遣など社会的に問題のある形態が出てきているほか、やむを得ず労働者派遣を選択する者の存在や法違反事案の顕在化などが課題となっており、これらに的確に対応する必要がある。</p> <p>（有効性） (1) 雇用失業情勢の厳しさが増し、前述のとおり、平成21年3月には有効求人倍率が0.52倍となり、また、平成20年度の有効求人倍率が昨年度比で▲0.25ポイントと急減、再就職が非常に困難になっている中で、就職件数の減少率は6.3%減にとどまり、求人の充足率は、目標水準を上回っていること等を踏まえれば、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合については、目標水準に達しなかったものの、個々の求人・求職者のニーズに合ったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施したこと等により、公共職業安定所の需給調整機能は、有効に機能したものと評価できる。</p> <p>(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の3の違反率の低下等法令違反は正され、職業紹介事業の適正な運営の確保が有効に図られている。一方、労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数については減少（平成20年度188（対前年度比98.7%減））しており、見直しを検討するが、事業全体としては、各都道府県労働局において派遣元事業主、派遣先、派遣労働者向けセミナーを開催する等労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られているところである。</p> <p>(3) しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数（平成20年度約120万件）及び求人情報件</p>

数（平成 20 年度約 68 万件）については、雇用情勢の影響等により実績の増減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところである。さらに、しごと情報ネットの参加機関数（平成 21 年 3 月 31 日現在 10,613 機関）が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られていると評価できる。

（効率性）

- （1）雇用失業情勢の厳しさが増し、前述のとおり、平成 21 年 3 月の有効求人倍率が 0.52 倍、また、平成 20 年度の有効求人倍率が昨年度比で▲0.25 ポイントと急減している中、個々の求人・求職者のニーズに合ったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するために、未充足求人のフォローアップを徹底することなどにより、求人の充足率を向上（平成 20 年度目標達成率 112%）させたことから、効率的な事業の実施が図られていると評価できる。
- （2）労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し、効率的な実施が図られている。また、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けており、労働者派遣事業の適正な運営の確保が効率的に図られていると評価できる。
- （3）しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化が効率的に図られていると評価できる。

（総合的な評価）

- （1）雇用失業情勢の厳しさが増し、公共職業安定所の需給調整機能の強化がますます必要となっているところ、前述のとおり、その有効性や効率性は、ともに評価できるものである。

しかしながら、この雇用失業情勢の悪化に対しては、従来の事業に引き続き取り組むのみならず、公共職業安定所における人員・組織体制の抜本的充実・強化が必要不可欠であり、平成 21 年度補正予算により求人開拓の実施体制の強化等を行ったところである。

なお、今後、同補正予算による求人開拓の実施体制の強化等の効果が得られるものと見込まれるところであるが、本年 5 月の雇用失業情勢において、有効求人倍率（季節調整値）が 0.44 倍、完全失業率（季節調整値）が 5.2%、正社員の有効求人倍率が 0.24 倍となるなど、引き続き厳しい情勢が続いているところであること、また、非正規労働者の雇止め数の状況についても同様に、平成 20 年 10 月から本年 9 月までにおいて約 22 万人と見込まれるなど、今後とも厳しい情勢が続くことが懸念されることから、雇用保険受給者を含めた非正規労働者等に対する就職支援について、更なる効果的・効率的な事業運営の検討等を行う必要があると考えている。

- （2）労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、平成 20 年度において、職業安定法第 5 条の 3 の違反率及び第 32 条の 15 の違反率が減少するなど、成果で出ていると評価でき、引き続き実施する必要があると考えられる。

また、事業全体としては、各都道府県労働局において派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者向けセミナーを開催するなど、労働者派遣事業の円滑な運営が図られていると評価できるところであるが、労働者派遣事業アドバイザーについては、事業実績を踏まえ見直しを検討することとする。

- （3）しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合（予定も含む）については、「平成 20 年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると 35%を上回っており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていると評価でき、今後とも引き続き制度の円滑な運用が必要である。

なお、平成 21 年度補正予算により造成した「緊急人材育成・就職支援基金」により、公共職業安定所が中心となって、再就職や生活への支援を総合的に実施することとしたところである。具体的には、実習型雇用や職場体験を通じた正規の雇入れの促進を図るほか、民間職業紹介事業者を活用し、長期失業者や住居を喪失し就職活動が困難な者に対する再就職支援の強化等を、平成 21 年 7 月より順次実施している。

（評価結果の分類）

施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討

（理由）

事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

実施目標に関する指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)(%) (31%以上/平成20年度)	30.7 【102%】	31.6 【99%】	32.4 【101%】	31.9 【96%】	25.4 【82%】
2 雇用保険受給者の早期再就職割合(%) (31%以上/平成20年度)	19.6 【113%】	14.0 【93%】	15.1 【90%】	29.6 【99%】	23.1 【75%】
3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)(%) (≥2%以上/平成20年度)	21.8 【-%】	20.6 【-%】	20.3 【-%】	21.1 【-%】	24.8 【112%】
4 職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成20年度)	- 【-%】	3.3 【-%】	3.9 【40%】	8.3 【60%】	7.7 【60%】
5 職業安定法第32条の15(報酬の償付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成20年度)	- 【-%】	10.7 【-%】	10.3 【40%】	3.1 【120%】	7.3 【180%】
6 労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数(件) (前年度以上/平成20年度)	- 【-%】	- 【-%】	13,203 【-%】	14,472 【110%】	189 【13%】
7 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (≥5%以上/平成20年度)	- 【-%】	- 【-%】	35.7 【102%】	38.6 【110%】	35.3 【101%】

(調査元・資料出所・備考)

①指標1～3
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：
・公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に登録申込みをした求職者に対する就職者の比率であり、求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、求人者との間に雇用関係が成立したものの割合である。なお、平成20年度からは、季節的・一時的な労働需要を除き、公共職業安定所の職業相談・職業紹介の取組の成果を正確に反映させるため、臨時雇用・季節雇用を除く常用雇用のみにより集計している。
・雇用保険受給者の早期再就職割合については、雇用保険の基本手当の支給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上超して就職した者の割合である。平成18年度までは上記条件に加えて再就職手当を受給した者の割合としていたが、公共職業安定所における職業相談・職業紹介の取組の成果をより正確に反映させるため、平成19年度からは集計方法を改めた。
・公共職業安定所の求人の充足率は、公共職業安定所で受理した常用(臨時・季節を除くもの)求人に対して充足した求人の割合であり、目標設定を行ったのは、平成20年度からである。

②指標4～6
資料出所：職業安定局調べによる。
※指標6については、平成19年度末に競争入札の公示を行ったところ、応札がなかったため、事業仕様の見直しを行った上で、平成20年5月に再公示を行い、平成20年7月1日から事業を開始したため、受託者の変更、事業実施期間の短縮及び相談拠点の縮小等、前年度との単純比較が困難となったもの。

③指標7
資料出所：「平成20年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」(財団法人雇用情報センター調べ)による。
備考：
・インターネットによるモニターリサーチ調査。
・アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、就職実現プランナー事業のより効果的・効率的な運営のあり方を検討しつつ、公共職業安定所等における需給調整機能の強化を引き続き推進することとし、予算を計上した。
(継続)
- ・ 正社員就職増大等対策費
(平成22年度予算額：1,039百万円 [平成21年度予算額：1,047百万円])
 - ・ 再就職支援プログラム事業費
(平成22年度予算額：3,659百万円 [平成21年度予算額：2,807百万円])
 - ・ 非正規労働者総合支援事業推進費
(平成22年度予算額：3,297百万円 [平成21年度予算額：2,850百万円])
 - ・ 職業紹介事業指導援助事業
(平成22年度予算額：76百万円 [平成21年度予算額：106百万円])
 - ・ 労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業
(平成22年度予算額：237百万円 [平成21年度予算額：570百万円])
 - ・ 派遣労働者雇用安定化特別奨励金
(平成22年度予算額：4,694百万円 [平成21年度予算額：8,781百万円])
 - ・ しごと情報ネット事業
(平成22年度予算額：79百万円 [平成21年度予算額：515百万円])
- (廃止)
- ・ 就職実現プランナー事業費
[平成21年度予算額：1,344百万円]
- ※ 労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業は行政刷新会議「事業仕分け」の結果を踏まえ、縮減。

反映状況分類 ② 機構・定員要求への反映 —

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
安心実現のための緊急総合対策など	平成20年8月29日	非正規労働者就労支援センター及び非正規労働者就労支援コーナーの設置・拡充等

<p>施策名</p>	<p>地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進</p> <p>(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進</p> <p>(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>① 目的等：中小企業等における雇用機会の創出、労働力確保のための雇用管理の改善を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創業・新分野進出等に係る支援 ・ 中小企業等の雇用管理の改善に係る支援 <p>を行う。</p> <p>(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進</p> <p>① 目的等：事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生の予防 ・ 離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進 ・ 出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進 <p>を行う。</p> <p>(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進</p> <p>① 目的等：雇用機会の不足している地域における雇用の促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出 <p>を行う。</p> <p>(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>① 目的等：産業の特性に応じた雇用管理の改善等を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上 ・ 港湾労働者の雇用の改善等 ・ 林業事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進 ・ 農林業等への多様な就業の促進 ・ 介護労働者の雇用管理の改善等 <p>を行う。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析（施策の必要性）)</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出等、雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進</p> <p>① 創業・新分野進出等に係る支援、中小企業における雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防</p> <p>平成20年度の雇用情勢についてみると、完全失業率はおおむね4%台で推移する中、平成21年3月における有効求人倍率は0.52倍となり、平成14年6月以来6年11か月ぶりの低水準となるなど、注意を要する状態にある。</p> <p>また、景気変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされる事業主が存在しており、労働経済動向調査（厚生労働省）によると、平成20年10月～12月期に雇用調整を実施した事業所の割合は、35%と前期16%に比べ増加している。こうした中、引き続き失業者の就労支援や、休業等又は出向といった一時的な雇用調整を行う事業主を支援し失業の予防を図るとともに、経済活性化や雇用機会創出の中核となる中小企業の雇用管理の改善等を推進する必要がある。</p> <p>また、景気の回復ペースが落ち込んでいる中、創業支援策をより一層積極的に展開していく必要がある。</p> <p>② 離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進</p> <p>雇用のミスマッチが依然として大きく構造調整が進展する中で、労働者の雇用の安定を図るためには、離職を余儀なくされる労働者に対して事業主が行う在職中からの求職活動や労働移動前後の職場体験講習等を効果的に支援することにより、円滑な労働移動の実現に重点的に取り組むことが一層求められている。</p> <p>また、現在の経済状況を受け、やむを得ず派遣労働者、有期契約労働者等の雇用契約の中途解除や雇い止めが行われ、当該労働者が社員寮等に居住している場合、雇用と住居を同時に失う状況があり、円滑な就職活動を実施するためには、離職後の住居支援が重要となっている。</p> <p>③ 出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進</p> <p>最近の労働移動の状況を見ると、完全失業率はここ数年低下傾向にあるが、在職者に対する入職者及び離職者の割合である労働移動率は横ばいの傾向にある。</p> <p>(延べ労働移動率：平成12年30.7%、平成13年32.0%、平成14年31.0%、平成15年30.9%、平成16年31.7%、平成17年34.9%、平成18年32.2%、平成19年31.3%「雇用動向調査（厚</p>

生労働省大臣官房統計情報部) 」)

労働移動が一定割合にある中で、出向・移籍などによる産業間・企業間の円滑な労働移動は、労働者が失業を経ずして次の職場に移動できることから、雇用の安定を図るために引き続き重要となっている。

(2) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

① 雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出

全国的には雇用失業情勢が厳しさを増す中、依然として雇用失業情勢が特に厳しい地域があるなど地域差がみられる。こうした中で、雇用情勢が特に厳しい地域と雇用情勢の改善に向けた意欲が高い地域に対して支援を重点化する必要がある。そのため地域求職者の雇入れを伴う施設・設備の設置・整備を行う事業主等に対し地域雇用開発助成金を支給することで雇用機会の創出を促進するとともに、地域雇用創造推進事業等を積極的に実施することで地域の創意工夫を生かした雇用機会の創出への取組を支援することが求められている。

(3) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

① 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善

建設労働者については、建設投資の減少による厳しい経営環境の中で、必要な教育訓練や雇用管理教育等の実施が困難となっているとともに、業界全体として技能の承継や建設労働者の能力開発に取り組まなければならない状況であり、そうした取組を支援し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を図る必要がある。

また、港湾労働者については、昨今の厳しい経済情勢の中で、港湾運送事業者が労働者を常用労働者からより安価な日雇労働者へ切り替える危惧があるとともに、港湾運送事業における新規事業参入及び運賃・料金等についての規制緩和策の実施など、港湾労働を取り巻く環境に大きな変化が生じてきている。

② 林業の事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進、農林業等への多様な就業の促進

林業労働力については、林業経営の収益性の低下、林業労働者の雇用管理面での改善の立ち後れ等に伴い、減少・高齢化が進行しており、平成17年国勢調査の結果では林業労働者は4万7千人と平成12年度(6万7千人)から減少し、また、50歳以上の者の割合は6割以上を占めている。

また、農業生産法人の増加に伴い、公共職業安定所における関係求人や農業等への求職者数が増加傾向にある。

③ 介護労働者の雇用管理の改善

介護分野については、我が国の急速な高齢化の進展等を背景として、今後も労働需要の拡大が見込まれる分野であり(介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護又は要支援とされる高齢者等は、平成16年度は410万人程度であったものが、平成20年度には460万人となり、今後も増加が見込まれている。)、一方、介護労働者については、賃金、労働時間、健康面等の不安や不満が多く見られるように厳しい労働環境にあり、定着率が低いこと等、雇用管理等の面で解決すべき問題が多いことから、介護分野を労働者にとって魅力ある職場とするために、介護労働者の雇用管理の改善等を図っていく必要がある。

(有効性)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1について、平成20年度においては、受給資格者創業支援助成金を利用した法人等の設立から1年経過後の平均雇用労働者数は1.9人であり、目標の2人をわずかに下回ったが、事業を継続している割合は97.4%と目標を達成しており、概ね有効に機能していると考ええる。一方、平均雇用労働者数については、目標を下回っており、雇用の創出及び維持が図られるよう、今後事業の見直しを検討する。

指標2について、目標(アウトカム:22%)を上回る31.7%の求人が充足されたことから、本助成金が事業協同組合等の構成中小企業者における雇用管理の改善からなる雇用創出等に有効に機能したものと考える。

(2) 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

指標3について、雇用調整助成金の平成19年度の対象者数は、前年度と比べ約3千人増加し、延べ約131万3千人を対象に、休業手当の一部助成を行った。本助成金を利用した事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の8.73%(10%以下)となっており、失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえる。

(3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

指標4について、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図っており、目標を達成していることから、本取組は個別目標の達成に有効に機能しているものと評価できる。

(効率性)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1については、①受給資格者の開始した事業及び雇入れた労働者の雇用の継続性を担保する必要がある一方、②創業に係る立ち上げの支援のため、迅速な資金供給が求められることから、支給を事業開始3か月後及び6か月後の2回に分けて半額ずつ支給する方式を採用するなど、効率的に行われている。

指標2については、事業協同組合等を通じた支援を行うことにより、個別に中小企業主の取り組みを支援するものに比べ雇用管理の改善による雇用の創出等を幅広に行えたため効果的であ

ったと考える。

- (2) 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

指標3については、雇用調整を行う事業所の実情にあわせて休業・教育訓練又は出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に応じ、中小企業には高率助成を行っていることなどから、効率的な助成が行われている。

- (3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

指標4については、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図るものであり、求職活動等支援給付金にかかる離職後3か月以内の平成20年度における就職率は35.0%と目標値を上回っており効率的に再就職への支援が行われている。

(総合的な評価)

- (1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2について、平成19年度実績は目標を上回っており、中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

- (2) 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

雇用調整助成金に関する指標3について、実績は目標を上回っており、事業縮小の際の失業予防が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

- (3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

労働移動支援助成金に関する指標4について、実績はいずれも目標を上回っており、再就職の援助・促進が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

(評価結果の分類)

施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討

(理由)

事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している					
①平均労働者数(人) (2人以上/平成20年度)	-	2.4	2.3	2.0	1.9
	【-%】	【120%】	【115%】	【100%】	【95%】
②事業継続割合(%) (95%以上/平成20年度)	-	97.0	97.5	97.4	97.9
	【-%】	【108%】	【103%】	【103%】	【103%】
2 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率(%) (22%以上/平成20年度)	-	-	25.0	28.3	31.7
	【-%】	【-%】	【114%】	【133%】	【144%】
3 雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額(%) (利用事業所の総支給額の10%以下/平成20年度)	5.71	8.73	-	-	-
	【143%】	【127%】	【-%】	【-%】	【-%】
4 求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率(%) (34%以上/平成20年度)	33.8	34.4	34.5	34.1	35.0
	【-%】	【115%】	【101%】	【100%】	【102%】
(調査名・資料出所、備考)					
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合は、雇用保険データにおける助成金利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合である。					
②指標2 資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。					
③指標3 資料出所：職業安定局調べによる。					
※なお、助成金の利用後に、保険関係消滅事業所が判明するまで期間を要するため、現時点では17年度までしか判明しない。					
④指標4 資料出所：職業安定局調べによる。					

政策評価の結果
の政策への反映
状況

<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ることを一層進めるため、中小企業人材能力発揮奨励金を廃止した上で、これまでの取組を引き続き推進することとした。</p> <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格者創業支援助成金 (平成 22 年度予算額：1,367 百万円 [平成 21 年度予算額：1,391 百万円]) ・ 中小企業基盤人材確保助成金 (平成 22 年度予算額：3,393 百万円 [平成 21 年度予算額：4,685 百万円]) ・ 地域雇用開発助成金 (地域再生中小企業創業助成金) (平成 22 年度予算額：759 百万円 [平成 21 年度予算額：2,703 百万円]) ・ 中小企業雇用創出等能力開発助成金 (平成 22 年度予算額：32 百万円 [平成 21 年度予算額：120 百万円]) ・ 中小企業人材確保推進事業助成金 (平成 22 年度予算額：801 百万円 [平成 21 年度予算額：881 百万円]) ・ 中小企業雇用安定化奨励金 (有期契約労働者雇用安定化奨励金 (仮称)) (平成 22 年度予算額：1,012 百万円 [平成 21 年度予算額：1,780 百万円]) ・ 雇用調整助成金 (平成 22 年度予算額：134,579 百万円 [平成 21 年度予算額：211,657 百万円]) ・ 中小企業緊急雇用安定助成金 (平成 22 年度予算額：591,162 百万円 [平成 21 年度予算額：440,699 百万円]) ・ (財) 産業雇用安定センターにおける出向・移籍支援事業 (平成 22 年度予算額：2,375 百万円 [平成 21 年度予算額：2,969 百万円]) ・ 労働移動支援助成金 (再就職支援給付金) (平成 22 年度予算額：656 百万円 [平成 21 年度予算額：284 百万円]) ・ 労働移動支援助成金 (求職活動等支援給付金) (平成 22 年度予算額：184 百万円 [平成 21 年度予算額：87 百万円]) ・ 地域雇用創造推進事業 (平成 22 年度予算額：5,532 百万円 [平成 21 年度予算額：5,069 百万円]) ・ 地域雇用創造実現事業 (平成 22 年度予算額：2,470 百万円 [平成 21 年度予算額：1,821 百万円]) ・ 雇用創造先導的創業等奨励金 (平成 22 年度予算額：80 百万円 [平成 21 年度予算額：280 百万円]) ・ 通年雇用奨励金 (平成 22 年度予算額：6,712 百万円 [平成 21 年度予算額：7,050 百万円]) ・ 建設雇用改善助成金事業 (平成 22 年度予算額：3,506 百万円 [平成 21 年度予算額：4,926 百万円]) ・ 建設労働者雇用安定支援事業 (平成 22 年度予算額：24 百万円 [平成 21 年度予算額：111 百万円]) ・ 港湾労働者派遣事業 (平成 22 年度予算額：232 百万円 [平成 21 年度予算額：260 百万円]) ・ 林業就業支援事業 (平成 22 年度予算額：802 百万円 [平成 21 年度予算額：463 百万円]) ・ 農林業等就職促進支援事業 (平成 22 年度予算額：319 百万円 [平成 21 年度予算額：320 百万円]) ・ 介護基盤人材確保助成金 (平成 22 年度予算額：1,564 百万円 [平成 21 年度予算額：840 百万円]) ・ 介護未経験者確保等助成金 (平成 22 年度予算額：9,222 百万円 [平成 21 年度予算額：9,862 百万円]) ・ 介護雇用管理改善等援助事業 (平成 22 年度予算額：401 百万円 [平成 21 年度予算額：494 百万円]) <p>(廃止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業人材能力発揮奨励金 (経過措置) (平成 22 年度予算額：523 百万円 [平成 21 年度予算額：1,232 百万円]) ・ 介護基盤人材確保助成金 (経過措置) (平成 22 年度予算額：238 百万円 [平成 21 年度予算額：980 百万円]) ・ 労働移動支援助成金 (離職者住宅支援給付金) (平成 22 年度予算額 (経過措置)：2,680 百万円 [平成 21 年度予算額：3,477 百万円]) ・ 林業雇用改善推進事業 [平成 21 年度予算額：355 百万円] 			
反映状況分類	②	機構・定員要求への反映	—

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
	生活防衛のための緊急対策	平成20年12月19日	住宅・生活支援に緊急に取り組む。

施策名	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
<p>施策の概要</p>	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、施策の概要働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策※の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高年齢者等の雇用の安定・促進 (2) 障害者の雇用の安定・促進 (3) 若年者の雇用の安定・促進 (4) 就職困難者等の円滑な就職支援 <p>といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じているところである。</p> <p>※ 「積極的雇用政策」とは、政府が積極的に変更できる政策であり、職業訓練、若年者・高齢者雇用対策、雇い入れ支援や雇用維持支援のための給与助成など、主に失業者が就職することを支援する政策を言う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高年齢者等の雇用の安定・促進 <ul style="list-style-type: none"> 目的等：定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。 (2) 障害者の雇用の安定・促進 <ul style="list-style-type: none"> 目的等：障害者雇用促進法は、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的としており、これに基づき、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進 ・ 障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進 ・ 雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化 等を目的とし、これらを実現するため各事業を実施している。 (3) 若年者の雇用の安定・促進 <ul style="list-style-type: none"> 目的等：フリーターの正規雇用化を推進するとともに、学生から職業人への円滑な移行の実現を図ることにより、我が国の将来を担う若者が、安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す。 (4) 就職困難者等の円滑な就職支援 <ul style="list-style-type: none"> 目的等： <ol style="list-style-type: none"> i 高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を図ることを目的とする。また、雇用失業情勢が厳しい場合に再就職援助計画対象者の早急な再就職を促進するため、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認める」場合等に、再就職援助計画対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れる事業主に対し、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給する。 ii 就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う。 iii ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される協議会に委託して実施し、その就業による自立を図る。 iv 派遣労働者や契約社員等の解雇・雇止めに伴って、社員寮等の退去を余儀なくされた離職者に対して、住居と安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等を行うとともに、住宅入居初期費用、生活・就職活動費等の貸与を行う。 v 専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するため、外国人雇用サービスセンターを中核に、公共職業安定所の全国ネットワークを活用した支援を行うとともに、外国人指針に基づく雇用管理指導や、不安定雇用にある日系人求職者への支援等により、外国人の適正就労・安定雇用を図る。
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析（施策の必要性）)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高年齢者等の雇用の安定・促進 <ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の急速な進展により、2015年までに生産年齢人口は約780万人減少し、これに伴って労働力人口も、高齢者や女性の労働力率が相当程度上昇することを見込んで、若年層及び壮年層の大幅な減少により約110万人減少する見通しとなっている。また、いわゆる団塊の世代が、2007年から順次60歳に到達し、また2013年からは65歳に到達することとなっている。 一方で、諸外国と比較しても我が国の高齢者の就労意欲は非常に高く、実態としても、60歳代前半の男性の労働力率は70%を超えている。 このような中で、高い就労意欲を有する高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることを可能とし、もって我が国経済社会の活力の維持を図るためには、高齢者が意欲と能力のある限り社会の支え手として活躍し続けることができる環境を社会全体で築き上げていくことが必要である。 このため、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、①事業主に対する定年の引上げ、

継続雇用制度の導入、定年の廃止のうちのいずれかの措置による年金支給開始年齢までの雇用機会の確保の義務付け、②高年齢者の再就職の促進に関する措置の拡充、③定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業等の機会の確保に関する措置の充実を図ること、等を内容とした「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が2004年（平成16年）6月5日に成立し、関係政省令と併せ同年12月1日（①については2006年（平成18年）4月1日）に施行されたところである。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

障害者の雇用については、平成20年6月1日現在の民間企業の実雇用率が、1.59%と前年比0.04ポイント上昇するなど、着実な進展がみられる。

一方、有効求職者数は約14万人と依然として高い水準で推移しているとともに、年度後半の急激な経済情勢の悪化を受け、就職件数は前年比2.4%減の44,463件にとどまるなど、引き続き改善すべき点も多い状況にある。

このため、障害者の雇用機会の確保と促進のための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられる。

障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されること及び短時間労働が障害者雇用率制度の対象となること等を内容とした「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成21年4月から段階的に施行されている。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

若年者の雇用情勢については、失業率については、年齢計に比べて相対的に高い水準で推移するとともに、平成20年秋頃からの金融危機の影響による雇用失業情勢の悪化により、平成21年3月卒業の高校生の就職内定率は95.6%（平成21年3月末現在）と前年同期に比べ1.5ポイント低下し、平成21年3月卒業の大学生の就職率は95.7%（平成21年4月1日現在）と前年同期に比べ1.2ポイント低下している。

また、フリーターの数については、平成15年をピークに5年連続で減少するなど、改善の動きが続いている状況にあるものの、25歳から34歳までのフリーター（年長フリーター）はいまだ多い状況にあり、さらに、いわゆる就職氷河期に正社員となれなかった若者が30代半ばを迎える状況となっている。

以上の現状を踏まえれば、将来を担う若年者の雇用の安定を促進するための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられる。

(参考)

- ・ フリーター数 平成20年 170万人（対前年比△11万人）
 - うち、15歳～24歳 平成20年 83万人（対前年比△6万人）
 - うち、25歳～34歳 平成20年 87万人（対前年比△5万人）
- ・ 失業率
 - ・ 15～24歳 平成20年 7.2%（対前年比△0.5ポイント）
 - ・ 25～34歳 平成20年 5.2%（対前年比0.3ポイント）
 - ・ 年齢計 平成20年 4.0%（対前年比0.1ポイント）

資料出所：総務省「労働力調査（基本集計／詳細集計）」厚生労働省「職業安定業務統計」

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

高齢者、障害者、ホームレス、母子家庭の母等の就職困難者については、例えば、高齢者（60歳以上65歳未満）の平成20年度平均の完全失業率（労働力調査（総務省統計局）による）が4.3%（年齢計4.0%）となるなど、依然として高水準で推移し、職業安定業務統計（厚生労働省職業安定局）による同年度平均の有効求人倍率も0.77倍（年齢計0.74倍）と極めて低い。

さらに、近年、生活保護受給者は大幅な増加傾向にあり（約66万世帯（平成10年）、約118万世帯（平成20年）、受給期間の長期化や、その抱える問題の多様化がみられる状況にある。

また、児童扶養手当受給者（母子家庭）についても増加傾向にある（約62万人（平成7年）、約101万人（平成20年））。

平成21年1月実施のホームレスの実態に関する全国調査（厚生労働省社会・援護局）の結果によると、すべての都道府県でホームレスが確認され、全国でのホームレスの数は、15,759人であった。また、19年1月実施の調査によるとホームレスとなった主な理由として、「仕事が減った」が31.4%、次いで「倒産・失業」が26.6%と仕事関係が多くを占めており、ホームレスとなる原因は、現下の厳しい経済情勢であると考えられる。

ホームレスの高齢化、路上生活の長期化、就労自立の意欲の低下が指摘されているところであるが、今後の望む生活については、「きちんと就職して働きたい」が35.9%となっており、就業機会の確保を望む者が多数いることが確認されている。

自動車産業等の製造業を中心として派遣労働者や契約社員等の雇止め・解雇が増加してきており、これに伴い、それまで入居していた社員寮等からの退去を余儀なくされ、住居を喪失する離職者が発生している。これらの者は、ひとたび住居を喪失すると、就職活動が困難となり、安定就労への再就職は困難となる状況にあり、そのまま放置すればいずれホームレスとなり、その自立支援のための大きな国民負担が必要となるおそれがある。

以上の現状を踏まえれば、これらの就職困難者等に対する就職支援の必要性は高いと認識している。

外国人の雇用については、東京、愛知及び大阪に外国人雇用サービスセンターを設置しているが、来所する外国人留学生の新規求職件数は年々増加（H18：4,926人、H19：5,957人、H20：6,680人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ）））しており、留学生を中心とした専門的・

技術的分野の外国人労働者からの需要は高いものとする。

また、日系人重点支援地域の公共職業安定所9所（群馬局太田所、長野局松本所、岐阜局大垣所、美濃加茂所、静岡局浜松所、愛知局豊橋所、豊田所、刈谷所、三重局四日市所）に来所する外国人の新規求職件数は年々増加（H18：3,452人、H19：4,786人、H20：24,585人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ）））しており、引き続き日系人労働者に対する就職支援を実施する必要性は高いといえる。

（有効性）

（1）高年齢者等の雇用の安定・促進

高年齢者の生活の安定のためには、公的年金の支給開始年齢が、平成25年度には定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引き上げが始まることも踏まえ、平成18年度から改正高年齢者雇用安定法（以下、「改正高齢法」という。）により65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢）までの高年齢者雇用確保措置（「定年の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」）（以下、「雇用確保措置」という。）を講じることが事業主に義務づけられるとともに（義務年齢は段階的に引上げられる）、今後、知識・経験を生かして雇用の継続を希望する高年齢者のニーズに応えるため、希望者全員が65歳まで働ける企業の普及に努める必要がある。

このため、希望者全員が65歳以上まで働ける企業（65歳以上定年企業等）の割合を平成22年度末までに50%とすることを踏まえ、平成20年度においてはその割合を46%を目指し、取組を実施した。実績については平成21年度高年齢者雇用状況報告により把握するが、平成20年度と同報告では、65歳以上定年企業等の割合が39.0%と前年比2.0ポイント増加しており、平成21年度と同報告においてもさらなる増加が見込まれるため、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

（2）障害者の雇用の安定・促進

平成20年度の公共職業安定所における就職率は、17.1%（対前年度比0.4%ポイント減）と、現下の経済情勢の悪化に伴う厳しい雇用情勢や、特に精神障害者や発達障害者等の新規求職申込件数が増加したこと等により、実績目標である18%を達成することができなかった。しかしながら、トライアル雇用事業を始めとした他の個別目標は達成しており、上記のような状況においても、トライアル雇用事業等を踏まえた障害者に対するきめ細やかな職業相談・職業紹介が効果的かつ効率的に実施されるとともに、ジョブコーチ支援事業や障害者就業・生活支援センター事業が障害者の円滑な就職及び職場定着に向けた手段として非常に有効に機能し、障害者の雇用の促進・安定に資していると評価できる。

（3）若年者の雇用の安定・促進

平成20年度においては、フリーター常用雇用化プランを推進し、平成20年秋以降の金融危機の影響による雇用失業情勢の悪化にもかかわらず、約26.8万人（速報値）を前年度と同水準の常用雇用を実現したところである。また、フリーターの数は、平成15年の217万人をピークに5年連続で減少し、平成20年では170万人と改善傾向が続いており、平成20年夏頃までの景気の回復等により、企業が若年層の採用を増やしてきたことと相まって、各種対策の成果があらわれたものと考えられ、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効に機能している。

（4）就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金においては、平成17年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合（1.5%）が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下（3.3%）となっており、数値としても1/2以下となっていることから、施策目標を上回る効果を出している。このように、就職困難者等の事業主都合による離職が低く抑えられていることで、就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与している。

（効率性）

（1）高年齢者等の雇用の安定・促進

改正高齢法により、事業主に対して、65歳までの雇用確保措置の実施が義務づけられたところであるが、その具体的な実施については、労使間合意に基づく事業主の自主的取組が基本となっている。

これを推進していくために、各都道府県労働局及び公共職業安定所による雇用確保措置の実施状況及び企業規模に応じた重点的な指導のほか、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザー等による技術的な相談・援助や定年引上げ等奨励金の活用による事業主への助成措置、雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を図るための取組を一体的に行う事業を労働局が事業主団体等へ委託して実施するなど効率的な事業の実施を行っている。

（2）障害者の雇用の安定・促進

雇用の促進については、トライアル雇用事業及びジョブコーチ支援事業等において8割を超える常用雇用移行率（定着率）であり、また、障害者就業・生活センター事業等でも就職件数が伸びている等、一定の成果を上げているところであり、障害者一人ひとりの特性に配慮した効率的な事業の実施となっている。

しかし、現下の経済情勢が悪化している中において、障害者の解雇者数も2,774人（平成19年度は1,523人）と増加しており、これまで以上に障害者の雇用の安定を図る必要があり、これらへの効率的な対応が必要である。

（3）若年者の雇用の安定・促進

フリーターをはじめとする若年者の雇用の安定を促進するためには、①早い段階から職業理解を促進し、学校から職業への円滑な移行を図ること、②フリーター一人ひとりの抱える課題

に応じて必要な支援を行い、常用雇用化を図ることが不可欠であるが、①については、学校との密接な連携により高卒就職ジョブサポーターによる一貫した支援、②については、フリーター等常用就職支援事業や若年者等トライアル雇用事業など、公共職業安定所において、フリーターをはじめとする若年者の個々のニーズに応じ、各種就職支援施策を組み合わせ提供できるなど、効率的に取り組むことができたものと評価できる。

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金は、より就職が困難な重度障害者等には助成率、助成期間が手厚くなっており、また、雇い入れを行う企業の規模に応じて、中小企業には高率助成を行うとともに、助成率を区別した上で短時間労働者も対象とし、近年の多様な就労形態に対応を図るなど、効率的な運用がなされている。

(総合的な評価)

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

当該施策目標に係る指標（65歳以上定年企業等の割合）は、2010年度末までに50%とすることを目標とし、各年度ごとの目標値を定めているため、平成20年度以降も引き続き希望者全員が65歳まで働ける企業の普及に向け、取り組みを進める必要がある。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

精神障害者等の新規求職申込件数の増加や、障害者の解雇者の増加などを踏まえ、障害者の雇用の安定を図るために、平成21年度予算においてうつ病等精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援）を拡充するとともに、平成20年度第1次補正予算において障害者専門支援員を増員するなどの支援の拡充を図っており、今後とも引き続き、障害者の雇用の安定・促進に向け、一層努める必要がある。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

上記の通り、雇用失業情勢の悪化に伴い、若年者の就職環境が厳しくなり安定した雇用の確保が懸念される状況を踏まえ、平成21年度においては、改善が遅れている年長フリーターや30代後半の不安定就労者に重点を置いた「フリーター等正規雇用化プラン」の推進などにより、若年者の一層の雇用の安定・促進に向けた取り組みを進める必要がある。

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金については、当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下とすることを施策目標としており、上記のとおり施策目標を達成したこと、有効性及び効率性の観点から就職困難者の円滑な再就職を図る上で良好に機能している。

しかしながら、昨年からの急激な雇用失業情勢の悪化に伴い、中小企業事業主における就職困難者等の新規雇用の意欲の低下が懸念されたため、平成21年度においては、中小企業事業主の就職困難者の新規雇用に係る助成金の支給額を増額し、就職困難者等の新規雇用の雇用機会の増大に係る支援の拡充を図ったところであり、平成21年度以降も引き続き就職困難者の雇用機会の増大に向けた取り組みを行う必要がある。

(評価結果の分類)

施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
(理由)

事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20
1	65歳以上定年企業等の割合 (46%以上/平成20年度)	[-%]	[-%]	33.0 【66%】	37.0 【74%】	39.0 【85%】
2	公共職業安定所における就職率 (障害者)(%) (18%以上/平成20年度)	14.5 【-%】	15.5 【-%】	17.6 【-%】	17.5 【-%】	17.1 【95%】
3	フリーター数(万人) (170万人/平成22(2010)年)	214 【-%】	201 【-%】	187 【-%】	181 【-%】	170 【-%】
4	特定求職者雇用開発助成金支給対象者の事業主都合離職割合(%) (当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下/平成20年度)	1.6 (3.4) 【213%】	1.5 (3.3) 【220%】	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】

(調査名・資料出所、備考)

①指標1
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：「65歳以上定年企業等」は、51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、各年度の高齢者雇用状況報告（毎年5月1日の状況）から把握した。
なお、目標値に対する実績の把握は、達成時期の翌年度の高齢者雇用状況報告から（翌年度の6月1日の状況）から把握する。

②指標2
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：公共職業安定所を通じた就職率である。
【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02>

③指標3
資料出所：「労働力調査（詳細集計）」（総務省統計局調べ）による。

④指標4
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：指標の上段は支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。
・平成20年度においては、特定求職者雇用開発助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指す。

政策評価の結果
の政策への反映
状況

○ 予算要求
評価結果を踏まえ、事業の実施状況を踏まえより効率的な運用を図りつつ、高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ることを引き続き推進するために必要な予算を計上した。
(継続)

- ・ 高齢者雇用確保措置の導入促進に係る指導
(平成 22 年度予算額：14 百万円 [平成 21 年度予算額：13 百万円])
- ・ 定年引上げ等奨励金
(平成 22 年度予算額：5,536 百万円 [平成 21 年度予算額：10,661 百万円])
- ・ 「70 歳まで働ける企業」推進プロジェクト
(平成 22 年度予算額：319 百万円 [平成 21 年度予算額：550 百万円])
- ・ 高齢者雇用基盤整備事業
(平成 22 年度予算額：1,079 百万円 [平成 21 年度予算額：1,079 百万円])
- ・ 中高年齢者トライアル雇用事業
(平成 22 年度予算額：316 百万円 [平成 21 年度予算額：644 百万円])
- ・ シルバー人材センター事業
(平成 22 年度予算額：11,501 百万円 [平成 21 年度予算額：13,689 百万円])
- ・ 自立就業支援助成金(高齢者等共同就業機会創出助成金)
(平成 22 年度予算額：574 百万円 [平成 21 年度予算額：1,156 百万円])
- ・ 障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)
(平成 22 年度予算額：994 百万円 [平成 21 年度予算額：1,072 百万円])
- ・ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業
(平成 22 年度予算額：1,011 百万円 [平成 21 年度予算額：1,011 百万円])
- ・ 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施
(平成 22 年度予算額：3,820 百万円 [平成 21 年度予算額：3,392 百万円])
- ・ 精神障害者の特性に応じた支援策の実施
(平成 22 年度予算額：565 百万円 [平成 21 年度予算額：473 百万円])
- ・ 特定求職者雇用開発助成金
(平成 22 年度予算額：37,990 百万円 [平成 21 年度予算額：72,485 百万円])
- ・ 生活保護受給者等就労支援事業
(平成 22 年度予算額：1,500 百万円 [平成 21 年度予算額：1,145 百万円])
- ・ ホームレス就業支援事業
(平成 22 年度予算額：442 百万円 [平成 21 年度予算額：405 百万円])
- ・ 就職安定資金融資事業
(平成 22 年度予算額：16,040 百万円 [平成 21 年度予算額：21,985 百万円])
- ・ 日系人就職促進プログラム事業
(平成 22 年度予算額：149 百万円 [平成 21 年度予算額：86 百万円])
- ・ 留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人の就職支援
(平成 22 年度予算額：216 百万円 [平成 21 年度予算額：247 百万円])
- ・ 高卒就職ジョブサポーターによる就職支援
(平成 22 年度予算額：2,386 百万円 [平成 21 年度予算額：1,432 百万円])
- ・ フリーター常用就職支援事業
(平成 22 年度予算額：1,240 百万円の内数 [平成 21 年度予算額：839 百万円])

※ 22 年度は「フリーター等正規雇用化支援事業」に統合して予算要求

- ・ 若年者等試行雇用事業
(平成 22 年度予算額：3,679 百万円 [平成 21 年度予算額：7,752 百万円])
- ・ 若年者等正規雇用化特別奨励金
(平成 22 年度予算額：17,533 百万円 [平成 21 年度予算額：22,019 百万円])

(廃止)

- ・ 地域団塊世代雇用支援事業
[平成 21 年度予算額：755 百万円]

※ シルバー人材センター事業は行政刷新会議「事業仕分け」の結果を踏まえ、国庫補助対象の職員数を 3 分の 1 削減すること等により、16.2%を削減し計上。

反映状況分類 ② 機構・定員要求への反映 —

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	今後3年間で、①若者について、ジョブ・カード制度の整備・充実、「フリーター等正規雇用化プラン」による100万人の正規雇用化を目指す。
	新雇用戦略	平成20年4月23日	「障害者等について、『福祉から用へ』推進5カ年計画」に基づき、着実に就労による自立を図る。

施策名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策の概要	○ 目的等 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を図るため、雇用保険制度について、公労使の三者構成による審議会(労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会)において、検討が行われ、2009(平成21)年1月7日に報告書が取りまとめられた。この報告を踏まえ、同年1月20日に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を2009年通常国会に提出し、同年3月27日に成立した(一部を除き、同年3月31日施行)。改正の主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化 運用上の適用基準である「1年以上の雇用見込み」を「6か月以上」に緩和し、適用範囲を拡大した上で、契約更新がされなかったため離職した有期契約労働者について、被保険者期間が6か月で受給資格を得られるようにするとともに、解雇等の離職者と同様の給付日数とする。 ii 再就職が困難な場合の支援の強化 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長する。 iii 安定した再就職へのインセンティブ強化 再就職手当について、給付率の引上げ・支給要件の緩和を行い、また、常用就職支度手当について、給付率の引上げ・支給対象者の拡大を行う。 iv 育児休業給付の見直し 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置を当分の間延長するとともに、休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業中に支給する。 v 雇用保険料率の引下げ 失業等給付に係る雇用保険料率を、平成21年度に限り、現行の1.2%から0.8%に引き下げる。 <p>(有効性) 雇用保険制度のうち失業等給付については、支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により、毎会計年度において、徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額を下回った場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができる等、セーフティネットとして財政の安定を図るために有効な制度設計となっている。</p> <p>平成19年度は収支バランスは安定したものとなり、必要な給付に支障を来たすことはなかった。</p> <p>(効率性) 上記「有効性の観点」でも述べたとおり、一定の場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができ、他方、毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額の2倍に相当する額を超える場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。</p> <p>(総合的な評価) 雇用失業情勢の悪化を受け、平成20年度の受給者実人員(年度月平均)は607千人と前年度より7.1%増加しており、また、基本手当給付額も前年度より増加する見込みである(個別目標2のアウトプット指標5及び6参照)。ただし、平成20年度の失業等給付関係においては、収入が支出を上回る見込みである。</p> <p>また、失業等給付に係る不正受給件数については減少傾向が続いており、支給業務を担当する公共職業安定所において、法令等に基づき概ね適正な給付が行われたものと考えられる。</p> <p>したがって、施策目標(雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること)について、達成できたものと考えられる。</p> <p>なお、雇用保険制度については、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大 ② 雇止めの場合の受給要件の緩和 ③ 再就職の支援が特に必要な方に対する給付日数を60日分延長する個別延長給付の創設 <p>等のセーフティネット機能等の強化を図ったものである。</p> <p>(評価結果の分類) 見直しを行わず引き続き実施 (理由) 「現状分析」のとおり、雇用保険制度については、現下の雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援の強化を重点に見直しを行ったところであり、引き続き適正な業務運営を徹底する。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 収入額(単位:億円) (-)	25,377	28,978	28,764	22,214	集計中
2 支出額(単位:億円) (-)	17,416	15,972	15,261	14,917	集計中
3 積立金残高(単位:億円) (-)	16,026	26,032	41,535	48,832	集計中
4 不正受給の件数 (前年度以下/平成20年度)	11,716 (92.7%)	9,855 (115.9%)	8,140 (117.4%)	7,346 (109.8%)	7,101 (101.4%)

(調査名・資料出所、備考)
資料出所：労働保険特別会計雇用勘定の決算及び業務統計による。
備考：指標1～3については現在集計中であり、平成21年9月頃公表予定である。

【参考】厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/syocho06/dl_7.pdf

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、雇用のセーフティネットとして財政の安定を図るよう、制度の着実な運営に努めるとともに、法令等に基づきその適正な給付に努めるため、引き続き所用の予算を計上した。(継続)
- ・ 失業等給付費
(平成22年度予算額：2,679,017百万円 [平成21年度予算額：2,260,461百万円])

反映状況分類 ③ 機構・定員要求への反映 —

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
新たな雇用対策について	平成20年12月9日	非正規労働者のセーフティネット機能・再就職支援機能の強化を重点に雇用保険制度の見直しを行う。雇用保険の国庫負担については、雇用対策に政府が責任を担うべきであることから、その廃止・削減を行うべきではない。

施策名	多様な職業能力開発の機会を確保すること
施策の概要	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うこと。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に突入した我が国において、経済社会を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、一人ひとりの能力を高め生産性を向上させていくことが不可欠である。</p> <p>さらに、最近の我が国の雇用失業情勢の悪化を踏まえ、新たな知識・技能の修得を通じた離職者等の再就職が促進されるよう、フリーターや母子家庭の母、子育て終了後の女性等、これまで職業能力開発形成機会に恵まれなかった方に対して、ジョブ・カード制度の活用、離職者訓練の拡充等万全の措置を取ることが求められている。</p> <p>また、専門的・技術的職業の割合の増加や職務内容の高度化・多様化などが進む中で、労働者の職業能力を適正に評価して企業が求める職業能力と労働者の持つ職業能力とのミスマッチを抑制することの重要性が高まるとともに、職業生活の長期化等を背景として、働く者自らが職業生活設計を行う傾向が強まる中で、キャリア・コンサルティングの重要性が増している。</p> <p>(有効性) 公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率は、目標値である65%を達成しており、また、厳しい雇用失業情勢の下においても、平成19年度を上回る実績を上げている。一方、公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率については、目標値である80%を下回っているものの、約95%の目標達成率となっており、引き続き公共職業訓練(離職者訓練)を実施することは、多様な職業能力開発の機会を確保するために有効であると評価できる。</p> <p>(効率性) 公共職業訓練(離職者訓練)は、施設内で国(独)雇用・能力開発機構が自ら行うとともに、都道府県が地域の実情に応じた訓練を実施するほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間で実施できるものについては専修学校などの民間教育訓練機関等へ委託して実施しており、都道府県や民間を効果的に活用しているという観点から、効率的な施策であると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 厳しい雇用失業情勢にも関わらず、公共職業訓練の修了者の就職率は、ほぼ例年通りの水準で推移していることから、離職者に対し公共職業訓練を実施し、新たな知識・技能の習得を通じた再就職の促進を図ることは、依然として有効な施策であると評価できる。</p> <p>平成20年度においては、このような従来の取組に加え、フリーターや母子家庭の母、子育て終了後の女性等、これまで職業能力形成機会に恵まれなかった方に対して、ジョブ・カード制度を活用し正社員への移行を図る取組を実施したところである。20年度前半においては、ジョブ・カード取得者数等の実績に伸び悩みが見られたものの、その後、積極的な周知・広報活動を行うことで、年度後半には大きな増加傾向に転じており、そのニーズは高まってきているものと考えられる。平成21年度以降も関係機関の連携を強化し、普及・啓発活動を積極的にを行い、制度の普及に努めるとともに、就職率等を把握しながらより効果的な施策の実施に努めてまいりたい。</p> <p>また、多様な職業訓練機会の確保に当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 企業が行う人材育成に対する支援 ② 技能検定の実施による労働者の技能習得意欲の増進及び労働者の社会的地位の向上 ③ 能力評価制度の整備を通じた労働市場で共通的に通用する職業能力の評価基準の策定 ④ 労働者個人のキャリア形成を促進するためのキャリア・コンサルティング機能の強化 <p>など、職業能力を活かすための環境整備に取り組む必要があるが、これらの施策についても概ね前年度と同様の実績をあげており、これらの施策を実施することで、職業能力を発揮する環境整備に一定程度の効果があつたものと考えられる。また、昨今、厳しい雇用失業情勢が続いており、雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等については、その失業期間が長期化していくことが懸念されている。このため、平成21年度補正予算において、「緊急人材育成・就職支援基金」を創設し、平成23年度までの3年間、雇用保険を受給できない方に重点を置いて、職業訓練及び生活保障給付を行う「緊急人材育成支援事業」を実施することとする。</p> <p>このように、多様な職業訓練の機会を確保し、その能力を十分に発揮するためには、公共職業訓練等を通じた職業能力の向上を図るとともに、それを生かすための環境整備を併せて実施していく必要があることから、今後とも効果的な施策の実施に努めていく。</p> <p>(評価結果の分類) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 (理由) 雇用失業情勢の悪化を踏まえ、新たな知識・技能の習得を通じた離職者等の再就職が促進されるよう、離職者訓練の拡充等万全の対応を取ることが求められているため。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率(65%以上/平成20年度)	59.8% 【92.0%】	65.1% 【100.2%】	68.2% 【104.9%】	69.8% 【107.4%】	69.9% 【107.5%】 ※速報値
2	公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(80%以上/平成20年度)	76.6% 【95.8%】	78.0% 【97.5%】	79.7% 【99.6%】	78.5% 【98.1%】	75.9% 【94.9%】 ※速報値
(調査名・資料出所、備考) ・指標は職業能力開発局調べによるものであり、訓練修了3ヶ月後の就職率である。						

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、早急な対策が求められている分野について拡充を図るなど、引き続き所用の予算を計上した。
(継続)
- 離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進
(平成22年度予算額: 29,526百万円 [平成21年度予算額: 22,438百万円])
 - キャリア形成促進助成金
(平成22年度予算額: 4,768百万円 [平成21年度予算額: 5,996百万円])

反映状況分類 | ④ | 機構・定員要求への反映 | —

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
新雇用戦略	平成20年4月23日	ジョブ・カード制度の整備・充実
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	ジョブ・カード制度の整備・充実
社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	ジョブ・カード制度の整備・充実
安心実現のための緊急総合対策	平成20年8月29日	・フリーター等若者の常用化支援の拡充 ・ジョブ・カード制度の整備・充実
生活対策	平成20年10月30日	・ジョブ・カード制度の拡充 ・雇用情勢の厳しい地域における安定的雇用機会の創出、職業訓練の強化
生活防衛のための緊急対策	平成20年12月19日	離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間訓練の実施
経済危機対策	平成21年4月10日	・「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援 ・職業能力開発支援の拡充・強化
経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	・職業訓練やジョブ・カード制度の拡充 ・非正規雇用から正規雇用への転換促進

施策名	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること												
施策の概要	人口減少下においても、経済の発展を将来にわたって持続可能なものとしていくため、若者をはじめとする人材の育成を進め、一人ひとりの能力を高め我が国の産業を支える人材の質を向上させる。												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 若者の雇用情勢については、フリーター数が5年連続で減少しているものの、年長フリーター(25～34歳)やニート状態にある若年無業者(15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者)は依然として多く、また、いわゆる就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代後半を迎える状況となっている。</p> <p>このため、平成20年4月に策定した「新雇用戦略」(平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料)において、就職氷河期に正社員になれなかった若者について、早急に安定雇用を実現するため、今後3年間で100万人の正規雇用化を目指すことや、ニート等の自立支援の充実を図ることとしており、これに向けた若者の職業能力を向上させるための施策の拡充を図ることとしている。</p> <p>フリーター等への実践的な職業訓練の実施や地域若者サポートステーション等によるニート等の若者の自立支援を通じて、若者の働く意欲を引き出し、その能力の向上を図り、就業に結びつけるための施策の推進が求められている。</p> <p>(有効性) 委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率が目標値である75%を若干下回ったものの、目標達成率は98.4%と高い水準を維持しており、若者に対する職業キャリア支援策として有効であると評価できる。</p> <p>(効率性) 委託訓練活用型デュアルシステムは、企業における実習と民間教育訓練機関等における座学を組み合わせた職業訓練であり、企業の求人内容の高度化に対応した実践的な能力を修得することができ、また、民間活力を活用した訓練であるため、実施方法として効率的であると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 引き続き高い水準での成果をあげている事業がある一方、雇用失業情勢の悪化の影響もあり、委託訓練活用型デュアルシステムの就職率など目標達成に至らなかった事業もあった。今後も厳しい雇用情勢が続くことが見込まれるが、その中においても、各事業の拡充・強化を図り、若者の職業キャリア支援の一層の充実を図っていく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討(理由) 厳しい雇用失業情勢の続く中で、若者の働く意欲を引き出し、その能力の向上を図り、安定雇用へと結びつけるために、各事業について拡充・強化を図り、若者への支援策を一層充実させるための措置を講じる必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託訓練活用型デュアルシステム (若年者)の修了者における就職率(75%以上/平成20年度)</td> <td>68.8% 【98.3%】</td> <td>71.9% 【102.7%】</td> <td>75.5% 【107.9%】</td> <td>76.5% 【109.3%】</td> <td>73.8% 【98.4%】 (暫定値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標は職業能力開発局調べによるものであり(職業能力開発行政例業務統計報告)、訓練修了3ヶ月後の就職率である。</p> </div>		H16	H17	H18	H19	H20	委託訓練活用型デュアルシステム (若年者)の修了者における就職率(75%以上/平成20年度)	68.8% 【98.3%】	71.9% 【102.7%】	75.5% 【107.9%】	76.5% 【109.3%】	73.8% 【98.4%】 (暫定値)
	H16	H17	H18	H19	H20								
委託訓練活用型デュアルシステム (若年者)の修了者における就職率(75%以上/平成20年度)	68.8% 【98.3%】	71.9% 【102.7%】	75.5% 【107.9%】	76.5% 【109.3%】	73.8% 【98.4%】 (暫定値)								
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、早急な対策が求められている分野について拡充を図るなど、引き続き所要の予算を計上した。 (継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施 (平成22年度予算額: 9,738百万円 [平成21年度予算額: 9,371百万円]) ・ 地域若者サポートステーション事業 (平成22年度予算額: 1,850百万円 [平成21年度予算額: 1,736百万円]) <p>※ 「職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施」は行政刷新会議「事業仕分け」の結果では、見直し(特別会計に移管)とされたところである。しかしながら、雇用保険二事業は、失業者に対して行われる失業等給付の給付減につながるとの観点から、雇用保険の附帯事業として被保険者等の失業の予防や雇用機会の増大等に資する雇用対策について行うものであるため、本事業は、雇用保険二事業でその全ての部分を実施すべきものではなく、その一部は、国の責任として一般会計によって実施すべきものである。</p>												

反映状況分類	④	機構・定員要求への反映	—
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	新雇用戦略	平成20年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジョブ・カード制度の整備・充実 ・ 地域若者サポートステーションによるニート等の進路決定割合を2010年度までに30%にする。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジョブ・カード制度の整備・充実
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジョブ・カード制度の整備・充実
	安心実現のための緊急総合対策	平成20年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリーター等若者の常用化支援の拡充 ・ ジョブ・カード制度の整備・充実
	生活対策	平成20年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジョブ・カード制度の拡充
	雇用・能力開発機構の廃止について	平成20年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私のしごと館業務は、遅くとも平成22年8月までに廃止する。 ・ 売却を含めた建物の有効活用に向けた検討を行うとともに、廃止に伴うコストの最小化という点に配慮する。
	経済危機対策	平成21年4月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業能力開発支援の拡充・強化
経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練やジョブ・カード制度の拡充 ・ 国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施 ・ 非正規雇用から正規雇用への転換促進 	

<p>施策名</p>	<p>男女労働者が多様な個性や能力を發揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>男女労働者が性別により差別されることなく、能力を十分に發揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等の目的のために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者が仕事と育児・介護とを両立できるようにするための支援などの諸施策を推進する。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保については、昭和61年に男女雇用機会均等法(以下「均等法」という。)が施行され、2度の改正を経て、努力義務規定から禁止規定への強化、男女双方に対する差別や間接差別の禁止など性差別の範囲の拡大をはじめ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、ポジティブ・アクション(実質的な男女均等な職場環境整備のため、男女労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指し、企業が進める自主的かつ積極的な取組)、セクシュアルハラスメントに関する規定が設けられる等、法制度の整備は大きく進展したものの、依然として以下のような現状がみられるため、実質的な均等確保に向けて、引き続き取組が必要である。</p> <p>(1) 女性労働者の就業実態をみると、女性雇用者については平成20年には2,312万人、雇用者総数に占める割合は41.9%と毎年増加傾向にある。勤続年数は長期的には伸長しているものの、平成20年の一般労働者の平均勤続年数をみると、男性13.1年に対し、女性8.6年と、男性に比べいまだ短い。また、管理職に占める女性の割合は年々上昇しており、平成20年は8.5%となったが、先進諸国と比較すると、依然低い割合である。</p> <p>(2) 企業規模5,000人以上企業におけるポジティブ・アクションの取組状況をみると、平成15年度の取組企業割合は74.0%であったが、平成18年度には66.5%となり、その動きに鈍化がみられる。また、全体としてみても、中小企業への広がりが十分でないことなどにより、平成15年度の取組企業割合29.5%から、平成18年度20.7%と低下している。</p> <p>(3) 都道府県労働局雇用均等室に寄せられる均等法に関する相談は増加傾向にあり、平成20年度で25,478件である。内容をみると、最も多いのはセクシュアルハラスメントに関するもので、13,529件と全体の半数以上を占めている。次いで、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い、母性健康管理に関するものがそれぞれ約1割強を占め、個別事案の解決に向けて、紛争解決援助制度を利用するケースも増加している。</p> <p>(4) 都道府県労働局長による均等法に基づく是正指導については、近年事案が複雑・困難化しており、外見上、直ちには差別か否かの判断が難しいケースが見られる。</p> <p>2 さらに、子育てや介護等をしながら安心して働き続けることができるためには、育児休業制度や介護休業制度、短時間勤務制度などが企業においてしっかりと整備されていることが重要であり、例えば、育児休業制度の規定率は平成17年度86.1%が平成20年度には88.8%と、介護休業制度の規定率は平成17年度81.4%が平成20年度には85.5%と、「小学校就学の始期に達するまで」以上の勤務時間短縮等の措置が規定されている事業所の割合も平成17年度の16.3%が平成20年度には25.3%と、両立支援制度が規定整備されている企業の割合は着実に増加しているところである。</p> <p>育児休業取得率については、女性が平成16年度に70.6%が平成20年度には90.6%と高水準になったところであるが、一方で、第一子出産前後の継続就業率は38%にとどまっていることから、平成19年12月に政労使で取りまとめられた「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、女性の継続就業率が社会全体の目標(平成24年:45%、平成29年:55%)として設定されたことも踏まえ、本評価書においても当該指標を目標として掲げている。</p> <p>また、男性の育児休業取得率については、平成20年度は19年度と比較して若干低下したものの平成16年度0.56%が平成20年度には1.23%と増加している。しかしながら、依然として低い水準にとどまっており、こうした状況を踏まえ、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰を図るため、男性の育児休業の取得促進策が必要となっている。</p> <p>急速な少子高齢化による労働力人口の減少に対応するためにも、働き方の見直しを含めた対策が求められている。</p> <p>企業が従業員のために、働き方の見直しを含めた次世代育成支援対策を行うことを促進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定・実施を進めていくことが重要である。</p> <p>3 近年、パートタイム労働者は増加し、平成20年には1,407万人と、雇用者総数の約26.1%にも達しており、従来のような補助的な業務ではなく、役職に就くなど職場において基幹的役割を果たす者も増加している。一方で、パートタイム労働者の待遇がその働き・貢献に見合ったものになっていない場合もあり、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。</p> <p>このような中で、正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の推進等を内容とする改正パートタイム労働法が平成20年4月1日より施行されているところであり、事業主への指導や支援等を通じ、同法の実効性を確保していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>1 男女が能力を發揮できる職場環境の整備に向けて、均等法の履行確保とともに、ポジティブアクション(男女労働者間に生じている事実上の格差を解消するための企業の積極的な取組)を推進し</p>

ているところであり、これによりテンポは緩やかであるものの、役職者に占める女性の割合が毎年上昇しており、取組は有効であったと評価できる。

2 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、労使に対する相談対応や育児・介護休業法の徹底のための行政指導を行うとともに、助成金の支給等の事業主支援のための事業や社会の気運を醸成するための事業等を実施しているところであり、これらの施策を実施したことにより、特に、育児休業取得率については、女性が平成16年度に70.6%が平成20年度には90.6%となり目標の80%が達成された。男性は、平成20年度は19年度と比較して若干低下したものの、平成16年度0.56%が平成20年度には1.23%と全体的にみて増加している等の効果が見られ、取組は有効であったと評価できる。

3 平成20年度において都道府県労働局雇用均等室が実施したパートタイム労働法に基づく助言・指導による是正率は、93.2%と目標値の80%を上回り、パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けて着実に前進していると評価できる。

(効率性)

1 男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、均等法の履行確保のため、都道府県労働局では、法違反の蓋然性の高い業種、地域に重点を置いて事業場を選定するなど、計画的な事業所訪問を行っている。また、ポジティブ・アクションの普及のため、広く企業への周知啓発を行うだけでなく、各企業において選任された機会均等推進責任者に対する情報提供やセミナーの開催等、取組意欲のある企業への集中的な周知啓発を行い、効率的に事業を実施している。

2 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、都道府県労働局では行政指導や助成金の支給等の事業を実施しているところであり、特に、事業所訪問の際には、あらかじめ訪問計画を立て計画的に事業所訪問を行うとともに、あわせて、助成金の説明を行うことで両立支援に取組む事業主にインセンティブを与えるなど、効率的な行政運営に努めている。さらに、男性に対する意識啓発等、社会の気運を醸成するための事業等は委託事業として民間企業のノウハウを活用することにより、効率的な事業展開を図ることができた。この結果、ここ数年間は育児休業取得率が増加するなど施策の効果を上げていることから、取組は効率的であると評価できる。

3 パートタイム労働者の均衡待遇の確保等を効果的かつ効率的に推進するため、事業主への助言・指導等に加え、事業主がパートタイム労働者の雇用管理の改善に積極的に取り組むことができるよう、事業主への経済的支援や具体的事例に則したアドバイス等を併せて行っているところである。

(総合的な評価)

以上のことから、施策目標の達成に有効かつ効率的であったと評価できる。

1 今後とも、雇用情勢を踏まえ、法違反が疑われる事業主に対する迅速かつ的確な行政指導を行い、均等法の履行確保を徹底するとともに、企業の実態に応じた取組支援により、ポジティブ・アクションの一層の推進を図ることが必要である。

2 経済情勢が悪化する中で、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備することは引き続き重要な課題であり、引き続きこうした取り組みを推進していく必要がある。

3 経済情勢が悪化する中で、非正規労働者、とりわけその約7割を占めるパートタイム労働者の公正な処遇を確保することはますます重要な課題となっており、引き続きこうした取組を推進していく必要がある。

(評価結果の分類)

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討(理由)

女性の継続就業率や男性の育児休業取得率を高めていく等のため、今後、仕事と子育てや介護の両立を進めるための制度的対応や助成金、広報・周知等の施策の拡充要求を行っていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 役職者に占める女性の割合 (単位:%) (前年以上/毎年)	6.7 【109.8%】	6.7 【100.0%】	7.3 【109.0%】	8.2 【112.3%】	8.5 【103.7%】
2 育児休業取得率 (単位:%) (男性:前年以上/毎年、5%以上/平成24年、10%/平成29年 女性:80%以上/平成24年、80%以上/平成29年)	男性 0.56 【169.7%】 女性 70.6 【-】	男性 0.50 【89.2%】 女性 72.3 【-】	男性 0.57 【129.5%】 女性 88.5 【-】	男性 1.56 【312.0%】 女性 89.7 【-】	男性 1.23 【78.8%】 女性 90.6 【-】
3 第1子出産前後の女性の継続就業率(単位:%) (45%以上/平成24年、55%以上/平成29年)	-	38% 【-】	-	-	-
	【%】	【%】	【%】	【%】	【%】

	<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は賃金構造基本統計調査(厚生労働省)による。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の「雇用均等基本調査」(平成18年度までは「女性雇用管理基本調査」)による。平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度は5人以上の規模事業所調査、平成15年度及び平成18年度は30人以上規模調査。 <p>目標達成率については、比較可能な年度と比較した数値であり、平成16年度は平成14年度と、平成17年度は平成16年度と、平成18年度は平成15年度と、平成19年度は平成17年度と、平成20年度は平成19年度と比較した数値である。</p> <p>【参考】厚生労働省ホームページ (URL) http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-19.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標3は、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第13回出生動向基本調査」(平成17年)による。当該数値(38%)は子どもの出生年を平成12年から平成16年とする第1子出産前後の継続就業率。 	
--	---	--

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、女性の継続就業率や男性の育児休業取得率を高めていく等のため、仕事と子育てや介護の両立を進めるための助成金、啓発指導等の施策の拡充のための予算を計上した。(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース) (平成22年度予算額:257百万円[平成21年度予算額:152百万円])
-------------------------	---

反映状況分類	④	機構・定員要求への反映	—
--------	---	-------------	---

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	新しい少子化対策について	平成18年6月20日	仕事の進め方の再構築や代替要員の活用など、特に中小企業における子育て支援の充実を図る。積極的取組を行っている企業に対する社会的な評価の促進を図る。これらの施策により、育児休業の取得を促進し、特に男性の育児休業制度の利用促進を図る。子育て期の短時間勤務制度の強化や在宅勤務の推進など、育児介護休業法の改正を検討する。あわせて、育児休業中の経済的支援のあり方を検討する。
	規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申	平成18年12月25日	(略)このような民間企業等の独自の取組状況を踏まえ、一層の育児休業の取得、短時間勤務等の活用が促進されるよう、民間企業や育児休業や短時間勤務等の取得者をサポートする仕組みについて、育児・介護休業法等の改正も含め、早期に検討すべきである。
	仕事と生活の調和推進のための行動指針	平成19年12月28日	育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワークといった多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援、促進等、その多様な働き方を推進するための条件を整備する。 男性の育児休業の取得促進方策の検討等を進め、男性の子育て参加の支援・促進を図る。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年8月	(略)育児・介護休業の取得促進策の充実など仕事と育児等を両立できる環境整備、マザーズハローワーク事業の充実及びポジティブアクションの促進等に取り組む。女性のライフサイクル全般にわたる能力開発や就業促進の在り方を検討する。
	仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項	平成20年7月	出産・子育て期にある女性が就労と結婚・子育ての二者択一を迫られており、また、長時間労働を背景に男性の家事・育児時間が先進諸国と比べて短い状況にある。子育て期の男女労働者がともに子育てをしながら働き続けられるよう、厚生労働省において、育児期の柔軟な働き方の実現や男性の育児参加促進のための第一歩となる男性の育児休業取得の促進などを、パパ・クオータ制度の検討など制度的な手当も含めて進めていくべきである。(略)これらにより男性の子育て参加を促進する。
	社会保障の機能強化のための緊急対策(5つの安心プラン)	平成20年7月29日	育児期の短時間勤務制度の強化、男性の育児休業取得の促進等について、育児・介護休業法

		の見直しの検討。
社会保障国民会議最終報告	平成20年11月4日	育児休業制度については、短時間勤務制度など柔軟な働き方を支援することが重要。あわせて、男性（父親）の長時間労働の是正や育児休業の取得促進などの働き方の見直しが必要。

施策名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること																											
施策の概要	地域子育て支援拠点の設置促進や、生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業など地域における子育て支援施策の推進を図ることにより、安心して子育てができる社会の実現を目指す。																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>平成19年の合計特殊出生率は過去最低となった17年の1.26から3年連続で上昇し1.37となったものの、出生数自体は横ばいで、依然として急速な少子化が進行していることや、核家族化の進行など家庭及び地域を取り巻く環境の変化により、家庭や地域における子育て支援機能が低下していること等が問題となっている。</p> <p>(有効性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域子育て支援拠点事業は、地域における子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するものであり、地域のニーズに応え着実に実施箇所が増加しており、その普及に向けて取組が推進されている。 2 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものであり、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。 3 育児支援家庭訪問事業は、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、市町村における児童虐待の発生子予防の取組が進んでいる。 4 ファミリー・サポート・センター事業は、地域の会員間による育児の相互援助活動であり、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。 5、6 ショートステイ事業、トワイライトステイ事業は、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等を支援しており、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。 7 要保護児童対策地域協議会を設置している市町村の割合は94.1%に達しており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応の体制強化に向けて取組が推進されている。 <p>以上のことから、平成21年度目標に向け着実に取組が推進されており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>地域子育て支援拠点事業の運営においては、地域の実情に応じNPO法人や社会福祉法人等が担い手となり民間活力を活かした事業を展開しており、効率的なサービスの提供が行われていると評価できる。</p> <p>また、次世代育成支援対策交付金により実施する、生後4か月までの全戸訪問事業やファミリー・サポート・センター事業等(事務事業2～7)は、市町村行動計画をもとに作成される毎年度の事業計画を総合的に評価したうえで、計画全体に対し一括して交付金を交付するため市町村の特性・裁量を尊重した柔軟な執行を可能とし、市町村による創意工夫を活かした独自の取組のより一層の推進が図られることから、効率的であると評価できる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>以上、有効性や効率性の観点からみた各事業の内容から、平成21年度目標値に向け取組が推進されているところであるが、今後、更なる取組が推進されるよう、児童福祉法を一部改正し、法律に基づく事業として位置づけたところである。また、今後策定される「子ども・子育て応援プラン(後期プラン)」においても、市町村の取組状況を把握し、引き続き施策の推進を図ることとしており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施(理由)</p> <p>全体として、地域における子育て支援等施策の推進といった施策目標の達成に向けて取組が進展しており、引き続き推進していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>地域における子育て支援の拠点整備か所数 (全国の中学校区数の6割(6,000か所)以上/平成21年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4,386 【-】</td> <td>4,889 【-】</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>58.2 【-】</td> <td>72.2 【-】</td> </tr> </tbody> </table>	施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20	※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							1	地域における子育て支援の拠点整備か所数 (全国の中学校区数の6割(6,000か所)以上/平成21年度)	-	-	-	4,386 【-】	4,889 【-】	2	生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度)	-	-	-	58.2 【-】
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20																						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																												
1	地域における子育て支援の拠点整備か所数 (全国の中学校区数の6割(6,000か所)以上/平成21年度)	-	-	-	4,386 【-】	4,889 【-】																						
2	生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度)	-	-	-	58.2 【-】	72.2 【-】																						

3	育児支援家庭訪問事業の実施市町村割合（単位：％） （前年度以上／毎年度）	—	20.6 【－】	24.6 【－】	42.9 【－】	45.3 【105.6％】
4	ファミリー・サポート・センターの設置か所数 （710か所以上／平成21年度）	344 【－】	437 【－】	480 【－】	527 【－】	570 【－】
5	ショートステイ事業実施施設か所数 （870か所以上／平成21年度）	364 【－】	430 【－】	511 【－】	546 【－】	613 【－】
6	トワイライトステイ事業実施施設か所数 （560か所以上／平成21年度）	134 【－】	210 【－】	236 【－】	268 【－】	304 【－】
7	要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）を設置している市町村割合（単位：％） （100％／平成21年度）	39.8 【－】	51.0 【－】	69.0 【－】	84.1 【－】	94.1 【－】

政策評価の結果の政策への反映状況

○ 予算要求
評価結果を踏まえ、引き続き、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、市町村の着実な取組が推進されるよう予算を計上した。
また、行政刷新会議における事業仕分けの結果を踏まえ、次世代育成支援対策交付金の対象事業の見直しを行った。
（継続）
・ 次世代育成支援対策交付金事業
（平成22年度予算額：36,100百万円 [平成21年度予算額：38,800百万円]）

反映状況分類 ③ 機構・定員要求への反映 —

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
少子化社会対策大綱	平成16年6月4日	3 少子化の流れを変えるための4つの重点課題 (4) 子育ての新たな支え合いと連帯 ○ 特に地方公共団体は、地域の特性に応じた多様なニーズや生活実態を十分把握し、それを十分に反映しながら次世代法に基づく行動計画を策定し、自主性を存分に発揮しつつ効果的な施策を実施する。 ○ すべての子育て家庭が利用できるような身近な場所に地域での子育て支援の拠点を作り、子どもの育ちの段階に応じた「親と子の育ちの場」の提供を進め、親の成長と子育てを支援していく。その際には、身近な近隣地域レベルでの子育て支援で地域の力を生かす必要がある。幼稚園や保育所などを地域に開かれたものにしていくとともに、NPOなどの民間団体も含めた多様な主体が参加できるように、子育て支援の取組をきめ細かく推進する。 ○ 児童虐待という親子間の最も深刻な事象に対応できる社会、あるいは障害児とその家族やひとり親家庭といった多様な家庭のニーズに応えられる社会を創り上げていくことが、すべての子どもと子育てを大切にする社会づくりにつながるとの認識に立ち、こうした特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の充実を図る。
少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども子育て応援プラン）	平成16年12月24日	(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す（平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定）。 □ 地域における子育て支援の拠点の整備 ^(※) （平成16年度）2,954か所→（平成21年度）6,000か所（全国の中学校区の約6割で実施） ・ つどいの広場事業の推進 ^(※) （平成16年度）171か所→（平成21年度）1,600か所 ・ 地域子育て支援センター事業の推進 ^(※) （平成16年度）2,783か所→（平成21年度）4,400か所 □ 子育て短期支援事業の推進 ・ ショートステイ事業の推進 ^(※) （平成16年度）569か所→（平成21年度）870か所

		<p>(全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約9割で実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トワイライトステイ事業の推進^(※) (平成16年度) 310か所→ (平成21年度) 560か所 <p>(全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約6割で実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センターの推進^(※) (平成16年度) 368か所→ (平成21年度) 710か所 (全国の市区町村の約4分の1で実施) <input type="checkbox"/> 虐待防止ネットワークの設置 (平成16年度) 1,243市町村→ (平成21年度) 全市町村 (今後5年間の目標) <input type="checkbox"/> 乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握 全市町村で実施 <input type="checkbox"/> 育児支援家庭訪問事業の推進
新しい少子化対策について	平成18年6月20日	<p>2 新たな少子化対策の推進</p> <p>(1) 子育て支援策</p> <p>I 新生児・乳幼児期 (妊娠・出産から乳幼児期まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築 <p>II 未就学期 (小学校入学前まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充 <p>(3) その他重要な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	<p>「少子化は、我が国の活力にもかかわる問題であり (中略) 保護者それぞれの事情に応じた多様な保育サービスを充実し、 (中略) 『新待機児童ゼロ作戦』を展開します。」</p>

施策名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること																																				
施策の概要	次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、以下のような必要なサービスを提供する。 ① 放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保 ② 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の確保																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 少子化や、核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能の低下等に伴う育児の負担感の増大、多様な人間関係を経験する機会の減少など、こどもや家庭を取り巻く環境が変化している。このため、地域のニーズを踏まえた子どもの健全育成及び資質の向上に必要なサービスを提供することが課題となっている。</p> <p>(有効性) 児童の健全育成及び資質の向上については、「子ども・子育て応援プラン」、「放課後子どもプラン」、「新待機児童ゼロ作戦」等に基づき、関連施策の充実を図っているところである。放課後児童クラブの提供割合(小学校1年～3年の放課後児童クラブの登録児童数/小学校1年～3年の学年別児童数)を見ると、平成16年の14.9%から平成20年には20.2%と5.3ポイント増加しており、放課後児童に対する適切な遊び及び生活の場が適切に提供されており、有効であると評価できる。こうした傾向は、昨年2月に「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、その目標達成に必要なクラブ数の運営費の確保や整備費単価の大幅な増など、必要な予算を計上していることなどから、今後も着実に伸びていくものと考えられるが、当該提供割合を平成22年度までに32%にするという目標を達成するためには、引き続き、放課後児童クラブの登録児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置が必要である。</p> <p>また、児童ふれあい交流促進事業の実施か所数については市町村合併等のため若干の減少傾向にあるが、中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を持つことは、将来の子育ての貴重な予備体験となり、また虐待予防にも資する効果があることから、有効であると評価できる。</p> <p>(効率性) 当該事業の運営においては、地域の実情に応じ民間活力を活かした事業を展開しており、また、事業の実施場所についても既存施設を活用するなど、効率的に必要なとされるサービスの提供が行われているものと評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 上記のとおり、有効性や効率性を考慮しながら必要とされるサービスの提供が一定程度行われているものと評価できるが、放課後児童クラブにおいては、量的拡充等が課題となっており、引き続き、登録児童数の増加等に必要な、ソフト面及びハード面での支援措置が必要である。</p> <p>(評価結果の分類) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討(理由) 放課後児童クラブについては「新待機児童ゼロ作戦」等を踏まえ、その目標達成に必要なクラブ数の運営費の確保や整備費単価の大幅な増など、これまでも予算の拡充等を行ってきたところであり、引き続き、放課後児童クラブの登録児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を図ることとしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="467 1464 1222 1944"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標</th> </tr> <tr> <th colspan="6">(達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 放課後児童クラブの提供割合(単位:%) (対象児童の32%に提供/平成22年度)かつ、(前年以上/平成20年度)</td> <td>14.9 【-】</td> <td>16.3 【-】</td> <td>17.7 【-】</td> <td>19.0 【-】</td> <td>20.2 【106%】</td> </tr> <tr> <td>2 児童ふれあい交流促進事業の実施か所数(単位:か所) (前年度比増加/平成21年度)</td> <td>198 【-】</td> <td>185 【-】</td> <td>181 【-】</td> <td>171 【-】</td> <td>162 【-】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ(各年5月1日現在)及び文部科学省「学校基本調査」(各年5月1日現在)による。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局育成環境課調べによる。</p>	施策目標に係る指標						(達成水準/達成時期)						※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							H16	H17	H18	H19	H20	1 放課後児童クラブの提供割合(単位:%) (対象児童の32%に提供/平成22年度)かつ、(前年以上/平成20年度)	14.9 【-】	16.3 【-】	17.7 【-】	19.0 【-】	20.2 【106%】	2 児童ふれあい交流促進事業の実施か所数(単位:か所) (前年度比増加/平成21年度)	198 【-】	185 【-】	181 【-】	171 【-】	162 【-】
施策目標に係る指標																																					
(達成水準/達成時期)																																					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																					
	H16	H17	H18	H19	H20																																
1 放課後児童クラブの提供割合(単位:%) (対象児童の32%に提供/平成22年度)かつ、(前年以上/平成20年度)	14.9 【-】	16.3 【-】	17.7 【-】	19.0 【-】	20.2 【106%】																																
2 児童ふれあい交流促進事業の実施か所数(単位:か所) (前年度比増加/平成21年度)	198 【-】	185 【-】	181 【-】	171 【-】	162 【-】																																
政策評価の結果の政策への反映状況	○ 予算要求 評価結果を踏まえ、総合的な放課後児童対策及び子どもの遊び場づくりの推進並びに地域における子どもの健全育成及び子育て家庭への支援の更なる充実を図るため、所要の予算を計上した。(継続) ・ 放課後児童健全育成事業費等 (平成22年度予算額:23,609百万円[平成21年度予算額:17,784百万円])																																				

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童厚生施設等整備費 (平成 22 年度予算額 : 3,014 百万円 [平成 21 年度予算額 : 2,774 百万円]) ・ 放課後子ども環境整備事業費 (平成 22 年度予算額 : 798 百万円 [平成 21 年度予算額 : 2,894 百万円]) ・ 次世代育成支援対策交付金 (平成 22 年度予算額 : 38,800 百万円の内数 [平成 21 年度予算額 : 116 百万円 (※平成 21 年度までは児童ふれあい交流促進事業)]) 		
	反映状況分類	④	機構・定員要求への反映
	—		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	「安心子ども基金」(2010年度まで)等により、保育所・放課後児童クラブの整備、家庭的保育、小規模保育など保育サービスの提供手段の多様化・供給拡大を進めるとともに、放課後子どもプランを推進する。

施策名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
施策の概要	安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進するために、保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保する。

【評価結果の概要】

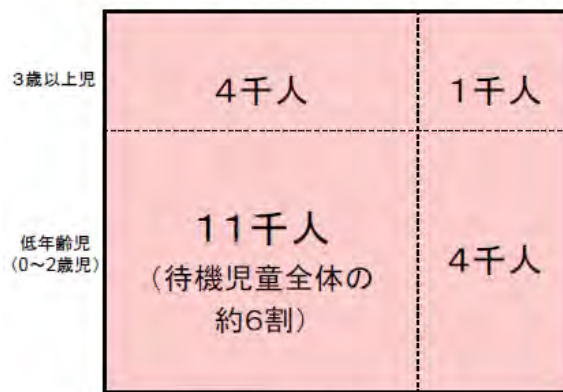
(現状分析(施策の必要性))

「待機児童ゼロ作戦」(平成13年7月6日閣議決定)に基づき平成14年度から16年度までに15.6万人の保育所受入児童数の増を行い、さらに、平成16年に策定された「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策会議決定)に基づき平成17年度より平成21年度までに保育所受入児童数を203万人から215万人に拡大することとしたところである。しかし、待機児童数については平成16年から平成19年にかけて連続で減少したものの、平成20年には再び増加し、その保育サービスの量的な拡充にも関わらず、現在も約2.0万人(平成20年4月現在)の待機児童が存在している。

現在の約2.0万人の待機児童の状況等を分析すると以下の問題があり、これらの問題に対応することが必要である。

- ① 低年齢児(0～2歳)の待機児童数が全体の約76%
- ② 待機児童が多い地域の固定化
→ 待機児童50人以上の特定市区町村(84市区町村)で待機児童総数の約76%を占める。

【保育所入所待機児童2万人の内訳】



特定市区町村(84か所)

※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。

※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。

待機児童の解消がなかなか進まない理由としては、女性の就業率の伸びなどに伴う保育需要の増大がある。

※ 自治体によって事情は異なるため、待機児童の解消が進まない理由については、一概には言えないが、例えば、

- ① 保育所等の保育サービスが整うにつれて、子どもを預けて働きたいという保護者の潜在的な保育需要が顕在化していくこと、
- ② 経済状況の悪化などによる保育需要の増加に対して、自治体の財政状況や保育所に適した土地の確保の困難性などから、短期的に多くの保育所を整備することが困難であること、などがあげられる。

したがって、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにするため、「新待機児童ゼロ作戦」(平成20年2月27日厚生労働省策定)に基づき、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な潜在的な需要を踏まえた目標値(保育サービス(3歳未満児)の提供割合を20%から38%にすること)を設定するとともに、地域の実情に応じて必要な保育サービスを提供できるよう、保育所の整備のみならず、家庭的保育事業(保育ママ)などの提供手段の多様化等を図ることが必要である。

また、市町村等が次世代育成支援対策推進法に基づき、後期行動計画を策定するに当たって、「行動計画策定指針」の参酌標準などを踏まえ、各市町村における家族類型ごとの潜在需要の把握をした上で、保育サービスの拡大を推進することとしている。

(有効性)

保育所受入児童数については、平成16年4月から平成20年4月までの4年間で約5万5千人の増となっており、保育所の整備は計画的かつ着実に進んでいる。また、保育所定員数を増加する中で、待機児童の多い3歳未満児への保育サービス提供割合についても毎年増加していることから、現在の施策は目標達成にあたり有効であると評価できる。

(効率性)

「子ども・子育て応援プラン」・「新待機児童ゼロ作戦」において、待機児童の多い市町村を中心に重点的に受入児童数の拡大を図る方向性を示した。その結果、都市部を中心に待機児童の多い地域における重点的な保育所の整備が進み、平成19年度時点までは徐々に特定市区町村の数が減少しており、効率的な保育所整備が進んでいると評価できる。

しかし、平成20年度には再び増加し、特定市区町村が84に上っており、都市部を中心とした待機児童の多い地域における重点的な保育所整備に係る支援を改善し、さらに推し進めていく必要がある。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

る。

(総合的な評価)

上記のとおり、保育所の整備が進み、保育サービス（3歳未満児）の提供割合については増加しているものの、平成22年度に目標としている数値26%にはまだ開きがある。また経済状況の悪化等により保育需要が増大していることを踏まえて、目標達成には、現在の保育所の整備等に係る支援策につき、内容などの改善が必要である。

そこで、現在取り組んでいる「新待機児童ゼロ作戦」を加速化し、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所の整備等を推進することなどを目的として、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第一次補正予算において「安心こども基金」（総額2,500億円）を創設し、保育所、家庭的保育（保育ママ）、認定こども園などの整備に係る支援を行うとともに、その支援に当たっても、都市部を中心とした待機児童の多い地域においても、保育所等の整備が進むよう、

- ・ 待機児童が多く財政力が乏しい市町村における保育所の新設等に係る追加的財政措置（市町村負担を1/4から1/12に）、
- ・ 賃貸物件による保育所の整備を促進するための賃借料、改修費等に係る新たな補助、
- ・ 保育所の分園の整備に係る新たな財政支援

など、その支援内容についても、改善を図ったところである。

なお、現在、社会保障審議会少子化対策特別部会において行われている、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に係る検討においても、現行の保育制度の課題でもある、スピード感あるサービス量の抜本的拡充方策などについて議論しているところである。

(評価結果の分類)

見直しを行わず引き続き実施

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 3歳未満児への保育サービス提供割合(単位:%) (26%/平成22年度)	17.9% 【-】	18.6% 【-】	18.8% 【-】	20.3% 【-】	21.0% 【-】
2					
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。 ・保育サービスの提供割合:当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数					

政策評価の結果の政策への反映状況

○ 予算要求

評価結果を踏まえ、保育サービスの拡大を推進するために必要な経費等を継続して助成するとの観点から、そのために必要な予算を継続して計上した。

また、評価結果の改善内容を踏まえ、平成20年度第2次補正予算において創設した「安心こども基金（総額1,000億円）について、平成21年度第1次補正予算（増額1,500億円）及び平成21年度第2次補正予算（増額200億円）において更なる増額を行い、平成22年度までの間に保育所の整備等の促進を図った。さらに、家庭的保育事業等の多様な保育サービスについては、児童育成事業費に所要の予算を計上した。

- ・ 民間保育所整備費
(平成21年度第2次補正予算額(安心こども基金)20,000百万円の内数)
(平成21年度第1次補正予算額(安心こども基金) : 150,000百万円の内数)
(平成20年度第2次補正予算額(安心こども基金) : 100,000百万円の内数)
- ・ 民間保育所運営費
(平成22年度予算額 : 353,362百万円 [平成21年度予算額 : 340,102百万円])
- ・ 一時預かり事業
(平成22年度予算額 : 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)36,100百万円の内数 [平成21年度予算額 : 2,512百万円])
- ・ 特定保育事業
(平成22年度予算額 : 525百万円 [平成21年度予算額 : 525百万円])
- ・ 家庭的保育事業
(平成22年度予算額 : 2,787百万円 [平成21年度予算額 : 1,418百万円])

反映状況分類	③	機構・定員要求への反映	—
--------	---	-------------	---

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
子ども・子育て応援プラン	平成16年12月24日	子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実
新待機児童ゼロ作戦	平成20年2月27日	保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開する。
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し(2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ)、その財源の在り方について、社

		会保障国民会議の議決も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。
社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	従来からの保育所定員の増員に加えて、自治体の積極的取組による認可保育所の緊急整備を促進するための支援、分園の緊急整備のための支援、認可保育所の設置等を促進するための沖縄の特別対策（20年度中の対応も検討）等の実施

施策名	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
施策の概要	児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>児童虐待への対応については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)」が施行され、その後平成16年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が跡を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成20年度には児童虐待防止法制定直前の約3.7倍に当たる42,662(速報値)件となるなど、早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。平成19年には、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化等を主な内容とした再度の法改正が行われ、平成20年4月に施行された。さらに、平成20年11月、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実等の措置を講ずる「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、大部分が平成21年4月に施行されたところであり、虐待を受けた子どもたちへの支援を引き続き充実させることが必要である。</p> <p>また、配偶者からの暴力(以下「DV」という。)の問題については、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)」が成立し、同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、DV被害の相談・保護を行うこととされた。その後、平成16年12月と平成19年7月にDV法が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化、市町村の役割強化が盛り込まれ、支援の充実を図ってきたところである。しかしながら、婦人相談所における夫等の暴力の相談件数は、平成13年度13,071件(19.2%)から平成19年度23,758件(30.7%)と増加しており、依然として早急に取り組むべき課題となっている。</p> <p>(有効性)</p> <p>児童相談所における24時間365日体制確保などの児童相談所の体制強化や、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加による施設の小規模化も進んでいるところであり、子どもの生命に関わるような緊急時への対応や、保護した後のきめ細やかな対応ができる体制の整備が進展していると認められ、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」に有効であると評価できる。また、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制強化への取組に一定の成果を示すものである。</p> <p>(効率性)</p> <p>児童相談所における24時間365日体制確保において、地域の実情に応じて必要な協力員の配置や代替職員の確保ができるなど柔軟な対応が可能となっており、効率的であると認められる。小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置については、虐待を受けた子どもがより家庭的な環境で個別的な対応を受けやすくなるよう、平成20年6月に設置要件等を緩和したところであり、効率的であると認められる。</p> <p>また、婦人相談員の配置箇所数、配置数が年々増加しているが、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」も増加していることから、DV被害者に対する支援が効率的に実施されていると評価できる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>児童相談所における24時間365日体制が児童相談所を設置するすべての自治体で確保されている。しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けていることから、児童相談における相談体制を維持・促進するために継続して実施する必要がある。</p> <p>子どもの「保護・自立支援」については、児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえると、今後とも、施設の小規模化や心理療法担当職員の配置の推進等により、児童の実情に応じたきめ細かなケアを行う体制を整備していく必要がある。</p> <p>DV被害者支援における相談体制の整備は、家庭内に潜在するDV事案の顕在化を図る上で大変重要であることから、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」が増加していることは、DV被害者への支援体制の充実が図られているものと評価できる。一方、保護・自立支援体制の充実を図るため行った、婦人保護施設における心理療法担当所員の常勤化等の補助事業の取組が進んでいないことから、今後、事業の普及・定着に向け、実施主体である各都道府県等と調整を図っていく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施 (理由)</p> <p>全体として、児童虐待やDVへの支援体制の充実といった施策目標の達成に向けて取組が進展してきているが、一方で都道府県によって取組の差があるなど、現在の施策を全国的により一層推進していく必要がある。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市割合(単位:%) (100%/平成21年度)	-	100 【-】	100 【-】	100 【-】	100 【-】
2	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数(単位:か所) (845か所/平成21年度)	280 【-】	375 【-】	440 【-】	503 【-】	617 【-】
3	配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数(単位:件) (前年度以上/毎年度)	20,119 【105.3%】	21,125 【105.0%】	22,315 【105.6%】	23,758 【106.5%】	集計中 【%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成16年度の数値は、事業が平成17年度開始のため、記載できない。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。 ・指標3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。平成20年度の数値は21年10月確定予定。						

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図る観点から、そのために必要な予算を継続して計上した。
(継続)
・ 児童虐待等防止対策費
(平成22年度予算額:86,011百万円[平成21年度予算額:84,468百万円])

反映状況分類 ③ 機構・定員要求への反映 —

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
男女共同参画基本計画(第2次)(閣議決定)	平成17年12月27日	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 ○ 児童虐待への取組の推進
子ども・子育て応援プラン(少子化社会対策会議決定)	平成16年12月24日	虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置 ・ 乳児健診未受診児など生後4か月までの全乳児の状況把握を平成21年度までに全市町村で実施 ・ 育児支援家庭訪問事業を全市町村で実施 ・ 児童相談所の夜間対応等の体制整備を平成21年度までに全都道府県・指定都市で実施 ・ 児童家庭支援センターを平成21年度までに100か所整備
新しい少子化対策について(少子化社会対策会議決定)	平成18年6月20日	(1) 子育て支援策 ⑦ 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築 (3) その他重要な施策 ④ 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」

施策名	母子保健衛生対策の充実を図ること																																						
施策の概要	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持、増進を図るために、不妊について悩む夫婦に対する相談体制の整備や特定不妊治療に要する費用の一部の助成、妊婦健診費用に対する公費補助等、母子保健衛生対策の充実のための施策を推進する。																																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 近年、わが国における母と子の健康を取り巻く環境は変化してきており、個々の実情や地域の特性などに応じたきめ細やかな母子保健衛生対策の充実が急務となっている。 具体的には、女性の社会進出の進行等に伴う出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっている。 また、出産年齢の上昇や医療技術の進歩等によって、不妊治療を受ける夫婦の数が増加しており、特定不妊治療を受けた者の子の割合が年間出生数の約2%になるなど、特定不妊治療の果たす役割は大きくなっており、不妊治療を受ける者への精神的、経済的な支援を適切に行うことも重要である。</p> <p>(有効性) 母子保健の水準を示す指標の1つである妊産婦死亡率について、他の先進国に比べても常に低率を維持し(注)、平成19年(2007年)においては過去最低の3.1を記録したことの要因の1つとして、各種母子保健施策を着実に実施してきたことがあげられることから、取組は有効であると評価できる。</p> <p>(注) 主要先進国の妊産婦死亡率 アメリカ9.4 [2002年]、イギリス7.7 [2004年]、フランス7.4 [2003年]、ドイツ5.2 [2004年]、イタリア3.2 [2002年]、カナダ6.9 [2003年]</p> <p>(効率的性) 母子保健衛生対策は、事業の目的により、実施主体が都道府県(指定都市、中核市)又は市町村と異なるが、その目的に沿った事業の実施が図られており、結果として、妊産婦死亡率も低率を維持していることから、取組は効率的であると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 以上のとおり、母子保健衛生対策については、有効的・効率的に実施され、その充実が進められていると評価できる。</p> <p>一方で、今後の課題としては、妊婦健診の公費負担の回数や内容、不妊専門相談センターの設置状況等について、自治体によって差があることがあげられる。各母子保健事業が適切に実施されるよう、各自治体に対して働きかけを行うことが必要である。</p> <p>(評価結果の分類) 見直しを行わず引き続き実施 (理由) 全体として、母子保健衛生対策の充実という施策目標の達成に向けて取組が進展しており、現在の施策を引き続き推進していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="470 1415 1206 1753"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標</th> </tr> <tr> <th colspan="6">(達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 妊産婦死亡率の減少 (前年以下/毎年)</td> <td>4.3</td> <td>5.7</td> <td>4.8</td> <td>3.1</td> <td>(集計中)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[-]</td> <td>[67.4%]</td> <td>[115.7%]</td> <td>[135.4%]</td> <td>[-]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、人口動態調査による。 ・ 指標1の平成20年の数値は平成21年9月頃確定。 ・ 妊産婦死亡率=(1年間の妊産婦死亡数/1年間の出産数)×10万</p>			施策目標に係る指標						(達成水準/達成時期)						※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							H16	H17	H18	H19	H20	1 妊産婦死亡率の減少 (前年以下/毎年)	4.3	5.7	4.8	3.1	(集計中)		[-]	[67.4%]	[115.7%]	[135.4%]	[-]
施策目標に係る指標																																							
(達成水準/達成時期)																																							
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																							
	H16	H17	H18	H19	H20																																		
1 妊産婦死亡率の減少 (前年以下/毎年)	4.3	5.7	4.8	3.1	(集計中)																																		
	[-]	[67.4%]	[115.7%]	[135.4%]	[-]																																		
政策評価の結果の政策への反映状況	○ 予算要求 評価結果を踏まえ、施策目標の達成に向け、着実に母子保健衛生対策の充実を図ることとするとの観点から、そのために必要な予算を継続して計上した。 ※事業仕分け(省内)により、予算を縮減した。 (継続) ・ 母子保健衛生対策費 (平成22年度予算額:22,845百万円[平成21年度予算額:19,058百万円])																																						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主な)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																				
	「生活対策」(新たな経済対策に関する政府・与党会議、	平成20年10月30日	「安心・安全な出産の確保 -妊婦健診の無料化等に向けた取組の推進」																																				

もの)	経済対策閣僚会議合同会議決定)		
	第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	「少子化対策については、妊婦健診を十四回分すべて無料にします。」

施策名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
施策の概要	生活保護制度は、利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>生活保護制度は、利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするもので、社会保障制度の最後のセーフティネットとも言われている。</p> <p>2008年の世界的な金融危機の影響等による厳しい雇用失業情勢の中、政府は職や住まいを失った方々について、雇用施策、福祉施策などにより、就職活動や住宅・生活に関する支援を緊急的に実施している。これらの施策を活用してもなお生活に困窮する方々に生活を保障するのが生活保護制度である。生活保護受給者は増加傾向が続いており、2009年4月の被保護人員は約166万人となっている。</p> <p>急増する生活保護受給者に対しては、必要な保護を行うとともに、生活保護受給者ができる限り就労し、自立した生活を取り戻せるよう支援することが重要である。特に厳しい雇用失業情勢の中で離職された生活保護受給者が早期に就労の場を得ることができるよう、ハローワーク等関係機関と連携を図りつつ積極的に自立支援の取組を進めている。</p> <p>また、生活保護制度が最後のセーフティネットとしての役割を果たし続けるためには、生活保護を受けるべき者が受け(漏給防止)、受けるべきでない者が受けない(濫給防止)ことも重要であり、そのための取組を進める必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>自立支援プログラムは、単に就労による経済的自立を目指すだけでなく、生活保護受給者の抱える多様な課題を踏まえ、個々の被保護者の状況に応じた自立を早期に支援する仕組みとして、これを受ける生活保護受給者及びこれを実施する生活保護の実施機関の双方にとって有効なものである。</p> <p>(効率性)</p> <p>生活保護受給者への支援については、これまで担当職員個人の努力や経験に依存して行われてきた面があるが、担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組の事例等を自立支援プログラムの内容に反映させていくことにより、こうした経験等を組織全体として共有することが可能となり、自立支援の組織的対応や効率的な実施につなげることが可能となった。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>自立支援プログラムには、就労による経済的自立のためのプログラムのみならず、日常生活において自立した生活を送ることを目指すプログラム、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指すプログラムがあり、各プログラムの目的・内容が様々であることから、定量的な判断は困難であるが、導入初年である平成17年度の参加者28,028人に比べ、平成18年度の参加者は60,555人、平成19年度の参加者は76,695人、平成20年度の参加者は107,554人と増えている。また、自立支援プログラムにより就職・増収した者の数も、平成18年度は13,865人、平成19年度は14,308人、平成20年度は15,693人と増えていることから、生活保護受給者の自立の助長に資していると認められる。</p> <p>他方で、「生活保護制度に関する国と地方の協議の取りまとめ」(平成21年3月23日)においては、①就労意欲の十分でない者や、様々な就労阻害要因を抱える者など既存の就労支援で対応しにくいケースの就労支援の推進、②若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化等の総合的な取組等についての指摘がなされている。これらの課題に対応するため、平成21年度においては、就労意欲喚起等支援事業の実施、子どもの健全育成プログラムの策定等に取り組むこととし、生活保護受給者の状況に応じたきめ細かい支援を行うこととしている。</p> <p>また、就労又は増収した生活保護受給者は増加してきているが、就労による経済的自立のためのプログラム参加者の伸びと、当該プログラムに参加して就労又は増収した者の伸びを比べると、就労又は増収した者の伸びの方が小さくなっており、就労支援のより一層の強化が必要である。そのため、就労支援の中心的な担い手となっている就労支援員の能力の向上、標準化を図るため、平成21年度においては就労支援員を対象とした全国研修会を実施することとしている。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施 (理由)</p> <p>自立支援プログラムは、平成17年度に開始し、現在着実に実績を上げつつある。生活保護を取り巻く状況を考慮すると、引き続き自立支援プログラムによる自立支援を推進する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	自立支援プログラムの各年度の参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	28,208 【-】	60,555 【216.0%】	76,695 【127.0%】	107,554 【140.2%】
2	自立支援プログラムにより就職・増収した者の数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	—	13,865 【-】	14,308 【103.2%】	15,693 【109.7%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。 ・指標1は、毎年12月末現在の数値である。 ・指標2は、社会・援護局調べによるものであり、平成18年度からのものである。 ・指標2は、毎年12月末現在の数値である。 ※「自立支援プログラム」とは、保護の実施機関が管内の生活保護受給者世帯全体の状況を把握した上で、生活保護受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順を定め、これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施するものである。						

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
生活保護を必要とする者に対して確実に支援を行うために生活保護負担金の所要額を確保するとともに、生活保護受給者の状況に応じたきめ細やかな自立支援を引き続き推進できるよう、評価結果を踏まえ、平成22年度予算を計上した。
(継続)
- 自立支援プログラム策定実施推進事業
(平成22年度予算額:セーフティネット支援対策等事業費補助金24,000百万円の内数[平成21年度予算額:セーフティネット支援対策事業費補助金132,354百万円の内数])
 - 生活保護費負担金
(平成22年度予算額:2,200,633百万円[平成21年度予算額:2,123,860百万円])
 - 生活保護指導監査制度
(平成22年度予算額:2,099百万円[平成21年度予算額:2,143百万円])

反映状況分類 ③ 機構・定員要求への反映 —

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> 「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の策定 厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5年後の具体的目標を平成19年内に策定する。平成19年度～21年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。」
「福祉から雇用へ」推進5か年計画	平成19年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> 「平成19年度までに生活保護の就労支援プログラムを全自治体で策定するとともに、当該プログラムの一環である生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成21年度までに、60%に引き上げること等により、生活保護の被保護者の就労を推進する。」

施策名	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること																																																												
施策の概要	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的として、日常生活自立支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する。																																																												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されている。 しかしながら、少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢化や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。</p> <p>(有効性) ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成20年度中に退所した者の約60%が、就労又は福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。 運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、その有効性が認められる。</p> <p>(効率性) ホームレス総合相談推進事業等によりホームレスの各人の状況に応じた取組を行っており、効率的に自立が図られていると評価できる。 福祉サービス利用者からの苦情については、事業者自身がその解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っていると認められる。</p> <p>(総合的な評価) ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉等の措置により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。今後もホームレス個々の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上に戻ることを防ぐよう、アフターケアが必要な者には定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行うことが必要である。 運営適正化委員会における苦情受付件数は、ここ数年横ばいであり、その解決件数の割合は高水準を維持しているため、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。今後とも、高い解決率を維持しつつ、福祉サービスの利用者に対し、本制度の周知に努める必要がある。</p> <p>(評価結果の分類) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討(理由)</p> <p>個別目標1については、ホームレス数が減少していることから、現行のホームレス事業が有効に機能していることが評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施するが、現下の厳しい雇用情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、今後ホームレス等の増加が考えられるため、事業の拡充を予定している。</p> <p>個別目標2については、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、現行の苦情解決事業が有効に機能していること評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" data-bbox="475 1518 1273 2134"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標</th> </tr> <tr> <th colspan="6">(達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 全国のホームレスの数(人) (前年以下/毎年)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>18,564</td> <td>16,018</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[-]</td> <td>[114%]</td> </tr> <tr> <td>2 ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合(%) (60%以上/毎年度)</td> <td>64</td> <td>61</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[107%]</td> <td>[102%]</td> <td>[98%]</td> <td>[98%]</td> <td>[97%]</td> </tr> <tr> <td>3 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度)</td> <td>95.7</td> <td>95.0</td> <td>96.7</td> <td>95.1</td> <td>95.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[100.7%]</td> <td>[100.0%]</td> <td>[101.8%]</td> <td>[100.1%]</td> <td>[101.7%]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、ホームレスの実態に関する全国調査により各自治体が調査した数値を社会・福祉局地域福祉課において取りまとめたものであり、平成19年、平成20年は共に1月の数値である。なお、平成16年～18年は調査を実施していない。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html 指標2は、各自治体が調査した数値を社会・福祉局地域福祉課で取りまとめたものである。 指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによるもので、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載している。なお、「運営適正化委員会」とは、福祉サービスに関する苦情の解決のあっせん等を行う組織で、社会福祉法第83条に基づき、都道府県社会福祉協議会に設置されている。 	施策目標に係る指標						(達成水準/達成時期)						※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							H16	H17	H18	H19	H20	1 全国のホームレスの数(人) (前年以下/毎年)	-	-	-	18,564	16,018					[-]	[114%]	2 ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合(%) (60%以上/毎年度)	64	61	59	59	58		[107%]	[102%]	[98%]	[98%]	[97%]	3 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度)	95.7	95.0	96.7	95.1	95.6		[100.7%]	[100.0%]	[101.8%]	[100.1%]	[101.7%]
施策目標に係る指標																																																													
(達成水準/達成時期)																																																													
※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																																													
	H16	H17	H18	H19	H20																																																								
1 全国のホームレスの数(人) (前年以下/毎年)	-	-	-	18,564	16,018																																																								
				[-]	[114%]																																																								
2 ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合(%) (60%以上/毎年度)	64	61	59	59	58																																																								
	[107%]	[102%]	[98%]	[98%]	[97%]																																																								
3 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度)	95.7	95.0	96.7	95.1	95.6																																																								
	[100.7%]	[100.0%]	[101.8%]	[100.1%]	[101.7%]																																																								

政策評価の結果 の政策への反映 状況	○ 予算要求 評価結果を踏まえ、平成 22 年度予算を計上した。 (継続) ・ 日常生活自立支援事業 ・ 運営適正化委員会設置運営事業 (平成 22 年度予算額: セーフティネット支援対策等事業費補助金 24,000 百万円の内数 [平成 21 年度予算額: 132,354 百万円の内数])		
	反映状況分類	④	機構・定員要求への反映
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主な もの)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
	—	—	—

<p>施策名</p>	<p>社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>より質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉に関する専門性を持った人材の養成、福利厚生充実等による社会福祉事業従事者の確保、福祉サービスの質の向上のための措置の援助等を行う。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>近年、少子・高齢化の進展により福祉人材への期待が高まってきている。特に介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の制定等に伴い、多様化・高度化する介護・福祉ニーズに対応するための高い倫理と技術を修得した人材が求められており、その中核的役割を担うものとして、介護福祉士及び社会福祉士を養成し、その資質の確保・向上を図ることが必要である。</p> <p>また、介護保険制度の見直し、障害者自立支援法の制定等、福祉サービスの利用に係る制度改正が行われた中で、引き続き、福祉サービスの質の向上と利用者保護が重要となっているが、このような状況の中で、福祉サービス第三者評価事業については、平成16年5月7日に発出した「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について(通知)」に基づき、各都道府県等において事業の実施体制の整備に向けた取組が行われている。</p> <p>(有効性)</p> <p>質の高い福祉・介護サービスを確保するためには、サービスの担い手となる人材の資質の向上を図ることが不可欠の要素であり、こうした意味で、福祉・介護サービスの現場において、社会福祉士及び介護福祉士の確保を進めていくことは重要である。実際に福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士は、平成17年以降着実に増加しており、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面で有効性が認められる。</p> <p>(効率性)</p> <p>福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士の就業者数は、平成17年以降着実に増加しており、質の高い福祉・介護サービスを提供するための基盤整備の推進について、効率的に進められていると評価できる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>高齢化の進行等に伴い、国民のニーズに対応できる質の高い福祉・介護人材を安定的に確保していくことが求められる一方、福祉・介護分野では、他産業と比べ、離職率が高い、給与をはじめ処遇が厳しいといった様々な課題を抱えている。</p> <p>このような状況のなか、福祉・介護サービスの現場に就業している有資格者数の推移についてみると、平成17年から平成19年までの間で、社会福祉士約0.2万人、介護福祉士約10万人が増加しているが、さらに有資格者の参入を促進し、定着を支援することが必要である。</p> <p>このような観点から、介護福祉士及び社会福祉士のさらなる資質の向上を図り、資格に対する社会的な評価を高めていくため、平成19年度には、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部を改正し、資格取得方法の見直しを行うとともに、教育カリキュラムの見直しを行ったところである。</p> <p>さらに、質の高い福祉・介護人材の確保を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護報酬のプラス3.0%改定による介護人材の処遇改善 ○ 雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援 ○ 介護福祉士等の養成校に通う学生に対する修学資金の貸付け ○ 潜在的介護福祉士等の再就業を支援するための研修の実施 <p>等の総合的な人材確保対策を講じているところであり、これらを通じて、引き続き、より一層質の高い福祉・介護サービスの確保を図ることとしている。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(理由)</p> <p>個別目標に係るアウトカム指標1及び2(介護福祉士及び社会福祉士就業者数)については、毎年度就業者数が増加していることから、現行の人材確保対策は有効であると評価できるため、引き続きこれに関する事業を継続、実施する。</p> <p>個別目標に係るアウトプット指標(第三者評価受審件数)については、平成20年度に限れば受審件数は前年度に比べて減少しているが、この5年間を通じてみればおおむね増加傾向にあり、また、サービスの質の向上を図っていくためには、本事業を実施していくことは重要であることから、引き続きこれに関する事業を継続、実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	介護福祉士就業者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	- 【-】	313,222 【-】	357,909 【114.3%】	414,149 【115.7%】	- 【-】
2	社会福祉士就業者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	- 【-】	20,728 【-】	20,481 【98.8%】	22,534 【110.0%】	- 【-】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1及び2は、「介護サービス施設事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」及び「社会福祉施設等事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」によるものであり、毎年10月1日現在の数値である。 ・ 各年の数値は、「介護サービス施設事業所調査」及び「社会福祉施設等事業所調査」において、把握できる有資格取得者の数(実人員)を合算したものである。 ・ 指標1は、介護保険施設等において、介護の業務に従事している者のうち、介護福祉士有資格者数(実人員)である。 ・ 指標2は、社会福祉施設等において、相談援助業務に従事している者のうち、社会福祉士有資格者数(実人員)である。 ・ 平成16年の数値については、「社会福祉施設等事業所調査」において、有資格者数を調査していないため「-」とした。 ・ 平成20年の数値については、調査結果が出ていないため「-」とした。 						
(参考)アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	第三者評価受審件数 (単位:件) (前年度以上/毎年度)	60	1,67 【2798.3%】	1,964 【117.0%】	2,835 【144.3%】	2,750 【97.0%】
(調査名・資料出所、備考)						
・ 指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。						

○ 予算要求
福祉・介護分野においては、他産業と比べ離職率が高いなど様々な課題から、人材確保が困難な状況が生じており、今後の一層の高齢化に対応できる質の高い人材を安定的に確保するため、評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、所要の予算を計上した。

(継続)

- ・ 介護福祉士等修学資金貸付事業
(平成22年度予算額:セーフティネット支援対策等事業費補助金24,000百万円の内数[平成21年度予算額:セーフティネット支援対策等事業費補助金132,354百万円の内数])
- ・ 潜在的有資格者等養成支援事業
(平成20年度2次補正予算額:20,500百万円の内数[障害者自立支援対策臨時特例交付金(～平成23年度)])
- ・ 福祉・介護人材マッチング支援事業
(平成21年度補正予算額:9,800百万円の内数[障害者自立支援対策臨時特例交付金(～平成23年度)])
- ・ 福祉・介護人材定着支援事業
(平成22年度予算額:セーフティネット支援対策等事業費補助金24,000百万円の内数[平成21年度予算額:セーフティネット支援対策等事業費補助金132,354百万円の内数])
- ・ 福祉人材確保重点事業
(平成22年度予算額:セーフティネット支援対策等事業費補助金24,000百万円の内数[平成21年度予算額:セーフティネット支援対策等事業費補助金132,354百万円の内数])
- ・ 福祉サービスの第三者評価事業
(平成22年度予算額:8百万円[平成21年度予算額:8百万円])

反映状況分類	③	機構・定員要求への反映	—
--------	---	-------------	---

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	「1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会」 ① 「介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援」 ② 「福祉・介護サービス従事者の確保・養

			成の推進」
--	--	--	-------

施策名	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること																																								
施策の概要	戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行う。																																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>戦没者の遺骨については、相手国の事情や海没その他の自然条件等により収集できない地域が残されているという事情はあるものの、未だ多くの海外戦没者遺骨が海外に残されていることから、遺骨収集の促進に努めている。しかしながら、戦後60年以上が経過し、遺骨等の所在に関する情報が減少するとともに、戦没者の遺族の高齢化が進んでいることから、これらの施策を、より迅速かつ着実に実施することが求められている。</p> <p>そこで、南方地域においては、集中的な情報収集を行うとともに、ソ連抑留中死亡者の遺骨収集については、平成3年に日ソ両国間で協定が締結されて以降に実施した一次調査で再調査が必要とされた埋葬地について、現地の事情に詳しい関係者の調査同行等の協力をロシア政府に求めており、迅速な遺骨収集の実施に努めている。</p> <p>硫黄島等全15箇所に建立した戦没者慰霊碑は、戦没者遺族の慰藉上重要なものであり、今後も適切に維持管理を行う必要がある。これらについては、それぞれ建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。</p> <p>(有効性)</p> <p>戦没者遺族の慰藉のためには、戦没者の遺骨を収集して遺族に引き渡すことや、旧主戦場地域において遺族が慰霊を行うことが望まれており、このためには、遺骨収集事業をできる限り推進するとともに、慰霊巡拝事業については遺族が参加しやすい仕組みを整備することが必要である。</p> <p>遺骨収集については、外交努力により収集の促進に努めているほか、NPO法人等の協力を得た情報収集を実施する等により実績を上げており、また、慰霊巡拝については、参加遺族決定の手續を弾力化して遺族を参加しやすくしたこと、いずれも施策目標の実現に有効であると評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>遺骨収集等事業について、南方地域においては、平成18年度から実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集を行い、これに基づく収集を行うとともにソ連抑留中死亡者の遺骨収集についても、収集可能と判断された埋葬地につき、計画的に収集を実施しており、効率的に行っているといえる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>戦没者の遺骨収集や、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施等により、特に遺骨収集数が前年度から大幅に増加するなど、戦没者遺族の慰藉という目標の達成に向けて進展があった。</p> <p>平成20年度においては、慰霊巡拝については全14回、遺骨収集等事業については全26回実施し、遺族の慰藉に進展があったことから、今後も着実に実施していくこととしたい。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 機構・定員要求を検討 (理由)</p> <p>遺骨収集に関しては、平成18年度から南方地域に関して「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施し、現地情報を積極的に収集する体制を確立し、遺骨収集の促進を図っているところである。またNPO法人等民間団体との連携強化に努めた結果、収集実績があがってきたところである。しかしながら、未だ多くの遺骨が残されている現状にあり、遺骨収集の推進に向けて予算の大幅増額や体制の整備など、さらなる強化策を検討しているところである。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="427 1592 1267 1800"> <tr> <td colspan="6"> 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準) </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>遺骨収集数(単位:柱) (過去5年間の平均収集数以上/ 毎年度)</td> <td>1,151 【57%】</td> <td>604 【33%】</td> <td>640 【38%】</td> <td>760 【60%】</td> <td>2,038 【230%】</td> </tr> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 指標1は、社会・援護局援護企課外事室調べによる。</p> <table border="1" data-bbox="427 1872 1267 2047"> <tr> <td colspan="6"> 参考統計 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>遺骨収集等事業の実施数(単位: 回)</td> <td>35</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>26</td> </tr> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 指標1は、社会・援護局援護企課外事室調べによる。</p>	施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)								H16	H17	H18	H19	H20	1	遺骨収集数(単位:柱) (過去5年間の平均収集数以上/ 毎年度)	1,151 【57%】	604 【33%】	640 【38%】	760 【60%】	2,038 【230%】	参考統計								H16	H17	H18	H19	H20	1	遺骨収集等事業の実施数(単位: 回)	35	27	26	27	26
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																									
		H16	H17	H18	H19	H20																																			
1	遺骨収集数(単位:柱) (過去5年間の平均収集数以上/ 毎年度)	1,151 【57%】	604 【33%】	640 【38%】	760 【60%】	2,038 【230%】																																			
参考統計																																									
		H16	H17	H18	H19	H20																																			
1	遺骨収集等事業の実施数(単位: 回)	35	27	26	27	26																																			

政策評価の結果 の政策への反映 状況	○ 予算要求 戦没者の遺骨収集に関しては、平成 18 年度から南方地域に関して、現地情報を積極的に収集する体制を確立し、遺骨収集の促進を図っており、また、NPO 法人等民間団体との連携強化に努めた結果、収容実績が上がってきたところである。しかしながら、未だ多くの遺骨が残されている現状にあり、早急な遺骨収集が求められることから、評価結果を踏まえ、遺骨収集の推進に向けて事業を適切に行うために必要な経費を計上した。 (継続) <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺骨収集関連事業 (平成 22 年度予算額：614 百万円 [平成 21 年度予算額：321 百万円]) ・ 戦没者遺骨に係る DNA 鑑定事業 (平成 22 年度予算額：74 百万円 [平成 21 年度予算額：72 百万円]) ・ 慰霊巡拝の事業 (平成 22 年度予算額：84 百万円 [平成 21 年度予算額：91 百万円]) ・ 慰霊碑の維持管理 (平成 22 年度予算額：77 百万円 [平成 21 年度予算額：84 百万円]) ○ 機構・定員要求 評価結果を踏まえ、今なお数多くの遺骨が海外に残されており、早急な遺骨収集が求められることから、さらなる遺骨収集の促進に向けて定員要求した。(定員増 3 名)			
	反映状況分類	④	機構・定員要求への反映	○
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	
	—	—	—	

<p>施策名</p>	<p>障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>障害者の就労支援の強化や地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の障害保健福祉施策では、ノーマライゼーションの理念に基づき、従来の「施設収容型の福祉」から「地域生活の支援」へ向けて、さまざまな改革を行ってきた。 特に平成12年の社会福祉基礎構造改革では、「障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること」という基本理念を示し、その一環として平成15年には措置制度から利用契約制度(支援費制度)を導入した。 ○ この支援費制度の導入により、利用者がサービスを選択できる仕組みとなったが、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の支援の必要性にかかわりなく、長期間にわたり同じ施設を利用し続けるなど、本来のサービスが想定している機能と利用者の実態が乖離したり、 ・ 障害者が地域で生活するために必要なサービスが不足している、 ○ など、障害者が地域で生活を送ることができるようにするための支援が不十分である状況が見られたほか、多くの障害者が就労を希望する一方で、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護学校(現特別支援学校)の卒業者数の半数以上が福祉施設に通うとともに、 ・ 就職のために施設を退所する障害者が1%程度にとどまっている、 ○ など、就労意欲のある障害者の自立への支援が必ずしもできていない状況も見られた。 ○ こうした状況を踏まえ、平成18年4月に障害者自立支援法が施行された。 同法は、支援費制度における課題を解決し、障害者の地域での安心した暮らしを支援できるよう、従前の制度について抜本的な改革を行ったものである。 特に、グループホーム・ケアホームなどの障害者が地域で生活するために必要な事業や、障害者が自らの能力を存分に発揮し、就労を通じた自立を支援することができるよう、一般就労への移行を支援するための事業を創設するなど新たな課題に対応するための支援を創設するとともに、サービスの地域的な偏在や不足を解消するため、各自治体において平成18年度から3年毎の障害福祉計画を策定することとし、計画的にこれらのサービスの提供基盤の強化を図ることとした。 ○ 同法の施行後、各自治体において計画に基づくサービス提供基盤の強化に取り組んできたほか、国においても障害保健福祉関係予算について毎年度着実な伸びを確保するなど、サービスの充実を図ってきたところであるが、同法が施行されてから3年が経過したばかりであり、法の目的を達成するため、引き続き全国的なサービス提供基盤の強化を行っていくことが必要である。 ○ また、障害者自立支援法については、法附則における施行後3年の見直し規定を踏まえ、制度全般にわたる見直しを行うこととされていた。 これを受け、平成21年3月末には、社会保障審議会障害者部会報告書や「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」による「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」等を踏まえ、障害者が地域で安心して暮らすために必要な相談支援の充実や地域移行のための相談支援の創設、障害者の地域移行の受け皿となっているグループホーム・ケアホームを利用する際の助成の創設など、障害者の地域における自立した生活のための支援の一層の充実等を内容とする、「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出したところである。(衆議院解散に伴い廃案) <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設に入所等をしてきた障害者の地域生活への移行を進めるには、退所後の単身での生活に不安がある障害者のために、介護などの一定の支援を受けながら安心して暮らせる場を確保することが必要である。 また、障害者の地域における自立した生活を実現するためには、生活に必要な所得が確保されることが重要であるが、稼働収入(給与や賃金)を得ながら生活することを望んでいる障害者は約75%に及んでおり^(※)、就労を通じた自立を支援することが必要であるといえる。 (※)平成18年度障害者施策総合調査(内閣府) ○ これらの課題については、 <ol style="list-style-type: none"> ① 全国で実施する障害者自立支援法上の給付の対象となるサービスについて、その提供基盤を確実に強化するとともに、 ② それぞれの地域の実情に応じ、よりきめ細やかな支援を行うための予算事業を実施することにより対応している。 <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者自立支援法において、地域での住まいの場として共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)などのサービスを創設するとともに、就労意欲のある障害者については、「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」を設け、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、福祉施設における就労の場を拡大しているほか、 ② 予算事業として、受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行を進めるため、都道府県において「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施するとともに、就労支援の充実強化のため、各都道府県が「工賃倍増5カ年計画」に基づき実施する事業を支援する事業を実施し、工賃水準の引上げのための取組みを推進している、

など、全国的に実施すべき施策と各地域の実情に応じて実施する施策を組み合わせる有効な取組を行っているところである。

(効率性)

- 障害者自立支援法におけるサービスについては、市町村及び都道府県が障害福祉計画を策定し（障害者自立支援法第 88 条、第 89 条）、その基盤整備を行っているところであるが、これに際しては、
 - ・ 地域の障害者の実情やサービスに対するニーズを把握しながら、それぞれの地域において必要な障害福祉サービスの種類及び量を事前に見込む、
 - ・ 地域移行や就労支援などの課題への対応が遅れている地域については、その地域の実情を勘案しながら、市町村と都道府県が協働して、広域的観点からサービス事業所の整備を行う、
 - ・ 障害者自立支援法上の障害福祉サービスのほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」などの事業や各都道府県で策定する「工賃倍増 5 年計画」の役割についても計画上位位置づけることとし、地域資源を活用するとともに、個々の障害者へのきめ細かな支援ができるよう取組を行う、など、効率的かつ計画的な方法を採用している。

(総合的な評価)

- 障害者の地域における自立した生活の実現に向けては、以上のように、全国的に実施する障害福祉サービスや地域の実情に応じて実施する事業等によって、国・地方自治体において着実な取組を行っているところである。

施策目標に係る評価においては未集計の指標も含まれているものの、福祉施設入所者の地域生活への移行者数は 3 年間で 1.4 万人に及ぶほか、個別目標を達成するための事務事業に係る指標が示すように、サービス量やサービス利用者数は着実に増大しており、総合的には、施策目標の達成に向け、有効かつ効率的な取組を行っていることと評価できる。

- しかしながら、施設入所者の地域移行については、施設入所者総数についてみると、施設を退所した者とほぼ同数の新規入所者がいるために、施設入所者総数自体の減少幅が小さい^(※)状況にあることから、退所が可能な者については地域移行を更に進めていくとともに、できるだけ地域での自立した生活を継続していけるよう支援していくことが必要である。

(※) 平成 17 年 10 月時点の施設入所者数は 139,009 人であるのに対し、平成 19 年 10 月時点の施設入所者数は 138,620 人となっており、入所者総数でみると 389 人（平成 17 年 10 月の入所者総数の 0.3%）の減少にとどまっている。

（「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ））

- このような中、障害者自立支援法については、法附則における施行後 3 年の見直し規定を踏まえ、制度全般にわたる見直しを行うこととされていたところである。

この点、

- ① 平成 20 年 12 月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書「障害者自立支援法施行後 3 年の見直しについて」においては、障害者自立支援法の「障害者ができるだけ地域で自立して暮らせるようにするという理念」については「合意が得られているもの」とされ、地域移行や就労支援についても、引き続き、充実を図っていくべきとされている
- ② さらに、平成 21 年 2 月に「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」においてとりまとめられた「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」においても、「障害者が地域で普通に暮らすことや自立と共生の社会づくりを目標とする『障害者自立支援法』の基本理念を堅持しつつ」、同法を抜本的に見直すこととされている

ことなど、障害者の自立した地域生活の実現に向けての取組については、その充実が一層求められているところである。

- これを受け、平成 21 年 3 月 31 日に「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

同法律案においては、地域移行に係る課題への対応として、

- ① 地域移行を更に進めていくという観点から、グループホームやケアホームのサービスを利用しやすくするよう、入居者に対してその利用に伴い必要となる費用の助成を行うこととする
- ② 施設入所者などが地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備などについて支援が必要であることから、入所等の段階から退所後の生活を見据えてグループホームなどを体験利用する場合や住居の確保のためのサポートを行う「地域移行支援」を創設する
- ③ 地域移行した障害者が実際に地域で安心して暮らしていくため、地域生活を始めた障害者に対して 24 時間にわたって緊急時の相談・連絡などの体制を整備し支援を行う「地域定着支援」を創設する

など、地域移行を更に進めるとともに、できるだけ地域での自立した生活を継続していけるようにするための支援を行っていくこととしている。

また、法律案とは別途、身体障害者がグループホーム・ケアホームを利用できるよう、平成 21 年 10 月までに必要な措置を行うこととしている。

このように、施策目標の達成に向けては、引き続き、サービス提供基盤の強化を図っていくほか、現行の施策を着実に実施していくとともに、障害者の自立した地域生活への支援を一層充実させるための制度づくりに向けて取組んでいく必要がある。

(評価結果の分類)

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

(理由)

- 施策目標の達成に向けては、障害福祉サービス等の地域的な偏在や不足を解消するため、全国的なサービスの提供基盤の強化を図ることとしているところであるが、「施策目標の評価」において示したように、今後ともサービスの必要量の増大が見込まれており、障害者の自立した地域生活への支援の一層の充実が求められている。
- こうした中、必要なサービス量を確保するとともに、その質の向上を図る必要があるため、平成22年度概算要求においては、
 - ・ 障害者就業・生活支援センターの増設
 - ・ 精神障害者の地域移行・地域定着にかかる支援の強化
 - ・ グループホーム・ケアホームにおけるエレベーター設置、短期入所事業所、児童デイサービス事業所の整備促進
 等に係る所要の財源を要求することとしている。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 福祉施設入所者の地域生活への移行者数 (単位:人) (平成17年度入所者数約14万人のうち、 1.9万人以上/平成23年度)(前年度以上/ 平成20年度・21年度)	—	—	—	9,344 [49.1%]	14,098 [74.2%]
2 受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者の退院者数 (平成19年度入院患者数約4.9万人のうち、 3.7万人以上/平成23年度)(前年度以上/ 平成20年度・21年度)	—	—	—	—	—
3 一般就労への年間移行者数(単位:万人) (0.9万人以上/平成23年度)	—	0.2	—	—	—
(調査名・資料出所、備考)					
○ 指標1は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」(社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)によるものであるが、平成19年度の数値は、平成17年10月から平成19年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,586施設から回答を集計(回収率約92%))であり、平成20年度の数値は、平成19年度の数値と平成19年10月から平成20年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,450施設から回答を集計(回収率約91%))を合計した数である。(目標達成率は平成23年の目標値である1.9万人を分母として計算している。)					
○ 指標2については、平成20年度の数値について、集計方法を含め、今後検討することとしている。					
○ 指標3は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)による。平成16、18、19年度分は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。					

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
 - ① 評価結果を踏まえ、グループホーム・ケアサービスの充実、訪問系サービスの充実、日中活動サービスの充実等を一層推進するため、介護給付・訓練等給付費にかかる予算を拡充して計上した。
(継続)
 - ・ 介護給付・訓練等給付費
(平成22年度予算額:569,073百万円[平成21年度予算額:504,918百万円])
 - ② 評価結果を踏まえ、既存の経営コンサルタント派遣等の事業に加え、工賃水準のさらなる引上げに資するため、
 - ・ 工賃引上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の開催
 - ・ 未着手事業所の職員に対する研修(工賃引上げのための計画作成等を通じた人材養成)
 - ・ 複数の施設への仕事の分配、品質管理等を一括して行う「共同受注窓口組織」を検討するためのモデル事業を新たに実施することとし、所要の予算を計上した。
 - (継続)
 - ・ 工賃倍増5か年計画支援事業
(平成22年度予算額:791百万円[平成21年度予算額:1,671百万円])
 - ③ 評価結果を踏まえ、市町村、都道府県における地域生活支援事業を推進するために、コミュニケーション支援事業、相談支援事業を含む地域生活支援事業に係る予算を計上した。
(継続)
 - ・ 地域生活支援事業
(平成22年度予算額:44,000百万円[平成21年度予算額:44,000百万円])
- ※ 工賃倍増5か年計画支援事業は行政刷新会議「事業仕分け」の結果を踏まえ、予算縮減。

反映状況分類	④	機構・定員要求への反映	—
--------	---	-------------	---

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主な)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
成長力底上げ戦略(基本構想)	平成19年2月15日	「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

もの)			授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。」

<p>施策名</p>	<p>公的年金制度の持続可能性を確保すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>公的年金は、高齢者世帯の所得の7割を占め、6割の高齢者世帯が公的年金の収入だけで生活しているなど、公的年金制度は老後の所得保障の柱となっている。このような年金制度を、少子高齢化の中でも安定したものとするため、平成16年に、長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとする観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険料水準固定方式の導入 ② 給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入 ③ 基礎年金国庫負担割合の引上げ ④ 積立金の活用 <p>の4つを柱とする制度改正が行われた。</p> <p>この平成16年年金制度改正において、年金財政については給付と負担の均衡が確保されているかどうかについて少なくとも5年ごとに検証し、財政の現況及び見通しを作成することとなっている(財政検証)。このため、金融や経済の専門家で構成される社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会で議論された長期の経済前提等を用いて検証を行い、平成21年2月23日に平成21年財政検証の結果を公表したところである。</p> <p>また、国際的な人的交流の活発化に対応し、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっている。経済団体等関係各方面からも、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。</p> <p>(有効性)</p> <p>公的年金は、少子高齢化の急速な進行などにより、制度改正を行わなければ大幅な赤字財政に陥る状況にあったことから、平成16年年金制度改正により、給付と負担の在り方の大幅な見直しを行い、持続可能な公的年金制度の構築を図ったところである。</p> <p>平成20年度において、社会保障協定の発効に至ったものが2件、署名を行ったものが2件、また、政府間交渉を実施、又は、当局間協議を実施したものが5件となるなど一定の成果をあげており、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することは、国際化の進展への対応として有効な手段であった。</p> <p>(効率性)</p> <p>平成16年年金制度改正は、同年10月より順次施行されており、効率的に実施されている。</p> <p>平成20年度においては、1カ国との間で当局間協議を新規に開始し、2カ国との間で社会保障協定の署名を行った。また、1カ国との間で協定締結を前提としない作業部会を行った結果、当局間協議を開始することとしたなどの実績を残しており、効率的に施策を実施していると評価できる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>平成21年2月に公表された財政検証においては、将来の厳しい出生率の動向や現下の厳しい経済状況を織り込み、長期的には現下の経済状況の混乱を脱し、再び安定的な成長軌道に復帰する姿を想定しており、その中でも、「基本ケース」^(注)の下では、最終的な所得代替率は50.1%になるとの試算となり、これによって年金の長期的な給付と負担の均衡が確保されていることが確認された。</p> <p>財政検証との乖離状況(積立金)については、平成20年度の数値は集計中であるが、平成16～19年度は、実績値が財政再計算結果を上回っている。</p> <p>平成16年年金制度改正においては、急速に進行する少子高齢化を見据え、将来にわたり年金制度を持続可能なものとするため、給付と負担の両面にわたる見直しを実施し、新たな年金財政の枠組みを構築した。その際、基礎年金の国庫負担割合については、法律の本則上2分の1とするとともに、改正法の附則において、3分の1から2分の1に引き上げる道筋を示した。</p> <p>この道筋を踏まえ、各年度において基礎年金国庫負担割合の段階的な引上げを実施するとともに、2009(平成21)年通常国会において、基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するための「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が同年6月19日に成立し、6月26日に公布されたところである。</p> <p>本法案は、2009(平成21)年度及び2010(平成22)年度において、財政投融资特別会計からの一般会計への繰入れにより臨時の財源を手当てし、基礎年金国庫負担を2分の1とするとともに、税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で2分の1を恒久化し、仮に恒久化する年度が2012(平成24)年度以降となった場合には、それまでの間も、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずることにより2分の1とすること等を内容とするものである。</p> <p>国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったスイスとの間で、社会保障協定の締結に向けて、平成20年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成した。また、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望の強かったイタリア及びスペインの2カ国との間で、平成20年度中に当該協定を署名するなどの成果があったと評価できる。</p>

以上を踏まえると、施策目標である「公的年金制度の持続可能性を確保すること」については、目標の達成に向け進展していると評価できる。

基礎年金国庫負担割合2分の1の実現によって、平成16年年金制度改正における年金財政の枠組みは完成し、年金財政の安定性は高まることとなった。しかしながら、年金制度の成熟化により、40年加入の満額年金を受給する高齢者が多数現れるようになった昨今、高齢者間の所得格差が拡大しているとの指摘等とあいまって、無年金・低年金者が存在するという実態に焦点が当たようになってきている。公的年金制度の在り方については、労使の関係団体や報道機関からの提言、国会での議論等を通じて、様々な見解が示されているが、2008（平成20）年11月に取りまとめられた社会保障国民会議の最終報告においては、基礎年金の最低保障機能の強化等が提言されており、これを踏まえつつ、社会保障審議会年金部会でも2008年11月末に、低年金・低所得者に対する年金給付のあり方等平成16年年金制度改正で残された課題について、年金部会における議論の中間的な整理が取りまとめられたところである。

また、2008年末に閣議決定された持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」において、社会保障機能強化の工程表が示された。これを受け、上述の「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」の附則には、基礎年金の最低保障機能強化等についての検討規定が盛り込まれている。

（注）出生中位（1.26〔2055（平成27）年〕）、経済中位（長期の物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%〔2016（平成28）年度以降〕）のケース

（評価結果の分類）

見直しを行わず引き続き実施

（理由）

平成20年度においても、目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 財政検証との乖離状況(積立金) (単位:兆円) (平成21年財政検証結果の数値 以上/毎年度)	【102.4%】	【106.6%】	【108.1%】	【105.0%】	【-%】
・厚生年金 実績	171.1	174.2	173.6	166.4	-
財政検証結果	167.5	163.9	160.8	158.3	145.3
・国民年金 実績	11.7	12.0	11.7	10.8	-
財政検証結果	11.0	10.8	10.6	10.4	9.9
2 マクロ経済スライドによる給付水 準調整(累積スライド調整率)(単 位:%) (平成21年財政検証結果の数値 以下/毎年度)	【-%】	【0%】	【0%】	【0%】	【0%】
実績	-	0.0	0.0	0.0	0.0
財政検証結果	-	0.0	0.0	0.4	0.0
3 社会保障協定の締結に向けた当局 間協議新規開始国数(単位:件) (1カ国以上/毎年度)	【100%】	【0%】	【300%】	【300%】	【100%】
	1	0	3	3	1
(調査名・資料出所、備考) (指標1について)					
<ul style="list-style-type: none"> ・財政検証結果どおりに積立金の実績が推移しているかどうかを検証するための指標である。 ・「実績」は、財政検証と比較できるよう、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値(年度末現在)である。なお、平成17年度以降については、独立行政法人福祉医療機構への出資金のうち、将来の給付費等への充当を予定している分を含んでいる。 ・「財政検証結果」は、平成21年財政検証結果による。ただし、平成19年以前は、平成16年財政再計算結果による。 ・平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年7月頃公表予定。 ・年金局数理課調べによるものである。 					

※財政再計算から財政検証へ
 平成16年年金制度改正以前は、年金制度を長期的に安定したものとするため、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定する財政再計算を行うとともに、必要に応じ制度改正を行っていたものである。
 平成16年年金制度改正において、保険料の上限を固定したため財政再計算は行われなくなったが、給付と負担の均衡が確保されているかどうかについて少なくとも5年ごとに検証し、財政の現況及び見通しを作成（財政検証）することとなった。

【参考】厚生労働省ホームページ 平成21年財政検証結果等
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>
<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/index.html>

(指標2について)

- ・財政検証結果どおりにマクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率が推移しているかどうかを検証するための指標である。
- ・マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。
- ・なお、平成17年～20年の実績欄の数値が0.0となっているのは、平成20年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われなかったことによるものである。
- ・年金局年金課・数理課調べによるものである。

(指標3について)

- ・社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。
- ・当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。
 平成16年度 オランダ
 平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア
 平成19年度 アイルランド、ハンガリー、スウェーデン
 平成20年度 スイス

【参考】厚生労働省ホームページ 社会保障協定について
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

- ・年金局国際年金課調べによるものである。

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進することとし、所要の予算を計上した。
 (継続)
- ・ 年金財政検証事業
 (平成22年度予算額：384百万円 [平成21年度予算額：115百万円])
- ・ 公的年金制度の財政状況の報告聴取事業
 (平成22年度予算額：58百万円 [平成21年度予算額：66百万円])
- ・ 年金通算協定事業
 (平成22年度予算額：28百万円 [平成21年度予算額：31百万円])

反映状況分類 ③ 機構・定員要求への反映 —

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政の基本方針2008	平成20年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険適用拡大を実現する。 ・ 基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げる。
社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者雇用促進の観点からの在職高齢年金制度の見直しの検討 ※ さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方等指摘されている論点等について検討 ・ 継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指すとともに、その後更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討
持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	平成20年12月24日閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金の最低保障機能の強化

施策名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること
施策の概要	高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【評価結果の概要】

(現状分析(施策の必要性))

介護保険制度の施行後、要支援・要介護認定者数は増加しており、施行直後と施行8年後の要支援・要介護認定者数と比較すると約2.1倍となっている。特に軽度者(要支援1～要介護1)は、約2.3倍と大きく増加している。軽度者は、体を動かさないことにより徐々に生活機能が低下していく「老年症候群」の状態にある者や、その状態にある可能性の高い者が多いことが特徴であり、こうした者が、本人でできることは可能な限り本人が行うという観点で、介護予防サービスの適切な利用や介護予防事業への参加等により、状態の維持・改善を図ることが期待されている。

(有効性)

平成19年度は、54,793人の特定高齢者が改善しており、前年度の16,144人に比べて大幅に増加している。

また、継続的評価分析支援事業の参加市町村における予防給付受給者(要支援1相当)のうちの維持改善した者の割合は、平成16年に比べて、平成19年の方が増加している。このように、介護予防事業の実施や新予防給付により、介護予防・健康づくり等が推進されており、施策目標達成のための有効な取組を行うことができたものと評価できる。

(効率性)

平成19年度は、改善した特定高齢者の人数が増加するとともに、参考指標1にあるように、特定高齢者施策参加者数も増加している。また、継続的評価分析等支援事業の参加市町村における要支援1相当の者及び特定高齢者相当の者1人1年間にかかる費用は、平成16年に比べ平成19年の方がそれぞれ減少している。このように、特定高齢者事業及び予防給付の効率的な実施が図られたところであり、施策目標達成のための効率的な取組を行うことができたものと評価できる。

(総合的な評価)

介護予防事業の実施や新予防給付等の取組を通じて、高齢者の介護予防・健康づくりの推進等を行うことができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を継続していくことが必要である。

(評価結果の分類)

見直しを行わず引き続き実施

(理由)

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するため、引き続き介護予防関連事業を推進する必要があるとともに、これまで行われてきた取組に有効性及び効率性が認められるため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標						
(達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	改善した特定高齢者の人数 (前年度以上/毎年度)	-	-	16,144 【-%】	54,793 【339.4%】	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
指標1は、介護予防事業報告(老健局調べ)による。なお、介護予防事業とは、平成18年度から創設された、市町村が地域支援事業として実施している事業であり、要支援・要介護となる前的高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防する目的で行われている事業である。						
介護予防事業は、基本チェックリスト等の生活機能評価によりスクリーニングされた要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者(特定高齢者)を対象とする特定高齢者施策(ハイリスクアプローチ)と、全ての高齢者を対象とする一般高齢者施策(ポピュレーションアプローチ)を組み合わせて行われている。						
平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年3月頃に公表予定。						
なお、予防給付受給者については、全国的な指標はないが、継続的評価分析支援事業(継続的評価分析支援事業とは、国が新予防給付サービス等の費用対効果等の評価・検証を行うに当たり、そのデータを取得するため、自治体における評価・検証等に資する事業を支援するための事業)に基づき全国83市町村から収集したデータ(老健局調べ)を分析した。その分析によって、平成19年1月～12月の事業参加市町村における予防給付受給者(要支援1相当)の状態を一年間追跡したところ、76.6%の者が維持改善しており、予防給付導入前の平成16年1月～12月の割合(61.1%)に比べ増加となっており、予防給付導入による効果が検証された。						
【参考】厚生労働省ホームページ						
http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0411-2.html						
http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/tp0417-1.html						
http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/s0528-5.html						

参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	特定高齢者施策参加者数（人）	—	—	50,965	109,356	集計中
(調査名・資料出所、備考) 参考統計1は、介護予防事業報告（老健局調べ）による。 なお、平成20年度の数値は、平成22年3月頃に公表予定である。						

**政策評価の結果
の政策への反映
状況**

- 予算要求
 評価結果を踏まえ、高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進することが出来ているので、事業を継続することとし、所要の予算を計上した。
 (継続)
- ・ 介護予防実態調査分析支援事業
 (平成22年度予算額：342百万円 [平成21年度予算額：360百万円])
 - ・ 地域支援事業
 (平成22年度予算額：69,792百万円 [平成21年度予算額：63,755百万円])
 - ・ 介護予防市町村支援事業
 (平成22年度予算額：120百万円 [平成21年度予算額：149百万円])
 - ・ 高齢者地域福祉推進事業
 (平成22年度予算額：3,040百万円 [平成21年度予算額：3,040百万円])
- ※ 地域支援事業（介護予防事業）については、行政刷新会議「事業仕分け」の結果を踏まえ、予算額を見直した。

反映状況分類 | ③ | 機構・定員要求への反映 | —

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
—	—	—

<p>施策名</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>高齢者、特に認知症高齢者や一人暮らし高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>介護保険制度については、平成12年4月の施行から10年目をむかえ、要介護認定者数、サービス事業者数が増加するなど、国民の間に広く普及してきたところであるが、その一方で、我が国全体の介護費用が3.6兆円(平成12年度実績)から7.7兆円(平成21年度予算)に増加するなど、制度の持続可能性を確保していくことが課題になっている。また、今後とも、国民の保健医療の向上及び福祉の増進のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要である。このため、介護給付の適正化や要介護認定の適正化などを通じて、介護保険制度の適切な運営を図っていくことが必要である。</p> <p>他方、今後、高齢化が急速に進み、要介護者・要支援者も現在以上に増加することが見込まれていることから、これらの要介護者等に対して良質な介護サービスを提供していくための基盤整備を進めていくことも重要である。</p> <p>さらに、今後増加が見込まれている認知症高齢者対策についても、重点的に対応していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成19年度においては、介護給付費等費用適正化事業、要介護認定適正化事業等の取組を通じて、各種給付適正化を実施する保険者の割合がほぼ100%になる、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率が前年度に比べて減少する等の効果が生じており、介護保険制度の適切な運営につながる取組を行えたものと考えられる。</p> <p>また、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護サービス情報の公表制度支援事業等の実施を通じて、介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者の割合が増加する、介護サービス情報の公表事業所数が大幅に増加する等の効果が生じており、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図るための取組を行えたものと考えられる。</p> <p>したがって、施策目標達成のための有効な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>平成19年度においては、各種給付適正化を実施する保険者の割合がほぼ100%になる、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率が前年度に比べて減少する等の効果が生じている。これは、介護保険制度の運営主体である保険者主体の取組を推進するとともに、保険者の事務の合理化を図るものであり、介護保険制度の適切な運営を図るための効率的な取組を行えたものと考えられる。</p> <p>また、介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者の割合が増加する、介護サービス情報の公表事業所数が大幅に増加する等の効果が生じている。こうしたことから、地域密着型サービスの普及により、要介護者等が可能な限り地域で生活し続けられるようなサービス提供が促進されるとともに、サービス利用者の選択に基づくサービスの質の向上等が図られると考えられるところであり、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図るための効率的な取組を行えたものと考えられる。</p> <p>したがって、施策目標達成のための効率的な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>各種事業の実施等の取組を通じて、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じた介護保険制度の適切な運営、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図ることができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を実施していくことが必要である。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(理由)</p> <p>高齢者が住み慣れた地域において自立し、尊厳を持って生活できるよう、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤を整備していくことは重要であり、この施策目標の実施に関して、これまで、有効かつ効率的な取組を行ってきたことから、今後とも、引き続き、これまでの取組を実施していくことが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)ただし、指標2については、【 】内 は、目標達成状況(達成水準-実績値)。					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 各種給付適正化を実施する保険者の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	76 【-%】	79 【104%】	99 【125%】	99 【100%】	集計中
2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率 (単位:ポイント) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度)	-	-	18.9 【-%】	20.4 【-1.4p】	19.2 【1.2p】
3 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合 (単位:%) (前年度以上/毎年度)	-	-	5.9 【-%】	7.0 【118.6%】	7.6 【108.6%】
4 介護サービス情報の公表事業所数 (単位:事業所数) (前年度以上/毎年度)	-	-	93,530 【-%】	112,171 【119.9%】	215,717 【192.3%】
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、介護給付適正化推進運動実施状況調査による。 ・ 指標2は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告による。(老健局老人保健課調べ) ・ 指標3は、「介護給付費実態調査月報」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年3月のサービス提供実績を基に算出された数値を記載している。 なお、「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域・自宅での生活を支援していく観点から、平成17年介護保険制度改革で制度化されたものであり、数値は平成18年度からのものである。 ・ 指標4は、老健局振興課調べによるものであり、介護サービスを提供している事業所のうち、都道府県の指定情報公表センターのホームページにおいてサービス情報の公表を行っている事業所数である。					

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
評価結果を踏まえ、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ることが出来ているので、事業を継続することとし、所要の予算を計上した。
(継続)
- ・ 介護給付費等費用適正化事業
(平成22年度予算額:69,792百万円の内数[平成21年度予算額:67,855百万円の内数])
 - ・ 要介護認定適正化事業
(平成22年度予算額:180百万円[平成21年度予算額:183百万円])
 - ・ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
(平成22年度予算額:26,300百万円[平成21年度予算額:38,700百万円])
 - ・ 地域介護・福祉空間整備推進交付金
(平成22年度予算額:2,000百万円[平成21年度予算額:2,000百万円])
 - ・ 介護サービス情報の公表制度支援事業
(平成22年度予算額:302百万円[平成21年度予算額:336百万円])
 - ・ 介護支援専門員資質向上事業
(平成22年度予算額:175百万円[平成21年度予算額:350百万円])
 - ・ 介護サービス指導者等養成研修等事業
(平成22年度予算額:100百万円[平成21年度予算額:0円])
 - ・ 認知症対策等総合支援事業
(平成22年度予算額:2,690百万円[平成21年度予算額:3,029百万円])
- ※ 介護支援専門員資質向上事業については、行政刷新会議「事業仕分け」の結果を踏まえ、予算額を見直した。
※ 介護サービス適正実施指導事業については、行政刷新会議「事業仕分け」の結果を踏まえ地方に移管。ただし、地域包括支援センター職員への研修等については、指導者を対象とする事業として新たに大幅に縮減した上で別途要求。

反映状況分類 ③ 機構・定員要求への反映 —

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	「安心社会の実現のために、社会保障の機能強化・効率化と雇用を軸とした生活安心保障の再構築を進める。その財源については、第1章4.(2)の基本方針に従って確保する。」

		<ul style="list-style-type: none"> 「安定財源を確保した上で、2015年までの「医療・介護及び子育てサービス・人材整備」目標を実現する。」
持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	平成20年12月24日 閣議決定 平成21年6月23日 一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 「国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。」

施策名	国際機関の活動への参画・協力を推進すること																																						
施策の概要	保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野における様々な課題について、国際社会に貢献するため、世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関を通じて、技術協力事業、国際的な研究・分析事業へ協力する。																																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（現状分析（施策の必要性）） （個別目標1について） グローバル化が進展する中で、急速な技術革新、産業構造の変化に伴い、労働分野における諸問題の解決は、開発途上国の安定的・持続的な社会的・経済的発展の条件となっており、重要な課題でもある。 特にアジア・太平洋地域の開発途上国においては、年々、我が国との社会的・経済的な関係が深化しており、技術協力を通じて、同地域の発展のために、労働環境の整備を推進することは、関係の深い我が国の発展にもつながるものであり、政策的にも重要である。 こうした状況において、同地域の安定的・持続的な経済発展の基盤として、労働環境の整備を進めるために、ILOが持つ専門的知識やノウハウを活用した技術協力を行うことが必要である。 （個別目標2について） 近年国際社会でその重要性が高まっている保健医療・公衆衛生分野における諸課題に対して、各国が協力することにより、例えば、世界共通の課題となっている感染症問題に適切かつ迅速に対処することが可能となり、これは我が国の感染症対策の実施の上で、重要である。 また、発展途上国における保健医療の水準の向上に寄与することにより、安定的・持続的な経済発展の基盤となり、その国の開発・発展にも貢献することとなる。 （個別目標3について） OECDは、世界経済の主要国の雇用・社会分野の様々な課題に関して多角的・総合的な研究・分析を行っており、これを通じて、我が国の雇用・社会保障政策等の改善が図られる。このため、OECDが行う事業のうち、我が国の政策立案・運営に資する研究・分析事業に拠出し、当該事業の効果的実施に貢献することが、我が国にとって必要である。</p> <p>（有効性） 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国は長年の経験を有しており、東南アジアを中心としたアジア・太平洋地域各国におけるこれらの分野に係る課題を解決するために、我が国の経験を踏まえた支援を行うことは、効果的である。また、OECDによる研究・分析に参加することにより我が国の雇用・社会保障政策等の改善が図られるため、OECDの事業への拠出は有効である。</p> <p>（効率性） 現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた我が国の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものである。また、ILOやWHO等の専門知識、経験を有する国際機関を通じた協力を行うことにより、より効果的な事業を実施することが可能となっている。 また、我が国が積極的に協力・貢献しているOECDの雇用や医療に関する事業に対して、先進各国からも効果や効率性等について高い評価を得ている。</p> <p>（総合的な評価） 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等における国際機関を通じた協力については我が国の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会へ貢献するだけでなく、我が国の施策の検討や制度の安定等に資するものであるため、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。 今後の課題として、金融危機に端を発した経済危機が労働市場へ与える影響、新型インフルエンザ発生のような様々な問題に即応した事業が実施されるよう国際機関に働きかけること等により、日本のプレゼンスを高めていくことが必要である。</p> <p>（評価結果の分類） 見直しを行わず引き続き実施 （理由） 適正に事業を行っているため。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="518 1709 1241 2134"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標</th> </tr> <tr> <th colspan="6">（達成水準／達成時期）</th> </tr> <tr> <th colspan="6">※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>プロジェクト毎に設定されている計画目標(immediate objectives)の達成状況 (前プロジェクトと同程度/各プロジェクト終了時)</td> <td>【 %】</td> <td>【 %】</td> <td>【 %】</td> <td>100% 【100%】</td> <td>集計中 【-%】</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合(80%/毎年度)</td> <td>【-%】</td> <td>【-%】</td> <td>85% 【106%】</td> <td>100% 【125%】</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table>	施策目標に係る指標						（達成水準／達成時期）						※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）							H16	H17	H18	H19	H20	1	プロジェクト毎に設定されている計画目標(immediate objectives)の達成状況 (前プロジェクトと同程度/各プロジェクト終了時)	【 %】	【 %】	【 %】	100% 【100%】	集計中 【-%】	2	アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合(80%/毎年度)	【-%】	【-%】	85% 【106%】	100% 【125%】	集計中
施策目標に係る指標																																							
（達成水準／達成時期）																																							
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																																							
	H16	H17	H18	H19	H20																																		
1	プロジェクト毎に設定されている計画目標(immediate objectives)の達成状況 (前プロジェクトと同程度/各プロジェクト終了時)	【 %】	【 %】	【 %】	100% 【100%】	集計中 【-%】																																	
2	アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合(80%/毎年度)	【-%】	【-%】	85% 【106%】	100% 【125%】	集計中																																	

3 OECD事業実施報告における各事業の質に対する各国評価平均 (中程度 (medium) =3以上 (平成16年事業は、0~4の5段階で評価しているため、平均 (average) = 2以上) / 2年に1回)	2.96 【148%】	3.66 【122%】	3.59 【120%】	集計中	集計中
---	----------------	----------------	----------------	-----	-----

(調査名・資料出所、備考)

指標1については、ILOの持つ専門的知識やノウハウを活用し、ニーズにあった協力を行うために日本が拠出しているプロジェクトについて、そのプロジェクト毎に設定される計画目標の達成状況を、国際労働機関アジア太平洋地域事務所 (ILO・ROAP) の作成する報告書を基に、平成19年度プロジェクトから把握することとしている。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成22年度第1四半期に公表予定。

指標2について、アジア太平洋地域技能就業能力計画 (SKILLS-AP) ワークショップの参加者の所属機関 (各国能力開発行政機関) による評価結果 (ワークショップで得られた知識・スキルを新しい制度の導入、既存の制度の運営等に活用できたか) である。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年11月に公表予定。

- ・ アジア太平洋地域技能就業能力計画 (SKILLS-AP) について：アジア太平洋地域における加盟各国の職業能力開発及び技能水準の向上、雇用の拡大ひいては経済・社会開発の促進を目的とし、職業生涯を通じた持続的技術開発、若年者・女性等の能力開発へのアクセスの確保、職業教育訓練の質の確保等の幅広い分野で、各国の人材開発関係機関の相互協力を促進しつつ、調査・研究の実施、セミナー、ワークショップ、研修の実施、技術会合の開催等の活動を行う計画

指標3について、

資料出所：OECD事業実施報告 (PIR, Programme Implementation Reporting)

- ・ PIRについて：OECD加盟国がOECDの事業の「質」 (Quality) を1~5の5段階で評価し、OECD事務局が各国の評価の集計・平均値の算出を行った結果に関する調査報告。
- ・ PIR対象事業と当省予算の関係：PIR対象年の事業に対しては、前年度予算により拠出 (平成18年 (暦年) 事業については、平成17年度予算により拠出)。
- ・ 政策評価の対象事業：当省が拠出金を出しているOECDの事業に係るもの。
- ・ 評価は2年おきに実施され、H19年及びH20年分は、H21年9月頃に公表予定。

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
政策評価結果を踏まえ、政策目標達成のために必要な経費を継続して計上した。
(継続)
 - ・ アジア太平洋地域就業能力計画 (SKILLS-AP) に対する協力
(平成22年度予算額：14百万円 [平成21年度予算額：18百万円])
 - ・ OECDの雇用労働社会分野の研究・分析
(平成22年度予算額：37百万円 [平成21年度予算額：40百万円])
 - ・ 開発途上国におけるエイズ対策の推進
(平成22年度予算額：303百万円 [平成21年度予算額：332百万円])

反映状況分類 ③ 機構・定員要求への反映 —

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
—	—	—

施策名	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること																																																											
施策の概要	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。																																																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>厚生労働科学研究では、厚生労働行政施策の適切妥当な科学的根拠の形成に資する幅広い研究を実施しているところである。近年は特に、健康安心の推進、先端医療の実現、及び健康安全の確保に資する研究を推進しており、具体的な事例として、がんの革新的予防・診断・治療法の開発に関する研究や、生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的な生活習慣病対策の推進に関する研究等を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適切かつ効果的な実施を確保することが必要となっている。</p> <p>(有効性)</p> <p>各研究事業の評価委員会については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成17年8月25日厚生科学課長決定。以下「指針」という。)に基づいて各事業毎に年1回以上開催している。研究評価には、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価がある。事前評価では、厚生労働行政にとって真に必要な研究開発課題を厳選することにより効果的な資金配分に寄与し、中間評価では、研究成果が施策に反映されるように研究の進め方に適切な助言等を行い、事後評価では、研究の達成・未達成の確認、以後の評価での活用、以後の研究事業の企画・実施への活用など、評価委員会の評価を通じ、各研究事業の有効な実施が図られている。</p> <p>(効率性)</p> <p>各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員(学識経験者等)が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、中間評価では当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>各研究事業の適正かつ効果的な実施には、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施が不可欠である。上記のとおり各研究事業で年1回以上評価委員会が開催され適切な評価が行われていることにより、各研究事業の適切かつ効果的な実施が図られていると評価できる。</p> <p>なお、「厚生労働行政の在り方に関する懇談会最終報告」(平成21年3月30日)において、「政策が多くの国民の理解と納得を得られるよう、企画立案の裏付けとなるような研究を推進することが必要。また、研究の成果を政策立案に的確に活かす仕組みと体制を確立すべき。」とされており、今後、その方向で取り組んでいく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施 (理由)</p> <p>施策目標の達成に向けて着実に進展しているため。</p>																																																											
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="443 1384 1275 2040"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 研究評価委員会の開催件数 (単位:回) (年1回以上/毎年度)</td> <td>61 【-】</td> <td>65 【-】</td> <td>62 【-】</td> <td>64 【-】</td> <td>78 【100%】</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 研究評価委員会は研究事業ごとに設置されるものであり、数値は開催された研究評価委員会の総件数、目標達成率は、1回以上評価委員会を開催した評価委員会の割合である。 </td> </tr> <tr> <th>参考統計</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> <tr> <td>1 厚生労働科学研究費補助金評価委員会数</td> <td>57</td> <td>62</td> <td>59</td> <td>64</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> </tbody> </table>	施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							H16	H17	H18	H19	H20	1 研究評価委員会の開催件数 (単位:回) (年1回以上/毎年度)	61 【-】	65 【-】	62 【-】	64 【-】	78 【100%】	(調査名・資料出所、備考)						<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 研究評価委員会は研究事業ごとに設置されるものであり、数値は開催された研究評価委員会の総件数、目標達成率は、1回以上評価委員会を開催した評価委員会の割合である。 						参考統計	H16	H17	H18	H19	H20	1 厚生労働科学研究費補助金評価委員会数	57	62	59	64	76	2						(調査名・資料出所、備考)				
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																																												
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																																												
	H16	H17	H18	H19	H20																																																							
1 研究評価委員会の開催件数 (単位:回) (年1回以上/毎年度)	61 【-】	65 【-】	62 【-】	64 【-】	78 【100%】																																																							
(調査名・資料出所、備考)																																																												
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 研究評価委員会は研究事業ごとに設置されるものであり、数値は開催された研究評価委員会の総件数、目標達成率は、1回以上評価委員会を開催した評価委員会の割合である。 																																																												
参考統計	H16	H17	H18	H19	H20																																																							
1 厚生労働科学研究費補助金評価委員会数	57	62	59	64	76																																																							
2																																																												
(調査名・資料出所、備考)																																																												

政策評価の結果 の政策への反映 状況	○ 予算要求 ・ 評価結果を踏まえ、厚生労働行政にとって真に必要な研究を厳選すること、また、評価による研究成果の施策への適切な反映の観点から、引き続き、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施を図ることとし、そのために必要な予算を計上した。評価結果を踏まえ、平成22年度予算を計上した。 (平成22年度予算額：45百万円)		
	反映状況分類	③	機構・定員要求への反映
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策（主な もの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	科学技術基本計画	平成13年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> 「第2期基本計画の期間中に競争的研究資金の倍増を目指す」こと等とされている。 「研究者が多様な経験を積むとともに、研究者の流動性を高めるため、産学官間の交流や国際交流を重視する」こととされている。 「研究成果、研究資源等の研究開発情報のデータベース化を引き続き推進する」こととされている。
	第3期科学技術基本計画	平成18年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> 「競争的資金及び間接経費の拡充」等の項目が盛り込まれている。

表 13-4-⑥ 事業評価方式により事後評価した政策

政策の名称	がん診療連携拠点病院機能強化事業（がん医療水準の均てん化促進事業）					
政策評価の結果の概要	<p>（事業の概要） がん医療水準の均てん化（全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差の是正を図ること）を推進するため、がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院を含む。以下同じ。）の整備を促進するとともに、国立がんセンター及びがん診療連携拠点病院において以下の事業を行う。</p> <p>① がん専門医療従事者研修事業 ② がん診療連携拠点病院ネットワーク事業 ③ 院内がん登録促進事業 ④ がん相談支援事業 ⑤ 地域のがん診療連携事業</p> <p>補助先：都道府県 補助率 1/2 （有効性の評価） 平成 20 年におけるがん診療連携拠点病院数は 351 となり、二次医療圏数（358）に対する整備率は 98%に達した。当該拠点病院において、がんの専門医療従事者の育成や、がん診療連携拠点病院ネットワークを構築したことは、がん医療の均てん化に有効であった。また、標準登録様式による院内がん登録を促進することは、がんに関する疫学的研究・がん検診の評価、がん医療の評価のために有効であった。</p> <p>（効率性の評価） ● 手段の適正性 平成 20 年において全国の 98%の二次医療圏に整備されたがん診療連携拠点病院において、不足しているがん専門医療従事者への研修や、かかりつけ医等を含めたがん診療ネットワークの構築等を行うことにより、効率的・効果的ながん医療水準の均てん化を図ることが可能となったところであり、手段は適正であると認められる。</p> <p>● 費用と効果の関係に関する評価 本事業を実施することにより、がん診療連携拠点病院の効率的・効果的な整備が可能となり、がん医療の連携体制が整えられたことから、重複診療や治療中断等の減少や、医療リソースの効率的使用が促進され、ひいては医療費の適正化につながったと考えられる。</p>					
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、平成 22 年度予算に計上した。 （継続） ・ がん診療連携拠点病院機能強化事業（がん医療水準の均てん化促進事業） （平成 22 年度予算額：3,431 百万円 [平成 21 年度予算額：5,406 百万円]）</p> <table border="1" data-bbox="403 1355 1445 1438"> <tr> <td data-bbox="403 1355 767 1400">概算要求への反映</td> <td data-bbox="767 1355 1445 1400">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1400 767 1438">機構・定員要求への反映</td> <td data-bbox="767 1400 1445 1438">-</td> </tr> </table>		概算要求への反映	○	機構・定員要求への反映	-
概算要求への反映	○					
機構・定員要求への反映	-					

政策の名称	医療施設の耐震化を促進するための補助事業	
政策評価の結果の概要	<p>（事業の概要） 医療機関における耐震化に要する費用を補助することにより、医療施設の耐震化を促進し、患者及び地域住民の安全・安心を確保する。</p> <p>（有効性の評価） アウトカム指標 1 及び 2 の災害拠点病院及び病院全体の耐震化率がともに上昇していることから、耐震診断及び耐震整備に対する補助事業により、医療施設の耐震化が着実に進展しているものと評価できる。</p> <p>（効率性の評価） 耐震性を評価するために実施する耐震診断に対する補助事業と、耐震診断の結果耐震性が認められなかった建物の耐震整備に対する補助事業を行うことにより、耐震整備が真に必要な医療施設の耐震化が効率的に進むものと考えられる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、必要な予算を計上した。 （継続） ・ 医療施設耐震化促進事業 （平成 22 年度予算額：25 百万円 [平成 21 年度予算額：84 百万円]）</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制施設整備交付金（耐震化整備は交付金の内数） （平成 22 年度予算額：8,874 百万円 [平成 21 年度予算額：9,860 百万円]）
概算要求への反映	○
機構・定員要求への反映	—

政策の名称	女性医師支援センター事業（医師再就業支援事業）	
政策評価の結果の概要	<p>（事業の概要） 女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うことにより、女性医師の再就業を支援する。また、再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図る。</p> <p>（有効性の評価） 女性医師の確保を図るために、離職防止の観点から、離職した女性医師の再就業を促す施策が実施され、女性医師の確保が推進されていることから施策目標の達成に向けて有効性が高いものと評価できる。</p> <p>（効率性の評価） 女性医師の確保を図るため、必要な養成機関を経て養成するよりも、既に免許を有しているが就業していない女性医師の復職及び再就業の支援を行うことは、施策目標の達成に関して効率的な取組であると評価できる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	○ 予算要求 事業内容を見直し、平成 22 年度予算に計上した。 （継続） <ul style="list-style-type: none"> 女性医師支援センター事業 （平成 22 年度予算額：156 百万円 [平成 21 年度予算額：168 百万円]） 	
	概算要求への反映	○
	機構・定員要求への反映	—

政策の名称	潜在助産師復職研修事業（産科診療所における助産師確保のためのモデル事業）	
政策評価の結果の概要	<p>（事業の概要） 助産師の産科診療所への就業を促すための啓発普及事業を実施するとともに、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術等に係る臨床実務研修等を行い、臨床実践能力の高い助産師を育成し、産科診療所への助産師の就業の促進を図る。</p> <p>（有効性の評価） 平成 18 年度から平成 20 年度までの実務研修受講者のうち、約 39.0%の潜在助産師が産科診療所等への就業につながり、その他の者についても、技術のレベルアップ等が図られたことで就労意欲が向上したとの事業報告があり、モデル事業として一定の成果があったものとする。</p> <p>（効率性の評価） 必要な養成機関を経て養成するよりも、すでに免許を有しているが就業していない助産師に対して復職研修及び再就業支援を行うことは、助産師の育成・強化に向けて効率的な取組であると評価できる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	○ 予算要求 行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ、予算概算要求額を見直した。 （平成 22 年度予算額：113 百万円 [平成 21 年予算額：121 百万円]）	
	概算要求への反映	○
	機構・定員要求への反映	—

政策の名称	看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業	
政策評価の結果の概要	<p>（事業の概要） 都道府県ナースセンターが実施している看護力再開発講習会等と連携を図り、教育研修が充実している病院で潜在看護師等に対して臨床実務研修を行うことや、病院から看護職員の確保が困難な医療機関に、指導看護師と研修看護師を派遣し、臨床実務研修を実施することにより、看護師確保が困難な地域・医療機関にいる看護職員の確</p>	

	<p>保を図るものである。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>平成18年度から平成20年度までの実務研修受講者のうち、約43.3%の潜在看護師が医療機関等への就業につながり、その他の者についても、技術のレベルアップ等が図られたことで就労意欲が向上したとの事業報告があり、モデル事業として一定の成果があったものとする。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>必要な養成期間を経て養成するよりも、すでに免許を有しているが就業していない看護師に対して復職研修及び再就業支援を行うことは、看護師の育成・強化に向けて効率的な取組であると評価できる。</p>				
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求</p> <p>行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ、予算概算要求額を見直した。</p> <p>(平成22年度予算額：69百万円 [平成21年度予算額：78百万円])</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>概算要求への反映</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機構・定員要求への反映</td> <td>—</td> </tr> </table>	概算要求への反映	○	機構・定員要求への反映	—
	概算要求への反映	○			
機構・定員要求への反映	—				

政策の名称	がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策				
政策評価の結果の概要	<p>(事業の概要)</p> <p>がんの医療水準の均てん化に向け、がん医療を中核的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行うことにより、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化を推進するものである。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>平成19年度末現在で、約440人の看護師に対する研修が実施され、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化が図られ、がん診療機能を有する医療機関の診療レベルの向上・維持に寄与していると考えられる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>必要な養成期間を経て養成するよりも、がんの診療機能を有している医療機関に勤務する看護師を対象に、がん医療を中核的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行うことは、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化を効率的に行うことができることから評価できる。</p>				
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求</p> <p>行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ、予算概算要求額を見直した。</p> <p>(平成22年度予算額：69百万円 [平成21年度予算額：138百万円])</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>概算要求への反映</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機構・定員要求への反映</td> <td>—</td> </tr> </table>	概算要求への反映	○	機構・定員要求への反映	—
	概算要求への反映	○			
機構・定員要求への反映	—				

政策の名称	臨床研修費等補助金
政策評価の結果の概要	<p>(事業の概要)</p> <p>医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)による改正後の歯科医師法の施行(「歯科医師臨床研修の必修化」及び「臨床研修の専念義務」)に伴い、平成18年4月より新歯科医師臨床研修制度がスタートしたところ。</p> <p>新歯科医師臨床研修制度は国民医療の基礎を担う重要な事項であることから、その施行に当たり指導体制等の充実を図ることが重要であり、現に研修歯科医を受け入れている臨床研修施設に対し、(1)指導歯科医等の確保経費、(2)研修プログラムの企画立案・管理経費、(3)研修歯科医受け入れのための環境整備等について必要な経費を補助する。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>歯科医師臨床研修の実施に当たり、指導歯科医の確保や、研修プログラムの充実及び研修歯科医受け入れのための環境整備等について補助を行うことで、良質な歯科医師臨床研修が可能となることから、歯科医師の資質の向上のために有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>現に研修歯科医を受け入れている、一定の水準を満たした臨床研修施設に対し必要な経費を補助するものであり、既存の臨床研修施設を活用して歯科医師臨床研修を充実させ、歯科医師の資質の向上を図ることができるため、手段として効率的であると</p>

	評価できる。
政策評価の結果 の政策への反映 状況	○ 予算要求 評価結果を踏まえ、合格者数減を見込んだ要求とした。 (平成 22 年度予算額 : 2,911 百万円 [平成 21 年度予算額 : 3,123 百万円])
	概算要求への反映 ○
	機構・定員要求への反映 —

政策の名称	がん対策情報センター
政策評価の結果 の概要	(事業の概要) がん医療水準均てん化の推進に資するため、国立がんセンターにがん対策情報センターを設置し、国民・患者に対する最新情報の提供、がん診療施設に対する診療支援、医療従事者に対する研修、臨床研究・治験の基盤整備等の研究支援などを行うとともに、がん死亡率、罹患率、生存率をはじめとするがん対策の企画立案に必要な基礎データの蓄積など、がん対策に関連する様々な情報の収集、分析、発信等を行う。 (有効性の評価) 都道府県及びがん診療連携拠点病院と連携しつつ、がん専門医等がん医療専門スタッフの育成、放射線画像・病理診断の支援、標準治療の普及、臨床試験・治験の推進等を図ることにより、がん医療水準均てん化の推進につながっている。 また、がんに関する正確かつ適切な情報の提供を医療関係者、患者向けに行うとともに、がん診療連携拠点病院等に設置される相談支援センターと連携して、これらの情報が個別患者に提供されることによって、患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応しており、がん医療の均てん化に有効であった。 (効率性の評価) ● 手段の適正性 国立がんセンターは、がん対策の中核機関として、診療、研究、研修の中心的役割を担っており、臨床試験の実施体制、診療ガイドライン、海外の最新医療情報等の知識・技術の蓄積があるとともに、種々のがん領域の診断専門家や、教育研修用に活用可能な資源(放射線画像、病理組織等)が揃っている。これらを有効に活用することは効率的・効果的であった。 また、個々の患者の個別具体的な相談に対しては、地域の実情等を熟知するがん診療連携拠点病院の相談支援センターを窓口にすることにより、適切な情報提供を行うことができた。 がん医療水準の均てん化を推進し、国民・患者のがん医療に対する満足度を向上させるためには、このようながん情報提供ネットワークは効果的・効率的であった。 ● 費用と効果の関係に関する評価 がん対策情報センターと、がん診療連携拠点病院の相談支援センターとによるがん情報提供ネットワークの運用により、診療連携の円滑化等が進み、重複診療や治療中断等の減少や、医療リソースの効率的使用が促進され、ひいては医療費の適正化につながったと考えられる。
	政策評価の結果 の政策への反映 状況
	概算要求への反映 ○
	機構・定員要求への反映 —

政策の名称	生活保護受給者等就労支援事業
政策評価の結果 の概要	(事業の概要) ハローワークが中心となって、福祉事務所と連携して、就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、以下のような就労支援事業を実施する。 (1) 就労支援コーディネーターによる支援メニューの選定等 ハローワークに就労支援コーディネーターを配置して、ハローワークの責任者

	<p>等とともに「就労支援メニュー選定チーム」を構成し、対象者と個別に面接を行う等により、本人の希望、経験、能力等を勘案しつつ、適切な就労支援メニューを選定し、振り分けを行うことで、具体的な就労へ向けて、対象者の誘導等を行う。</p> <p>(2) 就労支援ナビゲーターによる就労支援 ハローワークに就労支援ナビゲーターを配置し、きめ細かな就労支援を担当者制により一貫して行う。</p> <p>(有効性の評価) 生活保護受給者等就労支援事業における支援対象者数に占める就職者数の割合については目標に届かなかったものの、支援対象者数及び就職者数は年々増加していることから、就労による自立を支援する施策として有効であると評価できる。 今後は、目標達成のため、体制整備を行い自立支援プログラムを実施する地方自治体と就労支援を実施する国が相互の連携を一層強化する必要がある。</p> <p>(効率性の評価) 平成 20 年度の支援対象者数に占める就職者数の割合は 53.8%であり、目標の 57%には、わずかに届かない結果となった。 本事業の支援対象者が年々増加している中で、就職者数も増加していることから、福祉事務所とハローワークの連携により、生活保護受給者等の就労支援が効率的に行われたものと評価できる。一方で、目標には届かなかったことから、今後は、体制整備を行い自立支援プログラムを実施する地方自治体と就労支援を実施する国が相互の連携を一層強化する必要がある。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、生活保護受給者等就労支援事業を引き続き実施することとし、平成 22 年度予算に計上した。 (平成 22 年度予算額：1,500 百万円 [平成 21 年度予算額：1,145 百万円])</p>
	<p>概算要求への反映 ○</p>
	<p>機構・定員要求への反映 —</p>

政策の名称	刑務所出所者等就労支援事業
政策評価の結果の概要	<p>(事業の概要) 刑務所出所者等に対する生活基盤整備、就労支援策等を総合的、一元的に実施するスキームを創設し、これらの者の社会的自立を効果的に推進するとともに、ハローワークと刑務所及び保護観察所等との連携の強化を図るため、以下のような就労支援事業を強力に推進することとする。</p> <p>(1) 刑務所及び少年院と連携した職業相談・職業紹介等の実施 ① 釈放前の職業相談・職業紹介及び職業講話の実施 ② 受刑者及び在院者に対する就職ガイドブックの配布</p> <p>(2) 社会的自立推進機関を通じた就労支援の実施 ① 職場体験講習の委託 ② 試行（トライアル）雇用奨励金の支給 ③ セミナー・事業所見学会の実施</p> <p>(3) ハローワークの職業相談体制の強化 ① ハローワーク職員等による就労支援メニューの策定 ② 担当者制による職業相談・職業紹介の実施 ③ 公共職業訓練の受講あっせん ④ 協力雇用主等を対象とした求人開拓等 ⑤ 職場適応・定着支援</p> <p>(有効性の評価) 本事業においては、ハローワークが刑務所等の関係機関と連携をとりながら、担当者制のきめ細やかな支援を実施してきたところ、平成 18 年度の事業開始以降の実績は、就職件数が平成 18 年において 1,438 件、19 年において 2,043 件、20 年において 2,138 件と年々増加しており、有効性があるものと評価される。</p> <p>(効率性の評価) 国の財政負担の観点から、刑務所出所者等の就労による自立は、保護観察に関する費用や再犯防止に係る費用を減少させるなど、社会的コストの削減に大きな効果が期待されており、また、法務省保護局の調査によると、保護観察中で就労していない者の再犯率は、就労している者の再犯率の約 5 倍と非常に高くなっていることが示され</p>

	ていることから、本事業は費用対効果の観点からも効率的であると評価できる。	
政策評価の結果 の政策への反映 状況	○ 予算要求 評価結果を踏まえ、刑務所出所者等就労支援事業を引き続き実施することとし、平成 22 年度予算に計上した。 (平成 22 年度予算額：192 百万円 [平成 21 年度予算額：235 百万円])	
	概算要求への反映	○
	機構・定員要求への反映	—

政策の名称	ジョブカフェ等によるきめ細かな就職支援	
政策評価の結果 の概要	<p>(事業の概要) 都道府県が、主体的な取組として、若年者に対するカウンセリング、情報提供等の一連の就職関連サービスをワンストップで提供するセンター（通称：ジョブカフェ）を設置する場合において、都道府県からの要望に応じ、公共職業安定所を併設し職業紹介を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の若年者地域連携事業をジョブカフェを運営する民間機関等に委託して実施する。</p> <p>(有効性の評価) 事業開始以降 5 年が経過し、若者の認知も一定程度広がっており、サービス利用者数及び就職者数ともに順調に推移している。ジョブカフェでは、若者が気軽に利用できる環境づくり、安心感を与えるようなサービス提供を基本に様々な工夫をしており、利用者の多くが「口コミ」により利用を開始していることから、利用者のニーズに応じた的確なサービスを提供できているといえる。特に、ただちに職業紹介による就職が難しい若者に対し、カウンセリングをはじめ、適性診断、セミナー、グループワーク、企業説明会、職場実習等の多種多様なメニューの中から、一人ひとりのニーズを見極め必要な支援を行うことで、自己理解、職業理解を促し、就業意欲を高めるとともに、職業紹介をワンストップで行うことで、平成 16 年度以降、平成 20 年度までに延べ 40.8 万人の就職に結びついており、手段として有効である。</p> <p>(効率性の評価) 都道府県が主体となって設置するジョブカフェにおいて、民間機関等が実施するセミナー、カウンセリング等と公共職業安定所による職業紹介を組み合わせることにより、地域毎にそれぞれの地域特性を活かした幅広い就職支援をワンストップで提供できることが可能な事業であり、手段として効率的である。さらに、経済産業省とも連携しながら都道府県の取組を支援することにより、地域の実情に応じた効果的・効率的な就職支援を推進している。</p>	
	政策評価の結果 の政策への反映 状況	○ 予算要求 評価結果を踏まえ、ジョブカフェ等によるきめ細かな就職支援を引き続き実施することとし、平成 22 年度予算に計上した。 (平成 22 年度予算額：1,604 百万円 [平成 21 年度予算額：2,088 百万円]) ※ 行政刷新会議「事業仕分け」の結果、一般会計分を廃止。
	概算要求への反映	○
	機構・定員要求への反映	—

政策の名称	若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備	
政策評価の結果 の概要	<p>(事業の概要) 就職を希望しながら、その実現に向け心理面を含めた多様な悩み、課題を有する若者を対象に、全国のハローワーク、ヤングワークプラザ等において、専門的人材を活用し、常時カウンセリングサービスを提供できる体制を整備する。これにより、離職時等に生まれた挫折感の解消、対人関係等に係る不安等の解消を図る。</p> <p>(有効性の評価) 就職における様々な不安・悩みを抱えた若者に対して、臨床心理等の専門的人材を活用して心理支援を行うことにより、若者の就職における様々な不安・悩みが解消され、約 8 割の若者が就職に結びつく具体的行動を起こすことができたことから、手段として有効であると評価できる。</p> <p>このことから、職業安定機関という立場から若者に対する職業的自立を促すことに有効であったと評価でき、さらには、フリーターの増大を防ぐことができた要因の一</p>	

	<p>つとも言えることから、フリーター等に対する就職支援策としても有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>職業安定機関の窓口を訪れる若年求職者のうち、就職の実現に向け心理面の支援が必要であると考えられる者や、関係機関による支援ネットワークを通じ、就職の意思が明確化し、一定の準備が整ったとして、他機関から連絡があった者に対し、臨床心理士等専門的人材の活用による心理支援を優先的に行うなど、効率的な運用を行っているところである。</p> <p>また、相談件数が毎年増加しているなかで、年々予算を縮減しながらも対応していることから、効率的な運用がなされているものと評価できる。</p>				
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求</p> <p>評価結果を踏まえ、若年層に限定した事業としては廃止し、年齢を限定しない形での専門的人材の活用によるカウンセリングサービスによる対応を検討し、下記のとおり概算要求へ反映した。</p> <p>(廃止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備 [平成 21 年度予算額：141 百万円] <p>※ 非正規労働者就労支援事業推進費に統合</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>概算要求への反映</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機構・定員要求への反映</td> <td>—</td> </tr> </table>	概算要求への反映	○	機構・定員要求への反映	—
	概算要求への反映	○			
機構・定員要求への反映	—				

政策の名称	ホームレス等就業支援事業（ホームレス就業支援事業）				
政策評価の結果の概要	<p>(事業の概要)</p> <p>全国でもホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意志があるホームレスを対象に、就業支援相談やホームレスの就業ニーズに合った仕事の開拓・提供、職場体験講習を、さらに自立支援センター等に入所しているホームレスに対しては、生活・労働習慣の体得等による就業の促進を、地方公共団体等で構成される協議会への委託により実施し、就業による自立を促す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 就業支援相談 就業支援相談員を配置し、就業を支援するための相談を実施する。 就業機会確保支援 企業や商店街等から清掃の仕事等の開拓・提供等を行う。 職場体験講習 ホームレスが従事しやすい職域、例えば、過去の職業経験を活かせる分野、比較的軽作業の分野等仕事がある企業等の職場を実際に体験してもらうことにより、ホームレスと企業等の相互理解を深め、就業機会の確保を図る。 <p>(有効性の評価)</p> <p>雇用失業情勢の悪化に伴い、平成 20 年度においては目標未達成であったが、平成 18、19 年度においては目標を達成していたことから、有効であったと評価できる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>ホームレス対策に関してのノウハウを有する地方公共団体や NPO のほか、労使団体等から構成される協議会を実施主体としており、事業主に対するホームレスへの理解を深める啓発指導とあわせた求人開拓を実施するなどにより受け皿となる協力企業を増やすなど効率的に進めた結果、アウトプット指標である確保求人数についても前年度以上の実績を達成することができたものと評価できる。</p>				
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求</p> <p>評価結果を踏まえ、ホームレス等就業支援事業を引き続き実施することとし、平成 22 年度予算に計上した。</p> <p>(平成 22 年度予算額：442 百万円 [平成 21 年度予算額：405 百万円])</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>概算要求への反映</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機構・定員要求への反映</td> <td>—</td> </tr> </table>	概算要求への反映	○	機構・定員要求への反映	—
	概算要求への反映	○			
機構・定員要求への反映	—				

政策の名称	地域若者サポートステーション事業（地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業）
政策評価の結果	(事業の概要)

<p>の概要</p>	<p>ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を設置し（18年度：全国25か所、19年度：全国50か所、20年度：全国77か所、21年度：全国92か所）、専門的な相談やネットワークを活用した適切な支援機関への誘導など、多様な就労支援メニューを提供する。</p> <p>（有効性の評価）</p> <p>平成18年度から開始した地域若者サポートステーション事業の利用実績は、全国の延べ来所者数が18年度は35,179人、19年度は144,171人、20年度は202,112人と、順調に実績を伸ばしており、幅広いニート等の若者への支援機会の提供という観点から、一定の成果が上がっていると評価できる。</p> <p>さらに、地域若者サポートステーションの利用開始から6か月経過時点の就職等進路決定者の割合も18年度26.2%、19年度26.8%、20年度27.6%（20年4月～11月登録者実績）と、順次、実績を伸ばしていることから、若者の職業的自立支援のために有効であると評価できる。</p> <p>今後は、「新雇用戦略」（平成20年4月23日経済財政諮問会議外添臨時議員提出資料）において定められた「2010年度までに進路決定者割合30%」という目標に向けて、一層の取組強化が求められている。</p> <p>こうした現状も踏まえ、各地域における若者の職業的自立支援を一層活性化させる観点から、平成21年度においては、①設置拠点を全国77か所から92か所に拡充するとともに、②自治体、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、ニート等の若者やその保護者等に対し能動的に働きかけ等を行う「いつでもどこでもサポートモデル事業」を創設（全国20か所）、③さらに、相談支援体制の充実、若者支援機関に係る情報の整備、支援対象年齢を30代後半まで拡大するなど、本事業全般の拡充・強化を図ることとしている。</p> <p>（効率性の評価）</p> <p>若者の職業的自立支援に関してノウハウのあるNPO法人等の民間団体を事業実施主体として活用し（国から民間団体への委託事業として実施）、また地域の既存の若者自立支援機関からなるネットワークを構築し、これを通じて若者の職業的自立を支援することから効率的であると評価できる。</p>					
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、地域若者サポートステーション事業を引き続き実施することとし、平成22年度予算に計上した。 （平成22年度予算額：1,850百万円 [平成21年度予算額：1,736百万円]）</p> <table border="1" data-bbox="400 1220 1447 1303"> <tr> <td data-bbox="400 1220 766 1265">概算要求への反映</td> <td data-bbox="770 1220 1447 1265">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1272 766 1303">機構・定員要求への反映</td> <td data-bbox="770 1272 1447 1303">-</td> </tr> </table>		概算要求への反映	○	機構・定員要求への反映	-
概算要求への反映	○					
機構・定員要求への反映	-					

<p>政策の名称</p>	<p>技能継承等支援センター事業（2007年問題に直面する中小企業等への技能継承支援の展開）</p>			
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>（事業の概要）</p> <p>技能継承の取組が遅れている中小企業等に対し、技能継承や人材育成等への対応に係る総合的な相談を行う窓口である技能継承等支援センターにおいて、実践的な相談や関係機関との連絡調整などを通じて、地域における技能継承を支援する。</p> <p>（有効性の評価）</p> <p>技能継承等支援センターの立ち上げ以後毎年、同センターを利用した企業のうち約85%以上が、企業内において技能継承計画の策定や技能継承のためのOJTの開始など技能継承に関する取組を始めたとの調査結果を得ており、当該事業が、企業における技能継承の重要性の啓発や計画的な技能継承対策を開始するための手段として有効かつ効果的であると評価できる。</p> <p>（効率性の評価）</p> <p>ノウハウや情報を有している民間団体を活用することによって、アウトプット指標の技能継承等相談員の訪問件数は予算上の訪問件数を毎年上回っており、効率的に事業を実施していると評価できる。</p>			
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、平成21年8月の政策評価書作成時は予算要求予定であったが、平成22年度予算概算要求の見直しにより、平成21年度をもって廃止した。 [平成21年度予算額：90百万円]</p> <table border="1" data-bbox="400 2011 1447 2051"> <tr> <td data-bbox="400 2011 766 2051">概算要求への反映</td> <td data-bbox="770 2011 1447 2051">○</td> </tr> </table>		概算要求への反映	○
概算要求への反映	○			

	機構・定員要求への反映	—
--	-------------	---

政策の名称	母子保健医療対策等総合支援事業の充実					
政策評価の結果の概要	<p>(事業の概要) 平成 17 年度に、各自治体における子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の一層の充実が図られるよう、従来の周産期医療ネットワークの整備事業、不妊治療に対する支援事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設したところであるが、小児科医・産科医の不足に対応し、各地域で充実した医療体制を構築するため、本補助金を拡充し、小児医療・産科医療の体制整備のための事業を実施するための経費の補助を行う。</p> <p>(事業内容) 以下の事業を実施する都道府県に補助を行う。(1 県当たり 3 年限り) (1) 小児科、産科医師の確保策に資するもの(地域偏在の解消・確保のための県外派遣など) (2) 施設の集約化に資するもの(集約化に伴う病院内の空床対策及びその活用(軽微な改造)など) (3) 小児科併設型の夜間休日診療所の設置に資するもの(医療機器の購入など) (4) 女性医師の職場復帰促進を含めた子育て支援対策の推進に資するもの(女性医師の研修など) (5) 女性を含む小児科産科医師の勤務形態の弾力化に資するもの(女性医師の保育サービス活用の促進) (6) コメディカルサポート体制の強化(コメディカルへの研修など)</p> <p>(有効性の評価) 小児科医師数の増加は、子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられる環境の整備が進められてきたことを示すものだといえる。また、女性医師割合の増加、妊産婦死亡率・周産期死亡率・幼児死亡率の低下といった状況も見られ、母子保健医療対策等総合支援事業を実施してきた効果が現れていると評価できる。 一方、新たに産婦人科医師となる者は増加に転じているものの、依然として産婦人科医師数は減少しており、今後は、産婦人科医師の不足対策として、後期研修で産科を選択する医師の処遇改善、産科・小児科の臨床研修プログラムの支援、病院勤務医の負担軽減、女性医師の働きやすい職場環境の整備、医療リスクの軽減等の対策を行っていくことが重要だと評価する。</p> <p>(効率性の評価) 母子保健衛生対策は、事業の目的により、実施主体が都道府県(指定都市、中核市)又は市町村と異なるが、その目的に沿った事業の実施が図られており、結果として、小児科医師数の増加、女性医師割合の増加、妊産婦死亡率・周産期死亡率・幼児死亡率の低下が見られることから、取組は効率的であると評価できる。 周産期医療体制については、総合周産期母子医療センター運営事業の充実等により、着実に整備が進められているところであり、周産期死亡率及び妊産婦死亡率についても低下傾向である。しかし、平成 20 年 10 月に、東京都において妊婦死亡事案が発生した。 この事案を受け、総務省や文部科学省等の協力も得ながら、周産期医療と救急医療の確保と連携の在り方について検討を進め、本年 3 月に報告書を取りまとめたところであり、今後、報告書に基づき、新生児集中治療管理室(NICU)の拡充など、周産期医療体制の強化に取り組んでいくこととしている。</p>					
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、所要の予算を計上した。 ※ 事業仕分け(省内)により、予算を縮減した。 (継続) ・ 母子保健医療対策等総合支援事業 (平成 22 年度予算額: 8,093 百万円 [平成 21 年度予算額: 4,620 百万円])</p> <table border="1" data-bbox="400 1877 1447 1960"> <tr> <td data-bbox="400 1877 767 1917">概算要求への反映</td> <td data-bbox="772 1877 1447 1917">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1924 767 1960">機構・定員要求への反映</td> <td data-bbox="772 1924 1447 1960">—</td> </tr> </table>		概算要求への反映	○	機構・定員要求への反映	—
概算要求への反映	○					
機構・定員要求への反映	—					

政策の名称	介護予防市町村支援事業(介護予防に係る事業評価・市町村支援事業費)	
-------	-----------------------------------	--

<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(事業の概要) 市町村における効果的な介護予防関連事業の実施の支援を目的として実施している事業である。具体的には、都道府県に「介護予防市町村支援委員会」を設置し、介護予防の普及啓発に関すること、介護予防関連事業に従事する人材の確保及び資質向上に関すること等を当該委員会が調査・検討し、その結果を踏まえ、都道府県はその調査・検討を行った事項について必要な措置を講じるというものである。</p> <p>(有効性の評価) 本事業の実施により、介護予防市町村支援委員会や介護予防に関する研修会の開催回数が増加するとともに、政策効果が発現する平成18年度以降、要支援・要介護者数の増加率が大幅に減少するなど、本事業の実施によって、高齢者の介護予防・健康づくりが推進されているものと考えられる。また、本事業の実施等を通じて、新予防給付制度導入前後で要支援1相当の者1,000人当たりの維持改善者数が611人から766人へと増加しているところでもある。</p> <p>したがって、本事業は、高齢者の介護予防・健康づくりに関して有効な事業であったと評価できる。</p> <p>(効率性の評価) また、介護予防の推進にあたっては、各地域の特性に応じた取組を推進することが必要である。本事業においては、都道府県に「介護予防市町村支援委員会」を設置し、支援委員会において、地域ごとに介護予防の普及啓発に関すること、介護関連事業に従事する人材の確保及び資質向上に関すること等を当該委員会が調査・検討し、その調査・検討の成果に沿って必要な措置を講じることとしており、効率的に介護予防の推進を図っているものと考えられる。各都道府県において、チラシによる普及に加え、インターネットやケーブルテレビを利用して普及啓発を行ったり、介護予防関連事業の実施担当者に対して、テーマを絞込んだ研修会を開いたりしており、その自治体に適した手法で効率的に事業を実施しているものと評価できる。</p>				
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○ 予算要求 政策評価結果を踏まえ、引き続き施策を推進していく必要があることから、必要な予算を計上した。 (平成22年度予算額：120百万円〔平成21年度予算額：149百万円〕)</p> <table border="1" data-bbox="400 1093 1449 1169"> <tr> <td data-bbox="400 1093 767 1133">概算要求への反映</td> <td data-bbox="772 1093 1449 1133">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1140 767 1169">機構・定員要求への反映</td> <td data-bbox="772 1140 1449 1169">—</td> </tr> </table>	概算要求への反映	○	機構・定員要求への反映	—
概算要求への反映	○				
機構・定員要求への反映	—				

<p>政策の名称</p>	<p>地域支援事業</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(事業の概要) 総合的な介護予防システムの確立のためには、要支援・要介護状態になる前からの介護予防が重要である。このため、効果的な介護予防サービスを提供するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から以下の内容の事業を実施するものである。</p> <p><事業内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定高齢者施策 虚弱高齢者に対して介護予防の観点から実施する事業 (2) 一般高齢者施策 <ol style="list-style-type: none"> ア. 介護予防に関する情報の提供・収集 イ. 地域におけるボランティア活動等を活用した介護予防のための活動等の実施 ウ. 地域住民に対する介護予防に資する活動を行おうとする場の提供等の支援など 2. 包括的支援事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防ケアマネジメント事業 上記1（介護予防事業）の介護予防サービスのケアマネジメント (2) 総合相談支援事業 地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等 (3) 権利擁護事業 虐待の防止、虐待の早期発見等 (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域における介護支援専門員や主治医、関係機関等の連携

	<p>3. 任意事業 地域の实情に応じ、創意工夫を生かして、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業 (有効性の評価) 介護予防事業の実施により、介護予防に関する十分な理解が促進され、介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援が実施されるとともに、要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者(特定高齢者)について、平成19年度には54,793人が改善しており、前年度の16,144人に比べて大幅に増加している。 また、包括的支援事業として、高齢者への総合相談機能や要支援認定者への介護予防マネジメント、処遇困難事例を抱えるケアマネジャーへの支援機能を有する地域包括支援センターを設置することとしているが、この地域包括支援センターは、平成18年度の創設以降、急速に増大し、平成20年度には、目標であった全保険者へ設置が実現した。このように、包括的支援事業の実施によって、地域で高齢者が安心して暮らすことのできるための包括的な支援体制づくりが進められている。 さらに、任意事業として、地域社会における様々な社会資源を活用し、高齢者等のための各種活動を支援することにより、平成19年度には235の市町村が高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施するなど、高齢者の生きがいづくりを支援しているものであり、本事業は、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことに資する事業であると言える。 したがって、地域支援事業は、高齢者の介護予防、健康づくり、生きがいづくり、社会参加を推進するための有効な事業であると評価できる。 (効率性の評価) 高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、高齢者の自立を支援していくためには、高齢者が可能な限り要支援・要介護状態とならないようにしていくことが必要である。地域支援事業の介護予防事業においては、要支援・要介護状態となるおそれの高い特定高齢者に対して、介護予防を行う特定高齢者施策の実施などを通じて、状態が改善する者が増大するなど、効率的に介護予防・健康づくりの推進を図っていると言える。 特定高齢者施策の導入前においては、特定高齢者候補者1,000人中56人が1年後に悪化していたのに対し、特定高齢者施策の導入後では、特定高齢者1,000人中49人が1年後に悪化するという結果になっており、特定高齢者施策の導入により悪化者の発生率が11.4%減少することが確認された。 費用分析においては、要支援1の者や特定高齢者の者1,000人を1年間追跡した場合にかかる費用について、予防給付サービス等の導入前後で比較したところ、予防給付サービス等の導入により、要支援1の者については約10万7千円、特定高齢者については、約2万円の費用が減少することが確認された。 また、介護予防・健康づくりの推進にあたっては、地域ごとの特性を踏まえつつ、地域の中で介護予防のケアマネジメントを行っていくことが必要であるが、地域支援事業においては、包括的支援事業の中で、介護予防サービスのケアマネジメントを行っており、効率的に介護予防・健康づくりの取組を推進しているものと考えられる。高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進を図るためには、地域の特性に応じた取組が必要だが、地域支援事業の任意事業については、市町村独自の取組を行える事業となっており、生きがいづくりや社会参加の推進を図るための効率的な取組であると考えられる。 以上のように、地域支援事業は、介護予防、健康づくり、生きがいづくり及び社会参加を推進するための効率的な取組であると評価できる。</p>
--	--

政策評価の結果の政策への反映状況	○ 予算要求 政策評価結果を踏まえ、引き続き施策を推進していく必要があることから、必要な予算を計上した。 (平成22年度予算額：69,792百万円 [平成21年度予算額：63,755百万円]) ※ 地域支援事業(介護予防事業)については、行政刷新会議「事業仕分け」の結果を踏まえ、予算額を見直した。	
	概算要求への反映	○
	機構・定員要求への反映	—

政策の名称	継続的評価分析等に要する経費
政策評価の結果の概要	(事業の概要) 予防給付サービス等の実施状況等について、各市町村や介護サービス現場における

	<p>定点観測や定期的な報告によるデータを集積し、介護予防の効果进行分析・検討する。 (有効性の評価)</p> <p>平成18年度～平成20年度の3年間にかけて、継続的評価分析支援事業を全国の83市町村において実施した。</p> <p>当該市町村においては、定型フォーマットの調査票を用いて、予防給付サービス等の対象者に対して、受けたサービスの内容や心身の状態等に関する詳細な情報の聞き取り調査を3ヶ月に1回実施した。また、調査により集積した情報を、国で開発した専用システムを使用して、国に報告した。</p> <p>国においては、平成18年度～20年度にかけて、予防給付サービス等の導入にあたっての効果を分析する必要があり、統計的な分析はもちろん、効果把握のための様々な手法が必要となるところ、有識者、自治体職員等で構成された介護予防継続的評価分析等検討会を計6回開催し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票の内容等 ・ 事業の実施状況についての報告等 ・ (人・月)法を用いた予防給付サービス等の効果的分析等 <p>※ (人・月)とは、人数と特定の状態であった期間を掛け合わせて算出した指標。 要介護度が悪化した者の発生した人数に加えて、悪化後の期間の長さについても評価し、予防給付サービス等の導入前後において、(人・月)の割合がどのように変化するかを分析した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防給付サービス等の定量的な効果分析等 ・ 介護予防施策導入に伴う費用対効果分析等 <p>といった観点から議論された。</p> <p>そうした分析の結果、定量的に効果をみることができると決定し、予防給付サービス等の効果を分析することができた。</p> <p>なお、介護予防の効果については、予防給付サービス等の導入前においては、要支援の者1,000人中389人が1年後に悪化していたのに対し、予防給付サービス等の導入後では、要支援1の者1,000人中234人が1年後に悪化するという結果になっており、予防給付サービス等の導入により悪化者の発生率が40.0%減少することが確認された。</p> <p>また、特定高齢者施策の導入前においては、特定高齢者候補者1,000人中56人が1年後に悪化していたのに対し、特定高齢者施策の導入後では、特定高齢者1,000人中49人が1年後に悪化するという結果になっており、特定高齢者施策の導入により悪化者の発生率が11.4%減少することが確認された。</p> <p>費用分析においては、要支援1の者や特定高齢者の者1,000人を1年間追跡した場合にかかる費用について、予防給付サービス等の導入前後で比較したところ、予防給付サービス等の導入により、要支援1の者については約10万7千円、特定高齢者については、約2万円の費用が減少することが確認された。</p> <p>これらの結果から、平成18年度に導入された予防給付サービス等の効果や費用対効果が、客観的なデータにより検証された。</p> <p>このように予防給付サービス等の定量的効果及び費用対効果が、科学的データに基づき検証されたことから、本事業は有効であったと評価できる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>本事業の実施にあたっては、介護予防の効果の分析・検討にあたって、実際に介護予防サービス等を実施する市町村のデータを収集した。また、効果の分析にあたっては、統計的分析のほか、効果把握のための様々な手法が必要になるが、本事業では、有識者・自治体職員等で構成された介護予防継続的評価分析等検討会において議論した結果、制度導入という効果分析にあたっては非常に困難な時期にあつて、定量的に効果をみることができると決定し、介護予防サービスの効果を効率的に分析することができた。</p> <p>また、本事業を全国の83市町村で平成18年度～平成20年度の3年間にわたり実施し、参加市町村の地域包括支援センターにおいて、介護予防サービス等の受給者に対して、3ヶ月毎に、心身の状況やサービスの受給状況に関する調査を行い、そこで集積されたデータは、国に報告された。報告にはダイヤル回線を使った専用システムが使用され、各市町村に蓄積された膨大なデータを迅速に送信することができ、国において即時に閲覧することができ、効率的なデータの集積・分析を行うことができた。</p> <p>このように、本事業は、効率的に実施されたものと評価できる。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="400 1944 767 2042"> <p>評価結果の平成22年度予算概算要求等への反映状況</p> </td> <td data-bbox="767 1944 1444 2042"> <p>本事業は、平成18年度に導入された新予防給付と地域支援事業の評価分析を平成20年度までの3年間にわたり実施するものであり、平成21年度以降は予算要求</p> </td> </tr> </table>	<p>評価結果の平成22年度予算概算要求等への反映状況</p>	<p>本事業は、平成18年度に導入された新予防給付と地域支援事業の評価分析を平成20年度までの3年間にわたり実施するものであり、平成21年度以降は予算要求</p>
<p>評価結果の平成22年度予算概算要求等への反映状況</p>	<p>本事業は、平成18年度に導入された新予防給付と地域支援事業の評価分析を平成20年度までの3年間にわたり実施するものであり、平成21年度以降は予算要求</p>		

状況		していない。
	概算要求への反映	—
	機構・定員要求への反映	—

表13-4-⑦ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

政策の名称	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業					
政策評価の結果の概要	<p>（事業の概要） 平成16年3月に策定された「共通システムの見直し方針」に基づき、府省内ネットワークの集約化・共用化を実施し、府省内のLANで運用する電子メールシステム、電子掲示板等の基本システムを統一化するとともに、LANの運用管理業務の集中化を図るものである。 ◆参考：厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html</p> <p>（評価結果の概要） 最適化実施により、これまで別に調達していたインターネット回線を中核的LANシステムの更改（2005年7月）と一括して調達したところ、予定していたとおり、年間22,800千円が経費削減された。また、中核的LANシステムの更改を実施することにより、運用等に職員が費やす年間2,250時間の削減となり、目標値を達成したと評価できる。 WAN回線の統合については、2008年4月に運用を開始し、省内関係部局と連携しながら、各個別システムとの接続を順次進めていることは評価できる。今後、接続が予定されているシステムについても、省内関係部局と連携しながら、着実な実施が図られるよう取組を継続する必要がある。</p>					
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 予算要求 評価結果を踏まえ、平成22年度予算要求において所要の予算を計上した。 （継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業 （平成22年度予算額：135百万円 [平成21年度予算額：132百万円]） <table border="1" data-bbox="403 974 1447 1048"> <tr> <td data-bbox="403 974 767 1016">概算要求への反映</td> <td data-bbox="775 974 1447 1016">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1023 767 1048">機構・定員要求への反映</td> <td data-bbox="775 1023 1447 1048">-</td> </tr> </table>		概算要求への反映	○	機構・定員要求への反映	-
概算要求への反映	○					
機構・定員要求への反映	-					

政策の名称	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	
政策評価の結果の概要	<p>（事業の概要） 職業安定行政関係業務の業務・システム最適化にあたっては、「予算効率の高い簡素な政府の実現」を目標として、「利用者の利便性の維持・向上」、「業務の効率化・合理化」、「安全性・信頼性の確保」及び「経費削減」の4つを基本理念として、以下を実施する。 【実施施策（主なもの）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者（国民、事業主）の利便性の向上 事業主等の事務手続きにかかる負担軽減、利用者向けの求人情報提供サービスの向上を図る。 2 業務の処理の効率化・合理化 職業安定行政関係業務においては、利用者と対面で行う業務が根幹となることから、失業の認定、職業相談・職業紹介、事業主指導等に十分に時間をかけて対応できる体制の確保を図る。 3 システム機能の統廃合・システム構成の見直し これまで別のシステムとして構築・運用されてきた総合的雇用情報システム、雇用保険トータル・システム等については、「職業安定行政関係システム（仮称）」として一体化する。 4 安全性・信頼性の確保 職業安定行政関係業務が大量の企業情報、個人情報を含む業務であることを考慮して、セキュリティの確保等に万全を期す。 5 調達における透明性の確保 システムの調達や契約に関する透明性や公平性の向上を推進する。 6 業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備 ITガバナンスの強化とPDCAサイクルの確立 <p>（評価結果の概要）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 削減経費 平成20（2008）年度においては、最適化の効果は発現しない。 2 削減業務処理時間 平成20（2008）年度においては、最適化の効果は発現しない。 	

	3 オンライン申請利用率 電子申請の利便性向上のため、電子証明書の記載事項の簡略化等を行い、オンライン申請利用率の向上に努めたが、目標率達成には至らなかった。	
政策評価の結果の政策への反映状況	○ 予算要求 評価結果を踏まえ、平成22年度予算要求において所要の予算を計上した。 (継続) ・ 職業安定行政関係業務の業務・システムの最適化実施に必要な経費 (平成22年度予算額：40,797百万円[平成21年度予算額：26,929百万円])	
	概算要求への反映	○
	機構・定員要求への反映	—

政策の名称	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	
政策評価の結果の概要	<p>(事業の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労災保険給付における本省払いへの集約化 労災保険の給付事務のうち、都道府県労働局及び労働基準監督署において行っている支払事務を本省に集中化する。 2 システム化による業務効率化 次の業務をシステム化することにより業務の効率化を図る。 <ol style="list-style-type: none"> ① 労災保険特別加入に係る承認・給付業務 ② 第三者行為災害における求償業務 ③ 義肢等の支給業務 ④ 各種統計の集計業務 ⑤ 認定等の支援業務 3 メインフレームのオープン化 メインフレームを廃止してオープン化^(※)するとともに、標準技術を採用した汎用製品等を利用することで、柔軟性・拡張性の高いシステムとする。 (※) 個々の業者や独自技術によって開発されてきた従来のシステムに対して、広く公開された規格や仕様に従った汎用性のあるシステムを構築すること。 4 他のシステムとの連携強化 他のシステムとの連携を強化し、基礎年金番号を利用しての支給調整等の業務を適正かつ迅速に行う。 ◆参考：厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html <p>(評価結果の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 削減経費 平成20(2008)年度においては、最適化の効果は発現しない。 2 削減業務処理時間 平成20(2008)年度においては、最適化の効果は発現しない。 3 オンライン申請利用率 オンライン申請について、利用促進策を推進した結果、中小事業主等特別加入変更の届出の利用率が前年度の20倍になるなど一定の改善が図られたが、目標値達成には至らなかった。 	
政策評価の結果の政策への反映状況	○ 予算要求 平成22年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を計上した。 (継続) ・ 労災行政情報管理システムの最適化実施に必要な経費 (平成22年度予算額：4,026百万円 [平成21年度予算額4,654百万円])	
	概算要求への反映	○
	機構・定員要求への反映	—

政策の名称	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業
政策評価の結果の概要	<p>(事業の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談業務の効率化のための対応 <ol style="list-style-type: none"> (1) 府省共通業務・システムである「苦情・相談対応業務」の業務・システムの最適化の動向を踏まえ、府省共通業務・システムを積極的に活用する。 (2) 労働相談窓口支援システムを構築する。

	<p>(3) 録音音声等に対応する機能や、インターネットを利用したホームページの画面案内(F A Qの掲載等)により365日24時間対応が可能なシステムを構築する。</p> <p>2 免許管理業務の集中化等 免許管理業務の集中化を行い、免許証の作成を自動化する。</p> <p>3 手作業業務のシステム化 労働基準関係法令違反の申告に対する申告処理業務、未払賃金立替払業務、特定機械管理等業務などの手作業業務をシステム化する。</p> <p>◆参考：厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html (評価結果の概要)</p> <p>1 削減経費 平成20(2008)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>2 削減業務処理時間 平成20(2008)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>3 オンライン申請 オンライン申請について、利用促進策を推進したが、目標値達成には至らなかった。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	○ 予算要求 平成22年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を計上した。 (継続) ・ 労働基準行政情報システムの最適化実施に必要な経費 (平成22年度予算額：3,900百万円 [平成21年度予算額：4,365百万円])
	概算要求への反映 ○
	機構・定員要求への反映 —

政策の名称	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業
政策評価の結果の概要	<p>(事業の概要)</p> <p>1 労働・社会保険関係手続のワンストップ化 労働保険適用徴収関係手続について、事業設立や廃止等の同一契機に行う手続を中心に、これまで都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所で受け付けていた届出等をいずれか一カ所で受け付けることを可能とするワンストップ化を図り、事業主等の利便性の向上を図る。 また、事業場を特定する番号について、雇用保険給付に係るシステムで用いている番号との統一化による同システムとのデータの共用化を行う。さらに、社会保険との事業場(事業所)コードの共通化に向けた検討を進めるとともに、法人コードを記録することを検討する。</p> <p>2 都道府県を越える所在地変更時における届出等の簡素化 都道府県を越える事業場所在地の変更時に、移転元及び移転先の都道府県労働局等で必要であった確定保険料の申告等の手続を不要とし、移転先の都道府県労働局等への手続のみで可能とすることにより、事業主等の申告書作成に係る作業量の軽減及び複数窓口への提出作業等の削減を図る。</p> <p>3 申告書等の書類管理のシステム化 年度更新申告書等をスキャナ等で電子画像化し、受付状況と併せてシステムで管理することで、検索を容易にし、事業主等からの問い合わせ対応等に係わる業務の合理化及び未申告事業場の管理の効率化を図る。</p> <p>4 問い合わせ対応業務等の外部委託化 従来、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等において行っていた事業主等からの問い合わせや帳票提供依頼への対応について、外部委託により運営を行う「集中事務処理センター(仮称)」にて、集中的かつ効率的に対応する。</p> <p>5 電子申請システムの見直しによる事業主等の電子申請時の負担の軽減等による電子申請の利用促進 府省共通業務・システムである「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務」の最適化計画に沿って整備されるe-Gov(電子政府の総合窓口)に電子申請の窓口機能を統合し、電子申請の利用者の端末の多様化(多様なオペレーティングシステムが利用可能となる)、Web化(プログラムのダウンロード等が不要となる)、仕様の公開(事業主や労働保険事務組合等が利用している各種データを活用して電子申請を行うことが可能となる)及び電子申請の操作の共通化等を実現することにより、事業主等の電子申請に係る負担が軽減される。</p>

	<p>また、申請書等の作成および提出代行を行う社会保険労務士からの年度更新申告について、事業主の電子署名を不要とする方式を活用することにより、社会保険労務士の電子申請の利用促進を図る。</p> <p>6 届出書類作成支援機能の提供 従来、読み取り装置の関係で指定用紙であった届出様式を、事業主等がパソコンで普通用紙を用いて作成し、届出を可能とする機能をインターネットで提供することにより、事業主等が行う届出書類作成業務の簡素化を図る。</p> <p>7 メインフレームのオープン化 再構築によりメインフレームをオープン化^(※)することにより、運用コスト及び調達コストの削減を図る。 (※) 個々の業者の独自技術によって開発されてきた従来のシステムに対して、広く公開された規格や仕様に従った汎用性のあるシステムを構築すること。</p> <p>◆参考：厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html (評価結果の概要)</p> <p>1 削減経費 2008（平成20）年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>2 削減業務処理時間 2008（平成20）年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>3 オンライン申請 オンライン申請について、利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ向上したものの、目標値達成には至らなかった。</p>	
<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>	<p>○ 予算要求 平成22年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を計上した。 (継続) ・ 労働保険適用徴収システムの最適化実施に必要な経費 (平成22年度予算額：5,420百万円 [平成21年度予算額：5,837百万円])</p>	
	<p>概算要求への反映</p>	<p>○</p>
	<p>機構・定員要求への反映</p>	<p>—</p>

表13-4-⑧ 総合評価方式により事後評価した政策

政策の名称	医師確保対策
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>1 医師数の決定方法について</p> <p>(1) 必要な医師数の推計について</p> <p>医師不足の解消は課題であり、必要な医師数の推計については、高齢化の状況、患者の受診動向、女性医師の増加や働き方に関する意識の変化、医師の勤務実態、医師の世代別の勤務状況、医療提供体制の在り方など様々なパラメータをできるだけ考慮した専門的な推計が必要である。</p> <p>診療科別、地域別の必要な医師数については、医療機関の配置状況・連携状況といった医療提供体制の実態、山間部・島しょ部の有無、人口密度等の地理的な条件等の影響が大きく、またこれらの条件は地域間の格差が大きいため、現時点では、推計を行うことは困難であると考えられるが、平成21年度より地域医療基盤開発推進研究事業において、診療科、地域の需給分析も含めた医師の需給推計に関する研究を行っている。</p> <p>(2) 医師配置標準と医師不足との関係について</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）は、適正な医療を効率的に提供するため、病床の種別等に応じて、医療機関における医師、看護師等の配置人員の標準を定めている。</p> <p>医師配置標準を満たさない場合であっても、望ましい一定の医療水準を確保することが十分可能となる場合もあるため「標準」としている。このため、医師配置標準は、医師不足とは直接関連することはないが、その充足率は8割前後で推移していることから、医師不足等により人員確保が困難な状況が認められる。</p> <p>(3) これまでの医師の需給見通しの推計方法について</p> <p>平成18年の医師の需給推計については、①女性医師の急増と勤務形態の多様化等についての考察が不十分であること、②少子高齢化の進展による老人医療費の急激な増加、国民の医療に対するニーズや意識の変化に対応していないこと等の問題点が指摘されている。</p> <p>このため、今後の医師の需給推計については、高齢化の状況、患者の受診動向、女性医師の増加や働き方に関する意識の変化、医師の勤務実態、医師の世代別の勤務状況、医療提供体制の在り方など様々なパラメータをできるだけ考慮した専門的な推計が必要であると考えており、平成21年度地域医療基盤開発推進研究事業において、医師の需給推計に関する研究（平成21年度から22年度）を行っている。</p> <p>今後の必要な医師数の決定については、様々なパラメータをできるだけ考慮した専門的な推計を参考としながら、更なる改善をしていく。</p> <p>(4) 教育・訓練の拡充への対応策及びその効果の見込みについて</p> <p>医学部の量的拡大がほぼ完了した昭和50年代後半以降、医学部の教員数は増加しており、学生1人当たりの教員数についても増加している。また、平成21年度の医学部入学定員の増員に伴い、必要な教育環境の整備の支援を行った。</p> <p>平成17年度より実施している共用試験（CBT及びOSCE）の平均点は上がっており、将来医師となる学生の質についても一定水準が保たれていることが推察できる。平成21年5月には、必要最低単位数の明確化により臨床実習を充実させる等卒前・卒後を一貫した医師の養成の観点から医学教育の改善策をとりまとめた。</p> <p>（注）CBTとは、コンピューターを用いた知識・問題解決能力を評価する客観試験を、OSCEとは、態度・診察技能を評価する客観的臨床能力試験を指す。</p> <p>2 医師の偏在の是正について</p> <p>(1) 病院勤務医の過重労働や女性医師の増加など、医師不足問題に関する様々な要因に対する施策について</p> <p>ア 大学の医師派遣機能の低下</p> <p>臨床研修制度の施行（平成16年度）を契機として、大学病院に在籍する臨床研修医が大幅に減少し、その結果、大学の医師派遣機能が低下し、地域における医師不足を顕在化させたとの指摘がある。</p> <p>その対策として、平成22年度からは、都道府県別に研修医の募集定員の上限を設定するとともに、大学の医師派遣の実績を勘案した募集定員を設定するなど、研修医の地域偏在等に対応しながら、より質の高い医師を養成する見直しを実施することとしており、今後はこの見直しの効果を検証していくことが必要である。</p>

なお、大学院重点化により、平成3年以降、博士課程に入学する者は増加したが、医療施設従事者についてもほぼ同じ割合で増加しており、医師不足への実質的な影響があったとは考えにくい。

イ 病院勤務医の過重労働

病院勤務医の平均勤務時間は、平成21年3月の調査において、週61.3時間であり、引き続き厳しい状況にあると考えられる。

「医師業務の代替可能性に関する調査」(医師に対するアンケート調査)では、伝票や書類作成などの事務業務を代替可能とする回答の比率が高く、事務作業を行う医療クラークの配置・充実は、病院勤務医の過酷勤務改善に効果があるものと考えられる。

また、看護師等の医療関係職種と医師との間で業務範囲を見直す必要性が指摘されており、現在、「チーム医療の推進に関する検討会」において、医師と看護師等との協働・連携のための具体的な方策について検討しており、その結果を踏まえ、さらなる病院勤務医の負担軽減の方策を講じていく予定がある。

さらに、地域の医療機関の役割に応じて、患者が適切な医療機関を受診するように、受診行動の適正化に向けた取組(パンフレットの作成・配布、シンポジウムの開催等)を行う都道府県が増加してきている。これらの取組を先駆的に行った都市(愛知県岡崎市)においては、三次救急医療機関である市民病院の救急外来受診者数が減少していることから、患者の受診行動の適正化に向けた取組により一定の効果があがっているものと考えられる。

ウ 女性医師の増加

現在、医師国家試験の合格者に占める女性は3人に1人、全医師数に占める女性医師は6人に1人にまで高まってきている。女性医師の特徴としては、①男性医師に比べて、病院勤務から診療所に移行する平均年齢が低いこと、②就業率が35歳前後で76%に落ち込むなど、いわゆるM字カーブがみられることが挙げられる。また、医師不足診療科である産科・小児科は、若手層における女性医師の比率が高い。

このため、女性医師の増加が、医師不足・偏在の一つの要因となっているものと推測し得る。

継続就業に向けた女性医師のニーズ調査によると、託児所・保育園等の保育環境整備に関する支援、人員(医師)の増員等の勤務環境の改善に関する支援を求めるニーズが高いことが示されている。また、その内容は、極めて多岐にわたっており、女性医師の支援策は様々なニーズへの対応が必要とされている。

このため、現在、実施している退職した女性医師に対する復職支援(平成18年度から実施)、病院内保育所の運営への支援(昭和49年度から実施)、短時間正規雇用制度を導入する病院に対する支援(平成20年度から実施)を実施している。

エ 医療に係る紛争の増加

全立件件数(地裁の民事の第一審通常訴訟)のうち、医療紛争立件件数の占める割合は増加傾向にある。

医療紛争立件件数を診療科別に分析した場合、被立件医師数のうち、診療科目別既済件数が最も多いのは内科であるが、医師1,000人当たりの既済件数が最も多いのは産婦人科医であり、内科の6倍以上、外科の3倍以上に上っている。こうした医療紛争リスクの高さが産婦人科医不足に影響を及ぼしてきたことは否定できない。

その対策として、平成21年1月から実施した産科医療補償制度は、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資することを目的とした制度であり、他の診療科に比べて特に医療リスクが増加していると考えられる産婦人科医師にとって、医療リスクの軽減のための手段としては効果的であると考えられる。

(2) 経済的インセンティブの付与による医師の偏在を是正するための諸施策について

「臨床研修に関するアンケート調査」において、医師不足地域に従事するのに必要な条件として最も多く選ばれた回答は、医学生、初期研修医、卒後3～5年目の医師、指導医のどの立場の者も、「処遇・待遇(給与)がよい」であり、経済的インセンティブが、医師の地域偏在解消のための手段として効果的であると考えられる。

また、どの立場の医師(医学生)であっても、自分と交代できる医師がいるといった勤務環境に関する条件、子どもの教育環境が整備されているといった家族

	<p>を含めた生活環境に関する条件を選んだ回答者が50%前後を占めており、経済的なインセンティブと併せて、医師に対する勤務環境、生活環境の改善への取組を行うことが、地域偏在の解消に効果的ではないかと考えられる。</p> <p>平成21年度予算の分娩手当、夜間・休日救急手当については、多くの都道府県において実施見込みであり、経済的インセンティブは診療科の偏在解消に一定の効果があると期待されている。</p> <p>(3) 地方勤務義務付けによる医師の偏在を是正するための諸施策について</p> <p>大学における地域枠（入学者選抜において、地域医療に従事する意欲のある都道府県内の高校出身者等を対象とした選抜枠）の設定が進んでおり、一般枠で入学した者に比べて地域枠で入学したの方が地域に定着する確率は高くなっており、地域枠が地域定着策として一定の機能を果たしていることが分かる。</p> <p>自治医科大学では、卒業後、一定期間自治体が指定する地域で勤務することを条件に、学費を免除する制度を行っているが、この制度により卒業生の約9割が地域で医療に従事している。</p> <p>このことから、奨学金による医師確保対策は、医学部卒業後、一定期間医師不足地域での勤務を条件とするものであることから、一定の効果があるものと期待できる。</p> <p>(4) 医療機関の役割分担の明確化、機能の集約化について</p> <p>ほとんどの都道府県において、医療計画に、四疾病・五事業に係る医療機能を担う医療機関を記載している。</p> <p>(注) 四疾病とは、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病を、五事業とは、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療を指す。</p> <p>また、医療計画に記載された医療連携体制の具体化については、医療関係者等の協議、地域連携クリティカルパスの作成・普及、地域の病院・診療所の合同症例検討会の開催、適正受診等に関する住民への啓発等に取り組んでいる都道府県が増加している。</p> <p>医療機関に対するアンケート調査（「平成20年度医療分野でのアンケート調査」N T Tデータ経営研究所）からも、これらの取組により、地域の医療機関の役割分担と連携が進展していると考えられる。</p> <p>なお、地域の医療連携体制の強化等については、平成21年度補正予算において、都道府県に「地域医療再生基金」を設置し、都道府県が策定する「地域医療再生計画」に基づく取組を支援することとしている。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）。</p>

表 13-4-⑨ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

政策の名称	① 簡易水道等施設整備事業（32（1）地区） ② 水道水源開発等施設整備事業（39（1）地区） ③ 水道水源開発施設整備事業（4地区）
政策評価の結果の概要	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。評価の対象となる75（2）地区について評価を実施したところ、休止とした地区が1地区、中止とした地区が1地区、継続すべきとした地区が73（2）地区となった。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 簡易水道等施設整備事業 ・ 30（1）地区を継続する ・ 1地区を休止、1地区を中止する。 ② 水道水源開発等施設整備事業 ・ 39（1）地区を継続する。 ③ 水道水源開発施設整備事業 ・ 4地区を継続する。 計75（2）地区のうち、73（2）地区を継続、2地区を休止・中止する。

（注）1 本表の地区数のうち、（ ）内は、平成20年度予算に係る再評価の対象地区数であり内数。

2 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表13-4-c及び表13-4-d参照。

表 13-4-⑩ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

No.	研究分野等（研究課題数）	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
I.	行政政策研究分野	<p>研究成果は学術誌に掲載されているとともに、行政的課題の解決に役立っている。</p> <p>行政的要請に応じて分類した4つの研究分野について、それぞれ要請されている要素を明確に整理して、それぞれの領域で「行政的に必要な研究課題の公募がなされている。</p> <p>また、研究班を構成する研究者等の協力により効率的に実施されているとともに、保健医療福祉分野の現状把握と課題の解決に大きな役割を果たしている。併せて、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択され、研究が実施されているとともに評価方法についても適切に評価され、各研究事業の評価委員会における評価委員がその分野の最新の知見に照らした評価を行い、その結果のもとに研究費が配分されている。</p>	<p>計408件につき、今後同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際し反映する予定である。</p>
1	行政政策研究（26）		
2	厚生労働科学特別研究（22）		
II.	厚生科学基盤研究分野		
3	先端的基盤開発研究（36）		
4	臨床応用基盤研究（21）		
III.	疾病・障害対策研究分野		
5	長寿科学総合研究（25）		
6	子ども家庭総合研究（7）		
7	第3次対がん総合戦略研究（39）		
8	循環器疾患等生活習慣病対策総合研究（20）		
9	障害関連研究（17）		
10	エイズ・肝炎・新興再興感染症研究（37）		
11	免疫アレルギー疾患等予防治療研究（13）		
12	こころの健康科学研究（24）		
13	難治性疾患克服研究（7）		
IV.	健康安全確保総合研究分野		
14	地域医療基盤開発推進研究（31）		
15	労働安全衛生総合研究（5）		
16	食品医薬品等リスク分析研究（62）		
17	健康安全・危機管理対策総合研究（16）		

（注）個別の研究課題は、次表のとおり。

No.	研究分野名	研究事業名	研究課題名
1	I 行政政策研究分野	1 行政政策研究	1 男女労働者の働き方が東アジアの低出生力に与えた影響に関する国際比較研究
2			2 保育サービスの質に関する調査研究
3			3 社会保障の制度横断的な機能評価に関するシミュレーション分析
4			4 精神保健医療における診療報酬の在り方に関する研究
5			5 介護保険制度改正にともなう予防重視効果の検証 ー介護予防ケアマネジメントシステムの構築を目指して
6			6 Health Impact Assessment に関する包括的研究
7			7 年金制度と引退プロセス・受益者の生活水準の相互関係に関する研究
8			8 新医療技術が国民医療経済に及ぼす効果の計量的分析と医療の費用効果向上の観点からの政策評価と政策提言
9			9 一時預かり事業のあり方に関する調査研究
10			10 法医剖検事例の公衆衛生的時系列分析に基づく高齢者孤独死撲滅のための実証的予防政策立案
11			11 介護者の確保育成策に関する国際比較研究
12			12 格差と社会保障のあり方に関する研究
13			13 医療費推計モデルの開発と医療費適正化計画の評価に関する研究
14			14 精神科入院患者の退院支援と地域生活支援のあり方に関する研究
15			15 健康水準、医療社会資本、経済的要因の地域格差の研究
16			16 我が国の統計における死因及び傷病構造の把握精度の向上を図るための具体的な方策についての研究
17			17 漢方医学の証に関する分類の妥当性検討

18			18	国際保健分野での知識マネジメントに関する研究
19			19	細菌性下痢症の制御を目指した基礎的・応用的研究
20			20	抗酸菌感染症への国際的学術貢献を目指した基礎研究
21			21	ウイルス感染症の診断、疫学および予防に関する研究
22			22	寄生虫疾患の病態解明及びその予防・治療をめざした研究
23			23	環境中の疾病要因の検索とその作用機構の解明に関する研究
24			24	主にアジアに蔓延するウイルス性肝疾患の制御に資する為の日米合作的肝炎ウイルス基礎研究
25			25	H I V感染症における免疫応答の解析とその臨床応用に関する研究
26			26	急性呼吸器感染症の感染メカニズムと疫学、感染予防・制御に関する研究
27		2 厚生労働科学特別研究	1	北海道洞爺湖サミット後の保健システム指標開発に関する研究
28			2	医師と看護師との役割分担と連携の推進に関する研究
29			3	臓器移植拡大に向けた医療施設の整備体制に関する研究
30			4	健診・保健指導の項目について標準的な検査結果の入力方法・電子様式等の確立に関する研究
31			5	副作用症例の生体試料バイオバンクシステム構築に向けた基盤整備研究
32			6	食品による窒息の要因分析－ヒト側の要因と食品のリスク度－
33			7	ネット世代の自殺関連行動と予防のあり方に関する研究
34			8	認知症の実態把握に向けた戦略立案及び予備的研究
35			9	医療における安心・希望確保のための専門医・家庭医（医師後期臨床研修制度）のあり方に関する研究
36			10	救急部門と周産期部門との連携強化に資する具体的手法に関する研究
37			11	在宅医療における遠隔医療の適正な利用に関する調査研究
38			12	社会機能維持を目的とした企業による新型インフルエンザ対策の立案促進案に関する研究
39			13	精神障害者の訪問看護におけるマンパワー等に関する調査研究
40			14	特定不妊治療費助成事業の効果把握に係るシステム構築に関する研究
41			15	居住環境と健やかな妊娠・育児に関する研究
42			16	健康危機情報の積極的収集と分析および健康危機管理行政への情報提供のためのシステム開発と運用に関する研究
43			17	専門的な看護を提供できる実践家の育成に向けた体制構築の方策に関する研究
44			18	プール水泳後の洗眼が眼表面に与える影響及びその有効性に関する研究
45			19	「薬剤の投与量の調節」等における医師と看護師との連携・協働業務指針の作成に関する研究
46			20	たばこ関連疾患の予防のための効果的な禁煙教育及び普及啓発活動に関する研究
47			21	臨床試料の多元的データ解析による研究リソースの基盤情報に関する研究
48			22	女性の健康状態を的確に評価するための調査項目等に関する研究
49	II 厚生科学基盤研究分野	3 先端的基盤開発研究	1	角膜上皮細胞の生体外での未分化能維持の研究
50			2	間葉系幹細胞を用いた移植治療における品質及び安全性判定基準の確立
51			3	再生医療の研究振興のシステム構築および実施普及に向けた社会受容の在り方に関する研究
52			4	完全ゲノムタイリングアレーを用いたゲノム病解析研究
53			5	致死性遺伝性不整脈疾患の遺伝子診断と臨床応用
54			6	生活習慣と遺伝子型による2型糖尿病発症リスク予測法の開発
55			7	マイクロアレイ技術を用いたATLのゲノムワイドな解析による新規治療標的分子の探策
56			8	糖鎖プライマー法を利用した白血病等の発現糖鎖パネル化と発

			現糖鎖プローブの開発による診断・治療への応用
57		9	糖鎖シグナルの異常による肺気腫の発生機構の解明と治療戦略
58		10	心不全に対し β 遮断薬療法を安全かつ有効に導入するための統合的ゲノム薬理学研究
59		11	重篤な皮膚有害事象の診断・治療と遺伝子マーカーに関する研究
60		12	食道癌生検標本の遺伝子発現プロファイル解析による放射線化学療法感受性予測の臨床導入を目指した基盤的研究
61		13	パーキンソン病遺伝子治療臨床研究における安全性評価と positron emission tomography (PET) による有効性の評価
62		14	新規センダイウイルスベクターを用いた臍帯血幹細胞増幅法の開発
63		15	肉腫および悪性中皮腫を標的破壊する腫瘍溶解性ウイルスベクターのシードストックおよび臨床ロットの製造とその安全性・有効性評価に関する研究
64		16	ゲノム情報を用いた新しい医療の推進における倫理問題に関する研究
65		17	ランダムアプローチによるエイズおよびエイズ関連疾患に対する新規治療標的の網羅的探索および新規治療薬開発
66		18	HIV感染を阻害するシュードプロテオグリカン型薬剤の作用メカニズム
67		19	ヒトES細胞を用いた安全な人工血液の開発に関する研究
68		20	血管炎治療のための人工ポリクローナルグロブリン製剤の開発と安全性確保に関する研究
69		21	人工酸素運搬体の臨床応用に関する研究
70		22	治療薬としてのヒトモノクローン抗体製剤化に関する研究
71		23	赤血球・酸素輸液の有効利用を目的としたヒト組換え型アルブミン修飾製剤の開発
72		24	臨床応用可能な人工血小板としてのH12結合微粒子の in vivo 評価
73		25	新型インフルエンザ用ワクチンの有効性・安全性確保に関する研究
74		26	政策創薬総合研究
75		27	生体超微細1分子可視化技術によるナノDDSとがん標的治療
76		28	細胞内元素アレイ解析の臨床応用に向けた基礎研究
77		29	難治性循環器疾患を克服する超小型ナノ神経センサー兼刺激治療装置の開発
78		30	がん診断・治療両用高分子ミセルターゲティングシステム
79		31	蛋白質セラピー法とバイオナノカプセルによる持続性脳腫瘍治療薬の開発
80		32	細胞性免疫誘導能を持つペプチド結合リポソームを応用したウイルスワクチンの創製
81		33	PETを用いた多施設共同臨床試験によるアルツハイマー病の超早期診断法の確立と普及
82		34	抗体ライブラリを活用した疾患関連蛋白質可視化解析技術の研究
83		35	テラヘルツ波によるラベルフリーバイオチップシステムの開発
84		36	ナノメディシン分野における難治性眼表面疾患による涙液障害に対する超微細画像技術(ナノレベルイメージング)を応用した涙液再生治療法の開発
85	4. 臨床応用 基盤研究	1	治験推進研究事業
86		2	多施設臨床研究ネットワークの中核機能を担うクリニカルリサーチセンターの整備
87		3	国立病院機構における臨床研究データ管理システムの構築を中心とした基盤整備研究
88		4	がん臨床研究基盤整備の均てん化を目指した個別医療機関基盤モデルの開発
89		5	生活習慣領域における臨床研究のインフラストラクチャー創生とその応用に関する基盤研究

90			6	臨床研究フェローシップ構築に関する研究
91			7	臨床研究基盤整備の均てん化を目指した多目的教育プログラムと普及システムの開発
92			8	小児の臨床研究推進に必要な人材育成と環境整備のための教育プログラム作成
93			9	臨床研究の実施・成果の高品質化に必須なデータマネジメント教育プログラムの開発および普及
94			10	国産新規ウイルスベクターを用いた重症虚血肢に対する新GCP準拠遺伝子治療臨床研究
95			11	侵襲の運命決定因子HMG B 1 を分子標的とした救命的治療法の開発
96			12	制御性T細胞を用いた肝・小腸・肺・膵島移植における免疫寛容の誘導
97			13	創傷治療に被覆材、組織接着剤、止血剤としての新規医療薬品の開発研究
98			14	超低出生体重児の慢性肺疾患発症予防のためのフルチカゾン吸入に関する臨床研究
99			15	内視鏡下甲状腺がん手術の有効性、安全性の確認
100			16	内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術
101			17	成人T細胞白血病リンパ腫に対するインターフェロンαとジドブジン併用療法の開発研究
102			18	難治性心不全に対する免疫吸着療法の開発
103			19	糖尿病冠動脈疾患患者における、積極的脂質低下療法、降圧療法に関する臨床試験計画作成
104			20	小児慢性腎臓病（CKD）に対するアンジオテンシン受容体拮抗薬による治療の確立のための臨床研究計画の作成
105			21	医薬品や医療機器のうち、諸外国では標準的な治療法として用いられていながら我が国では実用化されていない治療法等のエビデンスの確立に係る臨床研究の計画に関する研究－食道がん化学放射線療法後局所遺残再発例に対するタラポルフィリンナトリウム（レザフィリン）及び半導体レーザー（PDレーザー）を用いた光線力学療法の多施設第Ⅱ相試験－
106	Ⅲ 疾病・障害対策研究分野	5 長寿科学総合研究	1	高齢者呼吸器疾患の発症・制御に関与する遺伝子・蛋白系の解明と治療応用
107			2	低侵襲かつ簡便な摂食・嚥下機能評価システムの構築に関する研究
108			3	効果的な介護予防型訪問・通所リハビリテーションの実態把握からみた自立生活支援プログラムの開発評価に関する研究
109			4	文字利用が困難な高齢中途視覚障害者のための理療教育課程における学習支援システムの構築に関する研究
110			5	多様な世代及び心身の状態に着目した要介護状態の評価指標の開発に関する研究
111			6	認知機能に着目した新たな介護予防プログラムの開発に関する研究
112			7	効果的な介護予防ケアマネジメント技法の開発に関する研究
113			8	介護保険制度における栄養ケア・マネジメント事業評価に関する研究
114			9	大規模コホートの観察研究に基づく生活機能低下スクリーニング質問表の開発
115			10	口腔機能の向上の実施体制と評価に関する研究
116			11	軽度認知機能障害の簡易スクリーニング手法および予防介入効果の評価法の開発に関する研究
117			12	若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究
118			13	老化に伴う認知症に有効な神経保護薬の臨床応用とその評価法の確立
119			14	軽度認知障害の、推定背景病理に基づく、最適認知症進展予防法の開発
120			15	認知症における標準的なケアモデルの構築に関する研究

121		16	効率的転倒予測技術の開発と転倒予防介入による生活機能の持続的改善効果に関する縦断研究
122		17	高齢者の転倒予防に関する研究
123		18	大腿骨頸部骨折予防技術による施設介護高齢者の転倒恐怖緩和、生活機能及びQOLの維持・向上に関する研究
124		19	全国調査に基づく高齢者骨折の発生及び治療実態に関する研究
125		20	高齢者の腰痛に及ぼす脊柱変性、生活習慣要因および生活習慣病の影響と相互作用の解明
126		21	高齢者の腰痛症に係る効果的な診断・治療・リハビリテーション等の確立
127		22	大都市圏脳卒中診療連携体制の構築－ニーズと資源のマッチング用データベースを用いたリハビリテーション医療連携システムの開発と効果の実証
128		23	高齢者の終末期医療・ケアの地域連携モデルの構築と終末期ガイドライン作成
129		24	療養病床、老人保健施設における急性期医療の引継ぎ構造とスタッフ・デベロップメントに関する研究
130		25	胃瘻カテーテル交換における胃内留置の確認に関する研究
131	6 子ども家庭総合研究	1	全国の実態調査に基づいた人工妊娠中絶の減少に向けた包括的研究
132		2	乳幼児健診をきっかけとした発達障害の早期発見支援活動とその評価に関する研究
133		3	超少子化時代のわが国における新たな不妊症原因の究明と社会に即した治療システムの開発
134		4	小児先天性疾患および難治性疾患における遺伝子診断法の標準化と国内実施施設の整備
135		5	乳幼児死亡と妊産婦死亡の分析と提言に関する研究
136		6	分娩拠点病院の創設と産科2次医療圏の設定による産科医師の集中化モデル事業
137		7	健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用および思春期やせ症防士のための学校保健との連携によるシステム構築に関する研究
138	7 第3次がん総合戦略研究	1	生活習慣改善によるがん予防法の開発に関する研究
139		2	たばこ規制枠組条約に基づく有害化学物質等の新しい国際標準化試験法に関する研究
140		3	標準的検診法と精度管理や医療経済的効果に関する研究
141		4	新しい診断機器の検診への応用とこれらを用いた診断精度の向上に関する研究
142		5	がん検診に有用な新しい腫瘍マーカーの開発
143		6	バイオマーカーを導入した原発性乳癌の集学的治療アルゴリズムの構築と意思決定過程の定式化に関する研究
144		7	希少がん（悪性脳腫瘍）の個別適正化治療のためのTRI (Translational Research Informatics) システムの構築
145		8	レトロウイルス技術による癌抗原の細胞表面上カタログ化と癌の診断治療への応用
146		9	がん罹患・死亡動向の実態把握の研究
147		10	社会学・心理学等との連携による国民のリテラシー向上と患者の納得形成に関する研究
148		11	情報工学等の連携による国民・患者のリテラシー向上に関する研究
149		12	早期胃がん内視鏡切除用磁気アンカー機器装置の臨床標準化装置の開発に関する研究
150		13	症例登録を踏まえた病院共通のコンピュータシステムの開発とコストに関する研究
151		14	症例登録を踏まえた病院共通のコンピュータシステム開発とコストに関する研究
152		15	在宅医の早期参加による在宅緩和医療推進に関する研究
153		16	在宅医の早期参加による在宅緩和医療推進に関する研究

154		17	悪性胸膜中皮腫の病態の把握と診断法、治療法の確立に関する研究
155		18	がん臨床研究に不可欠な症例登録を推進するための患者動態に関する研究
156		19	HER2 過剰発現を有する乳がんに対する術前 Trastuzumab 化学療法のランダム化第Ⅱ相比較試験
157		20	乳癌診療におけるグローバルスタンダードの導入と質的評価検討に関する研究
158		21	高次脳機能を温存する転移性脳腫瘍の治療法確立に関する研究
159		22	再発小細胞肺癌に対する標準的治療法の確立に関する研究
160		23	進行・再発子宮頸癌に対する標準的治療体系の確立に関する研究
161		24	進行肝細胞癌に対する集学的治療確立に関する研究
162		25	進行性大腸がんに対する低侵襲治療法の確立に関する研究
163		26	定位放射線治療による予後改善に関する研究
164		27	自治体におけるがん対策の現状分析とマネジメントシステムの構築支援に関する研究
165		28	レセプトデータダウンロード方式を利用したがん診療施設の医療水準の評価に関する研究
166		29	医療機関がん診療機能の客観的・第三者評価標準システムに関する開発研究
167		30	がん拠点病院の配置シミュレーションに関する研究
168		31	がん患者の医療機関受診に関する動態調査
169		32	緩和ケアのガイドライン作成に関するシステム構築に関する研究
170		33	相談内容の分析等を踏まえた相談支援センターのあり方に関する研究
171		34	がん対策における管理評価指標群の策定とその計測システムの確立に関する研究
172		35	遠隔診断の技術を用いたがんの病理診断支援のあり方に関する研究
173		36	通院治療・在宅医療等、地域に根ざした医療システムの展開に関する研究
174		37	地域に根ざしたがん医療システムの展開に関する研究
175		38	がん対策の実施基盤及び推進体制に関する国際比較研究
176		39	がん予防に資する未成年等における包括的たばこ対策に関する研究
177	8 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究	1	離島・農村地域における生活習慣病対策の環境整備とその評価に関する研究
178		2	都道府県等の生活習慣病リスク因子の格差及び経年モニタリング手法に関する検討
179		3	勤労者の健康づくりのための給食を活用した集団及びハイリスク者への対策に関する研究
180		4	エネルギー必要量推定法に関する基盤的研究
181		5	民間衛生施設を活用した健康増進のための効果的なシステムの開発及び評価に関する研究
182		6	生活習慣病対策における健診・保健指導による行動変容にかかる成功事例の収集及びガイドラインの作成に関する研究
183		7	脳卒中地域医療におけるインディケータの選定と監査システム開発に関する研究
184		8	内臓肥満の要因と動脈硬化促進に関する総合的研究
185		9	慢性心不全基本治療薬である利尿薬のクラス内予後改善効果の差異に関する研究
186		10	慢性心不全におけるメタボリック症候群の意義に関する研究
187		11	幼児期・思春期における生活習慣病の概念、自然史、診断基準の確立及び効果的介入方法に関するコホート研究
188		12	多施設共同研究：小児・思春期（若年）発症2型糖尿病の合併症発症率の経年的全国調査
189		13	筋肉の量的、質的維持がメタボリックシンドロームの予防に及ぼ

			す効果に関する研究－具体的な筋力トレーニングプログラムの開発－
190		14	生活習慣病一次予防に必要な身体活動量・体力基準値策定を目的とした大規模介入研究
191		15	自動体外式除細動器（AED）を用いた心疾患の救命率向上のための体制の構築に関する研究
192		16	健康寿命の地域指標算定の標準化に関する研究
193		17	メタボリックシンドロームの保健指導に歯科的な観点を導入することの効果に関する研究
194		18	健診受診者のコホート化と運動、栄養介入による生活習慣病予防
195		19	メタボリックシンドロームの動脈硬化症早期発見と治療を目的とした網膜病変解析の有効性に関する前向き調査
196		20	1型糖尿病およびインスリン療法を要する2型糖尿病の自己管理能力向上に関する研究
197	9 障害関連研究	1	高次脳機能障害者に対する医療・福祉・就労支援における人材育成に関する研究
198		2	障害者自立支援法下での重症心身障害児等に対する施設サービスの効果的な在り方に関する研究
199		3	虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究
200		4	障害者の自律移動支援における情報技術利用方法に関する調査研究
201		5	座位保持装置の評価基準の作成に関する研究
202		6	障害者の健康状態・栄養状態の把握と効果的な支援に関する研究
203		7	精神障害者の自立支援のための住居確保に関する研究
204		8	医療的ケアを必要とする障害者と家族への支援策に関する調査研究
205		9	重度身体障害を補完する福祉機器の開発需要と実現可能性に関する研究
206		10	日本人の緑内障に対するより有効な予防と治療 臨床的・基礎的エビデンスの確立
207		11	緑内障の危険因子の解明による診断法の開発、緑内障マウスを用いた視神経保護薬の開発と予防・治療法への応用
208		12	先天性難聴児の聴覚スクリーニングから就学後までの補聴器・人工内耳装用効果の総合追跡研究
209		13	正常眼圧緑内障の疾患感受性遺伝子の同定および迅速遺伝子診断キットの開発に関する研究
210		14	小児重症視覚障害の早期治療・リハビリテーションによる自立支援
211		15	角膜内皮機能不全に対する新しい治療方法の開発
212		16	感音難聴に対する内耳薬物投与システム臨床応用に関する研究
213		17	加齢性難聴に対する地域介入プログラムの有効性評価
214	10 エイズ・肝炎・新興再興感染症研究	1	性感染症に関する特定感染症予防指針の推進に関する研究
215		2	病原体保管、輸送、廃棄における一括管理システムの開発
216		3	麻疹・風疹（MR）混合ワクチンの接種効果・安全性・接種率に関する研究
217		4	インフルエンザ脳症の発症因子の解明とそれに基づく発症前診断方法の確立に関する研究
218		5	野生動物由来狂犬病およびリッサウイルス感染症の汚染把握を目的とした国際疫学調査
219		6	ハンセン病の啓発と難治症例に対する予防・診断・治療に関する研究
220		7	薬剤耐性菌等に関する研究
221		8	結核菌に関する研究
222		9	臓器移植や悪性腫瘍による免疫低下状態で発生するウイルス感染症の予防と治療に関する研究
223		10	広域における食品由来感染症を迅速に探知するために必要な情報に関する研究
224		11	新型インフルエンザプレパンデミックワクチンの安全性・免疫原

				性および交叉免疫性に関する研究
225		12		服薬アドヒアランスの向上・維持に関する研究
226		13		血友病の治療とその合併症の克服に関する研究
227		14		周産期・小児・生殖医療におけるH I V感染対策に関する集学的研究
228		15		H I Vの感染予防に関する研究
229		16		H I V感染予防における経粘膜ワクチンの開発
230		17		H I V感染症に合併する各種疾病に関する研究
231		18		重篤な日和見感染症の早期発見と最適治療に関する研究
232		19		NeuroA I D Sの発症病態と治療法の開発を目指した長期フォローアップ体制の構築
233		20		H I V感染とエイズ発症の阻止及び治療に関わる基礎研究
234		21		H I V感染症の治療開発に関する研究
235		22		H I V検査相談機会の拡大と質的充実に関する研究
236		23		日本の性娯楽施設・産業に係わる人々への支援・予防対策の開発に関する学際的研究
237		24		若年者等におけるH I V感染症の性感染予防に関する学際的研究
238		25		アジア・太平洋地域におけるH I V・エイズの流行・対策状況と日本への波及に関する研究
239		26		H I V感染症の動向と影響及び政策のモニタリングに関する研究
240		27		エイズ対策研究事業の企画と評価に関する研究
241		28		免疫不全に伴う脳内潜伏トキソプラズマ原虫再活性化の事前予想と再活性化原発 局所における宿主遺伝子発現レベルの網羅的解析
242		29		抗エイズ薬を目指したウイルス糖鎖構造制御による宿主免疫の賦活化・機能化分子の開発
243		30		電算機的アプローチを活用したRNase H活性を標的とするH I V-1複製阻害剤開発に関する研究 (若手育成型)
244		31		同性愛者等への有効な予防介入プログラムの普及に関する研究
245		32		自立困難なH I V陽性者のケア・医療に関する研究
246		33		E型肝炎の感染経路・宿主域・遺伝的多様性・感染防止・診断・治療に関する研究
247		34		透析施設におけるC型肝炎院内感染の状況・予後・予防に関する研究
248		35		C型肝炎の状況・長期予後の疫学像の解明に関する研究
249		36		肝がん患者のQOL向上に関する研究
250		37		肝炎ウイルス感染の肝外病変の基礎的及び臨床的包括研究
251	11 免疫アレルギー疾患予防治療研究	1		気管支喘息難治・重症化の病因・病態の解明に関する研究
252		2		アレルギー性疾患の発症・進展・重症化の予防に関する研究
253		3		アトピー性皮膚炎の発症および悪化因子の同定と発症予防・症状悪化防止のための生活環境整備に関する研究
254		4		関節リウマチの重症化防止のための臨床的早期診断法と早期重症化診断法に関する研究
255		5		成人喘息の寛解を目指した治療薬の減量・中止に関する研究
256		6		スギ花粉症およびダニアレルギーに対する新しい免疫療法の開発
257		7		関節リウマチに対する長期耐用下肢人工関節の開発とクリティカルパスの標準化
258		8		関節リウマチの治療法選択と治療反応性の実態把握の為の定点観測体制の構築
259		9		アレルギー疾患の自己管理と個別化医療を目指した早期診断基準と早期治療法の確立及びその有効性と有害事象の評価に関する研究
260		10		食物アレルギーの発症・重症化予防に関する研究
261		11		関節リウマチにおける間質性肺病変発症に関わる遺伝子の探索
262		12		臨床移植コーディネーター看護師養成教育プログラムの開発と

				評価に関する研究
263		13		造血幹細胞移植におけるドナーの安全性と倫理的保護を確保したコーディネートシステム構築に関する研究
264		1	12	医療観察法による医療提供のあり方に関する研究
265		2	健康科学研究	他害行為を行った精神障害者の診断、治療及び社会復帰支援に関する研究
266		3		司法精神医療の適正な実施と普及のあり方に関する研究
267		4		難治性うつ病の治療反応性予測と客観的診断法に関する生物・心理・社会的統合研究
268		5		精神保健医療福祉の改革ビジョンの成果に関する研究
269		6		高次脳機能障害者に対する地域支援ネットワークの構築に関する研究
270		7		自殺未遂者および自殺者遺族等へのケアに関する研究
271		8		ヒトを対象にした精神疾患の生物学的病態解明に関する研究
272		9		統合失調症の生物学的病態解明と予防・治療法の開発
273		10		双極性障害の神経生理・画像・分子遺伝学的研究
274		11		糖鎖の関連するニューロパチーの分子病態の解析
275		12		肢帯型筋ジストロフィー1 B型の社会医学的・分子細胞生物学的研究
276		13		小児期の大脳白質病変の病態解明に関する研究
277		14		基礎研究と臨床研究の融合による、神経疾患によってひきおこされる疼痛に対する新しい治療法の開発
278		15		筋萎縮性側索硬化症に対する特異治療法の開発
279		16		NAD・S i r 2 依存性軸索保護機構を用いた神経変性疾患治療とその分子基盤
280		17		骨髄間質由来筋前駆細胞と筋ジストロフィー犬を用いた筋ジストロフィーに対する細胞移植治療法の開発
281		18		片頭痛に対する画期的治療法の開発に関する研究
282		19		ハンチントン病の根本的治療の実現をめざした最新RNA i 誘導技術を基盤とする先端的治療法の開発と確立
283		20		運動ニューロン変性に関わる分子の同定と病態抑止治療法の開発
284		21		MR 1 拘束性T細胞 (M A I T細胞) を介した多発性硬化症の予防と治療に関する研究
285		22		細胞組織工学的手法を用いた中枢神経障害に対する根治的治療法の開発
286		23		筋萎縮性側索硬化症に対する肝細胞増殖因子を用いた画期的治療法の開発
287		24		自己免疫疾患に伴う中枢神経障害に関連する抗神経抗体の検索と抗原機能の解析：病態の解明から治療法確立に向けて
288		1	13	難治性疾患克服研究
289		2		黄斑変性カニクイザルを用いた補体活性抑制剤による加齢黄斑変性の予防・治療法の確立と情報収集解析システムの開発
290		3		難治性疾患に関する有効な治療法選択等のための情報収集体制の構築に関する研究
291		4		パーキンソン病および関連神経変性疾患の生前同意に基づく脳バンクの構築に関する研究
292		5		炎症性腸疾患の画期的治療法に関する臨床研究
293		6		新規抗パーキンソン病薬ゾニサミドの神経保護作用に関する臨床研究
294		7		特発性肺線維症の予後改善を目指したサイクロスポリン＋ステロイド療法ならびにNアセチルシステイン吸入療法に関する臨床研究
295	IV 健康安全確保総合研究分野	1	14	地域医療基盤開発推進研究
296		2		無床診療所等における医療安全管理体制構築に関する研究
297		3		「学習処方箋」を用いた病院図書室機能の活性化と協働の医療推進に関する研究
				医療の質向上に資するアウトカム評価モデルの開発に関する研

			究
298		4	市民参加型地域緩和ケアシステム「家で死ぬるまちづくり」の開発と評価
299		5	安全性の高い療養環境及び作業環境の確立に関する研究
300		6	医療圏における地域疾病構造および患者受療行動に基づく地域医療の評価のあり方に関する研究
301		7	都道府県における医療計画の現状把握と分析に関する研究
302		8	医療計画におけるP D C Aサイクルによるマネジメントに関する研究
303		9	小児救急のあり方に関する研究
304		10	救急医療体制の推進に関する研究
305		11	行政処分を受けた医療従業者の再教育の進め方に関する研究
306		12	試験問題プール制の推進等国家試験の改善に係る研究
307		13	精神科疾患を有する人の地域生活を支えるエビデンスに基づいた看護ガイドラインの開発
308		14	がん治療による副作用の緩和に関する統合医療の研究
309		15	統合医療による国民医療費への影響の実態把握研究
310		16	循環器疾患に対する根拠に基づく鍼治療の開発
311		17	医療・福祉分野の安全性向上を目指した電子タグ応用の包括的研究
312		18	医療安全対策の推進基盤となる電子カルテシステム等の開発・評価と利活用に関する研究「医療安全を目的とした電子カルテシステムのユーザビリティ評価とユーザーインターフェースガイドライン構築」
313		19	テキストマイニングによる薬物有害事象の自動抽出を目的としたオントロジー構築とシステム開発
314		20	標準的電子カルテ基盤上での医療安全の実現と評価に関する研究
315		21	新生児重傷心疾患に対する予後向上のためのリアルタイム心エコー動画像による遠隔診断と新生児心疾患救急診療システム確立に関する臨床研究
316		22	笑顔を引き出すテレビ電話を使った遠隔医療と在宅高齢者を支援するユビキタスコミュニケーションの効果に関する研究
317		23	診療ガイドラインによる診療内容確認に関する研究
318		24	医療者と患者を結ぶ情報伝達手段としての媒介物（人工物）の機能とその安全性に関する研究
319		25	臨床研修における標準的E B M教育カリキュラムの普及と評価に関する研究
320		26	肺血栓塞栓症／深部静脈血栓症の院内発症予防ガイドライン公開後の評価ならびに改定と普及・推進に関する研究
321		27	総合診療外来におけるドクターショッピング終息効果の検討
322		28	処方せんの記載方法に関する医療安全対策の検討
323		29	脊椎原性疾患に対する適正な施術の在り方に関する研究
324		30	外科系医療技術修練の在り方に関する研究
325		31	新医師臨床研修制度において有効な研修成果を挙げるための院内体制および地域医療研修の整備に関する研究
326	15 労働安全衛生総合研究	1	石綿ばく露による健康障害リスクに関する疫学調査の開発研究
327		2	非石綿ガasketの高温密封性能の評価と試験方法の開発
328		3	労働者の自殺予防に関する介入研究
329		4	職場における電磁場環境および人体ばく露の実態と労働衛生管理の在り方に関する調査研究
330		5	石綿含有建材を使用した建築物等の解体・改修工事における石綿飛散状況のチェックのためのリアルタイム計測機器導入のための調査研究
331	16 食品医薬品等リスク分析研究	1	食品によるバイオテロの危険性に関する研究
332		2	食品の安全についての普及啓発のためのツールおよびプログラムの開発に関する研究
333		3	薬剤耐性食中毒菌サーベイランスに関する研究

334		4	モダンバイオテクノロジー応用食品の安全性確保に関する研究
335		5	いわゆる健康食品の安全性に影響する要因分析とそのデータベース化・情報提供に関する研究
336		6	既存添加物の発がん性等に関する安全性評価研究
337		7	既存添加物の慢性毒性及び発がん性に関する研究
338		8	既存添加物等の安全性に関する研究
339		9	食品添加物等における遺伝毒性評価のための戦略構築に関する研究
340		10	食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究
341		11	食品における微生物迅速検査法の開発及びその精度評価システムに関する研究
342		12	食品を介したダイオキシン類等の人体への影響の把握と治療法の開発等に関する研究
343		13	食品中の遺伝毒性を有する有害物質のリスク管理に資する総合研究
344		14	輸入生鮮魚介類および動物生肉のウイルス汚染のサーベイランスに関する研究
345		15	輸入食品における食中毒菌サーベイランス及びモニタリングシステム構築に関する研究
346		16	貝毒を含む食品の安全性確保に関する研究
347		17	超高速・簡便な遺伝子組換え食品の新規確定検査法の開発
348		18	貝毒を含む食品の安全性確保に関する研究
349		19	健康食品等の安全性・有効性評価研究分野
350		20	微生物産生毒素のハイリスクグループへの慢性的な健康影響に関する研究
351		21	薬物体内動態支配因子のファーマコゲノミクスに基づく医薬品開発評価
352		22	医薬品等の品質・安全性に係る国際的動向を踏まえた評価に関する研究
353		23	医薬品製造開発・承認審査の確実かつ効率的なプロセス構築に関する研究
354		24	生薬及び漢方処方薬の有用性評価手法・安全性確保と国際調和に関する研究
355		25	新しい無菌医薬品製造技術の無菌性評価に関する研究
356		26	国際化を踏まえた医薬品・医療機器の安全性情報の伝達に関する研究
357		27	国家検定の国際調和に関する研究
358		28	技術の進展等に対応した医薬品医療機器等の製造所の効率的監査手法のあり方等に関する研究
359		29	「専ら医薬品」としての規制の範囲に関する研究
360		30	麻薬の代替となる薬用植物栽培の国際的普及に関する研究
361		31	違法ドラッグの依存性等に基づいた乱用防止対策に関する研究
362		32	違法ドラッグの薬物依存形成メカニズムとその乱用実態把握に関する研究
363		33	大量出血時の止血能の評価と輸血療法に関する研究
364		34	献血者の安全確保対策に配慮した採血基準の拡大に関する研究
365		35	血液製剤の安全性確保のための技術開発と標準化及び血液製剤の精度管理法の開発に関する研究
366		36	抗毒素製剤の効率的製造方法の開発に関する研究
367		37	薬剤性肺障害の発現状況の国際比較に関する研究
368		38	植え込み型生命維持装置の不具合情報等の集積・伝達手法の確立等に関する研究
369		39	薬物乱用・依存等の実態把握と「回復」に向けての対応策に関する研究
370		40	血液製剤の安全性向上をめざした高圧処理による病原体不活化法の研究
371		41	ヘモビジランスのための病院内輸血副作用監視体制に関する研

			究
372		42	献血者の増加に資する教育教材の開発とその効果の検証
373		43	薬局及び薬店における薬剤師等の業務実態等に関する調査に関する研究
374		44	治験審査委員会のあるべき方向性に関する研究
375		45	経口糖尿病薬の臨床評価ガイドラインの策定に関する研究
376		46	抗心不全薬（急性・慢性）に関する臨床評価ガイドラインの作成に関する研究
377		47	腎性貧血治療薬開発における臨床評価ガイドライン等の作成に関する研究
378		48	インフルエンザ様疾患罹患時の異常行動の情報収集に関する研究
379		49	フィブリノゲン製剤等の納入先医療機関における製剤の使用実態及び当該製剤を使用した患者における肝炎ウイルス感染等の実態に関する研究
380		50	薬害肝炎の検証及び再発防止に関する研究
381		51	薬事・食品衛生審議会における「審議参加に関する遵守事項」の運用上の課題に関する研究
382		52	血液製剤に含まれるC型肝炎ウイルスの感染経路による感染リスクの差に関する研究
383		53	献血者でのHBV-DNA陽性血におけるデルタ肝炎ウイルス感染の実態
384		54	化学物質リスク評価の基盤整備におけるトキシコゲノミクスの利用に関する研究－反復暴露影響及び多臓器連関性（発達過程を含む）に重点を置いた解析研究
385		55	化学物質リスク評価における（定量的）構造活性相関（（Q）SAR）に関する研究
386		56	化学物質リスク評価法の国際的バリデーションに関する研究
387		57	化学物質、特に家庭内の化学物質の暴露評価手法の開発に関する研究
388		58	難分解性有機汚染物質（POPs）の胎児期暴露に関する研究
389		59	ナノ微粒子の体内動態可視化法の開発
390		60	ナノマテリアルのヒト健康影響の評価手法の開発のための有害性評価および体内動態評価に関する基盤研究
391		61	家庭用化学製品のリスク管理におけるヒトデータの利用に関する研究
392		62	化学物質安全性情報の収集と発信に関する研究
393	17 健康安全・危機管理 対策総合研究	1	健康危機管理体制の評価指標、効果の評価に関する研究
394		2	健康危機管理体制の評価指標、効果の評価および人材育成に係るeラーニングプログラムの開発評価に関する研究
395		3	地域の健康危機管理を担う保健所職員等の資質向上に関する研究
396		4	卒前教育・卒後臨床研修における公衆衛生医師の専門技能評価と育成手法等に関する調査研究
397		5	飲料水に係る健康危機の適正管理手法の開発に関する研究
398		6	水安全計画による貯水槽水道の管理水準の向上に関する研究
399		7	建築物の衛生的環境の維持管理に関する研究
400		8	シックハウス症候群の診断・治療法及び具体的対応方策に関する研究
401		9	シックハウス症候群の診断・治療法及び具体的方策に関する研究
402		10	健康危機管理におけるクライシスコミュニケーションのあり方の検討
403		11	グローバル社会に対応した健康危機サーベイランスシステム：情報分析・グレーディング手法の開発と評価
404		12	在宅重症療養患者にかかる緊急・災害時の支援体制の構築に関する研究
405		13	結核・感染症の発生に備えた保健所保健師の平常時体制づくり並びに現任教育プログラムの開発に関する研究

406			14	地理・時間情報を加味した突発的・集中的な健康危機事象の発生を早期発見するための統計手法に関する研究
407			15	健康危機管理体制における精神保健支援のあり方に関する研究
408			16	健康安全・危機管理対策に関連する研究開発の動向と将来予測に関する研究